

平成 2 6 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

平成 2 6 年 6 月 1 0 日開会

平成 2 6 年 6 月 2 7 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 2 6 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 1 0 日

平成26年第2回北杜市議会定例会（1日目）

平成26年6月10日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第3号 平成25年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件
- 日程第4 報告第4号 平成25年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第5 報告第5号 平成25年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件
- 日程第6 報告第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件
- 日程第7 報告第7号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）
- 日程第8 承認第2号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第9 承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第10 議案第64号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第11 議案第65号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第67号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第68号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第69号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 議案第70号 工事請負契約の締結について（（仮）須玉子育て支援住宅建設工事（建設主体工事））
- 日程第17 議案第71号 工事請負契約の締結について（生涯学習センターこぶちさわ改修工事（建設主体））
- 日程第18 議案第72号 市道路線の廃止について
- 日程第19 同意第7号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第20 同意第8号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第21 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第22 請願第2号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書
- 日程第23 請願第3号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願

2.出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.会議録署名議員

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(29人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
管財課長	中山晃彦		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開会 午前10時00分

○議会事務局長（坂本吉彦君）

平成26年第2回北杜市議会定例会の開会に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

去る5月28日に開催されました全国市議会議長会定期総会におきまして小尾直知議員、千野秀一議員、保坂多枝子議員、中嶋新議員に議員10年以上の表彰状が授与されました。

ここで、渡邊議長から表彰状の伝達を行います。

渡邊議長、表彰された皆さまは演壇の前にお進み願います。

（表彰状の伝達）

おめでとうございます。

以上で、表彰状の伝達を終わります。自席へお戻りください。

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

平成26年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員ならびに執行部の皆さまには公私ともに大変お忙しい中、本定例会にご参集いただき誠にありがとうございます。

市内の水田ではほぼ田植えも終わり、緑が鮮やかな田園風景となってまいりました。冷夏との予報もありますが、秋の豊作を期待するものであります。

さて、日本創生会議の分科会において全体の約5割の自治体で2040年までに若年女性が半分に減少するとの試算が出され、深刻な状況を改めて認識させられたところであります。

すべての人が事実認識を共有し、人口減少問題に取り組んでいくことが重要であると考えているところであります。

これから暑い日が続きますが議員各位におかれましては健康には十分ご留意の上、本定例会に提案されました諸議案について慎重・公正なご審議をいただきますとともに、円滑な議会運営にご協力いただけますようお願い申し上げ、あいさつといたします。

本日の出席議員数は22人です。

定足数に達しておりますので、平成26年第2回北杜市議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

はじめに本定例会に提出する議案につき市長から通知がありました。提出議案は報告5件、承認2件、議案9件、同意2件です。

次に今定例会において受理した請願は、お手元に配布のとおりであります。

次に監査委員から平成26年2月から4月までの実施分の例月現金出納検査、定期監査および工事監査の結果について、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に4月9日に関東市議会議長会支部長会議が千葉県で開催され、私が出席いたしました。4月16日に山梨県市議会議長会第251回定期総会を北杜市において開催し、私と副議長が出席いたしました。4月22日に関東市議会議長会第2回理事会および第80回定期総会が千葉県で、5月15日に山梨県南アルプス世界自然遺産登録推進協議会総会が北杜市で、5月24日に南アルプス世界自然遺産推進協議会総会が伊那市で、5月27日から30日にかけて全国市議会議長会第195回理事会・第90回定期総会・全国市議会議員共済会代議員会および天皇陛下拝謁が東京都でそれぞれ開催され、私が出席いたしました。

次に4月28日から5月7日までの10日間、第25回米国ケンタッキー州マディソン郡親善訪問事業が行われ、私が訪問団の団長として参加いたしました。

次に経済環境常任委員会が4月21日、清里檜山牧場跡地への太陽光発電施設導入の現地調査を実施し、お手元に配布のとおり報告がありました。

次に、閉会中に開催された峡北広域行政事務組合議会から報告がございます。

峡北広域行政事務組合議会 小尾直知君、報告をお願いいたします。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

平成26年第1回峡北広域行政事務組合議会定例会および第1回臨時議会報告書。

峡北広域行政事務組合議会の報告をさせていただきます。

はじめに平成26年第1回の議会定例会が3月27日に開催され、齊藤功文議員、加藤紀雄議員、相吉正一議員、清水進議員、野中真理子議員、篠原眞清議員、千野秀一議員、秋山俊和議員と私の9人が出席いたしました。

議案の概要について説明いたします。

条例案件6件、補正予算案件2件、当初予算案件4件、人事案件2件の14案件であります。

まず条例案件であります。議案第1号 峡北広域行政事務組合行政財産使用料条例の制定については組合が所有する行政財産の使用料に関し、必要な事項を定めるために条例を制定するものであります。

次に議案第2号 峡北広域行政事務組合消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定については、平成25年6月14日に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことにより、平成26年4月1日付けで消防組織法第15条が改正され、これまで政令で定められていた消防長および消防署長の任命資格が市町村の条例で定めることになりました。

またこれに先立ち、参酌基準となる市町村の消防長及び消防署長の資格の基準を定める政令が平成25年9月6日に公布されたことから条例を制定するものであります。

次に議案第3号 峡北広域行政事務組合職員給与条例の一部を改正する条例については、構成市の状況に鑑み組合職員給与条例の一部を改正するものであります。

次に議案第4号 峡北広域行政事務組合手数料条例の一部を改正する条例については、消費税及び地方消費税の税率の引き上げに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）に規定する手数料の額の標準について見直しが行われたことにより条例の一部を改正するものであります。

次に議案第5号 峡北広域行政事務組合火災予防条例の一部を改正する条例については、建築基準法施行令及び消防法施行令の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

次に議案第6号 峡北広域行政事務組合ゴミ処理施設の設置及び管理に関する条例及び峡北広域行政事務組合し尿処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、消費税および地方消費税の税率の引き上げに伴い廃棄物手数料の税率の改正、ならびに廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正に伴い、技術管理者の資格の基準を定める必要があることから条例の一部を改正するものであります。

次に補正予算ですが、まず議案第7号 平成25年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計補正予算（第2号）は緊急防災・減災事業債を活用して葦崎消防署に救急工作車と小淵沢分

署に高規格救急自動車を配備するための備品購入などにより、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,877万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億8,534万1千円とするものであります。

次に議案第8号 平成25年度峡北広域行政事務組合ゴミ処理特別会計補正予算(第2号)は、葦崎市の市道龍岡18号線整備事業負担金の増加に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ147万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を16億549万5千円とするものであります。

次に平成26年度の当初予算であります。一般会計の予算額は5,853万1千円で前年度に比較して673万1千円の増となります。

主な歳出は議員報酬、職員人件費であります。常備消防特別会計の予算額は12億119万9千円で前年度に比較して423万2千円の減となります。

主な歳出は、消防職員人件費のほか消防緊急通信指令施設保守点検業務委託料910万8千円、消防緊急通信指令施設部分更新賃貸料1,140万3千円、消防ポンプ自動車3,186万円であります。

ゴミ処理特別会計の予算額は17億4,776万5千円で前年度に比較して1億6,029万2千円の増となります。

主な歳出はゴミ処理施設運転管理業務委託料2億1,118万9千円、定期点検委託料3億7,908万円、薬品等施設運営費であります。

また施設整備費においては生活環境影響調査業務委託料1,148万1千円、施設基本計画業務委託料690万5千円および測量業務委託料669万円等であります。

し尿処理特別会計の予算額は8,990万3千円で前年度に比較して1,591万5千円の増であります。

主な歳出は堆肥汚泥運搬処理処分業務委託料2,449万2千円、薬品等施設運営費であります。

以上12議案、いずれも原案のとおり可決されました。

次に人事案件であります。峡北広域行政事務組合公平委員会委員の選任についてであります。

委員の任期満了に伴い葦崎市、眞壁静夫氏および北杜市、小林奎吾氏が選任・同意されました。

次に平成26年第1回の議会臨時会が6月2日に開催され、齊藤功文、輿水良照、相吉正一、清水進、野中真理子、篠原眞清、千野秀一、秋山俊和の各議員と私の9人が出席いたしました。

議案の概要について説明いたします。

報告案件1件、予算案件1件、契約案件3件、人事案件1件であります。

なお副議長 三浦進吾議員の任期満了に伴い、欠員となったことから副議長選挙が行われました。

はじめに全員協議会において選出し、本会議において指名推選することです承され、甲斐市選出、三浦進吾議員が選出されました。

まず平成25年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算に係る繰越明許費の繰越額の報告については、平成25年度峡北広域行政事務組合常備消防特別会計歳出予算に係る経費を別紙繰越計算書のとおり繰越明許費を繰り越したので、地方自治法施行令第146条第

2項の規定により報告するものであります。

次に平成26年度峡北広域行政事務組合ゴミ処理特別会計補正予算(第1号)についてはゴミ処理特別会計の補正額は4,012万3千円を追加し、総額を17億8,788万8千円とするものであります。

主な内容については新ゴミ処理施設建設に係る計画支援業務委託料、循環型社会形成推進地域計画改定業務委託料および新ゴミ処理施設建設に伴う埋め立て廃棄物の性状等にかかる調査業務委託料を追加するものであります。

次に契約案件の救助工作車 型購入契約の締結について、契約案件の高規格救急自動車購入契約の締結について、および契約案件の消防ポンプ自動車(CD-型)購入契約の締結については、条例で定めるところにより議会の議決に付す必要があることから提出されたものであります。

次に峡北広域行政事務組合監査委員の選任について、峡北広域行政事務組合監査委員 保坂芳子氏の任期が平成26年4月30日をもって満了となったため、甲斐市の小浦宗光氏が後任者に選任されたことについて議会の同意を得る必要があるため、この案件を提出するものであります。

以上6議案、いずれも原案のとおり可決されました。

これで平成26年第1回峡北広域行政事務組合議会、ならびに第1回臨時議会の報告を終わります。

以上でございます。

○議長(渡邊英子君)

大変ご苦労さまでした。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影等の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程はあらかじめ、お手元に配布したとおりであります。

○議長(渡邊英子君)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第86条の規定により、

1番議員 上村英司君

2番議員 小野光一君

3番議員 齊藤功文君

を本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長(渡邊英子君)

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から6月27日までの18日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から6月27日までの18日間とすることに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第3 報告第3号 平成25年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件から日程第20 同意第8号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件までの18件を一括議題といたします。

市長からの所信および提出議案に対する説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

平成26年第2回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政の運営に対する所信の一端を申し述べますとともに提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

ふるさと北杜では田植えもほぼ終わり、田園風景も緑が深まってまいりました。今月1日には毎年、多くの皆さまに楽しんでいただいている稲絵アートを八ヶ岳ミュージアム協議会がデザインした市の鳥であるフクロウをかたどって田植えを行ったところであり、成長とともにおもしろい稲絵を期待しているところであります。

さて日本創成会議が5月に公表した人口減少推計では、地方から大都市への人口流出が現在のペースで続けば、2040年には20歳から39歳の若年女性が50%を超えて減少する自治体が全体の半分にのぼるとされました。北杜市の場合は現在の約3,800人が約1,700人にまで落ち込むとの推計になっておりました。

若い女性の定住には働く場の確保が最も基本となる柱であり、住まい、医療、福祉、教育など安全・安心な魅力あるまちづくりも肝要であると考えているところであります。

一方、先月28日には政府において成長戦略に盛り込む子育て支援案がまとめられ、その内容は子どもを預けやすくする、女性が働きやすくする、働いても損しない仕組みづくりでありました。

今後、国の施策にも注視するとともに現在、市で進めている定住促進計画の策定においても若者や女性が住みやすい社会の実現を目指してまいりたいと考えております。

さて国では先月、好循環実現のための経済対策において予算計上したがんばる地域交付金の配分を決めたところであります。がんばる地域交付金では、行革の取り組み度合いによって交付率に差を付ける配分手法を採用されており、本市においては8,155万円余が交付される予定であり、ありがたく思います。この交付金を市単独事業の財源として活用し、防災対策などに生かしてまいりたいと考えております。

今後も国の経済対策、財政対策の動向に注視するとともに引き続き税収の確保、市債の発行抑制、経常経費や公共事業費の削減等の行財政改革を進め後世に負を残さない、将来に責任を持てる舵取りを基本に一層の財政健全化に取り組んでまいります。今後も議員各位はもとより、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

ところで4月23日には武川中学校が読書活動の推進において、優れた取り組み等を行っている学校として子どもの読書活動優秀実践校 文部科学大臣表彰を受賞しました。原っぱ教育

の成果の表れとして、喜んだところであります。

また先月31日には第45回交通安全子ども自転車山梨県大会が開催され、高根東小学校自転車クラブが団体の部において18年連続優勝という素晴らしい成績を収めました。日ごろのたゆまぬ練習の成果と仲間との絆でなし得た快挙であり、全国大会においてもさらなる健闘に期待しております。

一方、本市のまちづくり条例を基本とした取り組みがまちづくり月間 まちづくり功労者 国土交通大臣表彰を受賞することになりました。これは魅力あるまちづくりの推進に努め、特に著しい功績のあった団体等に行われるもので、今年度は本市を含め全国で32団体が受賞することとなりました。

本市はまちづくり条例を制定し、優れた自然と美しい風景に調和した北杜市を創造するための施策を策定したことや秩序ある土地利用および市民参加によるまちづくりの推進を行っていることが認められたものであります。

今月16日に東京で表彰式が行われますが、これをバネにさらに北杜市らしさを守り、育て、未来につなげる美しい環境のまちを実現するためのまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

7月30日から8月10日までの12日間にわたり、山梨県ほか3都県において全国高等学校総合体育大会（インターハイ）が開催されます。本市ではサッカー男子の1・2回戦が長坂総合スポーツ公園陸上競技場において行われます。高校生のスポーツの祭典を応援するとともに全国から集う高校生や関係者の方々に本市の自然、歴史、観光など魅力を紹介できるよう実行委員会を中心に準備を進めてまいります。

先月20日には、シドニーオリンピック競泳女子日本代表の萩原智子さんから北杜市において水の大切さを伝える「ハギトモ笑顔プロジェクト」を行いたいとの提案がありました。大変ありがたいお話しであり、さまざまな機会を通じてトップアスリートとの触れ合いの場として、また子どもたちの人材育成の場となるよう、萩原さんと連携してまいりたいと考えております。

次に、市政の状況について申し上げます。

はじめに、南アルプス国立公園および八ヶ岳中信高原国定公園指定50周年についてであります。

南アルプス国立公園においては、関係する3県10市町村により先月24日、伊那市において記念式典が挙行されました。南アルプスが持つ自然環境の素晴らしさを全国に発信し、貴重な動植物の保護を呼びかけたところであります。

また本年は八ヶ岳中信高原国定公園においても50周年を迎えることから、両公園の魅力ある山岳景観をイメージしたモニュメントを道の駅はくしゅうと清里駅前広場に設置するとともに10月には記念講演を開催する予定であります。

この記念すべき節目の年に、優れた山岳景観と魅力ある観光資源を市内外に広く発信するとともに、さらには国外へと観光誘客を図ってまいります。

一方、関係10市町村と推進協議会を設置して進めてまいりました南アルプス ユネスコエコパーク登録につきましては明日、ユネスコ国際調整理事会において登録の可否が決定される予定であります。この登録につきましては、極めて高い確率で実現する状況であることから先月にはエリアとなる白州・武川町において、住民説明会を開催しました。

登録が決定されたのちには地域の皆さま、企業、各種団体と連携し、貴重な自然や文化を守

りながら、地域の産業や観光の発展を目指した魅力あるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、くらしの便利帖についてであります。

N T T タウンページと官民協働事業として進めてきました北杜市くらしの便利帖が完成し、今月から各世帯、事業所等への配布が始まったところであります。

普段から身近な場所に保管されるタウンページの巻頭に市の情報を掲載しましたので、日常生活にご活用いただきたいと思っております。

次に、市制施行10周年についてであります。

4月13日に記念事業の皮切りとして、NHKのど自慢公開生放送が開催されました。当日はゲストに森進一さん、ももいろクローバーZの皆さんを迎え、のど自慢史上、類を見ない盛り上がりを見せ、ふるさと北杜を全国にPRする絶好の機会となりました。

一方、先月25日に開催した市内中学・高校生による吹奏楽コンサートでは、市内の中学校8校と高校3校の吹奏楽部により、素晴らしい演奏を披露していただきました。

さらに記念事業として、今月28日の名峰と名水の里 北杜囲碁まつりや北杜の自然・文化を堪能していただくフットパス、山岳ハイキングに加え音事協の森チャリティーコンサート、東京藝術大学や自衛隊、山梨県警察音楽隊のコンサートなどを計画しており、年度を通して一流の文化・芸術事業を開催し、市民の皆さまと市制施行10周年を祝してまいりたいと考えております。

次に、地域防災計画についてであります。

県では東海地震や南海トラフ地震など想定される大規模災害に適切な対応を図るため、3月に山梨県地域防災計画の見直しを行いました。この改定内容を市地域防災計画に反映させるため、3月末に防災会議により検討を行い、計画を見直したところであります。

内容は災害対策基本法の一部改正に伴い、支援の必要な人をよりの確に援助できるように見直しを行ったものであり、この改定により要避難支援者の円滑かつ安全な避難の確保に努めてまいります。

なお、本年2月の大雪を教訓とした市地域防災計画の見直しにつきましても同様に県地域防災計画の見直し後、早々に行う予定であります。

次に、男女共同参画事業についてであります。

大雪の影響で中止となりましたほほえみフォーラム2014につきましては、参加団体等の要望もあったことから4月6日に開催をいたしました。当日は甲陵高校生や各団体の工夫を凝らしたワークショップ等、地域の力が結集されたフォーラムとなり、男女共同参画社会の実現に向け意識の醸成が図られたものと考えております。

次に、愛育班の設立についてであります。

現在、子育て中の親には育児不安や虐待などの深刻な問題が多く、その対応が早急に求められております。市内における愛育会活動は妊婦と乳幼児を対象に声かけ、見守り、相談などの活動を中心とし、母と子の健康と幸せを守り、人と人をつなぐ地域づくりにも貢献している状況にあります。そのような中、先月10日には高根愛育班が2年半の準備期間を経て市内で5番目の設立となりました。さらなる活動の広がりや充実を期待を寄せているところであり、少子化対策、子育て支援の上からも重要な施策でありますので、今後も市内全域での設立に向けて働きかけを行ってまいります。

次に、市立病院改革プランについてであります。

市立2病院においては平成21年度から北杜市病院改革プランに基づき、毎年、病院事業の点検・評価を行ってまいりました。プランの課題でありました甲陽病院の常勤内科医師は4月から迎えることができましたが、今後も引き続き持続可能な病院経営と良質な医療の提供を行うことを目的に、本年度から平成28年度までの3年間を対象にした第2次北杜市立病院改革プランを策定したところであります。今後もさらなる経営の効率化や医療の充実を図ってまいります。

次に、介護保険事業についてであります。

北杜市老人福祉計画および介護保険事業計画については本年度、第3次計画が最終年度を迎えることから、来年度からの3年間を計画期間とした第4次計画を策定するため、策定委員会において検討を始めたところであります。

市民の皆さまが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるように具体的な施策を計画の中で示していきたいと考えております。

新たな計画では地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、在宅医療と介護連携への取り組みを強化し、併せて団塊の世代が75歳を迎える10年先も見据えた中長期的なサービスの給付、保険料の水準等を見込んでいくこととしております。

また塩川・釜無川地区の小規模多機能型居宅事業所、ならびに八ヶ岳南麓地区の複合型サービス事業所の整備につきましては事業者の選定を終え、年度内開設に向け、準備を進めていただいているところであります。

次に、子育て支援住宅についてであります。

安心して子どもを生み育てる環境づくりを目的に、本年度から建設に着手する子育て支援住宅は建設場所が医療機関や保育園、小学校等の施設が最寄りにあること、また間取りにおいて室内のどこからでも子どもの様子が見えること、収納スペースが十分に確保されていることなど子育て世帯に配慮した住宅とすることとしております。

なお4月19日には仮称、須玉子育て支援住宅がミキハウス子育て総研の子育てにやさしい住まいと環境の認定基準を満たした住宅として認定をされたところであり、市営住宅としては全国で第1号であります。来年9月の入居に向けて建設を進めてまいります。

次に、新エネルギー推進機構についてであります。

本市の恵まれた地域特性を生かし、新エネルギー施策のさらなる普及促進を目的として、4月28日に北杜市新エネルギー推進機構を設立したところであります。推進機構は市内外の電気事業者や有識者など10名で構成し、市内の未利用地、遊休地などの有効活用による企業誘致や情報の収集・発信、また市への提言など新エネルギーの推進に向けた取り組みを行うこととなります。市といたしましても、推進機構の設置に伴い新エネルギーの先進自治体として自然に配慮した持続可能な社会の実現に向けた施策を進めてまいります。

次に、大規模太陽光発電施設についてであります。

官民パートナーシップにより、高根町清里地区に計画中の大規模太陽光発電施設につきましては林地開発行為に伴う協議など所定の手続きを進めているところであり、手続き終了となる本年7月初旬に工事の着手を予定しております。

市といたしましても、地域のご意見等を十分考慮しながら、平成27年の稼働を目標に地域の活性化に大いに期待しているところであります。

次に、大雪による農業施設への被害状況についてであります。

2月の大雪によるビニールハウスなど農業用施設への被害状況につきましては、農業者への被害状況の意向調査を行った結果、被災した農家466軒、被災施設の被害総額は約14億円で改めて被害の大きさが明らかとなりました。これまでに国の補助事業を活用し、営農を再開しようとする農家の申請をとりまとめたところ、ほぼ全員の継続希望がありました。市といたしましても必要な予算を措置し、全力で支援に当たりたいと考えております。

次に、中部横断自動車道についてであります。

国土交通省関東地方整備局は長野県の八千穂インターから佐久南インター間につきましては、平成29年度開通の予定であると公表いたしました。これにより長坂ジャンクション～八千穂インター間を除いて、平成29年度までに全線が開通する見通しであります。

中部横断自動車道の開通は命をつなぐ道として合併前からの地域の願いであり、今後も長坂ジャンクションから八千穂インター間の整備計画区間への早期格上げ・早期着工を関係機関と連携し、国に対し働きかけてまいります。

次に小淵沢駅舎改築、駅前広場整備事業についてであります。

駅舎改築の実施設計が7月末に完了することから9月議会において駅舎改築、駅前広場整備に係る予算案を提出する予定であります。今後、JR東日本との駅舎改築のための施工協定を締結し、年度内には新しい駅舎へ通じる跨線橋およびエレベーターの工事をJRで、また駅前広場西側の整備工事を市において実施する予定であります。駅舎本体につきましても、平成27年度での着工を予定しており、平成28年度の完成を目指してまいります。

次に、学校統合についてであります。

高根地区の小学校を2校体制とする高根地区小学校統合計画案、ならびに8中学校を4校体制とする北杜市立中学校統合計画案を各学校PTA総会等において説明を終えたところであり、現在、学校関係者と日程調整を行い、統合計画案に対する意見交換を進めているところであります。

また市民の皆さまへの説明・意見交換会につきましては、高根地区小学校統合計画案を今月3日に高根地区で開催したところであり、北杜市立中学校統合計画案は7月から町ごとに実施していく予定であります。

少子化等に伴う児童生徒数の減少が進む中で、北杜市の未来を担う子どもたちの教育環境づくりを図るため、学校関係者や市民の皆さまにご理解を得ながら意見集約に努め、学校統合を進めてまいります。

次に、学校でのいじめ防止対策についてであります。

昨年9月にいじめ防止対策推進法が施行されました。本市においては法律に基づき、国の基本方針および山梨県の基本方針を参酌して、3月に北杜市いじめ防止基本方針を定例教育委員会において策定し、学校・家庭・地域・関係機関が連携を図り、防止、早期発見、対処など対策を推進していくための具体的な取り組みを示したところであります。

次に提出案件の内容につきまして、ご説明申し上げます。

提出いたしました案件は報告案件5件、承認案件2件、条例案件4件、補正予算案件2件、その他案件3件、同意案件2件の合計18案件であります。

はじめに報告第3号から報告第7号までの5案件につきましては、関係法令の規定により議会へ報告するものであります。

次に承認第2号および承認第3号の2案件につきましては、関係法令等の規定により専決処分をいたしましたので、議会へ報告し承認を求めます。

続きまして、条例案件等につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第64号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定につきましては北杜市いじめ防止基本方針に基づき、いじめ問題対策連絡協議会および付属機関を設置するため、条例を制定するものであります。

次に議案第65号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、指定病院等で行われる不在者投票に派遣する外部立会人の報酬額等を規定するため、所要の改正を行うものであります。

次に議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部改正に加え、地域限定型地方税制特例措置を規定するため所要の改正を行うものであります。

次に議案第67号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例につきましては、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

続きまして、補正予算案につきましてご説明申し上げます。

はじめに議案第68号 平成26年度北杜市一般会計補正予算(第2号)についてであります。

2月の大雪により発生した農業用ハウスなどの災害廃棄物の収集・運搬・処分などを行う経費および農産物の生産に必要な施設の撤去費を被災農業者に対して助成する経費を増額することとし、所要の経費を計上しております。

また農業に従事している方々に引き続き営農意欲を持っていただけるよう、農産物の生産に必要な施設の復旧費用を助成する経費を増額計上したところであります。

そのほか子育て支援住宅整備事業として、旧大泉総合支所の解体工事に要する経費を計上しております。

以上の内容をもって編成いたしました結果、一般会計の補正額は8億1,731万8千円となり、歳入歳出予算の総額はそれぞれ302億8,619万9千円となります。

次に議案第69号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、小規模多機能型居宅介護事業所および複合型サービス事業所開設に対する助成経費として5,820万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ38億3,691万8千円とするものであります。

続きまして、その他案件および同意案件についてご説明申し上げます。

議案第70号 (仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建設主体工事)および議案第71号 生涯学習センターこぶちさわ改修工事(建設主体)の工事請負契約の締結につきましては、北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

次に議案第72号 市道路線の廃止につきましては県営土地改良事業実施に伴い、事業予定地の中心に位置する市道を法定外道路とし、最終的に事業用地として用途廃止を行うため、道路法第10条の規定により議会の議決を求めます。

次に同意第7号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任および同意第8号 内山の

内十二山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任についての2案件につきましては、それぞれ委員の辞職に伴い、新たに委員を選任する必要があるため、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により議会の同意を求めます。

以上、私の所信の一端と提案いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

なお、定例会でありますので追加案件もあろうかと思いますが、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

市長の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま議題となっております18件のうち承認第2号および承認第3号、議案第65号から議案第67号、ならびに議案第72号は所管の常任委員会に付託することになっておりますので、ここでこれら6件についての総括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております承認第2号および承認第3号、議案第65号から議案第67号、ならびに議案第72号はお手元に配布してあります議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託したいと思います。

ただいま議題となっております報告第3号 平成25年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件、報告第4号 平成25年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、報告第5号 平成25年度北杜市一般会計事故繰越し繰越計算書報告の件、報告第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件および報告第7号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定）の以上5件について、順次内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

はじめに報告第3号 平成25年度北杜市一般会計継続費繰越計算書報告の件でございます。

平成22年度に継続費として予算計上いたしました防災行政無線整備事業につきまして、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

防災行政無線整備事業は、平成22年度から平成26年度までの5カ年継続事業として平成22年度は親局と中継局および高根・長坂地区の子局整備、平成23年度は明野・武川地区の子局整備、平成24年度は大泉・白州地区の子局整備、平成25年度は須玉地区の子局整備、平成26年度は小淵沢地区の子局整備を行うこととしております。この事業のうち平成25年度内に支出を終わらなかつた経費563万678円を逐次繰越するものでございます。

めくっていただきまして、続きまして報告第4号 平成25年度北杜市一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件でございます。

平成25年度に繰越明許費として予算計上いたしました27事業につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越状況を報告するものでございます。

27事業の内訳といたしまして当初で繰越明許費を予算計上したものが2事業、12月補正で予算計上したものが5事業、2月補正で予算計上したものが20事業であり、当該繰越明許費にかかる歳出予算の経費を翌年度に繰り越すものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、行政訴訟に係る弁護業務委託は条例無効確認等請求事件に伴う弁護委託について26万2,500円。同項ネットワーク管理事業は穴水橋架け替えに伴う情報通信管路設置工事について189万5千円の繰越。

3款民生費、2項児童福祉費、子ども・子育て支援事業計画策定事業は計画策定業務委託について626万9千円。同項市立保育園緊急整備事業は既存の市立保育園改築に対する補助事業について1億225万4千円。同項子ども・子育て支援制度にかかる電子システム構築事業は電子システム構築業務委託について、349万9,200円の繰越。

6款農林水産業費、1項農業費、企業参入型野菜産地強化事業は農業生産法人への補助事業について3億1,650万2千円。同項経営体育成支援事業費補助金は被災農業者への補助事業について1億6,140万円。同項花きハウス栽培種苗購入事業費補助金は133万2千円。同項農業振興事業費補助金は3千万円。同項団体営土地改良事業は1億6,074万円。同項県営土地改良事業は8,656万7千円の繰越。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路維持補修事業は市道補修工事について980万3千円。同項市単道路新設改良事業は5,667万3千円。同項道整備交付金事業は1億4,068万7,500円。同項社会資本整備総合交付金事業(改築)は4,759万5千円。同項社会資本整備総合交付金事業(修繕)は1,248万円。同項社会資本整備総合交付金事業(交安)は6,707万500円。同項防災安全社会資本整備交付金事業(交安)は1億5,550万円。同項防災安全社会資本整備交付金(修繕)は6,440万円の繰越。

2枚目をご覧くださいと思います。

同款3項河川費、河川改良事業は1,897万4千円の繰越。

同款4項住宅費、定住促進住宅(子育て支援住宅整備事業)は須玉総合支所進入路設置工事などについて683万9320円の繰越。

同款5項都市計画費、小淵沢駅舎改築駅前広場整備事業は実施設計業務委託について6,233万5千円の繰越。

10款教育費、2項小学校費、明野小学校プール改修事業は2,037万円。同項須玉小学校屋内運動場改修事業は吊り天井撤去工事について4,761万8千円の繰越。

同款3項中学校費、長坂中学校防球ネット設置事業は215万8,400円の繰越。

同款4項社会教育費、社会教育施設整備事業は大泉総合会館駐車場舗装工事について635万円の繰越。

11款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、農地農業用施設災害復旧事業は766万7,400円の繰越でございます。翌年度繰越額の総額は15億9,723万8,820円となっております。

めくっていただきまして、続きまして報告第5号 平成25年度北杜市一般会計事故繰越し

繰越計算書報告の件でございます。

今回、繰り越しいたしました事業4件につきまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものでございます。

各事業の繰越理由は右端の説明欄に記載してありますが、避けがたい事由により年度内に支出が終わらなかったものについて、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、太陽光発電設備導入状況調査業務委託は49万6,800円の繰越。

6款農林水産業費、1項農業費、企業参入型野菜産地強化事業は農業生産法人への補助事業について5億5,786万7千円の繰越。

同項団体営土地改良事業は、明野町横手堰改修工事ほか1地区について2,274万3,200円の繰越。

8款土木費、2項道路橋梁費、社会資本整備総合交付金事業（改築）は市道白州台ヶ原8号線、無電柱化設計業務委託について442万8千円の繰越でございます。翌年度繰越額の総額は5億8,553万5千円となっております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

報告第6号 平成25年度北杜市簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告の件について、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりご報告いたします。

2款水道施設整備費、1項水道施設建設費、事業名 水道施設整備事業のうち1億619万4,320円、2事業を翌年度に繰り越したものであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

報告第7号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定）であります。

地方自治法第180条第1項の規定によりまして、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について専決処分を報告するものでございます。

提案理由は損害賠償の額の決定について専決処分をいたしましたので、議会に報告するものでございます。

報告案件は4件、いずれも公有自動車にかかるものでございます。

2ページをご覧くださいと思います。

専決第1号 公有自動車事故による損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成26年2月28日であります。

損害賠償の額 4万1,875円

損害賠償の相手方 山梨県韮崎市穴山町在住の男性です。

損害賠償の理由 平成26年1月27日、午後0時ごろ、北杜市須玉町大豆生田961番地1の北杜市役所駐車場におきまして、市の委託業者の運転する市民バスが停留所に停車するため左折した際、確認不十分により同駐車場に

停車していた相手方車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償額が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

3 ページをお願いいたします。

専決第2号、同じく公有自動車事故による損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成26年3月17日であります。

損 害 賠 償 の 額 14万1,960円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市高根町在住の女性

損害賠償の理由 平成26年1月31日、午後0時50分ごろ、北杜市高根町村山北割3315番地の北杜市高根図書館駐車場内において、臨時職員が運転していた公有自動車から降車する際、確認不十分のため同駐車場に駐車していた相手方車両に公有自動車のドアを接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償額が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

4 ページをご覧いただきたいと思っております。

専決第3号、これにつきましても公有自動車事故による損害賠償の額の決定による専決処分の報告でございます。

専決処分日は平成26年4月13日。

損 害 賠 償 の 額 7万1,764円

損害賠償の相手方 山梨県北杜市長坂町在住の男性であります。

損害賠償の理由 平成26年3月12日、午前11時40分ごろ、北杜市長坂町長坂上条地内において、職員の運転する公有自動車が方向転換のため後退する際、確認不十分により相手方住宅に設置してある介護用手すりと接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償金が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

めくっていただきまして、5 ページ。

最後に専決第4号、これにつきましても公有自動車事故による損害賠償の額の決定による専決処分の報告であります。

専決処分日は平成26年4月30日。

損 害 賠 償 の 額 6万5,220円

損害賠償の相手方 山梨県甲府市大里町在住の男性です。

損害賠償の理由 平成26年2月11日、午前7時50分ごろ、甲府市緑が丘2丁目8-2の緑が丘スポーツ公園駐車場内において、市の委託業者が運転するスクールバスが確認不十分のため、同駐車場内に停車していた相手方車両と接触し破損させたため、これに対する損害賠償を行うものであります。

支 払 い 方 法 相手方の指定した口座に損害賠償金が公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われるものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

以上で、報告第3号から報告第7号まで5件の報告を終わります。

次に議案第70号 工事請負契約の締結について((仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建築主体工事))の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第70号 工事請負契約の締結について((仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建築主体工事))でございます。

地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 (仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建築主体工事)

契約の方法 一般競争入札

契約金額 3億2,184万円

契約の相手方 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地1

興水建設・フカサワ(仮)須玉子育て支援住宅建設工事(建築主体工事)共同企業体

代表構成員 山梨県北杜市須玉町大蔵713番地1

株式会社興水建設

代表取締役 興水徹

構成員 山梨県北杜市須玉町藤田363番地1

株式会社フカサワ

代表取締役 深沢秀樹

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありますか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第70号に対しまして質疑を行わせていただきます。

これは一般競争入札で行われているわけでありまして、その入札者の数、そして入札者の社名、そして落札率をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

参加申し出企業は2社でございます。今回の落札率は98.8%でございます。

次点の社名は、内藤ハウス・タクミ建設共同企業体でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第70号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第70号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第71号 工事請負契約の締結について(生涯学習センターこぶちさわ改修工事(建築主体))の内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

議案第71号 工事請負契約の締結について(生涯学習センターこぶちさわ改修工事(建築主体))でございます。

地方自治法第96条第1項第5号、ならびに北杜市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分の範囲を定める条例第2条の規定によりまして、請負契約を締結したいので議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的 生涯学習センターこぶちさわ改修工事(建築主体)

契約の方法 一般競争入札

契約金額 1億8,792万円

契約の相手方 山梨県甲府市青葉町15番4号

日経工業株式会社 代表取締役 長澤浩正

以上、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

議案第71号に対しまして、先ほど70号と同じく質疑をさせていただきます。

まず一般競争入札でございますので一般競争入札の入札者数、そして社名、そして落札率でございます。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

今回の参加申し出業者は2社でございます。次点につきましては株式会社鈴建。今回の落札率につきましては87%。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

小淵沢の生涯学習センターこぶちさわ改修は、小淵沢の支所の移転も絡んでいると思います。この完成、また引き渡し日につきましては請負契約上、どんなふうになっていますか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

ただいまの中嶋議員のご質問にお答えいたします。

契約期間につきましては、2月末を契約期間として定めてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第71号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第71号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第21 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員(保坂多枝子君)

朗読をもって趣旨説明とさせていただきます。

「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書

紹介議員 保坂多枝子

(請願趣旨)

容器包装リサイクル法は事業者、消費者、自治体の3者がそれぞれの責任を果たすことにより、循環型社会の構築を目指すこととして平成7年に制定されました。

しかし、それぞれの役割において自治体が費用負担の最も大きい収集、分別、圧縮、梱包等の経費を負担しており、これが自治体財政に大きな負担となっています。こうした状況下、昨年には全国市長会、全国町村会などからも拡大生産者責任の原則に基づき事業者責任の強化、明確化を図るよう国に対して要望が出されています。

根本的な問題は自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ゴミを減らそうと努力している市民には負担のあり方についての不公平感が高まっているのです。

よって容器包装リサイクル法における事業者の責任を強化し、循環型社会の早期実現を図るため、現行法の見直しにおいて下記の事項の実施について強く要望します。

(請願事項)

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化しリサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. 容器包装のリデュース(発生抑制) リユース(再使用)の2Rの環境教育を充実し、グリーン購入やリユースをさらに普及するためのさまざまな環境を整備すること。

平成26年6月3日

北杜市議会議長 渡邊英子様

請願者

生活協同組合パルシステム山梨
山梨県甲府市古上条225-1

理事長 白川恵子

生活クラブ生活協同組合山梨
山梨県甲府市増坪477

理事長 中野裕子

特定非営利法人スペースふう
山梨県南巨摩郡富士川町天神中条177

永井寛子

特定非営利法人みどりの学校
山梨県甲府市宮原町90-2

芦澤公子

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります経済環境常任委員会に付託いたします。

○議長（渡邊英子君）

日程第22 請願第2号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

21番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

請願第2号、朗読をもって趣旨説明に代えます。

北杜市議会議長 渡邊英子様

請願者

山梨県甲府市丸の内2丁目9-28

勤医協駅前ビル6階

山梨県社会保障推進協議会

会長 上所洋

紹介議員 中村隆一

「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書
請願趣旨

「地域における医療や介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案」(医療・介護総合法案)が、衆議院厚生労働委員会および本会議で全野党の反対を押し切って強行採決され、与党だけの賛成多数で可決され参議院に送られました。厚労委での審議ではさまざまな重大問題が浮き彫りとなり、参考人質疑や地方公聴会でも撤回を求める声が相次ぎ

ました。甲府市での地方公聴会で山梨県医師会長が「拙速な推進は介護難民をつくり出す。」介護サービスが市町村の事業となり、市町村間に差が出ることは大きな問題点だ」と述べたように介護問題は特に重大であり、このまま来年4月の実施を迎えれば、現在よりもさらに多くの高齢者が必要な介護を受けられなくなる深刻な事態が予想されます。

要支援者の訪問・通所介護が保険給付から切り離されて市町村事業に移行され、サービス内容や利用料は市町村裁量とされます。市町村は深刻な財政難にあり、介護の人員確保等の基盤整備も困難を極めています。介護の担い手が資格を持った介護労働者ばかりでなく、ボランティア等にも拡大されます。劣悪な労働条件から離職が進む介護労働者の一層の状態悪化と離職が進み、人員不足がより深刻化することが懸念されます。専門職の不足は介護の質の低下を招き、利用者の重度化が懸念されます。

特別養護老人ホームへの入居要件が要介護3以上とされましたが、要介護1・2であっても介護する者がいない高齢者や徘徊等の認知症の症状によって、在宅生活が困難な高齢者は多数存在します。特別養護老人ホームへの入居要件の厳格化は高齢者の漂流状態を一層深刻化させます。

年金収入280万円以上の介護サービス利用料が2割負担とされます。現在でも1割の負担が重くて介護サービスの利用を控える高齢者が多数います。平成26年度には70歳から74歳までの医療費窓口負担が1割から2割へ引き上げられており、介護利用料の2割負担化は高齢者への追い打ちとなります。

介護の質を低下させ保険料や利用料の重負担で生活を圧迫し、必要なサービス利用を抑制し要支援・要介護者の症状を重度化させる「医療・介護総合法案」は撤回すべきです。憲法第25条に基づき、誰もが住み慣れた地域で安心して生活できる介護制度を国は自治体と協力して追及すべきです。

以上の趣旨を住民の安全・健康・福祉を守る自治体として、国に対して表明いただけますよう希望いたします。

(請願項目)

1 . 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を求める意見書を国に提出していただくこと。

以上です。

○議長(渡邊英子君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第2号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります文教厚生常任委員会に付託いたします。

○議長(渡邊英子君)

日程第23 請願第3号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の趣旨説明を求めます。

11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

請願第3号、朗読をもって提案をさせていただきます。

請願書

2014年6月4日

北杜市議会議長 渡邊英子様

請願人

谷 芙美子（八ヶ岳九条の会）

北杜市高根町箕輪674-5

田中 一（北巨摩九条の会）

北杜市長坂町白井沢1858

平野千賀（武川・白州九条の会）

北杜市武川町三吹2621

中村ひで子（明野・須玉九条の会）

北杜市明野町浅尾3671

盆出由美（こぶちさわ九条の会）

北杜市小淵沢7103-7

東 秀実（九条の会アピールに賛同する会）

北杜市大泉町西井出9113

紹介議員 清水 進

「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願（請願趣旨）

安倍首相は集団的自衛権の行使について「政府が適切な形で新しい解釈を明らかにすることで可能であり、憲法9条を改正しなければ集団的自衛権の行使はできないとの指摘はあたらない」（2014年2月5日の参議院予算委員会）と述べました。

これは憲法解釈でわが国が米国などの戦争に加担し、海外で戦争する集団的自衛権の行使容認に踏み込むものであり、現憲法下では集団的自衛権の行使は禁止されているという歴代政権の憲法解釈を覆して日本を再び戦争の国に変えるものであり、認めることはできません。

現憲法は先の戦争で多くのアジア諸国民の人々と310万人のわが国の尊い命を犠牲にし、山梨県内でも2万2,050人余、私たち北杜市でも太平洋戦争、日中戦争で約2千人の尊い命が失われたことの反省からつくられたものであり、特に憲法9条はその意味を込めた大切なものです。今年のノーベル平和賞候補にもなっているように世界に誇ることができる憲法9条です。

さらに安倍首相の「(政府の)最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任を持ってその上で選挙で審判を受ける」(2014年2月12日、衆議院予算委員会)との発言は明らかに立憲主義を否定した発言であると言わざるを得ません。2004年6月18日付けの政府の閣議決定で「憲法をはじめとする法令の解釈は当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また議論の積み重ねのあるものについては、全体の整合性を保つことにも留意して倫理的にも確定されるべきものであり、政府による憲法の解釈はこのような考え方にに基づき、それぞれ論理的な追求の結果として示されてきたものであって、諸情勢の変化とそれから生ずる新たな要請を考慮すべきことは当然だとしても、なお前記のよ

うな考え方を離れて、政府が自由に憲法の解釈を変更することができるという性格のものではないと考えている。仮に政府において憲法解釈を便宜的、意図的にするというようなことをするとすれば、政府の憲法解釈については憲法規範そのものに対する国民の信頼が損なわれかねないと考えられる」と記されている。

安倍首相の解釈改憲ありきの発言はこの歴代内閣の閣議決定にも背き、憲法の最高規範性を否定し、国家権力の横暴を縛るという立憲主義を根底から否定するものと言わざるを得ません。

さらに今年の憲法記念日を中心としたマスコミの世論調査でも「解釈改憲には問題がある。」「立憲主義を守るべきだ」などの九条に関する国民世論の動向には解釈改憲に賛成の数字を大きく上回っている現状であり、県内マスコミの山梨日日新聞の論説もこれを裏付けています。

以上の趣旨から、次の事項について請願をいたします。

(請願事項)

内閣総理大臣、防衛省大臣、内閣官房長官、内閣法制局長官、衆議院議長、参議院議長に対して立憲主義を否定する集団的自衛権行使容認の解釈変更に反対する意見書を提出されたい。

よろしく願いをいたします。提案を終わります。

○議長(渡邊英子君)

請願の趣旨説明が終わりました。

ただいま議題となっております請願第3号は、会議規則第131条第1項の規定により所管であります総務常任委員会に付託いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月25日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時53分

平成 2 6 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 5 日

平成26年第2回北杜市議会定例会（2日目）

平成26年6月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 会派代表質問

北杜クラブ 中山宏樹君
ほくと未来 加藤紀雄君
明政クラブ 保坂多枝子君
市民フォーラム 篠原眞清君
公明党 内田俊彦君
日本共産党 清水進君

2. 出席議員（22人）

1番 上村英司	2番 小野光一
3番 齊藤功文	4番 福井俊克
5番 輿水良照	6番 加藤紀雄
7番 原 堅志	8番 岡野 淳
9番 中山宏樹	10番 相吉正一
11番 清水 進	12番 野中真理子
13番 篠原眞清	14番 坂本 静
15番 中嶋 新	16番 保坂多枝子
17番 千野秀一	18番 小尾直知
19番 渡邊英子	20番 内田俊彦
21番 中村隆一	22番 秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(47人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
地域課長	仲嶋敏光	地域課防災指導監	花輪栄一
税務課長	岩波信司	管財課長	中山晃彦
介護支援課長	中嶋登美子	健康増進課長	野牛嶋伸
福祉課長	中山雅史	環境課長	野本信仁
上水道課管理担当リーダー	小澤栄一	下水道課長	小尾民司
下水道課長補佐	浅川和也	農政課長	小澤隆二
林政課長	手塚清作	観光・商工課長	清水博樹
まちづくり推進課長	坂本孝典	道路河川課長	土屋裕
教育総務課長	井出良司	生涯学習課長	山内一寿
学校給食課長	宮川雅人		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名(3人)

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知願います。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 会派代表質問を行います。

今定例会には、6会派すべてから会派代表質問発言通告がありました。

ここで各会派の質問順序および代表質問、一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

1番 北杜クラブ、75分。2番 ほくと未来、75分。3番 明政クラブ、45分。4番 市民フォーラム、45分。5番 公明党、30分。6番 日本共産党、30分となります。

それでは順次、質問を許します。

はじめに、北杜クラブの会派代表質問を許します。

北杜クラブ、9番議員、中山宏樹君。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

北杜クラブを代表して質問させていただきます。

今朝は早起きしてサッカーの応援をしたことと思いますが、残念ながら予選突破はなりません。今年の1月には、帝京第三高校が全国高校サッカー選手権大会で山梨県代表として出場いたしました。私も応援に行きましたが、サッカー部員100名の大勢でございます。その父兄、約200人と一緒に大応援団で父兄の中の私設応援団長のもと統制の取れた素晴らしい応援ができました。部員の皆さんは全国から集まってくるそうで、帝京第三高校の出身の選手がワールドカップで活躍する姿を見たいと思っております。

先月には大変ショッキングな試算が日本創生会議から発表されました。わが北杜市におきましても2040年には20歳から39歳の女性が55%も減少して、男ばかりになってしまうのではないかと心配しております。全国の自治体の約半分が将来、消滅する可能性があるとのこと。

社会保障や公共サービスの現状維持もできなくなり、医療や介護もままならず税減収で自治体は破綻しかねないとのこと。日本の人口減少は待ったなしの状態です。人口問題は無関心論と悲観論とあると思います。この問題を無関心でいるのは非常に危険です。一方、もはや打つ手がないというような悲観論に立っても益にはなりません。困難ではありますが解決する道は残されていると思います。要は目前に迫っている不都合な真実とも言うべき事態を市民が正確、冷静に認識することからすべては始まります。

少子化白書によりますと平成10年には生涯独身の方が男性は20%、女性は10%だそうです。1980年と比べると男性で7倍、女性で2倍、男性の独身者の増加の割合が高くなっています。

人口減少の深刻な状況について市民の基本認識の共通を図る、多くの市民は人口減少の深刻

さを十分に認識しておりません。地域活性化をしても従来の手法にとられ、今までこうやったとの意見が多数を占め、計画が頓挫することもあります。このため人口減少と将来の姿を身近な地域に早急に示し、情報提供する必要があります。

人口減少のもとで多額の債務を抱えることとなる、将来世代に負担のツケをまわすべきではありません。市長がいつも言っているように借金を将来にまわさない、これは非常に重要なことかと思えます。

地方と東京圏の人口間の移動は戦後、三度にわたって地方から大都市に大量の人口の移動がありました。このことが地方の人口減少の最大の要因であります。地方と東京間の人口移動、雇用や経済状況が深く関わっていることが明らかになっております。そうなると大都市はこのまま推移すれば急速な高齢化に伴い医療介護の雇用需要が増大することは必至であり、それにより今後も相当規模の若者が流入していくことが見込まれます。

先日のテレビ番組でやっていましたが、地方の社会福祉法人が首都圏に老人介護施設を造り、雇用はその地方の若い人を雇用して首都圏に送り込むというものでした。地方の介護の職もなくなってきます。また違う番組では若い女性を惹きつける方法として、女性のシェアハウスと仕事も斡旋するという、つまり住居と仕事を用意するので手ぶらで行っても次の日から都会で生活ができるということでありました。

人口減少は国も自治体もマイナス成長を前提とした歳入歳出計画を立てなければなりません。今回の私の質問もすべてにおいて人口減少をテーマとしたものであります。一見関係なさそうなものでありますが、今からこの問題に真剣に取り組んでいかないと大変なことになると思い、それも一日でも早いほうがよいと思えます。

以下、質問をいたします。

はじめに新エネルギー施策について、お伺いいたします。

本市は日照時間日本一で太陽光発電には最も適した場所であり、電力の自由化となれば最大の消費地首都圏に近いことが優位性を持つこととなります。再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度も今年は32円となりましたが、今年の3月までは37円でしたので相当の駆け込み申請があったと聞いております。その施行がこれからだんだん増えてきます。

県内初の試みとして新エネルギー推進機構を立ち上げて、その普及・推進に力を入れているところでございます。その設立書には、日本のエネルギー政策は福島第一原発の事故を契機として抜本的な見直しが図られる。限りある化石燃料、また高騰が続く原油価格等の問題も踏まえて再生可能エネルギーの導入・拡大に大きく舵を切り、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度を導入した。市が今まで培ってきたノウハウを最大限に活用し、環境の保全、再生エネルギーの推進、地方経済の活性化等を図る必要がありますとなっております。

1つ目に新エネルギー推進機構の現状について、お伺いいたします。

2つ目にグリーン北社の皆様のご協力により、太陽光発電の設置状況の調査がされましたが、その結果をお知らせください。

3つ目に、太陽光発電設置のルールづくりについてお伺いいたします。

設置が増えてきたことにより、いろいろなトラブルも発生しております。開発による造成で大雨に不安が残るところや観光施設のまわりへの設置など、多くの課題を抱えております。ある程度のルールづくりが必要ではないでしょうか。

4つ目に屋根貸し事業の斡旋について、持ち主と業者をマッチングさせることで太陽光発電

の普及が図られると思います。公共施設もまだ残っていると思いますし、民間施設でも数がまとまれば大手が手を挙げるのではないのでしょうか。

5つ目として太陽光発電へ直接補助金が出ていますが蓄電池、エネファーム、パーソナルエナジー等、関連装置もまた効果があるではないのでしょうか。蓄電池を活用することで、条件等の違いはあると思いますが、電力会社からの買電を断った事例もあると聞いております。ということは太陽光だけで生活ができるということです。これこそ究極のエコ生活だと思います。これらに補助金を出すことは有効と思いますが、どうお考えでしょうか。

6つ目に農水省は、この5月に農山漁村再生可能エネルギー法を施行いたしました。再生可能エネルギーによる発電を通じて農村の活性化を図ることが目的だと思います。耕作放棄地、耕作に適さない農地への設置条件はどうなっておりますか。また耕作する上で支障とならない土地、シェアと言うそうですけども、その土地への設置の条件はどうでしょうか。協議会の設置が重視されていますが、市民の声を聞く考えはありますか。地域主導型の新エネルギー政策は考えていますか。

7つ目に、水力発電は24時間発電してくれるのでベースロード発電としての重要性があります。水力の新たな候補地はございますか。

8つ目に市では太陽光発電と小水力発電に力を入れていますが、本市の76%を占める森林もまた重要な資源と考えます。木質バイオマスの活用はどのように考えていますか。

次に、下水処理事業についてお伺いいたします。

地域の衛生環境を守ることと河川環境の保全が水道事業でございますが、人口減少時代に入り、今後急速な人口が進むと予想されております。従来と同様な整備方針がそのままでは立ち行かなくなります。このため、今までの整備方針を見直して人口予測に沿った計画を立てる必要があると思います。下水道は規模が大きくなるほど経済的にも環境的にも優位性があります。しかし、人口減少が進み処理水量が少なくなって過大となった施設をどう維持するか。また毎年、一般会計からの繰り入れがされております。施設の老朽化により改修も多額の費用が見込まれます。

以上を踏まえて、以下お伺いいたします。

1つ目、下水道整備計画の現状と今後はどうなりますか。農業集落排水も含めてお願いいたします。

2つ目に長期的な整備計画、20年30年を見据えますが策定は考えておりますか。

3つ目に本年度、料金統一が最終的に図れますが、これによる繰入金削減の効果はございますか。

4つ目に下水道の管理計画をお願いいたします。現在の状況と施設の老朽化に伴う今後の管理計画を農業集落排水も含めてお願いいたします。

5つ目に単独浄化槽がまだあると思いますが、合併浄化槽に転換している状況をお知らせください。

6つ目に、浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理する装置ですから微生物が活動しやすいよう維持管理することが必要です。浄化槽法で1年に1回、点検することが義務付けられていますが現状はどうでしょうか。

7つ目に、処理場の汚水処理についてお伺いいたします。

次に、雇用状況についてお伺いいたします。

冒頭でも申しましたように人口減少は深刻な問題で、若い人にいてもらうには雇用がないと始まりません。人口減少時代に入り、働く人が減って雇用は心配ないと思われませんが、製造業の海外移転の方向は円安になっても変わりませんし、経済成長が期待できないのか求人も非正規雇用が多いようです。急激な少子高齢化に対応すべく国は若者や女性、高齢者等の雇用拡大を目指しております。市も国の地域人づくり事業、地域おこし協力隊にいち早く手を挙げ積極的に活用しております。今回、予算総額4,880万円を計上して目的別に細分化し5事業を業務委託いたしました。このように官民挙げて雇用の確保に努めているところでございます。

以下、質問いたします。

1つ目、アベノミクスの影響で都会では最近雇用情勢が好転したと言われておりますが、市内の有効求人倍率と実感はいかがでしょうか。

2つ目、地元企業の採用状況はいかがでしょうか。

3つ目、企業型の農業法人新規参入が相次いでおりますが、雇用情勢はどうなっておりますでしょうか。

4つ目、地域人づくり事業の業務委託先と取り組み内容についてお伺いいたします。

1つ、雇用人材育成事業について。1つ、商業振興事業について。1つ、企業支援員派遣事業について。1つ、高齢者就業相談事業について。1つ、観光の事業について。

5つ目、この地域人づくり事業は採用期間が非常に短く、採用状況とともに効果の見込みはいかがでしょうか。

6つ目は、地域おこし協力隊についてお伺いします。

都会に住む若者が対象で農業は今までもしてはりましたが、それと今回、観光に広げた採用人数と仕事の内容についてお伺いいたします。

3年間で期限だと思いますが、その後、市内で活躍しているでしょうか。

次に姉妹都市交流について、お伺いいたします。

地方において都会の都市との交流は経済的、社会的、文化的な側面で大きな効果をもたらすものと考えます。複数の都市間交流を通じてサービスの向上や経済成長の牽引を目指し、地域資源や産業等の独自性や優位性を生かして、互いに連携することが必要ではないでしょうか。交流を行うことにより自分の地域を見つめ直し、評価される機会を得ることで地域の弱みを克服し、強みを生かす地域づくりが可能となります。自分の地域にないもの、使途意識感覚を取り入れることにより、今までと違った地域づくりが可能となります。特産品の販路拡大、企業間交流を通して地域の自立、経済活性化に結びつけることができます。

以上の理由から都市間交流のメリットは多いと考え、以下、質問いたします。

1つ、旧町村時代の姉妹都市と友好都市の扱いと現状についてお伺いいたします。

2つ、東日本大震災の折や今年2月の大雪のときに災害協定を結んでいる羽村市には救援物資をいただきましたが、現状はいかがでしょうか。また他市と災害協定を結ぶ考えはございますか。

3つ目、羽村市との交流を深めていく方策についてお伺いいたします。

商工会主導の羽～杜プロジェクトを進めておりますが、事業の経過と成果についてお伺いいたします。

次に農産物や工業製品のアンテナショップを設置する考えはございますか。

次に羽村市自然休暇村などに羽村の子どもたちが来ますが、そこでスポーツや芸術の交流は

いかがでしょうか。市民の交流はいかがですか。

災害協定を結んでいる関係上、消防関係者の交流も必要と考えますがいかがでしょうか。

4つ目として、アメリカケンタッキー州マディソン郡との交流の現状についてお伺いいたします。

5つ目として、韓国抱川市との交流の現状についてお伺いいたします。

次に、地域と学校教育についてお伺いいたします。

人口減少時代において地域活性化が叫ばれております。地域活性化とは究極には人づくりであります。小中学校から大学まで市内には多くの学校があり、特に高校は人口5万人弱の市に3校もあります。それから短大もございます。青春の多感な時期を本市で過ごすことは意義あるものと感じます。子どもたち、学生の皆さんに本市の魅力や歴史などを認識して地域全体の活力につなげて持続可能な地域社会を目指すことが肝要です。

以下、質問いたします。

1つ目、地域の人を指導者として小中学校との関わり、学校ボランティアの取り組みをお伺いいたします。

2つ目、ふるさとを学ぶ・郷土の歴史を学ぶ教育の推進はいかがでしょう。

3つ目、このたび10周年記念として北の杜音頭ができましたが、学校教育の中での活用と市民への周知をお伺いいたします。

4つ目、昨年の新学習指導要綱の導入で授業数が増えましたが、そのしわ寄せで学校行事を取り止めることも検討されているようです。それならば、文科省は月二度の土曜日の教育活動を推進しております。その本市の考えをお聞かせください。

5つ目、市内には3つの高校があり貴重な財産と思います。市との関わり合いをお知らせください。

6つ目、高校総体南関東大会、サッカー競技が長坂のスポーツ公園で開かれますが、その対応をお聞かせください。

7つ目、医師不足、看護師不足は地域の安全・安心に不安を与えます。市でもかなり努力はされていると思いますが、なかなか見つけることができません。優秀な高校生がたくさんいる本市で医学部、看護学部へ進学する生徒へ将来、本市で働いてもらうことを条件に補助金を出すことは考えておりますか。

8つ目、官学連携のことについてお伺いいたします。

以上5項目にわたり、質問をいたしました。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

先般、発表されました日本創生会議の人口動態を示しながら人口減少、特に少子化はふるさと存続の危機であるとの指摘がありました。市としても最大限の対策を図ってまいりたいと思っております。

まず新エネルギー施策について、いくつかご質問をいただいております。

農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律に

ついてであります。

この法律は、農山漁村において再生可能エネルギー発電の導入を促進することは、地域の活性化につながる取り組みとして重要であることから、市町村、発電事業者、農業者関係、学識経験者、関係住民等の関係者から構成される協議会の設置等を通じて、地域主導による計画的な設備の整備を推進するという内容であります。

各自治体は協議会を組織し、国の基本方針に沿った基本計画を作成することから、市民の声を聞く考えについては、協議会において検討してまいりたいと考えております。

今後、国において地域主導型の新エネルギー施策のモデルケースを具体的に示す予定であることから、それらを参考に本市の実情に即した取り組み、方向性を検討してまいります。

次に下水処理事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、下水道整備計画についてであります。

本市の公共下水道や農業集落排水施設、合併浄化槽といった生活排水処理施設による汚水処理普及率は昨年度末で96%となっており、全国平均の88%を上回っている状況にあります。

今後は国道141号沿線の高根町箕輪地内南端から須玉町小手指にかけて、大泉町石堂や長坂町塚川といった未普及地域の整備を進めるとともに、老朽化により機能が低下している処理施設等の効率的な整備を進めてまいります。

次に、下水道管理計画についてであります。

下水道施設の管理については公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽等それぞれの汚水処理施設の有する特性や経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた管理計画により維持管理を行っております。

今後は老朽化が顕著な施設の効率的な整備、管理が必要であると考えているところであります。

また人口減少時代の到来による施設の稼働見込み、老朽度合いと今後の改修、処理施設の統廃合といった課題に対し、長寿命化計画や最適化整備構想を策定することとしており、現在、施設の機能診断や調査等を行っております。

次に雇用状況について、いくつかご質問をいただいております。

地域おこし協力隊についてであります。

農政関係の地域おこし協力隊支援事業において、本年度は市内に拠点を置く農業法人等を支援機関として、7人が自立して営農ができるよう農業技術の習得に当たっているところであります。

なお、これまでに8人が本市に定着し、農業の担い手となっております。

一方、観光関係においては本年度3人の嘱託職員を雇用し、市の観光情報やイベント等について知識を高めるための研修を行っており、終了後には北杜市観光協会や八ヶ岳ツーリズムマネジメントにおいて、運営支援を行っていくこととしております。

また北杜市への転入と市への移住も採用条件となっておりますので、早く地域に溶け込んでいただき、市の観光振興を担っていくよう育成してまいりたいと考えております。

次に姉妹都市交流について、いくつかご質問をいただいております。

姉妹都市等の現状についてであります。

姉妹都市および友好都市については国内7自治体、海外では3カ国との交流を行っております。国内においては主にイベント等、海外については交流団や中学生のホームステイの派遣、

受け入れを行っております。

国内交流を行っている7自治体のうち姉妹・友好都市は新潟県上越市(旧柿崎町)、東京都西東京市(旧田無市)、そして東京都羽村市、静岡県袋井市(旧浅羽町)であります。

締結はしていませんが東京都新宿区、荒川区、東村山市の3自治体においてもイベントなどの地域間交流を行っております。

次に地域と学校教育について、いくつかご質問をいただいております。

官学連携についてであります。

平成20年度に調印をいたしました早稲田大学公共経営大学院をはじめ山梨大学、東京芸術大学、東京工業大学原子炉工学研究所など現在4大学と連携し、市の地域資源を活用した地域の活性化を目的として実施しております。

学生による北杜市を研究フィールドとして、地域活性化の研究や食育や北杜市産の大豆を使った発酵大豆飲料の共同開発、高度堆肥処理システムの研究、生涯学習講座へ講師の派遣協力、JR小淵沢駅舎の整備、稲絵アートのデザインなどに協力をいただくなどとともに北杜サイトを利用した太陽熱エネルギー実証実験を行っております。

いずれの連携も北杜市と各大学との研究成果が、相互の発展に寄与しているものと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部局長が答弁いたします。

○議長(渡邊英子君)

藤森教育長。

○教育長(藤森顕治君)

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

羽村市との子どもたちの交流についてであります。

現在、高根バレーボールスポーツ少年団が羽村市との交流を実施している状況であります。今後、市内のスポーツ少年団や青少年文化団体の活性化のためにも各団体の指導者に羽村市との交流を活動計画に積極的に取り組んでいただけるよう、働きかけてまいりたいと考えております。

次に地域と学校教育について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地域の人と小中学校との関わりについてであります。

学校が教育活動を展開するに当たっては、各校が創意工夫を行い総合学習や校外学習、体力の向上を目的とした登山やレクリエーションなどの行事および部活動等における指導などに、地域の方々のご協力をいただいているところであります。

また学校や学校周辺の環境美化、安全な登下校のための見守り活動、本の読み聞かせなどさまざまなボランティア活動により、本市が目指す夢を持ち未来を切り拓く心身ともにたくましい北杜の子どもづくりを進めております。

次に、ふるさとを学ぶなどの教育への推進についてであります。

本市の原っぱ教育では、各学校が地域の人材等を活用した特色ある教育に取り組んでおります。市教育委員会ではさらなる原っぱ教育の推進を図るため、夏休みを利用して本市に赴任した教諭や新規採用の教諭などを対象に、市内の文化財など教育的資源を視察研修する教職員ふるさと講座を新たに計画しており、子どもたちへの故郷を学ぶ教育の指導に役立ててまいりたいと考えております。

次に、北の杜音頭の普及と周知についてであります。

北の杜音頭は北杜市の四季をイメージした歌詞となっており、子どもからお年寄りが気軽に楽しく踊れる音頭として、制作委員会が1年かけて作り上げたものであります。現在、市制施行10周年記念式典において披露する市体育協会民踊部と市文化協会舞踊部の会員の方々に振り付けの講習を行っているところであります。

普及については、振り付け指導用DVDを地域や市内の小中学校に配布するとともにCATVや市ホームページなどでも周知を図り、市民の皆さまから親しまれる音頭となるよう推進してまいりたいと考えております。

次に、土曜日の教育活動の推進についてであります。

国が進める土曜日の教育活動推進プランでは学校・家庭・地域の三者が連携し、役割を果たしながら学校における授業、地域における多様な学習や体験活動の機会の充実などに取り組むことにより、土曜日の教育環境を豊かなものにすることが重要であるとしております。

土曜日の教育活動の形態としては、学校が主体となる土曜授業の実施や土曜の課外授業、また地域の団体等が主体となって実施する土曜学習が挙げられているところであります。学校が主体となる土曜授業は教職員の勤務時間数など学校現場における課題も多いことから、導入については国や県、他市の動向を注視しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

土曜学習については、市や地域の団体等が企画実施するイベント等への参加を促すなど、子どもたちの多様な学習や体験活動の機会の創出に努めているところであり、引き続き学校・家庭・地域との連携を図り、土曜学習の実施のあり方等についても検討していく必要があると考えております。

次に、市内高校との関わりについてであります。

北杜高等学校では市役所や日野春駅前等の植栽活動、PTAによる通学路点検・除草作業、学校林実習など環境美化活動に積極的に取り組んでおり、帝京第三高等学校は小淵沢駅前の植花や学校周辺のゴミ拾いなどの環境美化活動、市内老人ホーム、保育所等への慰問、小淵沢文化祭への協力などを行っております。また甲陵高等学校はスーパーサイエンスハイスクール研究指定校として市内の小学校、中学校や企業との連携を通して市内でフィールドワークを実施するとともに、本市が抱える諸課題の研究に取り組んでおります。

また3つの高等学校は、本年5月に開催した市内中学・高校生による吹奏楽コンサートに参加をいただいております。

次に、高校総体南関東大会への対応についてであります。

本年7月、山梨県、東京都、神奈川県、千葉県との4都県において平成26年度全国高等学校総合体育大会が開催されます。本市では男子サッカー競技の1・2回戦が8月2日と3日の2日間にわたって、長坂総合スポーツ公園陸上競技場において開催されるところであります。

大会の開催に当たっては北杜市実行委員会を設立し、高校生のスポーツの祭典に相応しい大会の創造を目指すとともに、本市サッカー競技の振興と市民の生涯スポーツへの関心を高めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

姉妹都市交流について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害協定締結についてであります。

東京都羽村市との災害相互応援協定では、総合防災訓練の際に相互に支援物資の輸送訓練を行って有事の際に備えております。これまでに東日本大震災の停電の際には給水車により飲料水を、今年2月の大雪の際には非常食を含む食糧約1万1千食を羽村市から支援していただきました。

北杜市からは東日本大震災後に羽村市からの水調達の要請を受け、市内業者のご協力をいただく中でミネラルウォーターの提供を行っております。

なお、羽村市以外にも相互応援に関する協定等に基づき県内の全市・全町をはじめ県外では新宿区・袋井市などの13自治体と災害協定を結んでおりますが、今後も機会を捉えて他自治体との協定を検討してまいります。

次に、羽村市との交流についてであります。

市民同士の交流については、やまなし国民文化祭で行われた北杜囲碁祭りに羽村市囲碁愛好会が参加するとともに、ソフトボールクラブの交流試合を行うなど市民レベルでの交流も活発に行われているところであり、今後もより多くの交流の場を広げてまいりたいと考えております。一方、消防関係者の交流についてはこれまで行われていない状況にあります。

今後、市民交流の輪の広がりとともに消防団による災害時の情報交換等が図れるよう、本市消防団長を通じて、羽村市消防団と交流を図ってまいりたいと考えております。

次に、アメリカケンタッキー州マディソン郡との交流についてであります。

中学生ホームステイ事業は平成4年から隔年で相互訪問を行っており、本年度はケンタッキー州の中学生10人が訪れ、ホームステイを行います。また日米文化交流においては、日本文化を通じて交流を深めております。

次に、韓国抱川市との交流の現状についてであります。

中学生のホームステイ事業では抱川市での受け入れの際、同時期に中国、タイの中学生も受け入れており、多くの国の中学生と交流を深める貴重な体験となる機会でもあります。また市職員の相互の派遣では職員により韓国語教室や韓国料理教室などを開催し、職員同士の交流も深めているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

医学部、看護学部への進学補助についてであります。

現在、医学生等に対する補助については、県の医師修学資金ならびに看護職員修学資金があり、県内の公立病院に従事した場合はその返還が免除されます。

一方、北杜市においても北杜市看護学生奨学金貸与条例により、看護学生に対し奨学金を貸与しており、市立病院に勤務することによって返還が免除されることとなっております。これまでに塩川病院では6人、甲陽病院では5人の看護師が制度を利用し、現在は8人が勤務を行っているところであります。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

新エネルギー施策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、新エネルギー推進機構の現状についてであります。

地球温暖化対策や再生可能エネルギー等の課題をより効果的かつスピーディーに進めていくために、本年4月に北杜市新エネルギー推進機構を設立したところであります。5月には第1回の理事会を開催し、推進機構における所掌事務の確認や市内における状況などの情報交換を行うとともに市ホームページにおいて太陽光、小水力発電に関連する企業等の誘致に関し、候補地および市有地への設置事業者等の募集を行っており、市民ならびに企業からの問い合わせも増えていることから、さらなる新エネルギーの推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、太陽光発電の設置状況についてであります。

市では北杜サイト太陽光発電所をはじめとし、小学校14校、中学校9校のほか体育館や甲斐駒センターせせらぎなど36施設へ3.1メガワットの、また太陽光発電システム設置費補助金による個人住宅用は1,178軒、4.8メガワットとなっております。一方、個人、民間企業等においては設置状況調査により115件のうち稼働されたもの40件、現在工事中のもの25件を確認したところであります。これに明野町内において農地法面を利用した永井原地区太陽光発電所など、調査以前に稼働が確認されていた16件を合わせると約15.1メガワットとなります。

このような状況により本年4月1日現在、市内の太陽光発電設備の稼働状況は約23メガワットとなり、発電量は一般家庭約7千軒分の電力量に相当するところであります。

次に、屋根貸し事業の斡旋についてであります。

屋根の貸し出しについては公共施設、民間施設のいずれにおいても施設の利用実態等を考慮し、貸し出し期間となる20年間の安定的使用が可能であるか、また耐震基準により整備した建物であるかなど設置する屋根が十分な積載に耐え得る構造であり、耐久性や安全性に問題がないか調査する必要があります。

新エネルギー推進機構において候補地の募集、紹介業務と併せ、情報の収集に努めながら屋根貸し事業の導入について検討してまいりたいと考えております。

次に蓄電池、エネファーム等への補助についてであります。

現在、県内24市町村が太陽光発電設備設置に対する補助制度を実施しており、このうち3市が蓄電池、エネファームに対し助成を実施しているところであります。本年度から国、県ともに補助の対象施設を太陽光発電設備からシステム関連装置に移行していることから補助制度の見直しについて検討してまいりたいと考えております。

次に、水力発電の新たな候補地についてであります。

豊富な水資源に恵まれた本市において、環境に配慮した小水力発電としてこれまでに村山六ヶ村堰水力発電所と官民共同事業としての村山六ヶ村堰ウォーターファームなどが稼働しており、8カ所で約1.3メガワットの発電量となります。その他、塩川発電所においては1.1メガワットの水力発電が稼働しております。

現在、県企業局において明野町地内に小水力発電施設を計画しているところであり、従属発

電となる慣行水利権の規制緩和が図られたことから、新エネルギー推進機構において事業効果の分析や適地調査などの調査・研究を行い、地域の実情を考慮しながら今後の取り組みについて検討してまいりたいと考えております。

次に下水処理事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、長期的な整備計画の策定についてであります。

下水道の整備については公共下水道事業、農業集落排水施設事業、浄化槽事業等、それぞれが有する特性・経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた適正な整備手法を選定した上で実施しているところであります。

本市の長期的な整備計画については、都道府県が市町村と連携して作成する都道府県構想の見直しに合わせ、地域特性や住民の意向、人口減少等の社会情勢の変化など、下水道事業の現状と課題を踏まえた計画性の高い事業運営を推進するため、来年度は（仮称）北杜市下水道事業アクションプランの策定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、料金統一による繰入金削減効果についてであります。

下水道使用料金については平成23年度から段階的に料金改定を実施しており、本年度において料金を統一いたしました。本年度の使用料金を試算しますと公共下水道事業で1,500万円、農業集落排水施設事業で640万円の増額が見込まれますが、維持管理等にかかる諸経費は施設の老朽化に伴い、年々増加となっているのが現状であります。繰入金削減については第3次行財政改革アクションプランにおいて施設管理費の抑制に努め、基準外繰入金の減を目標とするとなっていることから、料金統一により増額となる使用料を繰入金削減につなげるよう目標達成に向け努力してまいります。

次に、合併浄化槽への転換についてであります。

市では市ホームページや広報紙等で周知に努めており、個人設置型である浄化槽設置整備事業と市町村設置型とされる浄化槽設置整備促進事業で浄化槽設置者に費用の助成を行うことにより、効率的な浄化槽の整備を推進しているところであります。これらの事業により、単独浄化槽から合併浄化槽に転換した件数は平成24年度で101件、平成25年度では71件となっております。今後も合併浄化槽への転換を推進してまいります。

次に、合併浄化槽の点検状況についてであります。

浄化槽法では浄化槽管理者に対し、浄化槽の設置状況や機能を客観的に把握するため、知事が指定する監査機関が行う法定検査の受検を義務付けており、平成24年度の市内受検率は設置時検査が54%で、年1回の定期検査が71%となっております。

今後も引き続き、市ホームページや広報紙等で浄化槽に関する正しい知識や浄化槽の適切な維持管理についての普及、啓発を行ってまいります。

次に、汚泥の処理状況についてであります。

昨年度の汚泥処理は公共下水道、13処理施設で約4,800トン産業廃棄物として農業集落排水処理施設26処理施設で、約2,800トン一般廃棄物として処理しております。

産業廃棄物として処理している汚泥については、専門の処理場ですべてリサイクル化されており、一般廃棄物として処理されている汚泥については、県外の専門処理場へ搬出しているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

木質バイオマスの活用についてであります。

市としましては木質バイオマスは重要な資源であると考えており、活用について検討を進めておりましたが、間伐材等の搬出および輸送にコストが掛かることなど採算が合わないため計画づくりが進んでいない状況であります。長野県塩尻市においては長野県が平成27年度に、大月市においては民間企業が平成28年度に木質バイオマス発電施設の稼働を予定しており、それらのプラントとの連携を進めてまいりたいと考えております。

次に雇用状況について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市内の有効求人倍率と実感についてであります。

本年4月の韮崎公共職業安定所管内の有効求人倍率は0.81倍で1月が1.00、2月が1.06、3月が0.93と県内でもやや高い数値となっております。特に昨年4月と比べますと建設業で42.2%、製造業で28.0%の増など卸・小売業以外は増加の傾向にあります。このように求人については、かなり改善されてきていると感じております。

次に地元企業の採用状況については、韮崎公共職業安定所管内の就職者数において平成24年度では1,959人、平成25年度では2,046人が就職しました。

次に、新規参入の企業型農業の雇用情勢についてであります。

明野地区と白州地区に新規参入した農業生産法人では、市内から6人の正規職員と39人のパート雇用が図られました。また明野地区の豆苗栽培法人については再建が図られており、50人のパート雇用が予定されております。

次に地域人づくり事業について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、業務委託先と取り組み内容についてであります。

雇用・人材育成支援事業は株式会社山梨ニューメディアセンターに委託し、2人の社員を雇用し、人材確保・定着に取り組む中小企業と就職活動する若者・女性・外国人に焦点を当て合同企業説明会の開催や地元中小企業の情報発信を行いながら、人材育成を行っているところであります。

次に、商業振興事業についてであります。

北杜市商工会に委託し地域商業の課題を商業者自らが共有し、改善のため専門家からの助言や成功例を参考とした改善策研究のためのワークショップを開催し、商業経営の意欲促進を図るものであります。

次に、企業支援員派遣事業についてであります。

北杜市商工会に委託し市内の企業に対し、専門家を派遣し適切な診断・助言を行うことにより、経営革新等を支援し市内企業の収益アップや活性化を図るものであります。

次に、北杜市高齢者就業促進事業についてであります。

峡北広域シルバー人材センターに委託しセンターの活用を促進させるため、行政機関や各種事業所等への営業訪問やチラシ等の配布を行い新規契約等取引拡大を図り、高齢者の雇用拡大を図るものであります。

次に、観光関係の北杜市観光担い手育成事業についてであります。

北杜市観光協会、ハケ岳ツーリズムマネジメントおよび清里観光振興会に委託し8人雇用し、観光コーディネーターに関する研修や市内観光施設にて行う接客研修、観光関連イベント等の企画・広報等の事務を行うことにより、観光全般に関する知識と技術を習得させ市内の観光の担い手となるよう人材育成を図っているところであります。

次に、地域人づくり事業の採用状況と効果の見込みについてであります。

北杜市観光担い手育成事業、雇用・人材育成支援事業では10人を雇用するとともに、北杜市高齢者就業促進事業では受託事業の拡大を図る中で、高齢者の雇用拡大を図っております。商業振興事業、企業支援員派遣事業では企業の質上げや社員定着等の効果を見込んでいるところであります。

次に、羽村市との交流についてであります。

羽～杜プロジェクトの事業経過については、平成24年度に姉妹都市であることから産業交流が図れないか両市で意見交換会を行い、北杜市商工会を中心とした産業交流事業として羽～杜プロジェクトを立ち上げ交流事業がスタートしております。これまでに10のプロジェクトを掲げ、シンボルマークの公募や北杜市の産物を使用したハートグルメの開発、イベント連携等を行うといった成果を挙げているところであります。

今後はさらなる企業間交流等を図れるよう、市としましても支援を行ってまいりたいと考えております。

一方、アンテナショップについては、すでに市の観光案内パンフレットの配布やハートグルメの販売等を、羽村市観光案内所でアンテナショップとして利用させていただいておりますので、今後これらの取り組みをさらに発展させてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電施設設置のルールづくりについてであります。

太陽光発電施設の設置につきましては、法令等による開発対象行為に当たる場合においては雨水処理について対策が義務づけられておりますが、開発対象行為に当たらない場合の造成工事においては、事業区域外から土砂を搬入する場合は北杜市土砂の埋め立て等の処理に関する指導要綱により協議の対象となることがあります。

また実態調査につきましては昨年度、設置状況調査を実施しましたが、造成工事については調査しておりません。市内全域において、300平方メートル以上の木竹の伐採行為については農林業の目的等の一部の行為を除き、太陽光パネルの設置にかかわらず北杜市景観条例の届け出が必要となりますので、指導要綱等のルールづくりについては北杜市まちづくり条例や景観条例の理念が反映できるよう現在、環境課、林政課、農業委員会、まちづくり推進課において庁内検討を進めておりますが、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が施行されたところであり、今後、開催される農林水産省での説明会等で詳細な内容を把握し、この法律の内容も踏まえた中で届け出や住民への周知などの方法について検討してまいります。

○議長（渡邊英子君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

中山宏樹議員の、北杜クラブの代表質問にお答えいたします。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律についてであります。

法律では再生可能エネルギー施設を設置する農地は、優良農地の確保に支障を生じないよう市町村が基本計画で定める区域と定義されております。このことから農業上の再生利用が困難な荒廃農地、再生利用が可能な荒廃農地であっても、生産条件が不利で相当期間耕作に供されず受け手が見込まれなく、今後、耕作の見込みがない土地であれば農地の転用は可能とされたところでありますが、今後、開催される農林水産省での説明会の内容を踏まえ、設置条件等について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時20分といたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

中山宏樹君の再質問を許します。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは大項目に沿って、順に再質問をさせていただきます。

まず最初に、新エネルギー施策についてでございます。

ただいまの部長の答弁に太陽光発電設置のルールづくりについて、いろいろ説明をいただきましたけども、300平方メートル以下で大規模開発と当たらないところでも雨水の関係からちょっと好ましくない状況が見られますけども、そのへんの状況を把握しているでしょうか。

それから新エネルギーのトップランナーとして北杜市は有名でございますけども、市庁舎へは何も付いておりません。そこで市庁舎新館の屋根ですとか駐車場も付けている事例が見られるようですけども、そこらへんはいかがでしょう。

それから公民館などの準公共施設についても屋根貸しとして、災害時には地元で使えるというふうな締結を結んでいるところがあります。そのようなところを参考にして、防災面でも取り組みが必要かと思われまますけども、そのへんをどう考えていますか、お願いいたします。

それから農山漁村再生可能エネルギー法で耕作している状態のところは、耕作に支障がなければ太陽光発電が付けられるというのが、たぶん農水省の省令かなんかで出ているかと思いません。まだ実際の運用には至っていないわけですけども、これを素直に受け取りますと構造改善の高土手にも付けることが可能ではないかと思いますが、そのところはいかがでしょう。

高土手の草刈りは非常に危険を伴いまして、構造改善の、田んぼはつくるんですけども土手刈りができないという高齢者がだいぶ見られます。そのへんの見解をお知らせください。

それから4年ほど前に小水力の導入可能調査をして調査結果が出ておりますが、その調査結果でその後、付けるところが出ていないでしょうか、お伺いします。

次に再生木質バイオマスですが市内にはチップ工場もないため、ほとんど隣の富士見町まで持っていくようなことになっております。市内でだいぶ伐採が進んでおりますけども、本市にも1つくらいはチップ工場がほしいと考えますがそこをどう考えますか、お願いいたします。

それからペレットも最近、だいぶ設置ストーブが増えてきて売れているようでございます。ペレット工場はハードルが高いかと思いますが、その考えもよろしくをお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

まず市の庁舎への取り付け等についてであります。市では率先し公共施設の太陽光発電施設設置に取り組んできたことから、新館を含む市の庁舎への設置については各種補助事業の活用により今後取り組んでいきたいと考えております。

また質問にありました公民館などの準公共施設につきましては施設の状況、地域の実情を十分考慮し、検討していきたいと考えております。

また、小水力の導入可能調査の点についての再質問にお答えいたします。

市では平成20年度、市内の小水力発電所可能地点調査として市内の河川、水路から発電可能な地点16カ所をピックアップし、地点調査を実施いたしました。市内には自然河川、灌漑用水路など多数存在しますが水利権許可、発電規模など課題も多く、関係者の合意形成も必要なことから実現性および経済性、環境貢献のいずれも良とされた地点が村山六ヶ村堰であり、現在は官民パートナーシップによる壬生川電力との共同事業により、小水力発電所を設置している状況であります。

なお答弁でもお答えしましたが、小水力につきましては新エネルギー推進機構においても事業効果の分析や適地調査などの研究を行い、地域の実情を考慮しながら今後も取り組んでいきたいと考えております。

太陽光に関しては以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

木質バイオマスのチップとペレット工場についての検討であります。

県内におきまして、山梨市に唯一ペレットの生産工場があります。現在、ペレットボイラー、それからペレットストーブの普及は伸び悩んでいるのかなというところで、現状では新たに生産施設を検討しているところは見受けられない状況であります。

北杜市においては、需要と採算性の観点からチップ工場のほうが有利でありますから、今後におきましては関係機関と検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

300平方メートル以下の太陽光施設について、把握をしているかという質問でありますけれども、先ほど申し上げましたが、木竹の伐採行為の300平方メートル以上というふうな規定になっております。つまり大変申し訳ありませんけれども、300平方メートル以下については現在把握ができない状況であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

中山宏樹議員の再質問について、お答えいたします。

高土手への太陽光の設置という件でございますけれども、土手への設置につきましては一時転用の対象となります。一時転用につきましては3年以内という許可制限がございますので、3年経ったところで撤去していただいて、継続する場合は再申請という形で、また新たに設置するという形の状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

ただいまの答弁で、太陽光発電のルールづくりですけれども、300平方メートル以下は把握できないというお答えですが、やはり造成が土留めなどをしなくてやっている事例が見受けられます。これらは市民から通報も受けたりして対応するのがいいかと思いますが、そのへんをもう一度お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

中山宏樹議員の再々質問につきまして、お答えを申し上げます。

今おっしゃったとおり住民の方の通報でありますとか、あるいは新しい、今届け出制度について検討しておりますけれども、10キロワット以上ということを想定しております。そうしますとかなりの太陽光発電設備について届け出が必要になるということで、こちらは対応したいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に下水道処理事業について、お伺いいたします。

下水道の整備計画の状況ですけども、残りの整備状況と区域の見直しはございますか。それから管理計画についてポンプなどは10年、処理場は20年、管渠は50年とおおよその耐用年数がありますけども、この管理計画の見込みについて伺いたいと思います。下水道が老朽化して多額の整備がかかる場合、戸別処理に戻すこともあるんでしょうか。

次に汚泥の処理について、伺いたいと思います。

先ほど汚泥処理のトン数はお答えいただきましたけども、その最後の最終製品はどういうものになるか、お知らせください。それから浄化槽の汚泥を下水処理施設に入れることは、可能でしょうか。浄化槽の汚泥を入れられる下水処理施設が十分あるという場合でしたら、浄化槽でもということも可能ではないかと思いますが、いかがですか。また町をまたぐつなぎ込みはいかがでしょうか。それから長坂町の処分場や広域組合の処理場の現状はどうなっていますか、よろしく伺いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中山議員の再質問にお答えします。

まず残りの整備状況、また区域の見直しはということですが、残りの整備状況については先ほど市長のほうから答弁がありました。したがって見直しにつきまして回答いたします。

先ほどお答えいたしました（仮称）北杜市水道事業アクションプランの中で区域の見直しも含め、可能な限り細かな区域を単位とした年齢構成や人口動向等の調査に基づいた人口推計を用いて地域特性に即した効率性の高い汚水処理計画策定を進めてまいりたいと考えております。

次のポンプや処理場などの管理見込みということであります。

これにつきましては、下水道処理施設や付帯設備にはそれぞれ処分制限期間が定められております。本市の施設はそのほとんどが合併以前に施工され、着工時期もおおむね同時期であります。十数年後には同じタイミングで改修のピークを迎えることから、施設や設備の安定化と改修の効率化を図るため、下水道長寿命化支援制度などを活用しながら処理場の統廃合等も視野に入れ、検討してまいりたいと考えております。

また管理の金額はというような内容ですが、公共下水道および農業集落排水施設の維持管理費は過去の統計ではありますが、5カ年の平均で年間約5億3千万円であります。本年度の予算については5億3,800万円を計上しております。

次の汚泥処理の最終処分はどのようになるかという再質問であります。公共下水道処理施設から排出されている汚泥4,800トンのうちセメント原料化される量が635トンで、堆肥の原料とされる量が4,165トンとなっております。また農業集落排水処理施設からは1,970トンが県外での埋め立て処分、残りの830トンが堆肥化処理されております。

最後の浄化槽汚泥を下水処理施設に受け入れることは可能かということですが、下水道加入分担金や使用料金、処理計画の変更や汚泥希釈施設の増設といった課題があり、早急な対応は現時点では困難と考えております。

なお、町をまたぐつなぎ込みということですが、現在、町をまたいで下水処理をしている処理場はあります。事業計画の変更を行えば両町をつないで処理することは可能であります。処理量および町をつなぐための管渠敷設工事等の費用対効果もこの際は検討しなければな

りません。現在またいでいる地区につきましては、長坂町中島地区の下水は小淵沢の東部の処理場で下水処理を行っております。また高根中央処理区においても一部を須玉第一の処理場で処理しております。

あと長坂の処理場や広域組合の処理場の現状はということですが、先ほどの公共下水処理施設から排出されている汚泥4,800トンでセメント原料化されている量が635トン、また堆肥が4,165トンと説明いたしましたが、長坂の処理場、ふるさと公苑ですね、あと広域組合の処理状況についてであります。高根、長坂、大泉、白州、小淵沢地区の集排の汚泥につきましては一般廃棄物として北部ふるさと公苑に1,970トン、年間処理をしております。また農業集落排水施設の汚泥、一般廃棄物の明野地区、須玉地区、武川地区の3地区につきましては、峡北広域の南部衛生センターへ830トン搬入されて堆肥化処理されております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

1つ答弁漏れかと思えます。下水道が老朽化して多額の整備がかかる場合、戸別処理に戻すことがあるかどうか、ちょっとそこをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

中山議員の再質問にお答えします。

費用面で施設が老朽化しているということですが、現状で対応して、現状の処理で進んでいこうと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

では次に雇用状況について、再質問いたします。

製造業の海外移転は相変わらず進んでいるようでございます。蕪崎市内の大企業についてもだいぶ縮小しているようなことが見受けられますが、製造業を辞めた人の再雇用はいかがでしょうか。同じような職種を選ぶことは難しいと思えますが、よろしく願いいたします。

それから今回の地域づくり事業の再雇用はございますか。

それから地域おこし協力隊は受け入れ側の、行政がサポートしないといきなり都会から来て知らない土地で活動するというのは難しいかと思えます。行政側のサポートが重要と言われるのですが、そのところはどうなっていますか、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

最初に海外移転に伴う製造業の再雇用であります。こちらからどうこうということもなかなか難しいところもありますけども、再就職先においてまた製造業というところで再雇用が図られるということは有利な条件でありますから、そういうことに対しましては市としても積極的に進めてまいりたいと思います。

それから次の地域づくりの再雇用であります。観光の面におきまして4名の再雇用を行っております。

もう1つの質問の地域おこし協力隊の行政のサポートについてというご質問でございますが、議員さんのおっしゃるとおり農政につきましては、先ほども申し上げたとおり担い手等の支援を協力しております。それと現在、観光の地域おこし隊を本年4月からお願いしたところでございますが、4月から観光・商工課において研修等を行いまして、一定の期間ののちにまたそれぞれ観光協会等で仕事をしていただくわけですが、その後につきましても市としてサポートはしなければならないのかなということで考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

次に姉妹都市交流について、再質問させていただきます。

先ほどの答弁で旧村時代の姉妹都市で荒川区、新宿区、東村山市が今のところあまり活動はしていないように見受けられますけども、やはり都会の都市との交流が非常に重要かと考えますが、こちらの都市と姉妹都市とかを結ぶことは考えておりますでしょうか。

それから先進事例として群馬県川場村と世田谷区の交流事業がございます。世田谷川場ふるさと公園が設立されて、区民健康村が中核施設になっているいろんな体験講座やイベントが用意されております。私もここに宿泊したことがあるわけですけども、非常にうまくいっている事例かと思えます。やはり都会の人が望む食の安全、自然の癒し、また地方の人は経済的な結びつきを考えております。こういう事例も踏まえて、今後こういうことを進めていく考えはございますか。お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中山議員さんの再質問でございます。

先ほどの東京の荒川区、新宿区、ならびに東村山市と従来交流している中で、今後姉妹都市とか友好都市の締結ができないかという質問でございます。

従来からこれらの都市とは、旧村時代からのつながりもございまして現在も続いているわけでございます。そういった友好都市の締結については当然、相手方のご意向、ご意見等もございまして、これからも交流した機会ごとに意見交換をしながら、そのような方向に向けていくような努力をこれからもしてまいりたいと考えております。

また群馬県の川場村と世田谷区との施設を通じた交流ということでございますけども、当然、新宿区、荒川区、東村山市との施設につきましても本市に保養所等がございますので、当然そのような施設を相互に今現在も使わせてもらっておりますけども、これらも有効活用しながら、またその都市とも、交流でございますので祭りやスポーツ、また文化面等で市民レベルでの交流をこれからも一層増やしていきたいと、かように考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中山宏樹君。

○9番議員（中山宏樹君）

それでは最後に、地域と学校教育についての再質問をさせていただきます。

甲陵高校はスーパーサイエンスハイスクールの中で、地域課題を探ることをやっております。高校生が研究成果を発表しておりますが、市政に反映するような考えはございますか。また北杜高校、帝京第三高校にも同じようなことをやってほしいと思うわけですが、これは学校側の考えもありますけども、市として要望などはしていく考えはございますか。

それから北杜高校、甲陵高校は競歩大会などをやっております。これも市民に知らせていただいて、応援に出るとか見守りなどをしてもらえば、また新たなつながりができるんじゃないでしょうか。

また先日の山日紙面で甲陵高校出身の梨大医学部へ進学した女子学生が県の補助金をいただいて県内の医師になるようでございます。ぜひ北杜市に来ていただきたいと願うところですが、そういう方に市の補助金を出す、この女子学生は岡谷出身だそうです。岡谷出身の学生でも山梨県の補助金をいただいて山梨県へ就職するというのを考えているわけですから、ぜひこういう取り組みもお願いしたいと思います。

それから現在、帝京短大と市の関わりはどのようになっていますか、お知らせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

中山議員の再質問にお答えいたします。

最初に甲陵高校の、SSHの成果を市政に反映できないかという趣旨だと思います。

SSHの事業につきましては市内、甲陵高校、また中学校も同時に取り組んでいるわけですが、市内に目を向けてフィールドバックを行う中で、さまざまな角度から問題を分析、それから解決方法を探るといった事業になっております。またこの活動の成果については、地元の中学校に向けてレポートを配布するほか、一般向けにも発表会を行っているという状況であります。市においても当然、こうした問題解決方法等が当然参考になるものもあるというふうには考えてございますので、こうしたものは今後活用していきたいと考えてございます。

またこのSSH事業を北杜、帝京へというふうな意味合いだと思いますが、全国的に文科省のほうでもこのSSH事業自体を全国的に広げたいということ、意向としては持っているということ伺っておりますので、またこういった取り組みを北杜、それから帝京にも紹介する中で学校側でどう取り組んでいただけるかは、また検討していただければと考えてございます。

それから各学校のイベント等でマラソンですとか、駅伝とかそういったふうなものも開催をしているという状況もございます。そうしたものは今、なかなかこれ以外の窓口という部分での対応する部署がないわけですけれども、例えばマラソン大会などの場合は、特に支所等の範囲の中で実施をされているということも考えておりますので、また支所等も窓口にしながら相談に応じて対応はしてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

帝京短大との関わりは、
浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

帝京短大ということですが、大学についての交流というものが市においては実施されていないという状況であります。そうしたことから帝京短大側でも例えば市のほうに何か要望があるとか、そういったものはまた確認をしながら必要に応じて対応をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中山宏樹議員の再質問にお答えいたします。

県の奨学金を使いました学生が今年、いよいよ1期生ということで県内のほうに研修医として活躍を始めたという中で、甲陵高校出身の学生につきましても県内で研修医になったということで、その方が地元の公立病院、特に地元でありますので北杜市の病院に就職してくれれば一番ありがたいこととありますので、その動向はまた見守りたいと思います。

そんな中で、市でも医師に対して助成をしたらどうかということでございます。

市の助成をつくったとしましたら県の助成との併用はできなくなりますので、その市の独自の助成を使って何人が利用できるかというところもちょっと、どうしても学生としても大きな病院のほうに向いていってしまいますので、そのへんでうちが独自に補助金を設けることにつきましては、もう少し検討の余地があるのかなということで、これにつきましては医療関係者、院長先生たちとも十分協議した中で対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

○9番議員（中山宏樹君）

終わります。

○議長（渡邊英子君）

中山宏樹君の質問が終わりました。
関連質問はありませんか。
千野秀一君の関連質問を許します。

○17番議員（千野秀一君）

2項目について、質問いたします。

まず第1番目ですけれども、新エネルギーの質問です。

新エネルギー推進機構の現状という質問をいたしまして答弁がありました。それで当然、北杜市が全国でも有数の太陽光に恵まれている場所ということでありまして、早い取り組みを、モデル的な取り組みをしてきている中でありますから、当然この機にこの推進機構を設置することは、一番タイムリーな施策かなと考えております。

ただ、当然でありますけれども、こういう新しいものに取り組んで、答弁もすべて環境課のほうでなさってくれているわけでありまして、これは市の施策として当然、環境課だけではなくて、あらゆる部署でこの施策を推進していかなければならないだろうなと思います。そういう意味で、窓口へこのことについてお尋ねに来る方に対しまして、例えば民間の方でありますとか企業の方もあられるかもしれませんが、こういうふうな今の行政からしますと新しい法律ができたとか、あるいは買い取り制度の価格がだんだん推移をしていくという形の中からすれば、そのスピーディーな対応がまず求められると思うんですよ。それからしますと、この機構がそういうニーズに対してその窓口でワンストップサービスと言いますが、窓口に来ればすべての部署の仕事が処理できるというか、そんな体制ができているのかどうかをお伺いいたします。

いずれにしても、新しい体制でありますから他のモデルとなるような取り組みをしていただきたいと思います。お伺いをいたします。まずそれが1つ。

そしてもう1つは、次の下水道処理の事業であります。

先ほど市長のほうからも長寿命化に努めるというふうなお話がありました。そして説明の中でポンプは耐用年数が10年であり、施設は20年であって管渠にしましては50年ぐらいが寿命だろうということで設置をされていると思うんですけども、もうすでにポンプについて10年ということであれば取り替えも必要でしょうし、施設についても20年ということになれば、数ある施設の中にはその耐用年数と言われている年代に、もう差し迫っているところもあると思うんです。そういう意味では27年にアクションプランを作成するということがありますけれども、現状といいますか実際に早速、手を付けなければならないような状況が起きているのか、そのへんの認識といいますか、あるいはもしそういうものがあるならば、そういうものに対しては早速の対応をしなければならないということが起きているのか。そのようなところをお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

千野議員の質問にお答えします。

議員さんの質問では、まず市の新エネ機構、また本年6月1日施行の農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の促進に関する法律の2点をおそらく考えた上だと認識しておりますが、ワンストップという言葉もありました。先ほど来から新エネに関しては、例えば規制面の要綱がうんぬんだとか、そんな中で本年5月にこの法律が出てきたわけです。当然、この法律においてはちょっとそこの、この法律について説明したいと思いますけれども、国の基本理念に基づいて国の方針に基づく市町村の基本計画策定により、協議会において再生可能エネルギーの発電設備整備計画を推進していくということになります。

当然、国、農水省のほうには問い合わせをしました。再生可能エネルギーの制度チームであります。現在、市町村の視点での基本計画の手引書を詳細に作成しているということでありました。これが6月下旬から7月上旬には完成するというものでありまして、ブロックごと、また県ごと、また要望があれば市町村にも詳細に対応していただけると。そういうこともありまして、それらも参考にし、またかつ新エネ推進機構ともども情報交換をしたなら、これからこの施策については市のほうもそうですけども、議員さん方のお知恵もお借りして建設的な内容のものを今後、築いて検討していきたいと思っております。

続きまして下水道の現状ということですが、これにつきましては市長の答弁の中にもありましたが、公共下水につきましては、公共下水と農業集落排水施設があるわけですけれども、公共下水については長寿命化計画、これを現在、進行中であります。また農業集落排水施設については最適化整備構想、これを策定している。この老朽度合い、今後の改修、今後の処理施設の統廃合といったものをこの計画の中で調査していきます。その後、この計画等に基づいて改修、処理施設の統廃合ということも含めてというのが現状であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

代表質問の関連質問をさせていただきます。

項目は地域と学校教育についての項目の中で、8番目にお聞きしています官学連携の現状はということの中で、先ほど答弁の中で早稲田大学、また東京芸術大学等と連携をして事業を進めているということでございます。東京芸術大学においてはJR小淵沢駅舎のデザイン等、成果も出ております。また早稲田大学については、いくつか報告といいますか市政報告等、また発表会等でお聞きをしておりますが、何より地域の活性化につながることを学生の感覚で提案をいただいているところだと思います。またこれを正規に取り入れて、行政としまして地域と連携し協力しながら、この提案を有意義に活用するといったところが重要だと思っております。

そこでいくつか早稲田大学、増富地域の活性化等々あるかと思っておりますけども、このいくつかの成果と、やはり単発で終わってしまうのもなかなかもったいないなと。学生ですから大学の教授の先生を中心に学生の提案ということであろうかと思っておりますけども、こういったものも一応、所管業務である行政とその大学、また地域ですね、それを活用する地域との三位一体で検証しつつ継続しながら進めていくことが非常に有効ではないかと思っておりますが、その点について成果と今の現状を検証、また今後の活用についてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

中嶋議員の関連質問でございます。

産学の連携の中で早稲田大学の、連携の中の事業の生かし方といいますか、内容でございますけども、成果といいますとその都度、成果がまとまった段階で市政報告会の折にそれぞれ成果を、学生自身の目線といいますか、口から成績報告させてもらっています。その中で行政と

しても早急に活用できるものは、有効な手段としてであれば当然活用していきたいと考えています。

この北杜市内をフィールドとして使っておりますので、やはり私たちが見る目線よりか外から見た目線で彼らも学生たちも考えてくれておりますので、大変、研究テーマに沿っての成果については有意義なものだと考えています。直ちに活用できないものもその活用手段をこれからも考えながら有効に活用していく必要があるのではなかろうかと考えています。

この早稲田と言いましても早稲田大学の学生のみではなくて、市の職員もこの研究会の中に入っております、同じ目線で物事を考えておりますので大変有意義な内容と考えています。今後とも活性化のために連携をより深めていきたいと考えています。

また今年度も引き続き研究テーマに沿って研究してもらっていますので、そのへんも活用できるものは早急に活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、北杜クラブの会派代表質問を終結いたします。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時40分といたします。

休憩 午後12時10分

再開 午後 1時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

あらかじめ申し上げます。

傍聴人はご静粛にお願い申し上げます。

次に、ほくと未来の会派代表質問を許します。

ほくと未来、6番議員、加藤紀雄君。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

ほくと未来の加藤紀雄です。

ほくと未来を代表しまして、白倉市長に質問をさせていただきます。

北杜市は合併し、今年は10年目という大きな節目を迎えております。北杜市は8町村と数の多い、また面積の広い合併であったため、その間、10年間の行政運営は非常に大変であったかと思えます。しかし白倉市長をはじめとする職員はもとより多くの関係者や市民の皆さま方のご尽力により行財政施策や地域づくり活動に多くの成果が表われてきております。

しかし社会情勢が年々厳しくなる中、解決しなければならない課題が山積しているという現実もあります。本年は合併10年目の到達点であると同時に、次の10年に向かっての出発点でもあります。総合計画の基本コンセプトである人と自然と文化が躍動する環境創造都市の形成を目指し、全国的にもまた世界にも誇れる自治体ベンチャー自治体北杜市として将来へ向かって積極的、かつ果敢にチャレンジしていくことを期待し願っているところであります。

それでは北杜市の将来に向かって、多くの課題の中から重要項目の3点について質問をさせていただきます。

まず1項目めは、防災対策であります。

今年の2月の大雪は観測史上初という未曾有の大雪でありました。JR全線の不通、また中央自動車道や県道、国道はもとよりすべての道路が交通不能となりました。一時的に物流が途絶える等、市民生活を大きな混乱に陥れました。この地域では16年前にも1メートルを超える大雪が降ったことがあります。今回はそれを大幅に超える積雪でありました。

思い起こせば阪神・淡路大震災、3年前の東日本大震災、また近年たびたび各地で発生する大雨・大雪等による災害の状況を見ると、今後も異常気象等に起因する災害が起こることが想定されるため、それらに的確に対処するため地域防災計画等の見直しはもとより市民一人ひとりの減災・防災意識の向上が必要かと思えます。

私は2月の大雪のとき約一週間、小淵沢総合支所の災害対策本部で職員の皆さまとともに大雪対策にあたりました。15日の朝、家から500メートルほどの距離でありましたが、雪と奮闘しながらやっとの思いで小淵沢総合支所に到着しました。支所に行ってみますとすでに10人を超える職員が休日にもかかわらず出勤をしておりました。聞きますと、昨日から泊り込みの職員、また夜明けとともに足跡ひとつない新雪の中、雪をかきわけかきわけ3時間4時間5時間とかけて到着した職員がおりました。職員はみんな責任感の中、必死な思いで出勤してきた職員ばかりでありました。中には女性職員もおりました。職員は着くなり当然ではありますが、ひっきりなしの電話への対応、雪崩のため埋もれた多数の車の避難民の受け入れ、高齢者、病人等災害弱者の安否の確認、区長さんや消防団との連絡・連携、災害状況の把握等、対応に追われておりました。想定を超えることが次々と起こるため、それらに職員は必死で対応しておりました。

時間とともに本庁所属の職員も出勤してきたため、職員数も増え支所長を中心に支所の災害対策本部も充実してきましたが難問が次々と発生し、そのために処理しなければならない問題が山積みとなってまいりました。職員はわが家の雪かきのことも考えるまもなく寝る時間、食事の時間も惜しんで対策に努力しておりました。ともすると雪かきが遅いとか職員の対応が悪いとか情報がない、そんな非難の声を聞くことがありますが、私が一週間、小淵沢総合支所の職員とともに大雪対策に携わってきた限りにおいては、自分の家の雪かきもできない状態で昼夜にわたり奮闘していた職員の姿には、職務に対する責任感と公務員としての使命と誇りを見ることができました。私が見たのは小淵沢総合支所1カ所でありましたが、他の7つの総合支所においても、また本庁においても同様な状態であったのではないかと思います。

あの大雪から早や4カ月が経過しました。ともすると昨今の暑さのために忘れがちになる時期ではありますが、近年の異常気象等が伝えられる中であり得ないと思うことが起こること、それが災害であります。今回の大雪を教訓として課題の抽出、整理、そしてその対策について早急に検討、実施する必要があると思えます。

そこで北杜市地域防災計画等における今回の大雪災害での課題と、それへの対策について以下7項目について質問させていただきます。

まず1つ目ですが、昨年7月に策定されました地域防災計画の概要版の4ページに予想される災害として主なものが5項目、挙げられておりました。その中の1つに富士山の噴火は入っておりますが、残念ながら大雪は項目として入っていませんでした。これについては、今まで

のこの地域の状況を見ればやむを得ないことであるかと思いますが、今回の大雪を経験し、またこれを教訓とし早急に地域防災計画の内容を見直し、充実強化を図っていくことが必要であると思います。白倉市長も今議会初日の所信の中で、北杜市の地域防災計画の見直しについては、山梨県の地域防災計画の見直しも早々に行う予定であると述べておりました。見直しについての基本方針と、そのスケジュールについてお伺いをいたします。

2つ目ではありますが、災害発災時の職員配備についてであります。

今回の経験で地域の状況に熟知している総合支所の重要性を強く感じました。現状の災害時の職員配備基準はどのようになっているのか、お伺いいたします。また災害発生時には道路事情等で職員配備体制表どおりの勤務地に出向くのが困難なことが今回の大雪で生じたと思いますがそのような場合の対処方法はどのようにしたのか、お伺いをいたします。今回の大雪の経験をもとに災害時の職員配備基準の見直しの必要があるかと思いますが、それらについてのお考えをお伺いいたします。

3つ目ではありますが平成25年6月に災害対策基本法が改正され、高齢者、障害者等の災害時の避難に特に配慮を要する避難行動要支援者の名簿の作成が市町村長に義務付けられ、本年4月に施行されております。この中の避難行動要支援者の取り扱いについては、すでに北杜市の地域防災計画の改定がなされておりますが、名簿作成に向けての取り組み状況および今後、災害時のこの名簿の活用方法はどのようにするのか、お伺いいたします。

4つ目ではありますが、自助・共助・公助と言われますが減災・防災の基本は自らの生命・財産は自ら守ること、すなわち自助を基本とした備えが重要であることは今回の大雪で感じましたが、それらに対する市民への啓発・啓蒙等はどのように行ってきたのか、また行っていくのかお伺いしたいと思います。

5項目めではありますが、今回の大雪において特に各地区の区長さんをはじめとする役員の皆さま、また消防団員の皆さまは特に大変だったと思います。地域の安全・安心な生活はそのような皆さん方のボランティア、また献身的な努力によって支えられるといっても過言ではないと思います。2月の大雪により日ごろから近隣関係を大切にし、生活の中で協力しあってきたことが成果として実現され、地域の絆の強さを強く感じたところであります。

そこで北杜市では地域防災計画の中で、地域全体の連携の重要性のもとに各地区に地域防災の主体となります自主防災組織の設置を推進しておりますが、その設置状況がどんな状況かお伺いします。また今年度から自主防災組織資機材整備費補助金を拡充したようですが、その制度についての周知方法と利用状況はどのようになっているのか、お伺いいたします。

6項目めではありますが、毎年9月1日の防災の日の前後に各地区で実施している防災訓練について、今回の大雪を教訓とし訓練の内容等を充実したものとしていく必要があると思いますが地区への指導方針、周知についてお聞きしたいと思います。

7項目めではありますが、防災無線のデジタル化が本年度の小淵沢町の整備で完成となるわけではありますが、従前のものは各地区、各集落等の広報無線の役割も担っておりました。今回の大雪でも地域ごとに適切な情報を住民に迅速かつ的確に伝えることの重要性を感じました。今回のデジタル化の整備により、防災対策としての機能はどのように充実されたのか、お伺いいたします。

次に2項目めであります。男女共同参画社会の実現に向けてであります。

女性の地位向上を目指し国際連合は1975年を国際婦人年とし、その具体的解決に向けて

世界行動計画を策定しました。さらに1976年からの10年間を国際婦人の10年として世界的な取り組みを進め、わが国でも1977年には国内行動計画が策定され、山梨県においても1981年に山梨婦人行動計画が策定されました。

このような男女共同参画社会実現に向けての大きな流れの中で、1985年には男女雇用機会均等法、1999年には男女共同参画社会基本法が制定される等の法整備がされ、推進体制が整ってくるに従い、社会的にも女性の地位向上への意識の意識改革が図られてまいりました。

男女共同参画社会基本法の第2条で、男女共同参画社会とは男女が社会の対等な構成員として自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的・経済的・社会的および文化的利益を享受することができ、かつともに責任を負うべき社会と定義づけられております。

男女共同参画社会の実現のために男女の人権の尊重、社会における制度、または慣行についての配慮、政策等の立案および決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際協調の5項目を基本理念として掲げております。

第2次安倍内閣においては今、女性の活躍への期待がこれまでになく高まってきている状況に鑑み、わが国の強い経済を取り戻すためには女性がその力を存分に発揮することが不可欠との認識のもと、初めて女性活力子育て支援担当大臣が設置されました。また今年の1月開会の第186回通常国会での安倍総理の施政方針演説の中で、5番目のあらゆる人にチャンスをつくる。その中で女性が輝く日本、すべての女性が活躍できる社会をつくと宣言し、2020年にはあらゆる分野で指導的地位の3割以上が女性となる社会を目指す、具体的な数値目標を示し男女共同参画社会の実現へ向けて大きく踏み出し、推進が一層期待されているところであります。

さてこのような社会的変化の中で、北杜市では男女共同参画社会の推進を総合計画の重要施策として位置づけ、2006年3月には「人と人がともに支え合い人権を尊重しつつ責任を分かち合い、それぞれが個性と能力を生き生きと発揮できるふるさと北杜を築く」を総合目標とし4項目の基本方針を柱とするほくとほほえみ夢プランを策定しております。また2011年11月には男女共同参画都市宣言を行う等、男女共同参画推進委員会を主体に先進的、積極的に男女共同参画社会実現へ向けて推進を図ってきております。その成果は市内各所、また市民生活の随所に表れてきております。これは推進委員の皆さまをはじめとする多くの関係の皆さま方のご理解・ご努力の結果であると思っております。

しかし男女共同参画社会実現へ向けては、まだまだ大きな課題をたくさん抱えております。道半ばであると思っております。北杜市のほくとほほえみ夢プランは、2006年に2015年を目標年度として策定し今年で9年目を迎えるわけではありますが、その間の推進状況等について以下5点について質問させていただきます。

まず1つはプランの期間も残すところ1年余りとなりましたが、この間の計画目標に対する達成度はどの程度になっているでしょうか、お伺いをいたします。

2つ目としましてプランは来年度、2015年が最終年度となり、今回のプランの成果を総括し、次期プラン策定へ向けて検討・準備すべき時期にきていると思っておりますが、策定へ向けての基本的な方針とそのスケジュール等についてお伺いをいたします。

3つ目ではありますが北杜市の各種委員会・審議会等、市長が委嘱する会の構成員の中で女性の占める割合はどの程度になっているでしょうか、お伺いをいたします。

4つ目ではありますが、市の職員の管理職の中で女性の占める割合はどのくらいになっているか、これについてもお伺いをいたします。

5番目ではありますが、北杜市の各種委員会等および管理職職員の中で女性の占める割合は山梨県内および全国の自治体と比較した場合、どの位置にあるのかお伺いをいたします。

次に3項目めであります。子育て支援策についてであります。

わが国の子育て支援策については、1989年の合計特殊出生率が1.57となったことが明らかになった1990年、平成2年に政府は子どもを産み育てやすい環境づくりとなる子育て支援の方向に大きく転換し、その年の厚生白書に子育て支援という用語が初めて登場したのが今日に至る子育て支援への出発点であると思います。

その後、平成6年には今後の子育て支援のための基本的方向について、いわゆるエンゼルプランが策定されました。その後も新エンゼルプラン、新新エンゼルプランの策定、また次世代育成支援推進法の制定等、少子化対策にきめ細かに、かつ前向きに取り組んでまいりました。しかし少子化の流れは留まることがなく、合計特殊出生率は平成17年には1.26と過去最低を更新しました。

今月8日に労働省が発表した2013年の人口動態統計、概数によりますと赤ちゃんの出生数は過去最少の102万9,800人。また合計特殊出生率は1.43と前年からわずかな上昇に留まっております。ちなみに山梨県は1.44、北杜市は1.17と低迷をしております。

今までの子育て支援策は、保育環境の整備や子育て環境を社会全体で支援するという子どもを産みやすい、育てやすい環境づくりという子どもを産み育てる側の視点に立った教育・保育サービスが提供されてきました。しかし少子化を留めることができませんでした。

そこで平成22年に子ども・子育てビジョンが閣議決定され、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が公布されました。この関連3法はすべての子どもの良質な育成環境を保障し、子ども子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、制度財源を一元化して新しい仕組みを構築し子どもの幼児期に学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援を総合的に推進していくものであります。これらの法律に基づき、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度がスタートすることになっております。

このような子育て支援に対する動向の中で、北杜市の子育て支援策の現状と子育て支援新制度に対する今後の推進策等について、以下4点お伺いいたします。

まず1つ目ではありますが、合併して10年目を迎えておりますがこの間において北杜市も先進的に、また特徴ある施策に取り組んできたと思っておりますが、この間で取り組んできた子育て支援策等の主なもの、特徴あるものについてお聞きしたいと思います。

2つ目としまして、子ども・子育て支援制度では市町村は市町村子ども・子育て支援事業計画を策定するよう義務付けられておりますが、計画策定に向けての基本方針と策定スケジュール等について、お伺いいたします。

3つ目ではありますが計画策定にあたり子育て当事者等の関係者が参画・関与できる仕組み、すなわち地方版子ども・子育て会議の設置が求められ、北杜市ではすでに25年度に設置されておりますが、その活動方針とその内容について、また計画策定段階での役割についてお伺いいたします。

4つ目ではありますが、今年5月に有識者でつくる日本創生会議の独自の試算による数値が発表されました。それによると出生数の減少に加えて、地方で暮らす若い女性が都市部への流出

で大幅に減少するとされております。北杜市における若年女性の将来推計減少率は2010年を基準に2040年、すなわち30年後には55.1%減少となっております。現実に北杜市の本年の成人した数は566名。昨年1年間の出生者数は224名と、この数字を見ますと20年間で半減しております。このことを考えるとこの推計は統計数字であるといつて侮れないものであると思います。このような状況は全国的なものであり、北杜市に限ったものではありませんが放置できない現象であり、状況であります。

それらの解消策の1つとして、平成26年から取り組む定住促進計画は少子化対策としては重要な施策であり、時機を得たものであると思います。白倉市長は本議会初日の所信の中で定住促進計画の策定においても、若者や女性が住みやすい社会の実現を目指していきたいと力強く述べられております。そこでこの計画策定にあたっての基本的方針と、その中での少子化対策の位置づけと策定スケジュール等について、お伺いをいたします。

以上3項目についての質問をさせていただきました。答弁をよろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

今回の大雪に対しまして多くのボランティア、市民の絆、市民の力がありません。大変ありがたく思います。また加藤議員もご指摘のとおり、私の口から言うのもなんですけども職員も一生懸命、対応したと思います。

はじめに、大雪を教訓とした地域防災計画の見直しについてであります。

北杜市地域防災計画では、雪害対策計画として主に交通・通信の確保と雪崩、地吹雪等による雪害に対処するための対策を定めているところであります。

今回の大雪で課題となったものは交通手段が完全になくなった場合の対応であり、市内の道路が等しく機能を失ったことによる交通途絶時の職員参集、市民の皆さまへの情報の伝達方法、情報の共有などがありました。現在、総合支所を含めた全庁内での検証等を行っているところであります。同時に具体的な見直し作業へと進めているところであります。今後、県地域防災計画の見直しが行われたのち、市地域防災計画の見直しを早期に行う予定であります。

次に、防災行政無線のデジタル化についてであります。

平成22年度から各町ごとに進めてまいりました防災行政無線のデジタル化は、今年度以小淵沢町の整備を行い、これで全域完成となります。用地の提供や作業の実施等にご協力いただいた皆さまには改めて感謝を申し上げます。

今回、防災行政無線のシステムを全市で統一化することにより、今まで各町ごとに異なっていた設備による格差がなくなり、市内全域に同じレベルで情報提供できるよう整備いたしました。デジタル化により混信がなくなり、音声も明瞭となりました。また防災行政無線を補完すべき手段として防災行政無線自動応答システム、携帯電話による北杜ほっとメールやテレビの文字放送、新たに導入した緊急放送エリアメールの配信を実施しておりますが、今後FMハケ岳を利用した緊急防災情報の提供も検討してまいります。

次に男女共同参画社会の実現について、いくつかご質問をいただいております。

ほくとほほえみ夢プランの達成度についてであります。

男女共同参画社会を実現するため、平成18年3月に男女共同参画推進委員によりほくとほほえみ夢プランを策定し、男女がともに支えあうふるさとを築くため、家庭、職場、地域などあらゆる場での男女共同参画の推進に向け、取り組みを進めてまいりました。

平成23年11月には男女共同参画都市の宣言を行い、市内外に男女共同参画社会の実現に向けて積極的に取り組むことを表明したところであります。

また、委員活動の集大成として開催されるほほえみフォーラムでは、大勢の高校生の参加も得て幅広い世代にわたり、男女共同参画社会の実現に向けて意識の醸成が図られたものと考えております。

次に子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

合併後の主な取り組みについてであります。

本市においては次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に北杜市次世代育成支援行動計画を策定し、人口減少、急激な少子高齢化の進展をふるさと存続の危機と捉え、子育て世代に魅力的な子育てしやすいまちを目指して、さまざまな取り組みを行ってまいりました。

主な取り組みとしては就労および経済的支援のため、保育料の第2子以降の無料化、ほくとハッピーワークの常設、放課後児童クラブの設置、また安心して子どもを産み育てる社会づくりを推進するため、ファミリーサポートセンターの運営、小児科医の開業補助、愛育班の設置、つどいの広場、子育て支援センターの運営等を行ってきたところであります。

また結婚や出産、子育てといった定住の動機付けに効果が期待できる時期に定住促進施策を展開することが有効と考え、昨年度から子育て支援住宅の整備に取り組んでおります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

防災対策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、災害時の職員配備基準についてであります。

職員の災害発生時の配備計画は本庁に対策本部11部35班で職員を配置し、各支所は支所部として、支所職員を中心に地元職員を配置しております。

今回の雪害では道路状況から職員に対し本庁、もしくは最寄りの支所に参集するよう本部から指示を行いました。一方、雪害に限らず、災害時には状況に応じた職員の増員も必要となることから、災害時での優先業務を基本に必要なところに必要な数の職員を配置できる配備基準を検討してまいります。

次に、災害時避難行動要支援者名簿についてであります。

災害時避難行動要支援者名簿は市で定めた基準によって名簿を作成し、支援の対象者を把握するものであります。

名簿登載者のうち平常時からの名簿提供に同意を得られた方は区長、民生委員、自主防災組織、消防団等の避難支援等関係者に名簿を提供し、地域内の日常の見守りを行ってまいります。しかし災害時には同意の有無に関係なく関係機関に名簿を提供し、避難のための情報伝達や避難支援・安否確認等に活用します。対象者の抽出作業の終了後に同意の取得を進め、要支援者

の円滑かつ安全な避難確保に努めてまいります。

次に市民への啓蒙、啓発についてであります。

今回の大雪の教訓として十分な備蓄の必要性や近所同士での声かけ等、自助・互助の大切さを感じました。大雪などの大きな災害では組織的な活動が始まるまでに、ある程度の時間が必要となることから自分自身を守り、隣近所同士が集まって行動する初動体制が重要であると認識しております。初動体制では地域を知り尽くした人による活動となるため、その効果に期待するところであります。自助・互助・共助の大切さについては、4月に各町で開催された区長会において説明し、併せて自主防災組織設立の案内を行ってまいりましたが、今後も機会があるごとに啓発に努めてまいります。

次に、自主防災組織についてであります。

4月現在で市内には50の自主防災組織が結成されており、本年度に入り4地区から相談を受けている状況にあります。

自主防災組織資機材整備費補助金制度については、昨年度末までに30の自主防災組織にご利用いただき、約500万円の補助金を支出しております。また本年度、制度の延長を行うとともに補助対象資機材の充実を図り、区長会等において、制度の周知を行ったところ新規に1防災組織から申請をいただいたところであります。

次に、防災訓練における指導方針についてであります。

今回の大雪は完全に交通が遮断されるなど、今までに例をみないものであったために改めて災害時における近所のつながりの大切さを感じたところであります。各地域での防災訓練は防災技術を学ぶ場であると同時に地域の皆さまが防災や減災についてともに考える場、そして地域づくりの基本となる交流の場でもあると思っております。防災を意識した目で、地域を歩いて危険箇所を把握し、話し合いによりひとり暮らしの人や自分では避難できない人の情報の共有や普段からの声かけといったことが減災の観点からは重要であると考えております。また物流が復活するまでの生活物資の備蓄についても、今回の大雪での教訓であると感じておりますので、地域での助け合いと併せて周知してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

男女共同参画社会の実現について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、次期プランの策定についてであります。

基本方針については現在のプランの総合目標および基本目標を継承し、さらなる男女共同参画社会の実現に向け、課題や推進の方向を定めてまいりたいと考えております。

策定に当たっては、男女共同参画推進委員の委員活動における企業訪問や出前講座などでの意見を参考にすることで、委員の皆さまの意見を聞きながら来年度中に策定することとしております。

次に、審議会等および市管理職員の女性の占める割合についてであります。

昨年度末で市が委嘱する審議会等の女性の占める割合は39.7%、課長補佐以上の市管理職員の女性割合は一般行政職で22.1%であります。

次に、女性の占める割合の他の自治体との比較についてであります。

国の調査によると市が委嘱する審議会等の女性割合は県内の市町村の平均が19%、全国の平均が23%となっており、本市は全国平均を上回っている状況にあります。また、一般行政職のうち管理職員の女性割合は県内の市町村の平均が10.1%、全国の平均は8.4%であることから、こちらも全国平均を上回っており、男女共同参画社会の推進に努めてきた成果の一つであると考えております。市としましては、引き続き女性の意見や感性が少子高齢化対策における政策決定等に生かされるよう、登用率のアップに努めてまいります。

次に、定住促進計画の基本方針等についてであります。

定住促進については、これまでもほくとハッピーワーク等の就労支援や保育料の第2子以降無料化等の子育て支援などさまざまな施策を実施しており、本年度は小学校6年生までの医療費無料化や子育て支援住宅の建設に着手し、住環境の整備を進めているところであります。

少子化による人口減少に歯止めをかけるためには、地域の活力源となる子育て世代の定住促進が極めて重要な施策であると考えており、少子化対策に重点を置いた計画を策定してまいりたいと考えております。

作成スケジュールについては現在、プロポーザルによる公募により業者選定を進めており、また、今月9日には第1回目の定住促進本部会議を開催したところであります。

今後、定住促進という視点で市内外から見た生活環境の分析と事業効果を高めるための分析、市民や企業などの意識調査とともに、先進事例も調査する中で本年度中には計画を策定することとしております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

加藤紀雄議員の、ほくと未来の代表質問にお答えいたします。

子育て支援策について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子ども・子育て支援事業計画についてであります。

北杜市子ども・子育て支援事業計画の方針は、子ども・子育て支援法のすべての子どもがすこやかに成長するよう良質かつ適切な支援を行うこと等を基本にするとともに、北杜市次世代育成支援行動計画の基本理念であります、子どもの声が響くまち北杜を継承してまいりたいと考えております。

また事業計画の策定に当たっては、昨年実施したニーズ調査をもとに今後、育児中であるお母さん方へのグループインタビューやパブリックコメント等を行い、多くの意見をいただく中で北杜市子ども・子育て会議で審議いただき、今年度中に策定する予定であります。

次に、北杜市子ども・子育て会議の役割についてであります。

子ども・子育て支援法においては、市は保育園等の施設の利用定員や子ども・子育て支援事業計画を策定・変更をする際に、子ども・子育て会議の意見を聴取しなければならないこととなっております。

市においては、実際に子育てに関わっている方の意見を計画に反映させる方針でありますので、昨年11月に福祉関係者、保護者、事業者、教育・保育関係者、学識経験者等を構成員とする北杜市子ども・子育て会議を設置し、ニーズ調査の作成・実施・報告を行ってまいりました。

た。

今後は会議において事業計画策定の審議をいただくとともに、実施状況の継続的な点検・評価・見直しを行っていただくこととしております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは、まず1項目めの防災対策につきまして再質問をさせていただきます・・・。

○議長（渡邊英子君）

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤紀雄君の再質問を許します。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは、1項目めの防災対策につきまして再質問をさせていただきます。

当然ではありますが、災害はいつ起こるか分かりません。極論を言えば明日起こるかもしれませんが、ということは災害対策、地域防災計画等の見直しは急がなければならないわけですが、答弁で県計画の状況を見て、それをでき上がった後に市の計画の見直しを行うと、こんなお答えをいただいたわけですが、そこで県の地域防災計画の見直しをされているようですが、その進捗状況とそれらを受けての市の計画の見直しのスケジュール等につきまして、もう少し具体的にお願ひしたいと思います。

2点目としまして、今回の大雪で地域のことを熟知しております総合支所の重要性・必要性を特に強く感じました。私の一週間の災害対策本部の経験でありますから、これがすべてではないかと思いますが、今回はたまたま大雪で本来は本庁のほうに災害対策要員として行くべき職員が交通が不通になったために総合支所に出動したと。こんなことで、予定より多くの職員がそこで対応したために非常に機動的に、また対策も十分できたと思います。十分というか、それなりの形でできたと思います。もしあれより人が少なくても対応を考えますと、本当にあれだけの大災害の中で対応が十分できたのかという点が非常に気になっております。

そこで今、答弁で災害時にはその要員について、優先的に必要なところに必要な人員を配置する、当然といえば当然であります。的確な回答をいただきました。そこで再度の質問になってしまうわけですが、やはり今回、支所につきましては、普段はともかく災害時には本当に最先端で現場の対応を飛び歩いてしなければならないという立場でありますので、ぜひそういう点を十分配慮した中で、この計画の見直しの中で対応してほしいと思っております。それらについてお答えをいただきたいと思ひます。

3つ目ではありますが、要支援者名簿を作成中ということではありますが要支援者名簿にはどのような人たちが登載されるのかということともう1点、名簿はいつごろでき上がるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

4つ目ではありますが、自主防災組織が50の地区に結成されているというお答えがありました。結成の対象となる地区のうち何%ぐらいが現時点で結成されているのか、お伺いいたします。これらの自主防災組織は災害時の対応はもちろんであります。普段の地域づくり活動、地域の絆、そんなことを考えますと非常に重要でありますし、大きな効果を発揮するものでありますので、設置されていないところにつきましては、どんな理由でそれらが設置されていないのか。その点と、やはりできるだけ早く設置するほうがよいと思いますが、それらの推進策についてお伺いをしたいと思います。

また今回、大雪のあと市のほうでも地域防災計画の見直しはともかく、できることは迅速にやっつけよう、こんな考えの中でエリアメール等の導入に即刻対応していただきました。このことは非常によいことではありますが、そこで今回の大雪を経験する中で地区等の防災対策の強化のために新たに導入、支援制度等、検討しているものがありましたらそれらについてお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

加藤議員の再質問でございます。

大きく4点の再質問でございますけれども、最初の県の地域防災計画の見直しの進捗状況、そして本市の地域防災計画の見直しの状況、スケジュールというご質問でございます。

先ほども答弁させていただきましたけれども、県の地域防災計画の見直しは現在、豪雪の際の災害対策本部の設置基準等の初動体制や、また応急対応、情報発信と相談対応、また関係諸機関との連携・要請、防災ボランティアなどの項目につきまして有識者による検討委員会を行っております。それで10月末の改定を県では予定しているということでございます。

それに併せまして、本市の地域防災計画の見直しにつきましても現在、作業を進めておりますけれども、この県の地域防災計画との整合性を保つ必要があるということでございますので、今年度の積雪の時期に併せるように早急に見直しをしてまいりたいと考えております。

次に先ほどからの総合支所の職員の配備体制等についてご質問がございましたけれども、さらなる十分な配慮が必要ではないかというご質問だと思います。

市の地域防災計画に定める災害時の職員配置基準がございまして、市の各総合支所に配備している人数は総合支所長ほか以下23人から32人ということになっております。そして各支所本部ほか数班に分けて配備をしておるところでございます。

今後も総合支所は、加藤議員もおっしゃいましたように災害時に対策の最先端、前線基地ということになることでございますので、状況によって地元出身職員を中心に円滑な増員ができるように対応してまいりたいと考えています。

次に避難行動要支援者名簿の登載対象者と名簿の整備の時期でございますけれども、数多くの方々を支援しなければならないということでございます。お年寄りや障害をお持ちの方などの

うちで災害時に自ら避難することが困難、また円滑かつ迅速な避難を図るために特に支援が必要な方ということになりまして、具体的な対象者の方々を述べますと介護保険における要介護認定3から5という方、身体障害者福祉法の規定によって身体障害者手帳1級、2級を所持する方、厚生労働大臣の定めるところによって療育手帳Aを所持している方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定によって精神障害者保健福祉手帳1級、2級を所持する方、市の生活支援を受けている難病患者、また要支援または要介護認定の65歳以上の一人暮らしの方、または65歳以上の世帯でいずれも要支援、または要介護認定の方、そして市長が特に必要があると認めた方を登載する予定でございます。

現在、要件に当てはまる方の抽出作業を行っておりまして、7月中には名簿化したいと考えております。その名簿をもとに同意の取得を進めてまいりたいと考えています。

それから自主防災組織の件につきまして、3点ほど伺いました。

最初に自主防災組織の結成率でございますけれども、現在122の行政区がございますので割合的には41%ということでございます。

そして次の自主防災組織が設置できない理由および推進策ということでございますけれども、自主防災組織を結成できない主な理由としましては、役員の交代や継続的な活動が難しい。またリーダーになる人がいないなどの数々の課題があると考えております。今後、組織の設立に向けて積極的に周知をするとともに要請があれば担当職員が地域に出向きまして、体制づくりを支援してまいりたいと、かように考えております。

それから3つ目の内容でございますけれども、今回の雪害の経験を踏まえて防災対策の強化と申しますか、対策として新たに導入を検討している支援策という内容でございますけれども、先ほどからも答弁してございますけれども、大雪の際にはやはり幹線道路の除雪を優先するということが見えてきましたので、互助・共助の補完として各行政区と市内の各保育園、小中学校、公共施設に対する手押し式の小型除雪機の配置も検討してまいりたいと、かように考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは、次に2項目めの男女共同参画社会の実現に向けての再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁で各種委員会、審議会、そして市の管理職の職員においても女性の登用率が山梨県、また全国平均を上回っているということでもあります。これは市民の皆さま方のご理解と高い見識を背景とした推進委員の皆さまをはじめ、職員や関係の皆さま方のご尽力の結果であり10年間の取り組みの成果であると思います。しかし女性の登用率、全国、山梨県下で高いということで満足することではなくて、目標はやはり男女平等共同社会50%が目標であると思いますので、一層のご努力をよろしくお願いしたいと思います。

そこで次期プランを来年中、27年度に策定する予定であるとのことではありますが、策定にあたっては多くの住民の皆さまの意見や要望をお聞きしまして、それを計画に反映することが必要であり大切なことであると思います。答弁にもありましたが、すでに意見や要望との聴取に努力いただいておりますことはよく分かりましたが、27年度計画策定にあたりまして一層、市

民参加の場を拡大し、特に北杜市の将来を担う若い人の意見や要望等が反映される計画となる
ことが大切であり、重要であると思いますのでそれらの対応について答弁をいただきたいと思
います。よろしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

加藤議員の再質問にお答えいたします。

若い人の意見、要望等を反映した次期プランの策定についての考えというご質問でございま
す。

プランの策定にあたりましては、これまでも市民アンケート調査等を参考にする中で、また
推進委員の皆さま方のさまざまな意見が反映できるよう努めてまいりました。また去る4月に
開催いたしました男女共同参画推進における、ほくとほほえみフォーラム2014でございま
すけれど、これにおきましても大勢の高校生に参加をいただいて、さまざまな意見をいただい
ております。そういったことも踏まえまして次期プランの策定におきましては若い世代の意見、
また要望等をより一層反映できるように対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

加藤紀雄君。

○6番議員（加藤紀雄君）

それでは3項目めの子育て支援策について、再質問させていただきます。

答弁で合併後10年間の子育て支援策のうち主要なもの、先進的に取り組んできた特徴ある
施策について、お答えをいただきました。

財政の健全化を図りながら、市の重点施策として子育て支援策に取り組む市の姿勢はその努
力の成果として市内の随所に着実に表れてきております。本年10月から実施する予定の小学
校6年生までの医療費無料化は保育料の第2子以降無料化や子育て支援住宅の整備等、多くの
先進的な施策等に加えての実施であり、恒久的財源を確保しての実施は時期としての確、かつ
適切な判断であると評価できるものであります。

さて子ども・子育て3法に基づき平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度
実施に向けて北杜市子ども・子育て会議を主体とし、北杜市子ども・子育て支援事業計画は今
年度中、26年度中に策定するとのことでありますが、策定にあたってはやはり市民の多くの
皆さまの参加の場を設け、意見や要望を聞き計画に反映させることは大切であります。特に子
育て中の人や子育てにこれから関わる若い人たちの意見集約と計画への反映が重要であると考
えます。このことをやることによって計画策定後の施策の実施への移行が順調に進めていく、
こんな効果もあると思います。

そこで今、申し上げた特に子育て中、また子育てをこれからする若い人たち、今までも聞い
てそれらを反映しているとは思いますが、一層これらについては重点的に取り組んでほしいと
思いますが、それらについてのお考えをお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。
茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

加藤紀雄議員の再質問にお答えします。

多くの市民の意見を計画に反映させることについてのご質問であります。

市といたしましても、多くの市民の皆さん方の声を計画に反映させていくことは大変重要であると考えております。子ども・子育て会議からのご意見だけではなく、つどいの広場や子育て支援センターのお母さん方のグループインタビューやファミリーサポートセンターの登録会員の交流会、放課後児童クラブ連絡協議会等の機会を活用いたしまして多くの市民、それから子育て中の皆さん方の声をお聞きし、可能な限り計画に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

○6番議員（加藤紀雄君）

終わります。

○議長（渡邊英子君）

加藤紀雄君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

原堅志君の関連質問を許します。

○7番議員（原堅志君）

私のほうから、防災対策についての関連質問をお願いいたします。

先ほど代表質問の中で、近年各地で発生する災害状況を見ると今後も異常気象等に起因する災害が起こると想定される。それらに的確に対処するため、地域防災計画等の見直しはもとより市民一人ひとりの減災・防災意識の向上が必要と考えたと質問したところでございます。地域全体が連携することが地域防災力の強化につながると考えます。

平成17年度に地方公共団体の地震防災対策図上型訓練の実施要領モデルの作成に関する調査報告書が総務省、消防庁応急対策室にて全国市町村に図上訓練の解説書として配布されましたが現在どのように活用されているか、まずお伺いいたします。

次に今回の大雪は観測史上初であり、大雪は解けてしまえば想像もつかなくなります。そうした中、それぞれの地域が自助・共助・公助のあり方を再認識の上からも2月の状況が市民の頭の中にあるうちに北杜市独自の図上訓練の解説書作成が必要と考えますが、防災計画の見直しのときに計画に組み込むお考えはあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。
伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

原議員さんの関連質問にお答えいたします。

最初に、災害図上訓練の解説書の活用ということでございます。

現在、各地域におきまして自主防災組織の設立をする際におきまして、この図上訓練の大切

さということを地域の白地図をもとに、説明資料を持参しながら説明をしているところがございます。そのためにこの解説書の活用は大いに役立っていると思いますけども、今回の大雪の災害にしても災害の図上訓練というのは大変地域、また地域のコミュニティづくりにとっても大切なものだと考えています。

この図上訓練をすることによって、地域の皆さま方が地域の災害に対する強い面とか弱い面、そういったものを明らかにすることができ、共有の情報として得ることができるということだと思います。この地域の状況を共有することによって、先ほどもちょっと言いましたけども減災にもつながっていくということで、大変この図上訓練は有意義なものだと考えています。

当然、それに伴って国土交通省や県でも主催する関係機関による図上訓練も毎回行われておりますので、北杜市からも担当者が参加しております。そんなことを踏まえまして、今回のその地域防災計画の見直しにあたりましては、やはりこういった重要な対応等につきましては、見直しの中で記載をするなり、必要項目の中に位置づけたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

原堅志君。

○7番議員（原堅志君）

見た方もおると思いますけども、本日、NHKの朝のニュースですけども南部町で図上訓練を行っているということが放映されました。ぜひ再度、自主防災の中へぜひ地域の方にその図上訓練のやり方とか、そういう方法をぜひ自主防災を形成する上で重要だと思いますので、そのへん再度、地域に諮っていただいて、積極的に図上訓練を取り入れたらどうかと思いますけども、再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

原議員さんの再関連質問でございますけども、災害図上訓練においてそのこの地点でまた併せまして防災マップの作成というものを並行して取り組みますと、先ほども言いましたけども地域の状況をいろんな、多角面から共有できるということでございます。

今、議員さんもおっしゃいましたけども、各地区における自主防災組織を設立する際の説明のときにも関連資料を持参して、まずこの図上訓練においては防災の上で地域を見てくださいという目線の中で、自主防災組織の設立の説明会のときに案内をしているところでございますので、今後も地域の状況を見ながら職員を説明会等に派遣したいと考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、ほくと未来の会派代表質問を終結いたします。

次に、明政クラブの会派代表質問を許します。

明政クラブ、16番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

明政クラブを代表して質問をいたします。

6月になり梅雨の時期を迎えました。1日で1カ月分も降るような大雨やテレビの報道によりますと、東京近郊の市では初夏だというのにまるで雪が積もったような雹が降りました。いまに日本の四季の美しさを愛でることもできなくなるのではないかと心配しております。

先ほどの代表質問でも防災に質問がされておりましたが、想定外という言葉は通用しないくらい、いつ何が起きてもおかしくない時代になってきています。

一方、国ではデフレ脱却と経済活性化を目的に企業支援、IT、女性の活躍促進といった幅広い分野の規制緩和や税制、予算措置を含めた経済戦略が練られています。人口減少や経済が低迷している現在の日本には、しっかりとした経済基盤の安定が望まれています。こびっとするときは今でしょうという危機感を持ちながら以下4点、質問いたします。

1点目、地域の活性化と行政の電子化への取り組みは。

少子高齢化による社会経済への影響は多大なものがあり、人口減少が要因となって消滅する自治体も危惧されるほど深刻なものとなっています。各自治体間の財政格差が大きいことも挙げられ、国の方針としては地域再生を牽引する強い地域経済構造の構築を考えています。自治体からの提案を公募し、規制を緩和する国家戦略特別区域を設ける。また必要な支援を行うとともに地域の金融機関の眠っている資金を活用し、地方を元気にする仕組みづくりなどを行おうとしています。地方が特色ある魅力のあるまちづくりをすることができる大きなチャンスでもあります。国家戦略特区として空き家や空いているマンションなどをホテルとして利用する。映画やドラマの製作地として誘致するなど、いろいろと取り組んでいるところがあります。オリンピック招致も決定され、観光をキーワードに考えている自治体も出ています。アイデアを絞り本市でも積極的に取り組むことが必要だと考え、見解を伺います。

また国ではICT分野を促進するために、6月末を目途に秀でた人材を支援する事業を募集し現在、応募が殺到しています。行政の電子化の推進は、経費の削減と効率化を図るためにも必要な事項となるはずであります。面積が広く行政効果が悪い上に平成25年度の合計特殊出生率は1.13、高齢化率も35%になろうとする本市においては上下水道の管理、運営、高齢者の生活を守るための環境整備や交通網の充実、若者等、勤労者層の定住策など多くの課題を抱えています。市ではどのように考えているのか、伺います。

1点目、今後の人口減少社会に対してどう考えていますか。方針と対策について、伺います。

2点目、魅力あるまちにするために市独自のプランを策定し、地域活性化への積極的な取り組みをしていく考えはありますか。

3点目、ICT、情報通信技術ですが、それを活用した行政サービスの取り組み状況はどうなっていますか。

4点目、広域のネットワークで行う情報クラウド化、これは情報システムの共同管理のことですが、そのことに対する考えはありますか。

5点目、住民番号制度の準備状況と課題はどのように考えていますか。

大きい項目の2点目になります。企業の現状とベンチャー企業の育成について、伺います。

少子高齢化は進む一方であり、未婚者の増加などを含め若年世代の人口減少をどう食い止めるかが今からの大きな課題であります。10年前から比べると田舎に住みたいという若者が増

えています。これは高度成長社会の弊害がもたらした設備投資や雇用形態の変化による所得減や年金など社会保障の不安や温暖化等、地球環境などが関係しているようです。

市では企業誘致を積極的に行った結果、新規参入企業が増えてきました。こうした中、新規就農者に対する補助制度や就労しやすい環境も整い始め、着実に成果が出てきているものと考えていますが、若い勤労世帯が定住するためには雇用の拡大は大きな決め手です。北杜市の人材を発掘し、起業化を図り育てていくことも重要です。

企業誘致に優遇措置を図ることも大切ではありますが、企業の多くは本社が市内にないため雇用の多くは望めず、税収も限られてしまいます。こうしたことから市内に企業を起こすことが必要だと考えます。

一例を挙げますと市内の木材を使って製品にすること、また燃料として活用すること、農業被害や捕獲後の処理に苦慮しているシカなどを食材として利用するなど、生産から販売までを視野に入れた地場産業やIT産業なども考えられ、国内ばかりでなく海外にも通用する産業になる可能性も含んでいます。

条件として場所だけあればできる、自然環境が整っている、勤労意欲のあるシニア世代がいる、特殊な技術を持った人が移住しているなど将来を見据えた北杜の資源に目を向け、地場産業を育成すること、地元で起業することを奨励していくことが雇用を拡大し活力ある持続可能な社会をつくることができると考え、質問いたします。

1点目、生産人口の各年代別の人数と比率についてお聞きします。これは過去5年間、お願いいたします。

2点目、市内に本社のある企業数と本社を誘致する考えはありますか。

3点目、法人市民税の過去5年間の推移について伺います。

4点目、ベンチャー企業はどのくらいありますか。

5点目、ベンチャー企業に対する取り組みや優遇策はありますか。

3点目になります。安心して子育てできる市を目指して。

少子化対策について、私も会派で何度か質問をしておりますが、全国で出生率が高い自治体では出生時の奨励金や子育て世代への支援など、子育てに関するアイデアが豊富でございます。少子化を食い止める有効な手段の一つとして、安心して子どもを産み育てる環境づくりが大切だと考えます。今からの方針として子どもを預けやすくする、女性が働きやすくする、働いていても損をしない仕組みづくりをするということに支援をしています。ご承知のとおり子どもたちが生まれる数は年々減少し、北杜市では1年間に240人ほどになっています。数少ない子どもたちだからこそ健全に育つことが必要であり、私たち大人の切実な願いです。

現在、健康増進課や子育て支援課、福祉課など複数の課で一人の人に対する健康管理や相談に応じてくれています。しかし体調が悪いとき、泣き止まないとき、どうやって叱ったらいいのかわからないなど、些細なことかもしれませんが人によっては深刻な問題に発展してしまうことが多々あります。その都度その都度の解決ではなく、もう少しきめの細かいサービスが必要なのではないでしょうか。総合的な窓口を創設し、そこに行くことによって一貫した指導を得ることができることにより大きな安心感を持つことができます。窓口を訪れることで個々の相談や法律に関すること、カウンセラーやママ友の紹介など多方面でのサポートがもらえるようなシステムができたならば、ほかの自治体とは大きく違う特色となり、若い世代の人口の流入も考えられます。一人の人に切れ目のないサポートができる。これは全国で5つの自治体が

施行していますネオボラのような体制づくりをするお考えをお聞きします。そのうち3つ、お聞きしたいと思います。

1点目は、10年後の出生数の予想はどのくらいでしょうか。

2点目、現状と各課担当者との連携はどのようになっていますか。

3点目、取り入れていくお考えはございますでしょうか。

最後になります。公共料金の取り扱いや見直しについて伺います。

市で扱うもので購入がしにくいものや支払いに不便だという声があります。一例を挙げますと市民バスの定期券が市役所・支所のみ扱いになり、就労中の昼休みに行きたいが往復に時間がかかり、役所は土日も休みで購入がしにくいというようなことです。水道料金などコンビニでの取り扱いができるようになりましたが、このように購入がしにくいもの、支払いしにくいものがほかにもあるかと思えます。市民のニーズを調査・検討して利用しやすい方法を考える必要があると思えますが、見解を伺います。

以上4点、14項目についてお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域の活性化と行政の電子化への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。人口減少についてであります。

本市の人口は平成17年をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口の推計では、現在の4万8千人余の人口が25年後の平成52年には約3万3千人で約32%減少し、生産活動の中心をなす生産年齢人口がほぼ半減すると見込んでおります。

人口減少は市民生活の活力の低下を招くばかりでなく、地域経済や市の財政にも大きな影響を及ぼすことから人口の減少を抑制するため、これまでにサンコーポラスの購入や企業誘致、就労支援に努めてまいりましたが、本年度はさらに本市の最重要施策として定住促進計画を策定し定住化の推進を図ってまいります。

次に企業の現状とベンチャー企業の育成について、いくつかご質問をいただいております。

ベンチャー企業の数と優遇策等についてであります。

一般的にベンチャー企業とは新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的・革新的な経営を展開する中小企業と解釈されますが、明確な定義がないことから市内の全体数の把握は難しいと考えております。しかし、中小企業庁で元気なものづくり企業に選ばれている須玉町の株式会社ミラプロ、小淵沢町の株式会社クリスタルシステム、武川町の株式会社オキサイドや市内で活躍しているJMEナジー株式会社、最近では農業生産法人ドームファーム北杜がそれに該当するものと考えます。

なお、株式会社オキサイドは特定市場で高いシェアを獲得し、本年、経済産業省のグローバルニッチトップ100選にも選出されております。

市としましてはベンチャー企業に対する特定の取り組みや優遇策はございませんが、北杜市企業等振興支援条例等に基づき、積極的に支援してまいりたいと考えております。

次に安心して子育てできる市を目指してについてであります。いくつかご質問をいただい

おります。

ネウボラの導入についてであります。

ネウボラとは妊娠、出産、子育てに関する支援の拠点のことで、妊婦健診、乳幼児健診、歯科健診、予防接種、育児相談、発達相談などがすべて無料でできる制度で、入学前まで同じ保健師が同じ家族を担当するものであります。

今月29日開催予定の第4回「いいお産からの子育てフォーラム in 北杜」において、ネウボラについて日本でも第一人者であります東邦大学の福島富士子先生に講演をいただき、参加者とともに学習してまいります。導入には課題もあることから既存の事業を踏まえながら今後、検討してまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域の活性化と行政の電子化への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、地域活性化への取り組みについてであります。

地域の活性化は地域が培ってきた風土やこれまでに育まれた地域資源を守り、生かすための方策を推進していくものと考えております。独自の活性化策として姉妹都市関係を利用して、お互いの長所を生かした特産品開発を行っております。空き家バンク事業では市内の空き家を資源と捉え、北杜市に居住の地を求める方に情報提供を行っており、東京有楽町へ県が開設した移住希望者向け相談窓口やまなし暮らし支援センターで移住希望者への相談に応じ、移住の促進も図っております。

また市内のNPO法人と大手企業が社会貢献活動や人材育成の一貫として、市内の耕作放棄地を復旧し、地域再生に取り組んでいる活動や新規就農者のグループでは市内で生産した野菜を独自ブランドにより都内へ直接販売するなど、市民グループによる活動で北杜市の農村資源を有効に活用し、地域活性化に取り組んでおります。地域活性化には、若者や北杜市出身者などの人材が重要と考えております。

今後、移住者、若者の発想力、デザイン力、ふるさとを応援する声などで提案されたアイデアを具体化する制度や地域を元気にするため独自活動している市民グループへの支援、ネットワーク化など人材育成や地域活性化の支援などを検討してまいります。

次に住民番号制度、いわゆるマイナンバー制度についてであります。

マイナンバー制度は、昨年5月の行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律ほか社会保障・税制度関連4法の成立・公布により、平成28年1月に個人番号の利用開始が予定されております。

本市においては昨年度マイナンバー制度の主幹課を決定し、今年度からは庁内ワーキンググループの設置、個人情報保護対策、システム改修、例規改正など制度開始に向け必要な準備を進めているところであります。

国においても詳細が未決定の部分もあり、今後、多くの業務を短期間で行わなければならないなど時間的な制約も想定され、また制度導入による個人情報の漏えい等が国民の懸念となっているなど課題もあることから、制度・システム両面においてしっかりとした情報保護措置を

講じていかなければならないと考えております。

次に、法人市民税の推移についてであります。

法人市民税は均等割と法人税割で構成し、市内に事務所または事業所のある法人に課税しております。税率は、均等割については資本金等の額と従業員の数に応じて5万円から300万円まで9段階に区分され、法人税割については課税標準となる法人税額に標準税率の12.3%により課税しているところであります。法人市民税の決算額については平成20年度が4億2,780万円、平成21年度は3億1,521万円、平成22年度は4億1,527万円、平成23年度は4億5,418万円、平成24年度は4億4,541万円と推移しており、市税全体に占める割合は4.6%から6.5%の間となっております。納税者数については5年間で58法人増えて1,322法人であり、そのうち法人税割の納税者の割合は17%前後であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

地域の活性化と行政の電子化への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、ICTを活用した行政サービスの取り組みについてであります。

現在、山梨県と県内自治体により共同運営するやまなしくらしねっとにおいて、住民票の写し等の交付申請など、各種行政手続きの申請や届け出を行うことができる電子申請サービスを提供しております。

またメールアドレスを事前に登録することで、携帯電話やスマートフォンに地域情報や防災情報の発信、エリアメール等の導入、北杜ケーブルテレビでの文字放送による情報提供および市ホームページからの各種申請書のダウンロードなど、ICTのメリットを最大限に享受できる豊かな地域社会の実現に向けて、取り組みを行っているところであります。

次に、広域のネットワークでの情報クラウド化についてであります。

情報クラウド化については、ソフトウェアおよびデータを外部のデータセンターで保有管理し、ネットワーク経由で利用することから運用経費の削減、業務の標準化による負担の軽減、災害に強いシステムといったメリットが考えられます。一方、複数の地方公共団体が一体となって、システムの共同化と集約化を進めることから、業務の共通化とともに異なるデータ形式を統一化するための移行経費などの課題もあります。

このようなことから、県および県内市町村職員で構成する電子自治体の推進に関する研究会において、現在、情報機器、システム運用の共同化などに向け、調査研究を行っておりますので今後、研究成果等を踏まえ、活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、市民バスの定期券の購入についてであります。

市民バスの定期券については主に高校生の利用が多く、現在、市役所の本庁または支所で購入いただいております。購入においては、お客さまのご要望により事前に電話等で連絡をいただいた場合には閉庁日における対応も可能と考えているところであり、利用者の利便性を図るため、できる限り住民ニーズに応えてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

安心して子育てできる市を目指してについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに10年後の出生数については現在、市次世代育成支援後期行動計画での将来人口の見通しで、平成36年において0歳児の人数は159人との予想となっております。

次に、現状と各課担当者との連携についてであります。

子育て支援については市でもさまざまな工夫を凝らし、少子化対策に取り組んできたところでもあります。現在、子育て中の母親や育児相談などについて保健師が地区担当制をとって妊娠中から出産、子育てなどの相談に応じており、その内容によって関係各課、専門機関との連携も図りながら進めております。

今後も妊娠、出産、子育てまできめ細かな切れ目のない支援に努めてまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂多枝子議員の、明政クラブの代表質問にお答えいたします。

企業の現状とベンチャー企業の育成について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生産人口についてであります。

平成22年の国勢調査によると、本市の生産人口15歳から64歳までの人数は2万7,054人で人口比57.6%であります。年代別で見ると10代が2,298人、8.5%。20代が3,229人、11.9%。30代が4,607人、17.0%。40代が5,669人、21.0%。50代が6,753人、25.0%。60代が4,498人、16.6%となっており、年齢が下がるほど比率は下がっていくことから生産人口は毎年減少を続けていく状況となっております。国立社会保障・人口問題研究所の平成27年推計値によると本市の生産人口は2万4,218人となり、5年間で約3千人の大幅な減少を示しております。

次に、市内に本社のある企業数等についてであります。

市内に本社のある企業数はNPO、財団等を含め1,084事業所であります。市内に本社があることで求人や法人税収入等に大きなメリットがあることも事実であります。昨今の経済・社会情勢の中で新たな設備投資や工場立地の拡大は難しい状況であるため、企業誘致の目標を今までの製造業を中心としたものから本市の特徴である豊かな自然環境や広大な農地、長い日照時間等を生かした農業生産法人等の誘致を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は3時45分といたします。

休憩 午後 3時35分

再開 午後 3時45分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の会議時間は会議規則第9条第2項の規定により、あらかじめ延長いたします。

保坂多枝子君の再質問を許します。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

一番はじめの地域の活性化と行政の電子化への取り組みについて、お伺いいたします。

この中でマイナンバー制度についてなんですが、このナンバー制度というのは情報が一元化されて大変便利なものなんですが、慎重に取り組んでいく必要があると考えています。

2点伺いたいんですが、このナンバー制度を取り入れるについての予算と、補助がありましたら補助率をお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、今回のマイナンバー制の中ではどういうものが対象になるのか伺います。

以上、2点お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

傍聴人に申し上げます。

ご静粛にお願いいたします。

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

住民番号制度、いわゆるマイナンバー制度についての再質問で2点ほど伺いました。

制度にかかる予定される改修経費の額と、あと補助率ということでございますけども、北杜市においてのシステムの構築改修につきましては住基、税務、国保、年金、障害者福祉、児童福祉、介護、後期高齢者生活保護などのシステム改修が当然必要となってきます。その改修のための経費ということでございますけども、今年度分としては1,860万円ほどを予定しているところでございます。

また補助率につきましては住基・国民年金システムの改修が10分の10の率、税・介護福祉システムの改修は3分の2、残りの3分の1についても交付税措置が行われる予定であるということでございます。

今回の個人番号制度、マイナンバー制度の利用対象の範囲ということでございますけども、取り扱う個人情報の範囲が広まるとなりますと、個人情報の漏洩等のリスクが高まる恐れがあるということから、当面、個人情報番号利用の範囲を、マイナンバー制度では社会保障分野、税分野、災害対策分野の3つの分野に限定しているということでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

今、ちょっと聞き漏らしたのかもしれませんが、社会保障と税とそれから災害対策とおっしゃっていたようですが、その先は拡大というか、もうちょっとほかのものにも手を広げるといことは、今考えていないとおっしゃっていただいたのか、ちょっと私、聞き漏らしたかと思いますが、もう1回、再々質問をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

保坂議員の再々質問にお答えいたします。

今後の利用範囲というようなことだと思いますけども、現在、国では法の施行3年後を目途に個人番号制度、マイナンバー制度の利用範囲の拡大を検討しているということでございます。将来的には戸籍事務や旅券事務、預貯金口座との連動、医療、介護、健康情報の管理連動への拡大が検討されているということでございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

では2番目の企業の現状とベンチャー企業の育成について、お伺いいたします。

先ほど生産人口が非常に減っていくというお話を伺いまして、これはまた大変だなと感じているところですが、この企業を誘致するにつけて、豊かな自然環境や広大な農地を活用した企業誘致を行っているということですが、そのほかに誘致をするためのアピールポイントは何かありますでしょうか。その点について、お伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂多枝子議員の再質問にお答えいたします。

企業のアピールポイントでございますが、はじめに他の地域と比較しまして津波がなく災害が少ない地域であることが挙げられます。また東京、名古屋などへの交通アクセスが比較的よい地域と認識しております。最後に豊富な水資源、眺望の素晴らしい山岳景観など企業イメージとしての自然環境がアピールポイントであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

保坂多枝子君。

○16番議員（保坂多枝子君）

なるほどおっしゃるとおり、うまいPRポイントだなと思います。企業にとっては魅力的な部分も多々あるのではないかと考えておりますが、先ほどの答弁の中で条例に基づいた支援策

という話がありましたが、具体的にはどんなものがあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

保坂多枝子議員の再々質問にお答えいたします。

企業等への支援内容でございますが、支援内容の主なものとしましては建物、機械等および建物の敷地にかかる固定資産税を一定期間支援すること、および設備投資の一部助成や企業立地にかかるインフラ整備等の支援を行うものでございます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

○16番議員（保坂多枝子君）

以上です。

○議長（渡邊英子君）

保坂多枝子君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

相吉正一君の関連質問を許します。

○10番議員（相吉正一君）

最初に地域の活性化と行政の電子化への取り組みについて、関連質問をさせていただきます。

現在、総務省では地域の活性化に向けて規制の緩和を図り、今までは岩盤規制という固い規制があったわけですが、地域を活性化するために新たな事業を計画しています。この事業はやる気のある市町村が自ら手を挙げて地域が元気になる事業を提案し、総務省が内容を審査の上、決定するとしていますが、市として今後、情報を早くキャッチして積極的に取り組む考えはあるかどうか伺います。

併せて2点目として、今回ナンバー制度、番号制導入に併せて自治体クラウド、市町村の共同管理という意味ですけども、導入することによりまして両者にかかる経費の削減、事務の効率化、関連経費の軽減等が期待されます。つまりこのことに取り組むことによって効率的な電子自治体行政の推進が実現されることとなります。自治体クラウドは実証実験を終え、全国の自治体への普及の段階を迎えています。先ほども答弁にありましたが、今、準備段階ですが税から始まって介護保険、いろいろのポジションに関係します。地方自治体が住民の情報など、これは民間のデータセンターに移してクラウド上での情報を受けられる環境のことで、複数の自治体でデータを共同管理することにより、コストを削減できる利点があります。マイナンバー制度、番号制導入に併せて自治体クラウドに取り組む考えはあるかどうか、併せて伺います。政府、総務省は積極的に行政の電子化を進めようとしています。そのへんについて、答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

私のほうから最初に地方が元気になる事業を提案して、総務省が審査して決定する取り組み計画、それに一貫して市が取り組む考えがあるかということでございます。

地域の活性化という観点からしますと、地域には人や自然や物やエネルギーや歴史や文化など、いろんな資源があると思います。先ほど地域活性化の取り組み状況、事例等を申し上げましたけども、地域活性化には若者や地元出身者などの人材の活用、また移住や交流もこれからの地域にとって非常に大切だと考えております。地域を元気にするアイデアを具体化する制度や独自活動しているグループへの支援など、地域おこしの取り組み等につきましても今後、国の制度の活用状況等を周知しながら検討してまいりたいと、かように考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の関連質問にお答えいたします。

番号制度導入に併せ、自治体クラウドに取り組む考えはあるかというご質問でございます。

番号制度いわゆるマイナンバー制度、これの導入につきましては、平成28年1月の利用開始が予定されておりまして、現在、庁内におきましてワーキンググループ等を立ち上げまして制度的措置、体制整備およびシステム上の技術的措置などについて準備を進めておるところでございます。

システム上の技術的措置につきましては、先ほどの答弁にもございましたけれども今現在、国のほうで調達運用等を行うためのコアシステムとか中間サーバー、既存システムとの情報連携等にかかる整備のあり方等、まだまだ詳細が示されていないのが実情でございます。そのようなことから、まずマイナンバー制度の利用開始に向けて優先的に作業を進めていくという考えであります。

併せて実際のクラウド化につきましては、電子自治体の推進に関する研究会という組織がございますので、その研究成果、ならびに先行自治体での動向、また国等の財政支援策等を踏まえながら、今後クラウド化の検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

今のナンバー制度、番号制度ですが、まだ時間、期限はありますけども、すでに県内では財務会計システムで10の市町村がクラウド制度に取り組んでいると聞いていますので、そのへん情報等もキャッチする中で、これは電算システム、ITの効率化を図るということです。要は、例えば大きなA企業が1つのデータセンターをもって、そこで専門で各町村の業務を管理するというので、ぜひそれぞれいろいろの課に、部署に税分野とか介護分野とか多岐にわたる分野に関係しますので、チームをつくって検討にあたっていただきたいと思います。

そして地域の活性化については、もう情報等はすでにキャッチしていると思いますが、昨日の新聞報道では安倍総理は消費税の引き上げに伴う景気対策の減速を回避するため、8月に中央創生本部を設置して担当大臣を置くとしています。先ほど言ったように地域に国家戦略特区として地域の必要なアイデアに対する事業に対しては、積極的に国では取り組んでいくとしていますが、再度そのへんについても考え方をお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

相吉正一議員の関連質問の再々質問でございますけども、国家戦略特区の始動に向けた具体策に対して市の取り組みの考え方ということだと思いますけども、現時点では国から具体的な細かい方針等が示されておりませんが、今後方針や取り組み内容等が示されたならばその内容等を精査して、市の方向性と合致するものであれば取り組む考えでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

相吉議員の再々質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしましたけれど、まずマイナンバー制度のほうの優先順位が高いということでございます。それで先ほどお話がありました財務会計システムの共同化ということで、これは県内の市町村が導入していることは承知しております。ただ、私どもはその基幹系でありますシステムもありますので、今後はより経費の削減、ならびに業務の効率化に努めていきたいと考えておりますので、まずマイナンバー制度の優先順位が高いということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

ほかに関連質問はございますか。

（ な し ）

保坂多枝子君の質問が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、明政クラブの会派代表質問を終結いたします。

次に、市民フォーラムの会派代表質問を許します。

市民フォーラム、13番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

市民フォーラムの代表質問を行います。

梅雨時ならではのはっきりしない空模様が続きますが、北杜市は木々の緑が日々深まり、その山岳景観、里山景観や田植えの終わった圃場が織りなす田園景観が本市の特性を見事に浮か

び上がらせ、市民の皆さまのみならず北杜を訪れる人々の心にやすらぎを与えています。

ところで国においては日本の防衛や安全保障のあり方をテーマに、憲法がその本質において変えられようとしており、議論の行く末に大きな不安を抱かざるを得ません。守るべきものを履き違えた議論がまかり通る数の論理に危うさを感じるのは、私だけではないでしょう。

一方、北杜市においても説明責任が十分果たされない中で、北杜市の将来に大きな課題を残しかねない事態が散見されております。この問題意識のもと北杜市民が積極的に市政に参加できる環境づくりの実現を願いながら、以下大きく5点について市長ならびに教育長の見解を伺います。

まず第1点目であります。北杜市が出資する第三セクターについて伺います。

北杜市は財政健全化に向け、地方公共団体財政健全化法の健全化判断比率である実質公債費比率や将来負担比率の減少に積極的に取り組んでおります。その中で市が出資する第三セクターの経営状況が公表されておらず、市の財政に与える影響が懸念されております。第三セクターの財政状況を明らかにし、市は出資者としての責任のもと第三セクターの経営状況を的確に把握し、経営の健全化を図ることが極めて重要であるとの観点で以下、伺います。

1番目でございます。北杜市が出資している出資比率25%以上の第三セクターの名称および、それぞれの経営状況について伺います。また北杜市の財務書類で投資損失引当金を計上している第三セクターはありますか。あるとするならば、その内容はどのようなものでありでしょうか。

2番目、平成24年12月10日付け総務省自治財政局通知、第三セクター等の抜本的改革の一層の推進について示された自己チェックリストの対象先となる第三セクターはありますか。

3番目、各法人の経営状況など情報公開の実態と市の指導はどのようになっていますでしょうか。

4番目、地方自治法243条の3で市の出資比率50%以上の第三セクターについては、その経営状況を説明する書類を作成し議会に提出することとなっておりますが、これが行われておりません。これを順守しない理由は何なんでしょうか。

5番目、赤字経営の第三セクターに対する市の見解、ならびにこれまでの指導状況、今後の対策および対応を具体的にお示してください。

大きな2つ目のテーマに移ります。市内で拡大する地上設置型太陽光発電事業が自然環境・景観およびまちづくりに及ぼす影響について伺います。

市内各所で地上設置型の太陽光発電事業が実施、あるいは計画されており、その急速な広がりにより北杜市まちづくり条例で定義づけられた健康で安心かつ心豊かに暮らせる住環境の創出や北杜市景観条例で市民の責務と位置づけられた良好な景観を保全し育成し、創造することへの影響を懸念する市民の間から悲鳴が上がり始めています。このまま放置すると北杜の将来のまちづくりや自然環境・景観の保全に取り返しがつかない事態が生じる危険性を指摘しながら以下、市の見解を伺います。

1番目、市が掌握している現時点での地上設置型太陽光発電施設の件数と面積、今後設置が予定される件数と面積を旧町村別にお示してください。また森林伐採届で確認できる太陽光発電目的の伐採比率と面積の過去5年間の推移をお知らせください。

2番目でございます。日常生活への影響や自然環境・景観保全の視点で設置に反対する住民

の問題提起に対する市の見解と対応をお伺いいたします。また市は景観保全のメッセージをなぜ発しないのでしょうか、併せてお伺いいたします。

3番目であります。昨年の9月および12月議会の市民フォーラムの質問に対して、市は条例や要綱で指導する方向で検討と答弁しておりますが、その進捗状況ならびに策定時期をいつごろと予定しておられるでしょうか。また、まちづくり条例や景観条例の理念や条文を生かす対応についてどのようにお考えでしょうか。

4番目、山梨県は今年、自然環境保全条例を改正し世界遺産登録をした富士北麓地域の多くを景観保全地区に指定し、大規模太陽光発電開発を抑制しようとしておりますが、北杜市も自然環境と景観保全を目的に規制地域の設置をする考えはありませんでしょうか。

大きい3番目です。学校および給食施設の統合計画について、お伺いいたします。

急速に進む少子化による児童生徒数の減少に伴う小学校の統合や中学校の統合計画が具体的に動き始めておりますが、児童生徒の不安や保護者および地域の理解などさまざまな課題が山積しております。

子どもの適正な教育環境の創出と地域が持つ学校への強い期待など関係者の意向を時間をかけて聞き取り、時には柔軟な対応も視野に進める必要性を指摘するとともに給食施設の今後の統合も含めて、以下伺います。

1つ目です。北杜市の児童生徒数の動向について想定と実際の乖離がありますでしょうか。今後の見通し、地区別の特徴などが出ているかを伺います。

2番目、統合後の長坂小学校の現状と課題はどんなものでしょうか。

3つ目、高根地区小学校統合計画案の説明状況と寄せられた主な意見はどんなものでしょうか。

4つ目、中学校統合計画案に対して寄せられている意見はどのようなものでしょうか。

5番目、給食施設の現状の稼働率と統合計画への影響はどのようなものでしょうか。

大きい4番目でございます。超高齢社会への対応について、お伺いいたします。

高齢者の増加傾向は北杜市においても顕著であり、地域の中で高齢独居世帯や高齢夫妻のみの世帯が増えております。そこで超高齢社会における介護保険制度と今後、増加が懸念される認知症について以下、伺います。

1つ目でございます。北杜市要介護・要支援の認定率と要介護度別内訳を教えてください。

2番目、介護保険制度の改正に向けた市の対応についてお尋ねいたします。

3番目、介護認定のあり方について、平成24年度の北杜市の認定率11.3%は全国平均の17.6%、山梨県平均15.6%と比べて低く、県内28市町村の中で下から3番目であります。また要支援1については、特に都道府県別認定率にばらつきがあり全国は13.6%、山梨県は最低の6.8%であります。これらを踏まえた上で北杜市の認定率に関する見解をお知らせください。また認定には基準があるとはいえ、人の判断を経るアナログ的な部分がありますが認定結果のバラツキについて、市はどのようにお考えでしょうか。

4番目、これからますます増加が見込まれる認知症の本人と家族に対する市の取り組みをどのように考えていらっしゃるでしょうか。

5番目、社会福祉法の改正により成年後見制度の充実、特に市町村に市民後見人の育成の努力義務が課せられましたが、この制度改正に対する市の見解と取り組みの実情をお知らせください。

最後5番目であります。仮称、明野最終処分場問題についてお尋ねをいたします。

昨年11月27日、横内山梨県知事は通称、明野処分場の閉鎖を表明し、現在処分場は2回目の漏水検知システムの異常検知問題の調査のために掘り起こした箇所を埋め戻しと処分場全体を現状のまま1メートル覆土する作業に入っております。

事故の調査委員会が指摘した漏水検知システムの異常検知の再発防止のための上層遮水シートを挟む電線の交わる点(電極交点)の補修(パッチ等電極交点緩衝対策)を一切行わず、いわゆる埋め立てた廃棄物の表面に土を載せて終了との安易な対応に地元は驚いております。このまま浸出水の数値が基準以下になり、処分場閉鎖を知事が認めると有害物質を含んだ廃棄物が半永久に残ることとなります。地域の将来の安全性が損なわれるとの声があがっております。そこで以下について、市長の見解を伺います。

1番目、処分場の下流に位置する浅尾地区は今年の3月30日に開かれた地区自治会の定期総会で処分場に埋め立てられた廃棄物の全量撤去を山梨県に求める決議を行いました。処分場の地元浅尾地区の総意を尊重し、これを実現するために市長は山梨県に地元の意向を伝えていただくお考えがあるでしょうか、伺います。

2番目、処分場が返還されたのちの土地利用が現状ではほとんど不可能と見込まれております。市長は地元地権者団体と連携して、山梨県に土地の原状復帰を働きかける考えはあるでしょうか。また地権者団体との話し合いのテーブルにつくお考えはあるでしょうか。

以上、5項目につきましてご答弁をよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

篠原真清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市が出資する第三セクターについて、いくつかご質問をいただいております。

第三セクターの名称、経営状況および投資損失引当金についてであります。

本市が25%以上出資しております第三セクター等は株式会社おいしい学校、株式会社スパティオ小淵沢、公益財団法人北杜市農業振興公社および峡北森林組合の4団体となっております。

平成24年度までの直近3カ年の決算状況を見ますと、おいしい学校を除き純利益等が計上されているところであります。また、本市の平成24年度の決算にかかる普通会計の貸借対照表において、投資損失引当金を計上している第三セクターは1団体となっております。投資損失引当金の内容については、おいしい学校の欠損金を本市の出資割合で按分して算出した2,500万円余を計上しているものであります。

次に明野最終処分場問題について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、廃棄物の全量撤去についてであります。

県による明野産業廃棄物最終処分場閉鎖については、地元市民の苦しみを十分理解した上での判断と受け止めております。市では昨年11月の施設閉鎖に伴い、山梨県および山梨県環境整備事業団に対し、安全性の確保などについて、しっかりとした説明と誠意ある対応を求めてきたところであり、その責任を果たしていくことが実施主体である県および事業団の責務と考えているところであります。

次に、明野最終処分場跡地についてであります。

山梨県および山梨県環境整備事業団は土地所有者である地元財産区に対し、閉鎖に至った経緯や埋立地の最終的な形状を説明した上で、借地契約について協議を行ったものと理解しており、跡地活用についても市や地元財産区等と相談していくこととしております。

市としては廃棄物処理法の規定により処分場廃止まで約10年程度が見込まれることから、跡地利用については県および事業団に対し、地元財産区をはじめとする住民の皆さまのご意見やご要望等を十分尊重するよう、要請してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

学校および給食施設の統合計画について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、児童生徒数の動向についてであります。

統合計画案の児童生徒数の推移は、昨年4月1日現在の児童生徒数および年齢別人口をまとめたものであります。また本年度、学校基本調査の基準日である5月1日現在で児童生徒数の確認を行った結果、各学校単位で数名の増減はあるものの、大きく乖離するものではありませんでした。傾向としては、長坂および大泉学区に若干の増加が見受けられます。

今後の見通しとしては、全国的に人口減少が進む中で転入転出等の人数の推計は難しいことから、毎年度、児童生徒数の推移の更新を行い、統合へ向けての準備に反映してまいりたいと考えております。

次に、統合後の長坂小学校の状況と課題についてであります。

昨年度末に行った子どもたちへのアンケート調査結果で「学校が統合したことをどのように思うか」の質問に対して「よかった」76%、「分からない」19%、「よくなかった」5%。「学校が統合して友達が増えたか」の質問に対して「そう思う」93%、「分からない」4%、「そう思わない」3%という結果でありました。また、統合によりスクールバス通学となった質問では「スクールバス通学となり、時間にしばられて大変である」の質問に対して「そう思う」28%、「分からない」24%、「そう思わない」48%という調査結果になっております。

また教職員へのアンケート調査では、統合後の児童の様子について「統合時は仲間意識が気薄であったが、現在は仲間意識も生まれ打ち解けている様子が伺える」、また統合した結果、学校運営については「同学年の学級担任が複数いることで、子どもや家庭にかかる課題を適切に早期に解決することにつながった」などの回答を受けております。

こうしたアンケート調査結果や学校からの報告では、おおむね順調に学校運営が行われているものと捉えております。

課題としては、スクールバスを利用した遠距離通学は低学年児童の負担となっている状況が伺えます。また友人関係の構築に課題を持つ児童も見受けられることから、引き続き教員やスクールカウンセラー等による相談など、サポートに取り組んでまいります。

次に、高根地区小学校統合計画案の状況についてであります。

統合計画案の説明については、本年度中に意見集約を予定していることから5月末までに小学校のPTA総会や保育園の保護者会において説明を行うとともに、意見交換会を開催してま

いりました。また区長会、地域委員会への説明を経て今月3日には高根地区の市民の皆さまへの説明・意見交換会も開催したところであります。

これまでの説明会、意見交換会で出された主な意見としましては、高根清里小学校は立地する位置や歴史的経過もあり、配慮がされていないのではないか。小規模校としてのよさがある。安易に学校統合を進めるのではなく、定住促進の対策を講じていくべきではないか。スクールバス通学など、子どもたちへの負担が生じる。また災害時の対応も課題であるなど、学校統合に対して消極的、または慎重な意見や少子化による児童数の減少から子どもたちの教育環境を考慮すれば小学校の統合は必要である。またはやむを得ないと考えている。学校統合により遠距離通学となることから、スクールバスなど通学手段の確保と支援について。統合小学校として使用する高根東小学校および周辺整備についてなど、学校統合に前向きな意見や学校統合へ向けての要望等も出ております。

これまでの説明会、意見交換会では高根地区小学校統合計画案について、おおむねご理解がいただいているものと考えているところであります。

次に、中学校統合計画案に寄せられている意見についてであります。

統合計画案については、来年度に意見集約をする予定でありますので、本年5月末までに中学校および小学校のPTA総会において説明を行い、現在、各中学校単位に小中学校の合同意見交換会を開催して、意見交換を行っているところであります。

寄せられた主な意見としましては、計画案は地域性や立地条件などが考慮されていない。組み合わせについて再考できるか。統合案に合意が得られない組み合わせの学校は、取り残されてしまうのか。統合により学校がなくなる地域は人口減がさらに進み、地域が衰退してしまうのではないか。スクールバスによる通学は安全面で不安であり、災害時等の安全対策も不安であるなど学校統合には一定の理解はするものの、組み合わせについては慎重な意見も出ている反面、少子化により生徒数が減少する中で学校統合は必要である。またはやむを得ない。学校統合により遠距離通学となることから、スクールバスなど通学手段の確保と支援について。統合へ向けては、事前・事後において児童生徒へのサポート体制を確立し、統合による不安の解消やケアについて。居住区域によっては計画案の学校でなく、最寄りの学校への通学も可能となるよう検討してほしいなど、学校統合へ向けて前向きな意見も数多く出ているところであります。

次に、給食施設の現状と統合計画への影響についてであります。

市の学校給食施設は5施設あり、北杜南学校給食センターは調理能力数2千食に対し、明野・高根・須玉地区の小中学校9校で1,433食、稼働率は71.6%であります。北杜北給食センターは1,200食に対し、長坂・白州地区の小中学校および泉小学校の5校で1,025食、85.4%であります。泉中学校は120食に対して95食、79.2%。小淵沢給食センターは640食で434食、67.8%。武川給食センターは360食で214食、59.4%であります。

統合計画への影響は平成30年度の目標としている小中学校の統合計画案において、小学校が約2千食、中学校が約1,160食となり、北給食センターと南給食センターを合わせた調理能力数3,200食であることから、対応は可能であると考えております。給食施設については現在ある施設を可能な限り使用し、大規模な修繕が発生した場合には順次、北給食センターと南給食センターに統合していくこととしております。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

北杜市が出資する第三セクターについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、自己チェックリストの対象についてであります。

平成24年7月31日付け総務省事務連絡に基づくチェックリストの対象先は、北杜市農業振興公社の1団体で農地購入資金について損失補償を行っていたため、対象となったものであります。

次に、情報公開と市の指導についてであります。

第三セクター等の情報公開については、平成21年6月の総務省通知および第2次行政改革アクションプランに基づき平成24年5月に法人等に指導し、法人のホームページ等において公開しているところであります。

次に、経営状況の議会への提出についてであります。

地方自治法に基づく市の出資比率50%以上である農業振興公社と、おいしい学校の経営状況を説明する書類の議会への提出については、これまで行っておりませんでした。今後は適切な時期に議会に提出をさせていただくことといたします。

なお、昨年度決算等については、今月に株主総会等が実施されることから9月定例市議会に提出させていただきます。

次に、赤字経営の第三セクターについてであります。

おいしい学校については、平成12年5月の設立当初より赤字経営であったことから株主総会や取締役会などに出席し、経営改善に向けた助言等を行ってまいりました。

また、平成23年2月に策定した第2次行政改革アクションプランに出資法人の見直しに向けた取り組み項目を設け、法人の組織改革、情報公開制度の整備や財務内容、活動状況等の公表に向けての指導等を行ってきたところであります。今後も経営改善に向けた助言を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長・・・。

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますのでご静粛をお願いいたします。

・・・はい、分かりました。マイクを使うときにしっかりとマイクを使用してください。発言をしっかりとお願いいたします。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

超高齢社会への対応について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、介護の認定率と要介護度別の内訳についてであります。

本年3月末の介護保険事業状況報告によると介護認定率は10.8%で、そのうち要支援1が

80人、要支援2が238人、要介護1が205人、要介護2が384人、要介護3が371人、要介護4が277人、要介護5が194人となっております。

次に、介護保険制度改正に向けた市の対応についてであります。

介護保険法改正後、国がガイドラインを示す予定でありますので、市民ニーズや事業者への意向調査を踏まえ、市民にとって最善の方策を提供できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、介護認定のあり方についてであります。

本市においては、認定を受けた要支援者や二次予防事業対象者と判断された虚弱の方については平成24年度から介護予防・日常生活支援総合事業を利用できるようになり、機能を回復し元気を取り戻すことで認定を受けない高齢者もおります。

要介護度別の内訳では認定者に対する要支援1の割合は4.6%で国や県平均より低く、介護予防給付のサービスを利用せず、地域支援事業の介護予防事業で対応ができる体制があるため、認定率が上がらずに推移しているところであります。

なお、要介護認定は客観的で公平な判定を行うために一次判定と二次判定の二段階で審査、判定しております。

コンピューターによる一次判定では、認定調査員が全国一律の認定調査をテキストをもとにして調査に当たるものであります。さらに二次判定では医療や保健、介護分野の複数の専門家で構成する認定審査会において、医師の意見書との不整合の確認、介護の手間や状態の維持改善の可能性により介護区分を認定しており、要介護認定が適正に行われているものと考えております。

次に、認知症への市の取り組みについてであります。

認知症については認知症サポーター養成講座を市内各地でこれまでに123回開催し、認知症を正しく理解し認知症の方への接し方について多くの市民に知っていただき、認知症サポーターが3,849人に拡大しているところであります。また、認知症ご家族の精神的および身体的な負担を軽減し、相互に理解し合える家族の交流の場や家族会の活動を支援しております。

次に、成年後見制度についてであります。

市民後見人養成については平成23年度に基礎講座を開催し、平成24年度には実践講座を開催、昨年度には実践講座を受講した方を対象にフォローアップ研修を開催するなどの取り組みを行ってきております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

篠原真清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電施設の設置状況についてであります。

市内における太陽光発電施設の設置状況について本年4月1日現在、個人および民間企業等において設置された件数等は明野町6件、4.8ヘクタール。須玉町3件、0.8ヘクタール。高根町18件、10.2ヘクタール。長坂町11件、2.7ヘクタール。大泉町8件、0.4ヘクタール。小淵沢町2件、0.8ヘクタール。白州町6件、4.4ヘクタール。武川町2件、0.4ヘクタール。合計56件、24.5ヘクタールとなっております。

また、設置が予定されているものについては、経済産業省における設備認定や電力会社における受給契約状況は情報が得られない状況であることから、設置が予定される事業用の地上設置型の太陽光発電施設は林地開発や農地転用などの申請行為、あるいは伐採届、相談行為があったものにより把握に努めているところであります。

現在、各種申請中または届け出済の件数等については明野町8件、21.3ヘクタール。須玉町2件、0.2ヘクタール。高根町9件、34.8ヘクタール。長坂町5件、6.6ヘクタール。大泉町2件、0.1ヘクタール。小淵沢町5件、5.3ヘクタール。白州町2件、1.2ヘクタール。武川町2件、3.0ヘクタール。合計35件、72.5ヘクタールとなっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

太陽光発電目的の伐採面積等についてであります。

太陽光発電事業を目的とした伐採届は、平成24年度から提出されております。平成24年度における面積は5.37ヘクタール、伐採比率は4.1%、平成25年度は7.38ヘクタール、5.8%であります。また太陽光発電事業を目的とした林地開発許可申請については15.23ヘクタールであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

篠原眞清議員の、市民フォーラムの代表質問にお答えいたします。

地上設置型太陽光発電事業が自然環境等に及ぼす影響について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、市民からの問題提起に対する見解等についてであります。

太陽光パネルが設置される箇所の周辺にお住まいの方などから、規制を設けてほしいとの要望を受けております。

市内全域において300平方メートル以上の木竹の伐採行為については、農林業の目的等の一部の行為を除き、太陽光パネルの設置にかかわらず北杜市景観条例の届け出の対象となっているため、市ホームページ、広報紙等での制度の周知を図るとともに窓口への問い合わせにおいても事業内容により景観条例の内容を説明し、景観保全への取り組みに努めていただくよう指導しております。

次に、要綱制定の進捗状況についてであります。

農林漁業の健全な発展と調和の取れた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律が施行されたことから、内容を詳細に把握する中で太陽光発電にかかる設置者への指導についても現在、関係部局において庁内検討を進め届け出の仕組みを検討しているところであります。また現在、検討しております要綱については、まちづくり条例や景観条例の理念を反映できるよう併せて検討してまいります。

次に、規制地域の設定についてであります。

県では現行の保全制度を補完するため、世界遺産の該当地域内で自然公園法に属する民有地を保全地区に選定したものであります。

本市の民有地においては、自然公園法や山梨県自然環境保全条例による地域にほとんどが該当しないため、同様の対応ができない状況であります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は4時55分といたします。

休憩 午後 4時44分

再開 午後 4時55分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

篠原眞清君の再質問を許します。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

それでは、再質問を行います。

まず1つ目の第三セクターに関する部分ですが、25%以上、第三セクターの内容を今、報告いただきました。まず1つ目は、峡北森林組合の収支状況がプラスだというふうにお答えをいただいたと記憶しているんですが、繰越の利益の状況はどんな状況になっているかをまず1点教えていただきたいのと、それからおいしい学校が24年度赤字になりました。おいしい学校はすでに資本金4,500万円のうち4千万円の繰越の赤字、繰越損失を発生させておまして資本金がほとんどない状況にまで追い込まれております。それらの事態を受けたときに、平成20年の国の指導、第三セクターの改革に関するガイドラインではそういう繰越損失が資本金の50%を上回ったところに対しては、外部の専門家で構成される検討委員会を設置し改革プランを21年度までに策定しなさいというふうに通通知が出ております。それがなぜ行われなかったのかをお答えいただきたいと思います。

それから情報公開に関して特に問題はないようなご答弁でありましたが、私、実際に峡北森林組合の決算情報を開示請求しましたら、開示されませんでした。ないというお答えだったんですが、どういう理由なのか教えていただきたいと思います。

それから市の公の施設の指定管理を行っている第三セクターもあります。これらに関しましては、指定管理者は市の要綱で情報公開が義務付けられておりますから必然的にそれは守られるでしょう。しかし、そのほかの第三セクターに対して明確な規定がありません。国も自治体への通知で市民に対しても議会同様に第三セクター等の経営状況や財政的リスク、対応方針を分かりやすく説明する必要があるというふうに通通知をしております。これに基づいて対応するとするならば、全国の自治体が行っているようにホームページで北杜市も公開すべきだと思いますが、その点についてのお考え。

そしてもう1点、自治法に反して議会へ資料を一切提供しておりませんでした。今後やりま

すという答弁ですが、私の質問はなぜ公開しなかったのかを聞いておりますので、その答弁をもう一度お願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

まず峡北森林組合の繰越損益、繰越金ということでございますけども、平成25年度の当期といたしまして、当期の剰余金ということで1,966万4,798円となっております。

次においしい学校等が資本金をかなり減らしているということで、それに対する第三セクターでの検討委員会の設置を見送ったのはなぜかというご質問でございますけども、経営が悪化している第三セクター等に出資をしている地方公共団体におきましては、第三セクターの経営状況等の評価と存廃も含めた抜本的な経営改革を行うために設置が必要であるということは十分承知しております。ただ単に経営状況だけで判断し、それがすぐ施設の廃止に結びつくことは、本来の施設の設置目的等を勘案する中で特に地域の方々にとってはなかなか理解が得られない可能性も考えられるということでありまして、今後もある一定期間の中で経営状況等を分析し、施設のあり方については総合的に判断してまいりたいと考えております。

次のご質問でございます。森林組合の経営状況が開示されていないということでございますけども、私どもの第三セクターへの情報公開の指導につきましては、50%以上の出資割合のところを指導しております。

次にそれぞれの各第三セクターの経営状況、これについてはあえて市のホームページでは今現在行っておりません。ただし各第三セクターにおきましては、それぞれのホームページ等で公開を行っております。

最後でございますけども、地方自治法に基づく経営状況の説明書類を議会に提出しない理由ということでございますけども、これは先ほどの答弁でもさせていただきましたけども、各第三セクターの経営状況自体はそれぞれのホームページで公開されているとはいえ、地方自治法に基づく出資法人の経営状況を説明する議会の提出については、以前から行ってきたということは事実でありまして、今後はそのことを是正いたしまして自治法の規定に基づき適切な時期に提出するというようになっております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問を行います。

おいしい学校について、今ご答弁をいただきました。私は何もそこを整理しようともなんとも言っていません。この国の示している改革の道筋は債権整理だけではないです。再生債権も含まれております。そういう方針を出資団体として指導しなさいということでもありますから、ここに関しては昨年の12月議会の全協でも話がありました。そして改革プラン的なものをつくるという話を私どもは聞いておりますが、それはつくられているのでしょうか。そして今後

どういふふうにおいしい学校の経営内容を改善していく予定でおられるのか。すでに6カ月経っておりますので十分に議論をされていると思います。その点を教えていただきたいと思ひます。

それから従前公開して、議会へ提出していなかったからそのままということは答弁にはならないと思ひます。自治法で明確に示されています。自治法に基づいて私たちは仕事をしております。速やかに提出すべきと思ひます。

それからホームページで、その総務省の指導の中では市民にも同様に示しなさい、具体的にできることは、いの一にできることはホームページでの公開ではないですか。これもすくにやるべきだと思ひます。再度答弁を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

篠原議員の再々質問にお答えいたします。

まず、おいしい学校の再建プラン等は現在のところつくっておりません。ただし、そもそもおいしい学校につきましては、おいしい学校の運営のために設立された会社でありまして、私どもの考えといたしましては施設の再建なくして会社の再建はないという考えでありまして、今年度からも3年間にわたる新たな指定管理の申請の中にも地産地消等にこだわったパン等の商品化、併せてパン教室、外販等によりまして自主事業の部門の拡充を会社として考えておりまして、今後3年間、指導をしつつその経営状況を見極めながら今後の施設のあり方等も判断していきたいと思ひております。

2番目のご質問でございます。書類の提出がされていないということでございますけれども、答弁の繰り返しになりますけれども、合併後も合併以前からもされていないということですので、そのへんのことは私ども重々承知しておりまして、是正すべきものは是正して、今後は適切な時期に提出するというところで考えております。

最後でございますけれども、経営状況をホームページ等を使って市民に示せということでございますけれども、これにつきましては必要であればそういったことも今後考えていきたいと思ひております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

それでは2つ目の質問、市内で拡大する太陽光発電のことに關して再質問させていただきます。

先ほど担当部長の答弁の中でも市民の皆さんからの声が届いているという話がありましたが、ここへ来て小淵沢の篠原地区に計画されているメガソーラー、これが森林環境景観および生活環境に与える影響を懸念しておられる八ヶ岳南麓の森林を守る会や篠原森林を守る会の皆さんが市長宛てに要請をされていると思ひます。それから大泉町の泉原地区の、これもやはりメガソーラー計画を心配する住民の皆さんや、あるいは大泉の財産である大湧水の上流域にあたる

ということで、その大湧水の地下水涵養やその水質汚染、あるいは水量保全、ならびに災害の発生を懸念する大泉の谷戸組と西井出組が市長宛てに要望を出されていると思いますが、その要望に対して市はどのようにお答えになるご予定でしょうか、教えてください。

それから私は実は昨年9月の代表質問、それから12月の一般質問で同様に一刻も早く北杜市がこの景観、あるいは自然環境保全も併せて、自然エネルギーの推進と併せて大事な北杜の資源をどうやって守っていくかということへのメッセージを発するように、それは条例であるかもしれない、要綱であるかもしれないけども、市の考えが一気に全国へ広がることですから、景観を守るという、そういう意思を発信すべきだということで質問してきております。9月では条例を検討するとの発言、12月は要綱でなんらかの規制というか、届け出制をするとかという検討をしていますという答弁をいただいて、すでにこれもまたそこから6カ月経ってしまっております。なぜこんなに遅れるんですか。片方で、ものすごい勢いでどんどん森林が伐採されたり、遊休地へ、あるいは人家の近くへどんどん設置されてしまっています。今、北杜市がその意思を示すことで、北杜市の大事な資源、資産が守られるんです。このままいけば大変なことになると思います。その点について、市長はこの今の事態を景観環境保全という立場でどのように今のメガソーラーの広がりを受け止めていらっしゃるか、ご答弁をお願いいたします。

それから山梨県が保全地区を指定いたしました。これに関しては私も同様な質問を前にさせていただいております。そしてそのときの答弁書がここにありますが、担当の部長さんがまったく同様に、北杜の景観は富士山麓の景観にひけをとらず誇らしいものがある。再生可能エネルギーも景観計画も重要な課題でありますので、共存しながら進めてまいりたいと考えております。

あるいは太陽光発電については、再生可能エネルギーの活用という観点から市では太陽光発電を推進しているところであります。しかしながら景観は市民共有の財産であることから、一定のルールづくりが必要であり、具体的な施策といたしまして届け出制度の創設と庁内事務の明確化を図りたいと考えておりますと答弁されて、そのままになっております。農林漁業に関する再生のエネルギーの推進法が5月にできたといえども、それ以外、北杜が大事にしなければならぬものもあるわけでありまして、先ほどのほかの会派の代表の方の答弁の中で、北杜市へ製造業の企業が来てくれないと。しかし農業を中心に新たなそういうところの進出をお願いしていく、自然環境の中で生きていく農業ですね。それから企業進出においても、この北杜の景観、その価値を見越して、それに魅入られておられるところもあるやの発言があったではないでしょうか。それらも含めて、ぜひご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

篠原真清議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど条例、あるいは要綱の制定が遅いんじゃないかということでもありますけれども、先ほど答弁をさせていただきましたように新しい法律、先ほど説明いたしましたけれども、農林漁業の健全な発展という法律が施行されたということ踏まえまして、その整合性も取らなければいけないということで、大変申し訳ありませんけれども、現在、検討中で骨格はできているんで

すけども、その説明会を受けてそれを条例、あるいは要綱に盛り込みたいという考え方であり
ます。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が申すまでもないわけでありまして、国策としても3・11以来、新エネルギーは大
きなエネルギーの課題になっております。そういう意味で国策としてのエネルギーの問題もあ
るでしょう。そしてまた私たちの地域も荒廃農地をはじめとして土地利用をどうしていくか
ということも大きな課題になっているわけでありまして。それらこれらを検討していくことが地域
の活力であるし、また北杜市にとっても長期的に見ても大切なことだと思っております。

ただ、篠原議員の質問でもありましたとおり、さらに環境も誇れる大きな財産だということ
も現実の問題としてあると思ひます。でも太陽光が即環境破壊だという認識には私も立って
いません。太陽光発電が。そういう意味で、新エネルギーと環境のまさに共存、両方立つ方法を
これからしっかり模索していきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

傍聴人に申し上げます。

傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので静
粛にお願いします。

なお、議長の命令に従わないときは地方自治法第130条第1項の規定により退場を命じ
ますので、念のため申し上げておきます。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

答弁漏れがあります。大泉の谷戸組、西井出組の要望、あるいは八ヶ岳南麓森林を守る会、
あるいは篠原森林を守る会の皆さんの要望が市長のところには届いているはずですが、それに対
する答弁が漏れていますのでよろしくお願ひします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小淵沢町の太陽光設置に伴う要望書でありますけども、こちらには差出人は新日本という
ところによろしいんでしょうか。特に小淵沢地区から要望書というものは、今というか、要望書
は提出されておられません。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

今の部分ですが、私が聞いた範囲ではメールで届けたり、大泉の谷戸組等は直接、届けた
というふうに私は聞いておりますが、それが違うんでしょうか。そこはちょっと、前の再質問の
答えとして答えていただきたいと思ひます。

再々質問に移ります。

今、市長から自然環境に影響を与えるとは思わないという話がありましたが、今も申し上げた、これはただ単に木を切って太陽光のパネルを張って、それで終わるから問題がないというのではなくて、環境が次から次にツギハギのように変えられていきます。そして北杜が大事にしなければいけない水の環境にも影響を来したり、農業にも影響を来したりとかさまざまな可能性があります。それらもトータルでご検討いただいた中でやっていかないと駄目だというふうに、私は北杜にとっては大事なものでありますからそう思います。

それとこの問題が北杜がこれから生き残っていこう、定住化計画を今からつくります、北杜へ移住をしていただくこと。あるいはできるだけ定住を前提としての、2カ所で生活する方たちというのがいらっしゃる。そういうものも含めて、そういう多くの方たちの声というのは、やはり北杜の自然環境の素晴らしさ、それに対する太陽光で自然がさまざまな形に変わっていくことに対する懸念というものがあります。そういうものも含めて、やはりトータルで考えなくてはならないと思います。ぜひその点について、はっきり申し上げて新エネルギー推進機構を大々的に打ち上げて、推進はもう日本中どこまでも分かるでしょう、北杜が日本一を目指してやっていることは、もう一方で今、市長、いみじくもおっしゃった自然環境は大事だと。では自然環境を守ることも並列でやっていただけないでしょうか。その点をお尋ねいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

だから私もさっき言ったではないですか。国策としての新エネルギーも大切でしょうと。荒廃農地をはじめとした荒廃土地を利活用していくことも、私たち北杜市の地域活性化のためにも必要でしょうと。でも環境も大切だと。そういう意味で、言ってみればその共存というか両立させていくということが大切だという話をさっき私は答弁でしたつもりです。ただ太陽光が即、環境破壊だということには結びつかないという問題をさっきは言ったわけです。今も同じ気持ちでいます。

だから、これから北杜市がいろいろな意味で、今の篠原議員の言葉を借りるならば二地域居住にしても、あるいは私ども北杜市のキャッチフレーズで言えば一流の田舎町北杜市を目指すにしても、太陽日照時間日本一なるものは大変大きな売りであるはずであります。そういう意味でエネルギー太陽光パネルを含めて、ご理解をいただきたいという思いであります。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

篠原眞清議員の再々質問にお答えをいたします。

先ほどの谷戸組の件でありますけども、谷戸組等々から先週、総務課のほうに届いているという状況であります。ですからわれわれはまだ確認をしていないという状況でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

3つ目の学校および給食施設の統合計画について、お尋ねいたします。

1点、私、これは市の資料でいただいているものなんですけども、平成25年、前年度ですね、前年度6歳、年齢別に0歳児から39歳までの年齢別の人口が書かれているんですが、これを見まして平成25年の6歳の方は生まれたのが平成19年ですね。そして平成25年、6歳の方の数が357名。そして平成19年に生まれた方の数が281名というふうになって、ここで76人増えたことになってしまっているんですが、このことは急きょ持ち出した話ですから、今お答えいただければのちで結構ですが、何か今お持ちのデータの中でご答弁いただけるものがありましたら教えていただきたいと思います。

それから先ほど統合に関する意見、小中学校、さまざまなご意見を細かくお知らせをいただきました。またこの間、大変北杜市にとっても重要な問題でありますし、大きなこれからの北杜にとっての政策となっていく、この学校の統廃合、地域づくりも含めて大変大きな影響が出てくるわけでありますが、お話のように大変ご苦労なさって案をおつくりいただいたことは重々承知した上で改めて冒頭申し上げましたように地域の皆さん、もちろんPTAの皆さん、学校関係の皆さんのお声をしっかりと、先ほどあったようなさまざまな意見に真摯に向き合っていて、できるだけ、ここまで説明をいただければ了解しますという多くの方のお答えの中で計画が進んでいくような段取りを、教育委員会にはぜひお願いをしたいと思っておりますが、その点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

生徒数等の移動ということで、個々、0歳から39歳というふうな分布というものは持ち合わせておりませんが、例えば平成25年において小学校の児童生徒の総数ということで、例えば22年の配置計画から比較いたしますと25年の段階で想定した数字よりは190人ほど、やはり増えているという状況も見受けられます。これについて、反対に中学校の場合には22年と25年と比較するというのを考えた場合に、反対に60人ほど要するに少なくなっているという状況が伺えます。こうしたことの原因に関しましては、例えば昨年までの場合、市営住宅の整備等がだいぶ進んできたということもございます。こうしたものが平成20年度以降、94戸、住宅の整備がされた。それから宗教団体等の家族の転入等があったということで、期間的にそういった部分で反映をされたということは否めないと考えております。そうしたことから当然その4月1日、または5月1日の子どもたちの数を把握しながら、しっかり対応はしてまいりたいと考えております。

それから、先ほどの統合案について広く意見を伺うということでございます。

今回の中学校の統合計画案、それから高根地区の小中学校統合計画案、その双方についても現在、各町の保護者、それから各町の市民の方を対象として説明会、また意見交換会を開催しているという状況です。また中学校においては、答弁で申し上げたとおり2年を掛けて地域の合意形成なり意見集約をしていこうということで考えておりますので、そうした中でただ1回説明して終わりということではなくて、多くの意見を伺ってまた教育委員会等にも報告をしな

がら対応はしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

今、答弁の中で新しく来られた方たち、増えた要因として2つほど挙げていただいたんですが、そのうちの1つの都市部から長坂小学校、統合小学校へ来られている子どもさんたちが大勢いらっしゃると思います。そしてその長坂小学校に関しては4つの学校が一緒になりました。先ほど教育長ご答弁いただきましたが、さまざまな関係者の皆さんのご努力の中でおおむね順調に運営がなされているというお話を聞いて安心をしたんですが、しかし一方で私の耳にはその都市部での子どもさんと田舎の子どもさんたちの違いということなのかどうか分かりませんが、多少そこにいろいろな声も聞こえてきておりますが、それが私の要するに杞憂であることを願うんですが、そういうことはないということによろしいのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

篠原議員の再々質問にお答えいたします。

長坂小学校につきましては、先ほどご答弁を申し上げたとおりアンケートなどを通して状況の把握をさせていただいているという状況であります。その中には総じて、比較的大勢の子どもたちが統合したことに否定的な意見はいただいているという状況であります。また先生方からも状況としては伺っていないということでもあります。

教育委員会につきましては、そういった学校現場での問題等に関しましては毎年教育委員会、それから委員会の職員が学校訪問、授業参観、それから教員との意見交換等を毎年させていただいております。そうした意見交換の中で情報を収集する、また校長等から意見がありましたらそういうものを伺うという機会を設けております。こうしたことから、今回もつい先月、学校のほうにも訪問をして意見交換もさせていただいた中では、主立ってそういった意見はいただかなかったという状況でございます。そうしたことから、おおむね良好な学校運営ができているというふうには考えておりますが、引き続き注視をしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

4つ目の質問の再質問を行います。

超高齢社会への対応についてであります。新しい医療・介護総合法案が成立いたしましていよいよこれが施行に向けて準備が進むわけですが、ご案内のとおり介護保険の対象、あるいはその周辺にいらっしゃる方たちが要支援1、2の大部分が市町村の事業に変わってく

るということで、そこで市町村の体力によっていろんな差が出てくるのではないかなという心配をされる点。それから特養への入所基準が要介護3以上というふうに限定をされました。これらについてもさまざまな声が出てきておりますが、当然ご答弁いただいたようにガイドラインが示されて、それ以降どういふふうにとということになると思うんですが、今もうすでにこの法律ができてそういうことになるところが分かって心配をしている方たちの声も届いておりますので、ぜひ、今の段階でどういふふうに市として考えておられるのかをお答えいただきたいと思います。

それから認知症について、サポーター3, 800余の人たちが協力していただけると。まさしくこういふ方たちの協力が必要になってくると思いますが、それとともに最後に5つ目で申し上げました市民後見人の問題ですね。これはもう制度として行政が力を入れて、お話を聞くと、もうすでにモデルで、北杜市は手を挙げて研修等をやられているようですが、実際に裁判所へ推薦を、その結果としてその受講生の中から裁判所へ推薦をされた方がいらっしゃるのでしょうか。山梨県の中でも取り組みを早く始めているところは、社会福祉協議会がうしろでしっかりとサポートして、この制度を活用していかないとこれから先、職業後見人、あるいは家族だけではとても切り抜けられないという声も届いております。そういう中で、市民後見人の必要性がさらに出てきていると思います。その点について、状況を教えてください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

篠原眞清議員の再質問にお答えいたします。

最初の要支援の方々が市町村事業に移るといふことで、何か変わるようなことがあるかということだと思いますけども、要支援の方が市町村事業、総合事業に移っていくということでありまして、現在、受けている支援は訪問介護、通所介護につきましてはそのまま、それぞれの事業所で総合事業として取り組んでいただけると。それ以外に市町村がやっている現在の総合事業でできることをまたやっていくということですから、それほど利用者が不便になってしまうというようなことは想定されないと考えています。

あと2番目の特養の要介護3以上の方が入所するように、これからはなるということもございますけども、現在、入所している要介護3以下の方については、ここで出て行けというようなことにはならないと思っております。

それから3番目の市民後見人でございます。それぞれ養成講座を受けてもらっておりまして、今後はその方々に活躍してもらわなければならないんですけども、現在、市で市長申し立てで後見人の方を付けておられる方は現在4人おります。今後はその方々も増えていくということで、現在は社会福祉士なり弁護士の方をお願いしているわけですけども、手がまわらなくなる事態が生じますので、今後は市民後見人を育成した中で、その方々が活躍できる場を持たなければならないと思いますので、仮称ではありますが権利擁護センターみたいなものを設置していくことを検討しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問を行います。

今の市民後見人の件ですが、やはりもちろん市も動いていただくと同時に北杜とえばやっぱり一番適任なのは社会福祉法人、社会福祉協議会かなと思います。そこと市でぜひ連携をして、やる気のある人たちがいることを私、承知しております。ぜひそこへ力を貸して、この制度を形あるものにしていただきたいと思います。もう一度、ご答弁をお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

おっしゃるとおり、社会福祉協議会がこの権利擁護センターを運営してもらえれば一番いいことだと思います。したがって、市としましては設置をして運営は委託するというような形で進んでいきたいと、社協とも協議してまいりたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

最後の、5番目の明野の最終処分場問題についてでございます。

先ほどの市長のご答弁で、一番地元が心配している安全性の確保を県、事業団に求めるという発言をいただきました。私の昨年12月の同様の質問に関しても、担当の部長さんが今後における安全対策も含め実施主体である県および環境事業団は自ら責任を明確化し、誠意ある対応によりその責任を果たすべきと考えておりますという大変力強いお言葉をいただき、私は北杜市が真摯に受け止めてくださっているなというふうに、この答弁を聞いて思いました。しかし現に今、1メートルの覆土、土をかぶせておしまいにする作業が急ピッチで進んでおります。ぜひ市長、もう一度お尋ねいたしますが、今お答えいただいた将来の明野の安全性、地区の安全性を考えた上でぜひ直接、浅尾地区の総意を県へお伝えいただくことはできないでしょうか。その点についてのご答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

今の篠原議員の再質問にお答えしますが、答弁のほうと同様になるかと思いますが、篠原議員から指摘がありました明野地域の安全性が損なわれないように、今後も市では県に引き続き安全管理に努めるよう伝えていきたいと考えております。

また閉鎖時において理解を得られるよう地元地権者等に十分な説明で要請しており、財産区等の協議についても閉鎖後における借地契約の変更について、最終的な形状も含め県のほうで説明の上、地元財産区と協議されているものと理解しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

篠原眞清君。

○13番議員（篠原眞清君）

再々質問、最後です。

今、埋まってしまっているゴミ、あの中には重金属類をはじめ、もちろんアスベストも入っております。有害なゴミがこのまま無害化されずにずっと残ってしまうんです。私たちの頭の上に。ぜひそのことを自らの身に置き換えて、市長をはじめ市の職員の皆さんには北杜の自然環境も含め、北杜で暮らす人たちが安心して心豊かに暮らせる、いつも市長がおっしゃっている山紫水明のこの地を維持するために、明野の今のガンは処分場の埋まっているゴミです。なんとかここを解決するご努力をいただきたいと思います。再度、ご答弁を求めます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が説明するまでもないわけですが、事業の性格上、安全・安心ということは最低条件であります。そういう意味で思えば、この明野処分場も言ってみれば国の基準よりも10倍というか、10分の1厳しい基準にしたり、そしてシートも二重三重にしてほしいとか、規模もできるだけ小さくしてほしいとかという地元の声をはじめとして、県当局と打ち合わせして今日を迎えているわけであります。

いずれにしても、この実施主体である県と事業団はその責任を今後とも果たしていただけるものと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

篠原眞清君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

野中真理子君の関連質問を許します。

○12番議員（野中真理子君）

太陽光発電施設についての関連質問をいたします。

市のホームページに今年の4月に開設されたフォトギャラリーというのがございまして、北杜市の四季折々の風景、美しい風景やお祭りなどが満載された写真集とそれから本当に充実した内容で感激いたしましたし、一枚一枚を見ていてそこで、ここに生まれ育った人も別荘の方も観光客も、ここに新しく来た人も美しいと感じるものは同じなんだということをすごく強く感じました。そのフォトギャラリーの中に、山紫水明の里という項目がありまして、見ようとしなくてもそこに見える、そして満天の星空の写真がそこに付いています。それを見たときに、今の北杜市の太陽光パネルの状況は、このままいくと見ようとしなくてもそこに見える太陽光パネルになってしまう危険性があります。私はやっぱり市長にどうしても伺いたいんですけども、見ようとしなくても見えてしまう太陽光パネル、これを景観等の中で本当にどう考えているのか。またそれを、この今の法体系の中で、それから国の推進の中で止めるのは難しいことは分かっています。ただ、それにブレーキをかける、この地は景観が大事なんだとアピール

するのは、市長のお考え次第だと思っていますのでこの2点について、ぜひお答え願いたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほど篠原議員の答弁のとおりでありまして、太陽光についてはいろいろな意味で言ってみれば推進と、そういう思いもあることは確かでありますけども、共存というか両面をしっかりとやっていきたいと思っています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

4番目の高齢化社会への対応の件で1点だけお尋ねします。

先ほどご答弁の中で制度が変わって要支援1、2が一部市町村にまわるという点。それほど不便な変化はないはずだということをご答弁いただきました。それから特養のほうにしても要介護3以下は出て行けということはないんだということをおっしゃっていましたが、ここに1冊のレポートがあります。国会図書館の介護保険制度改革の課題というレポートです。国会図書館の調査および立法考査局、社会労働調査室というところがまとめていますけども、この表紙に市町村にこの制度の一部が移行されて、地域間でサービスに大きな格差が出る恐れが指摘されていると明確に書いてあります。その点1点だけお聞きしますが、この制度が市町村に移行しても北杜市のサービスはまったく問題ないと考えてよろしいですね。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

岡野議員の関連質問にお答えいたします。

要支援1、2の方の訪問介護、通所介護のみが市町村事業に移ってくるわけですけども、そんな中で今、おっしゃるとおり市町村間の格差が生じはしないかというところでございます。北杜市におきましては平成18年から包括支援センターを設けまして、そこに保健師が10何人おりますけども、そんな中で総合支援事業を真っ先に初めております。安心お届けサービスとかというようなサービスを行っておるんですけども、今回、国が考えているのはそのような細かなサービスを受けられるようにする。今までは、全国一律のサービスだったんですけども、今度は総合事業に移して市町村が考える事業をやってくれということでありまして。うちはそういう意味で、そういうところを先駆けてやっております。ですから今回の改正につきましても国では北杜市の事例を取り上げて全国に説明もしているところでございますので、よそに遅れをとるといったようなことはないと考えております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

それでは、もう1つだけ伺います。

これは通告もしていないし、いきなりの質問ですからもし分かればということで結構ですけども、例えば・・・。

○議長（渡邊英子君）

関連質問ですよ。よろしいですか。

○8番議員（岡野淳君）

今のです。来年の4月から制度が移行するいうときに、例えばで結構です。来年1年間、北杜市でこの制度に移行するためにどのくらいの予算が必要なのか。そしてその財源はどういうふうになっているのか。もし分かれば結構なんですけども聞かせていただければ幸いです。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

岡野議員の質問にお答えします。

分かるところだけですみません。まずこの制度は29年4月までに移行してくださいということでございますので、来年4月からの移行ではございません。

予算はちょっと分かりません。財源につきましては、今までどおり国の補助、県の補助、それから介護保険料で賄われます。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、市民フォーラムの会派代表質問を終結いたします。

次に、公明党の会派代表質問を許します。

公明党、20番議員、内田俊彦君。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

公明党を代表して、代表質問を行わせていただきます。

代表質問は高速道路網の整備および活用について、1項目10点について質問をさせていただきます。

それでは通告に従いまして、質問をさせていただきます。

高速道路網の整備は国のグラウンドデザインを決定する総合計画に沿って、国土の均衡ある発展と人と物の流れを創出し、新たな経済連携とあらゆる産業の発展に寄与し、災害時における輸送路、避難路として期待するものである。

中央自動車道および計画中の中部横断自動車道の整備、活用は北杜市にとって産業、経済をはじめあらゆる分野で活性化につながり、北杜市のポテンシャルを引き出すものと考えるところでございます。特に中部横断自動車道（長坂・八千穂）の早期実現は平成29年度に清水・双葉、佐久・八千穂間は供用開始となる見込みでございます。現在の状況において、ルート決定および整備区間での格上げは市民の多くが待ち望んでいるところでございます。そこで整備推進と活用について、質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。北杜市議会においては、16名で北杜市議会議員中部横断自動車

道推進の会を立ち上げさせていただきました。これは平成26年2月28日の出来事でございます。この設立趣旨を紹介させていただきます。

中部横断自動車道は国土の均衡な発展と地方と地方を結び人と物の流れを創出し、新たな経済連携と文化交流を生み出し、災害発生時における鉄道および一般国道などが機能しない状況下では、命をつなぐ道として緊急輸送路としての機能を発揮することは、このたびの記録的な大雪ならびに東日本大震災の教訓であり、東海地震、富士山噴火等による重大な災害時には山梨県および北杜市にとって住民の安全・安心に重要な役割を担うものである。

広域的防災体制の確立が叫ばれている現在、災害等発生時の緊急輸送路としての整備目的と産業、経済、観光、文化等あらゆる分野の活性化に期待するものであり、周辺道路整備と合わせ今後の北杜市のまちづくりに資するため、早期着手の促進を図ることが地域の課題解決の1つの方策であると考えます。

今後は北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会が中核となり、市民との協働による中部横断自動車道(長坂・八千穂)の整備計画区間への格上げと早期実現を強く推進するものである。

これが設立趣旨であります。この設立の意義はやはり本年2月14日の大雪でございました。私たちの北杜市においては、陸の孤島と化した集落が多くあったわけでございます。そしてその陸の孤島となった集落を助けてくれたのは中央道でございます。長野方面からすべての、当時一般の車両は通行止めでしたが、大雪の折、緊急輸送路として中央道、長野方面からは一車線が開いていたわけでございます。そのおかげでトレーラーに乗せた重機が山梨県内へ続々と入ってきたわけでございます。北杜市においては、浅尾から増富地域へ第1号機が入りました。そのおかげで増富の地域は陸の孤島を解消したわけでございます。増富地域におかれましては、すでにご承知のとおり老人ホームもございます。宿泊施設もございます。その方たちにとって、それがどのくらい助かったものか、想像は私だけではないと思います。多くの方が、これらはやはり道路があって、初めてこういったことができたということであると思います。中部自動車道におきましても当然その機能は有するものと考え、一刻も早い早期実現を願うものでございます。

そこで第1番目といたしまして、北杜市議会議員有志で設立した中部横断自動車道推進の会の活動についていかがお考えか、市長に伺うところでございます。

また2番目の質問でございますが、やはり中部横断自動車道はつながって初めて高速道路の機能を果たすわけでございます。私どもの北杜市は、中央道の規定になっているわけでございます。中央道から取り付けになるわけでございます。そしてお隣は南牧村、そして小海、佐久というふうに行くわけでございますけども、長野県南牧村および沿線町村との連携について市長はいかがお考えか伺うところでございます。

3番目といたしまして、国は基本計画が平成9年に立てられました。その基本計画はあくまで長坂・八千穂間が基本計画としてあがったわけでございます。この基本計画があがったときに、この峡北地域の市町村の町村長をはじめ、市長さんもはじめ多くの組長さん、また議長さん、そして当時では担当課長さんたちが期成同盟をつくったわけでございます。その歴史の中で毎年毎年陳情・要望を重ね、また各町村においてはこの中にも陳情に行った議員さんもいらっしゃるわけでございます。そういった長い熱い思いの中で活動をしてまいった現実がございます。中部横断自動車道(長坂・八千穂)の整備推進について、北杜市および市長の取り組みについて伺うところでございます。

4番目といたしまして、これは国の事業でございます。国の事業でございますので、どうしても国の霞ヶ関、関東、山梨、そしてわが北杜市というように山梨県高速推進課、国土交通省甲府河川事務所、関東地方整備局、国土交通省道路局とそれぞれの機能、権限、役割について伺うところでございます。

5番目といたしまして、計画段階評価におけるルート帯につきましては、関東社会資本整備小委員会が最終的な決定をみるということを伺っております。この関東地方小委員会はワーキンググループにこれを一部委ねたわけでございます。ワーキンググループが示した現在のルート帯について今後、社会資本整備関東小委員会で決定が予想されるところでございます。ルート帯について市長はいかがお考えか、伺うところでございます。

6番目といたしまして、反対住民で構成される新ルート沿線の会は要望、申し出、協議等、市当局の部局に設立以来、頻繁に活動を続けているところでございます。ホームページ等を見ますと代表、副代表の辞任も今年あったようでございます。また活動内容等も見えますと減少しているように思います。また主張もなかなか理解しにくい状況と私は感じているところでございます。整備推進にあたりまして、反対住民の皆さまとのこれまでの対応状況を伺うところでございます。

7番目といたしまして、まちづくりビジョンにおける活用検討委員会の今後の検討内容と開催予定日、目的を伺うところでございます。

高速道路をいかに使って北杜市のポテンシャルを上げるか。北杜市民の幸せにつなげるか、これが活用検討委員会に委ねられていると理解をしているところでございます。そしてこの活用検討委員会が進み、現実には北杜市の道路網をどういうふうにしていくのかというのが今の中部横断自動車道のルート帯が決定いたしますと、それらを検討していかなければならないわけでございます。今のルート帯でいきますと当然、横断するというところでございますから、今までにない道路が1つできると考えながら、そこも1つの起点と考えながら道路プランの策定をしていかなければならないわけでございます。道路プランの策定および概要について、伺うところでございます。

9番目といたしまして中部横断道は甲州街道、佐久往還を結ぶ新たな北杜市における高規格道路であり、夢と希望、そして何よりも冒頭に述べました命をつなぐ道であると鑑みるところでございます。中央道長坂パーキングは災害時、物流本部としての活用が考えられ、市内の施設はアクセスにより賑わい、パーキングは多機能イベント広場としての活用が考えられるが、今後ワーキンググループ等の検討は考えられるかをお伺いいたします。パーキングにつきましては、それぞれ中部横断道の中にも造られていくことと思っておりますが、いかがお考えかお伺いをするところでございます。

最後に市長はこの中部横断自動車道につきましては、おそらく並々ならぬ思いがあると思っております。それは私たちの地域は中央道によって実際、生活ができています。つまり高速道路は道路として必要不可欠であるということは私も思いますし、おそらくここにいる皆さんも多くが感じていると思っております。中部横断自動車道は峡北地域の念願であり、合併以前の町村長および関係者は数々の要望・陳情を行ってきたところでございます。そして今、この時期、ルート帯の発表の前となっている環境になっていると思っております。ルート帯が発表されますとその後、環境アセス、そして整備区間への格上げと進みまして、今後工事着手が見られます。平成29年には他の区間はすべて開通をする。ここの北杜市の区間、そして

北杜市から八千穂までの区間が取り残されてしまっただけでは、この地域の未だに禍根を残すのではないかと考えているところでございます。そしてここが正念場、最後のひと踏ん張りのときがやってきたように私は思うわけでございます。市長のお考えをお伺いいたします。

以上10点、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えいたします。

高速道路網の整備および活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、北杜市議会議員の中部横断自動車道推進の会の活動についてであります。

議会の皆さまには、平成24年3月と昨年6月に中部横断自動車道の早期整備を求める意見書を国・県に提出し、さらに整備推進のための推進の会を立ち上げていただくなど活発な活動に対しまして感謝申し上げます。

先般、推進の会の皆さまから会結成以来、取り組まれた地域活動中間報告をいただきました。多くの市民からの中部横断自動車道の早期実現を望んでいる現状が明らかになったものと思っております。またこうした地域の声は国、県にも届けられているとのことであり、ありがたく思っているところであります。

今後も連携し国、県をはじめとする関係機関に対し、中部横断自動車道の整備計画区間への格上げと早期実現を強く要望してまいりたいと考えております。

次に、長野県南牧村および沿線町村との連携についてであります。

長野県南牧村をはじめとする沿線の地域とは、古くから交流を育みながら連携してきた経緯があり、中部横断自動車道長坂・八千穂間の整備促進に当たっては、さらに連携を深め中部横断自動車道の利活用を図っていく必要があると考えております。

南牧村をはじめとする南佐久郡の皆さまの中部横断自動車道への期待は、北杜市と同様強いものであると聞いております。中部横断自動車道の全線開通により南佐久との交流が図られ、さらに大きな地域で活性化することを市としても期待するところであります。

次に、中部横断自動車道長坂・八千穂間の整備推進の取り組みについてであります。

これまでも県および関係自治体と連携し、国に対し中部横断自動車道の一日も早い全線開通を要望してきたところであります。

市においては、中部横断自動車道活用検討委員会での5回にわたる審議と複数回の地域の皆さまからの意見の把握により、取りまとめられた中部横断自動車道を見据えたまちづくりビジョンなどを広く市民の皆さまにお知らせするとともに、パブリックコメントなどを実施しながら、地域の意見を国に対し申し述べてきたところであります。

次に、ルート帯についてであります。

関東地方小委員会内に設置された県内ルート帯の検討を行うワーキンググループにおいて、Bルート帯が昨年度、決定されたところであります。

本ルート帯案は北杜市および山梨県が要望しておりました清里地域へのアクセス性に優れ、環境・景観に配慮しており、加えて観光振興、地域活性化が期待できるものと考えております。

次に、早期実現についてであります。

中部横断自動車道の早期実現は合併以前の旧町村からの地域の念願であり、中部横断自動車道の全線開通により災害時の緊急輸送路や医療施設等への命をつなぐ道としての機能のほか、長野県や北関東との地域間連携の強化、物流の効率化による地域経済の活発化など大きな期待が寄せられているところであります。

これまで、国により平成29年度には、長坂・八千穂間を除く区間での開通見込が発表されております。また、同時期に計画段階評価の試行が始まった長坂・八千穂間を除く2カ所についてはすでに結果を公表し、計画段階評価が終了しているとのことであります。

中部横断自動車道の整備が北杜市にとって必要なものであるということは、多くの市民の皆さまのご理解をいただいているところではあります。今後も引き続き広く意見を伺ってまいるとともに関係機関と連携し、国に対し計画段階評価を早期に完了しルートを設定すること、さらに長坂・八千穂間の全区間一体での環境影響評価に着手し、整備計画区間へ格上げすることを強く要望してまいります。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の、公明党の代表質問にお答えします。

高速道路網の整備および活用について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、関係行政機関の機能・権限・役割についてであります。

国土交通省は全国的高速道路網整備を計画する行政機関としての位置づけであり、中部横断自動車道は関東地方整備局の所管となっております。

公共事業の実施の透明性を一層向上させる観点から、地域の声を聞きながら計画段階において事業評価を行う新たな取り組みである計画段階評価（試行）を取り入れ、平成22年12月から検討しているところであります。社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会で審議され、関東地方整備局において事務を行っております。

甲府河川国道事務所は、山梨県内区間の業務を担当しております。また山梨県においては本年4月から県土整備部に高速道路推進課を新設し、県における高速道路網整備推進体制の強化を図っているところであります。

次に、整備推進に当たっての対応状況についてであります。

国が計画段階評価手続きを開始して以来、ルート帯あるいは事業計画そのものに対するさまざまな意見や市の取り組みについての意見なども寄せられているところであります。それらについては真摯に受け止め、積極的に対応してまいりたいと考えております。また、まちづくりビジョンにおいてもできる限りさまざまな意見を反映させてきたところであり、今後、策定する道路プランにおいても、市民の声を反映してまいりたいと考えております。

次に、今後の活用検討委員会についてであります。

昨年度は5回にわたる活用検討委員会を開催し、複数回に及ぶ市民の皆さまの意見をいただく中で、まちづくりビジョンを策定していただきました。今月4日には本年度、第1回の検討委員会が開催され、今後はビジョンの具体化、道路プランについてワークショップを基本に検討していただくこととなっております。

次に、道路プランの策定および概要についてであります。

今後、活用検討委員会ではビジョン達成に向け、北杜市の恵まれた地域特性を踏まえながら地域の活性化に結び付けるための具体的取り組みや道路プランの策定を行うこととなっております。

道路の構造や自然環境に配慮した工法、災害対策、インターチェンジ、道の駅等のあり方・活用策などの道路プランについて検討していくこととなり、市民参加型のワークショップ形式での検討・審議をしていくこととなっております。いただいた意見を総合的に判断し、中部横断自動車道がよりよいまちづくり・道づくりに寄与できるよう、国に対し示してまいりたいと考えております。

次に、パーキング等の検討についてであります。

活用検討委員会内において、市民参加型のワークショップ方式での検討では地域の活性化に向けた活発な議論による市の特性を生かした賑わい創出の広場など、新たな施設についての市民からの提案等にも期待しているところであります。市にはこれまで地域の課題や懸念および将来への期待感などさまざまな意見が寄せられておりますが、市民の皆さまが主体となって取り組むことと行政が主体となって取り組むべきことなど、地域活性化に結び付けるための取り組みを十分な議論を行い、それぞれの立場で実践していくことが必要であります。

検討内容等については市ホームページ、広報紙などを通じ、市民の皆さまに広くお知らせしてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は6時20分といたします。

休憩 午後 6時06分

再開 午後 6時20分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

内田俊彦君の再質問を許します。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再質問を何点か伺わせていただきます。

まずはじめに、長野県南牧村および沿線町村との連携についてのお考えでございます。

先ほど市長は当然、広域的な連携、お隣の県ということで連携していくというお話がございました。5月15日でございますが、私ども推進の会は長野県南牧村の村長さん、また副村長さん、そして議員の皆さまと意見交換会をさせてもらったところでございます。それは26年5月16日の山梨日日新聞にも掲載されているところでございます。そしてこの中で意見交換後、菊池村長は隣接地域の状況や取り組みを知ることができ参考になった。中部横断道は観光、産業、物流の発展のために必要だと話したという記事が掲載されているところでございます。つまりお隣の町村は間違いなく、私どもの北杜市と自治体間として連携を結びたいという意思があるという表われだと思っているところでございます。今後、自治体間同士としてこれらに

ついて連携をどのように進めるお考えがあるのか、お伺いをすることが1点でございます。

それから5番目のワーキンググループがBルート帯案を発表し、そして今後、関東小委員会で決定をみていこうという中で、市長もこのルート帯案について総合的に勘案してみるとBルート帯案がいいであろうという答弁だと認識しております。これは私どもの推進の会の中でも議論がなされ、今の現行のルート帯案がおおむねよいらろうと考えているところでございます。これらについて市長、ルート帯案はBルートがよらしいということが述べられましたが、それらについて根拠等も含めながらも一度、答弁をお願いしたいと思います。

そして9番目のパーキング等の活用のごことでございますが、本日の山日新聞に「高速道に道の駅 無料区間での方針」とあります。国土交通省は24日、高速道路の無料区間の休憩施設として道の駅の設置を進める方針を固めた。25日の社会資本整備審議会で提案し、有識者の意見を聞いた上で具体的な検討に入るという記事が掲載されたところでございます。これらについていかがに対応していくお考えか、これは9番目の活用についてでございますけれども、併せて伺わせていただきます。

そして最後に、総合的に伺いをいたします。

市長は命をつなぐ道と、そして安全・安心にこの中部横断道は寄与する。当然経済ですとか物流ですとか、あらゆる面についてこの中部横断道は必要だという答弁だと受け止めております。その中で大雪もございました。命をつなぐ道ということで私も実感をしたところでございます。大雪の折、おそらく何台もの除雪車が県内入りをしたわけでございます。これらについては、担当部局等はしっかりもうすでに把握をされ、これらの答弁につながっているものと考えるところでございます。それらについてもお答えをいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

内田俊彦議員の再質問にお答えをいたします。

私のほうからはBルート帯、それと命をつなぐ道ということで答弁をさせていただきます。

Bルート帯の決定につきましては、答弁もさせていただきましたが清里地域のアクセス性に優れていると。観光振興にも寄与するルートであるということでもあります。そんなことでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、命をつなぐ道ということでご質問がございました。

2月14日・15日の大雪の件でありますけれども、山梨県内には2月16日から3月3日までということで、長野・新潟方面から除雪に来ていただいております。ロータリー除雪車が28台、除雪ローダーが11台ということであります。議員ご指摘のとおり、私の記憶ですと中央道が全線開通したのは2月18日の未明であったと解釈をしておりますけれども、すでに2月16日、まだ開通をしていないという状況の中、緊急車両の通行ということで一車線が確保され、県内に来ていただいたと解釈をしております。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

内田議員の再質問にお答えしたいと思いますけども、今、建設部長が言ったBルートの場合、命の道をつなくという見解については答弁したとおりであります。佐久地方と私たち北杜市は小海線をはじめとして歴史的にも地形的にも大変縁の深い地域であるし、これからもそういう地域であってほしいとも思っております。そういう意味からすれば、中部横断道路はまさにいろいろな意義を考えたときに、さらに両地域の連携、絆等々が深まるいい道路になると信じているところであります。いずれにしましても先ほど私が答弁したとおり、佐久地方では相対的な話になっておりますので、さらに連携を深めて一体となって早期実現を期していきたいと思っておりますのでご理解を賜りたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

内田議員の再質問にお答えします。

本日の山日新聞の記事にある件についての説明をさせていただきます。

高速道路についての道の駅の整備という新たな手法が今回、国のほうから審議会にかけられるという報道になっております。これについては現在、中部横断自動車道長坂・八千穂間については、まだ事業者が決まっていません。有料道路によってネクスコでやられるのか、それとも新直轄区間として国交省の自らの事業としてやられるのか、まだ整備自体が決まっていない段階ですので、これらの制度の適用というものははっきりしていないんですが、おそらく長野県側のすでに整備された状況は新直轄区間という形の中で進められておりますので、長坂・八千穂もこの流れの中では新直轄ではないかと思われま。そうすると今回、本日、報道のあった道の駅というのは道路休憩施設として道路管理者が整備をする事業になります。これについては従来有料道路であれば、中日本のほうでパーキングとかサービスエリアという形の中で休憩所のほうをすべて整備するんですが、新直轄区間の中ではその道路本線における休憩施設というのは、今まで事例としてございません。そういう形の中で新たな制度として道路休憩施設が新直轄区間の高速道路に必要だということの中で、このような形のものの新制度の審議が始まったという報道になっております。当然、これから長坂・八千穂間が新直轄区間という形の中で整備が進められるということになれば、この制度の適用を受けた形の中で北杜市内における道路休憩施設の整備について検討をしなければならないと。それについては当然、現在、活用検討委員会で行われている道路プランの中で、議員さんのほうからもご質問があったようにパーキングとかそういうふうなものも検討する課題の中になっておりますので、それらの中で具体的なものを検討し、国のほうで整備していただく休憩施設、それから市のほうでそれに対して補う道の駅的な整備が必要なのかどうかと、そういうふうなものの検討が今後やっていくような形になるということになります。

ちょっと急な報道だったもので、まだ詳細の内容については国、県からの情報もきていない状況ですが、報道等の関係の中でいくと一般道で行われている道の駅の整備に類似した形が高速道路に新たにできるという制度の報道というふうに認識しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

内田俊彦君。

○20番議員（内田俊彦君）

再々質問をさせていただきます。

今の建設部次長の答弁でございますけども、この中部横断自動車道につきましては長野県が、また南部区間を鑑みますとやはり新直轄でやられる可能性が私は濃いと。限りなく、そこにいくんではないかということを考えております。そういたしますと今言う道路プランというのは新直轄になった場合、ならなかった場合も含めながら今後、道路区間も考えていかなければならない現実もあると思います。それらについて、今後道路プランのタイミング等もここへ来てどうなっていくのかということも興味があるところでございまして、いま一度、道路プランにつきましてどのように今後進めていくのか、お伺いをいたすところでございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

内田議員の再々質問について、お答えします。

先ほど道路プランについてのスケジュール等、今後の見込みについては部長のほうから答弁を行いました。もう少しちょっと細かな説明をさせていただきます。

現在、昨年度まちづくりビジョンのほうの策定が終わりまして、そのビジョンに基づいて今後、道路プランという形のもので進めております。まず具体的に道路プランとはどのようなものをするのかというのは、北杜市のまちづくりにどのような形で寄与するかというものを具体的に検討する内容になります。まず今、具体的に出ましたパーキング、道の駅、これらについても当然、北杜市としては地域振興のため、観光のために必要な施設という形の中で、その検討の中の項目として想定されているものです。これについては新直轄になるのか、有料になるのかによって手法が違いますので、具体的なものというのはその方向性を見ながらでなければ検討できなかったんですが、今回この整備が進む中で新直轄という形の中で進められるのであれば、これについては、具体的なものの中の検討ができるという状況になり得ると思います。またその他、いろんな懸念がある、環境とか景観とかそういうものに対応するための道路構造とか、そういうものの具体的なものについてもワークショップ形式の中でそれぞれ詳細について市民の方々と検討をいただく中で決めたものを、北杜市としての考えという形の中で事業者である国のほうに提言する形の中で進めていくというふうな流れの中で今、考えております。

またこれらについてはルート帯の決定を受け、今後、国が設計を進める中に遅れることなく市の考え方というものを整備していく形の中で、国のスケジュールをにらみながら市のほうとしては、できるだけそれを先立つ形の中で進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

内田俊彦君の質問が終わりました。

関連質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで、公明党の会派代表質問を終結いたします。

次に、日本共産党の会派代表質問を許します。

日本共産党、11番議員、清水進君。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

6月議会にあたり、日本共産党を代表し質問を行います。

はじめに集団的自衛権の行使と医療・介護総合法案への見解を求めます。

5月15日、安倍首相は安保法制懇の報告書を受けて、限定的な集団的自衛権行使を可能にする憲法解釈変更の検討を指示しました。その記者会見で、首相は米軍艦で紛争地域から避難する家族のイラストまで使って、お父さんやお母さんやおじいさんやおばあさん、子どもたちかもしれない。彼らが乗っている米国の船を今、私たちは守ることができないと訴えました。集団的自衛権行使容認の狙いがアメリカのために血を流す血の同盟づくりにあることをひた隠し、まるで国民の命と暮らしを守るかのようにアピールしたのであります。しかしこの欺瞞は決して思惑どおりの効果を上げておりません。会見後の多くの世論調査で憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認反対が多数を占めています。5月19日付け毎日で反対が56%、共同通信51.3%、26日付け朝日55%になっています。

日本が海外で戦争に参加する道、野田聖子自民党総務会長は「人が殺し殺されるかもしれない。この道を許すのか否かが問われるものだ」と発言をしています。

憲法学者の小林節慶應大学名誉教授は、主権者の国民が憲法で権力者を管理するはずなのに権力者が勝手に憲法解釈を変えて、われわれに海外派兵に付き合いなさいというのは主客転倒。憲法のハイジャックで泥棒のやり方だと厳しく批判しました。歴代内閣が憲法9条のもとで集団的自衛権の行使は許されないとしてきた憲法解釈を180度ひっくり返す大転換にほかなりません。自衛隊創設から半世紀以上にわたり、政府が堅持してきた憲法解釈を一内閣の閣議決定というクーデターの手法で変更することは言語道断であります。このことについて、市長の見解を求めます。

次に社会保障を解体する医療・介護総合法案への反対を求めることについてであります。

安倍政権は消費税増税による増収分はすべて社会保障に充てると言いますが、その大部分はこれまで所得税収入や法人税収など、消費税以外の財源で賄っていた部分を消費税に置き換えるだけに過ぎません。2014年度予算でも増税による増収分5兆円のうち4兆円以上は既存の財源との置き換えに使われ、充実にまわるのは0.5兆円、全体の1割です。

では、これまで社会保障に使われていた所得税収や法人税収などの浮いた財源はどこに行くのか。そうした財源を総動員し安倍内閣が実行しようとしているのが法人税の大幅減税、国土強靱化の名による巨大開発、自衛隊を海外で戦争できる軍隊に改造する大軍事計画です。消費税を増税しても、大企業奉仕や軍拡に使ってしまうのでは社会保障の安定財源などできるわけがありません。社会保障の財源も将来展望も語れなくなった自公政権は、社会保障を賄うのは消費税を増税しても足りない、社会保障費を根本的に削減せよと声高に叫ぶようになり、政府官僚や自民党議員が多用するのが国民生活の基本は自己責任と家族の支えであり、地域の助け合いがそれを補うという社会保障を否定する発言です。要支援者を介護保険の枠外に追い出し要介護1・2を特養入所の対象から追い出し、入院患者を病院から追い出していく医療・介護総合法案は安倍政権の社会保障解体の理念を体言するものであり、こうした政治に反対する考えは。市長の見解を求めます。

第2項目として中部横断自動車道、長坂八千穂間について市の今後の対応について伺います。

市民は誰でも快適で安心できる生活を求めています。まちづくりビジョンもそのためにあるはずです。パブリックコメントから、多くの人が八ヶ岳の雄大で豊かな自然がこの地域の特性であることを明らかにしています。その特性に魅せられて多くの移住者がここ八ヶ岳南麓に居を求めています。新ルートが示されてから1年が経過し、2月の大雪災害を体験した中で地域の中での新たな課題も明らかにされてきました。中部横断道新ルート建設に対しての賛否両論が激突しています。地域住民の不信感を増大させたままでは、よいまちづくりにつながりません。国交省のガイドラインでも住民参画型の道づくりが提唱されています。活用検討委員会での今後の進め方の最後に道路プランについても市民の皆さまのご意見を聞きながら、行政と地域とが協働して取り組む事項やまちづくりに役立つ中部横断自動車道となるよう、具体的な配慮事項などについて、とりまとめていく予定ですと結んでいます。よって、これまで市が事務局となって進めてきた活用検討委員会での進め方についてと今後について伺います。

1. 国土交通省が示したA、B案のルートは津金・高根・大泉・長坂間は選択余地のない1本ルートであること。
2. 活用検討委員会の意見として、はじめからBルート案前提とした協議の場ではなく高速道路建設ありき、住民の声を十分反映させるものではなかったことではありませんか。
 - 1 4 1号線道路利用も含めて、道路の是非論も含めながら検討が必要ではないですか。
3. パブリックコメントで出された所掌外とされている8割の住民の意見の取り扱いは、どのようにしてまいりますか。
4. 新ルートに対して見直しを求める観点として1. 自然・生態系・景観などの環境を守る観点、2. 湧水を守る観点、3. 大規模森林伐採などによる災害、土砂崩れ防止の観点、4. 農業、特に梨北米の水田を守る観点、5. 冬場の融雪剤散布被害の防止、生活環境集落や別荘居住地を守る観点、6. 観光・経済的なダメージ、ストロー現象の抑制など多くの課題が取り上げられております。
5. 高速道路を造れば自動的に地域が活性化するという考えではなく、出されている意見を解決していく場を設けるべきではありませんか。住民参画型の道づくりが提唱されているがどのように進めていくか、見解を求めます。

第3に安心できる生活保護行政について、以下4点の質問を行います。

1. 事例 Aさん。通帳の記録がある平成23年度より分かったことですが、兄からの仕送りが2万5千円あると認定され、本来の最低生活費（扶助費）6万502円からその分が引かれ、本人への生活扶助費は3万5,426円であります。しかし仕送りはこの3年間、3回しかなく本人の生活扶助費が減らされている状況が約3年、続いてまいりました。毎月面談し生活状況を確認確認していないのですか、伺います。本来もらえる扶助費との差額は今後どういたしますか。
2. 事例 仕事がなくなり生活費が少ない。生活習慣病の持病があり、毎月診察と薬の服用が必要であり、担当課に生活保護の中で医療扶助の申請をしたいと申し出ましたが、国保税の滞納があり国保担当課、そして収納課の職員と面談し未納分の国保税を分納し短期保険証を交付されました。今、安心した治療ができていません。生活の実態を丁寧に把握し、今後も再度、医療扶助についての相談を行いますか伺います。

3．国保税を払うことができず病気の早期発見が遅れ、手遅れでなくなる事例が山梨日日新聞で報道されています。生活保護の申請に自家用車など車を手放さなければ申請できないと考えている人が多いが、この地域で再度就労したいと考えても車がなければ職場への通勤や普段の買い物など生活ができません。この地域での車の保有をどのように考えておりますか。

4．この地域の生活扶助費の引き上げを求めます。生活保護費基準級地を3の1地区への変更を求めます。

以上の見解を求めます。

第4に、10月からの温泉回数券の継続を求めることについて伺います。

3月議会の条例改正によって、温泉料金の10月からの値上げと回数券の廃止を行うことを決めました。市民からこのことに対して、3千円で13回利用できる回数券を使うと1回の利用料が230円から420円に値上がりする。なんと1.8倍の大幅な引き上げにはどうしても納得できない。お年寄りで楽しみに温泉を利用しているが、こんな一気に引き上げは困る。今まで週2利用していたが1回に減らす。また別荘の方からも市民と同じように税金を払い、市への貢献もしているのに新たな差別ではないか、優遇もなくなってしまうこと。またペンション経営者は泊まりの観光客に温泉利用を斡旋し、客の定着と再予約を行い北杜市の観光客の受け入れの増加の要因になっているものをなくしてしまうことは、大きな損失ではないかと話されています。

合併前、温泉施設、新しくできたときに併せて村内を循環バスが走ることによって気軽に利用していたものがデマンドバスに変わり、またそれも廃止になって今度は料金の引き上がりで利用しづらくなったと話します。合併するときにはサービスは高く負担は軽くと説明されましたが、合併10年で負担は重くサービスは低くなった。同じように温泉施設も市民の健康維持、福祉の向上、家族や地域住民の憩いの場として低料金で利用できるようにしていたものが今回の改定では、市民にとって利用しやすい施設がだんだん遠くなってしまおうと感じております。このように語っております。

私たち日本共産党議員団も3月には条例改正に賛成いたしました。このような市民の皆さんの声を聞く中で、3月議会での条例賛成の態度は誤りであったと考え、この判断に市民の皆さまに深くお詫びを表明いたします。

さて市では今回、値上げの理由となった説明では赤字経営からの脱却と施設の老朽化が進んでおり、現在の温泉施設を維持していくためには、さらに税金の投入が必要な状況となっている、こうした説明でありました。要するに料金の引き上げは、温泉を利用している市民の負担を増やすとの提案でした。10月以降、今回の料金の大幅な引き上げとさらに回数券を廃止することによって利用者が少なくなってしまうと、かえって収益が減少し経営の悪化につながってしまうと懸念する声を聞きます。またこの決定以降、回数券の廃止について反対する意見を多く聞かれています。10月以降についても1．市内どこでも利用できる現行の回数券、料金は新たに設定し継続することを求めます。

以上の点での市の見解を求め、質問を終わらせていただきます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

集団的自衛権の行使と医療・介護総合法案の見解について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、集団的自衛権行使容認についてであります。

現在、与党協議等で議論されております集団的自衛権の行使容認については、わが国の安全保障に関わる防衛上、外交上の非常に重要な問題であると認識しております。安全保障の状況が変化し、時代に合った対応が求められていることもあり、集団的自衛権の行使範囲を含め、国会の場で必要性和安全性について議論を深め、国民の不安が解消されるよう国民に見える形で審議を尽くしてほしいと考えております。

次に、医療・介護総合確保法についてであります。

地域における医療および介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備に関する法律は6月18日に国会において可決・成立しましたので、今後、市では法律の内容を精査して市民ニーズに応えてまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えします。

安心できる生活保護行政について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、生活状況の確認と収入認定についてであります。

生活状況等を把握するため定期的に訪問調査を実施しており、世帯等の状況に変化があると認められる場合には臨時訪問も行っております。また収入認定については、要保護者の申告制度により行っておりますので、自主的な申告をしていただく必要があります。

今後、訪問調査の折に申告方法等について説明をまいります。

なお、生活扶助費については今後も適正に扶助してまいります。

次に、医療扶助の相談についてであります。

医療扶助については、困窮のため最低限度の生活を維持することができない方に対して行われております。生活困窮者に対しては、いつでも相談に応じているところであります。

次に、生活保護受給者の自動車の保有についてであります。

自動車については資産となりますので原則として処分していただきますが、世帯の自立に向けた就労に伴う通勤用および身体に障害のある方の通勤や通院用などは、認められるケースもありますのでご相談いただきたいと思います。

次に、基準級地の変更についてであります。

生活保護法における級地制度は、地域の生活水準に差がみられることから生活保護基準に地域差を設けたものであります。級地区分については、各市町村の消費水準や都道府県の意見を踏まえて、総合的な判断によって国が指定したものであります。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

10月からの温泉回数券の継続についてであります。

温泉利用料金の改定は、市営温泉施設の経営改善の観点から本年第1回定例市議会で条例改正をしたところであります。温泉回数券については割引率が大きく、適正な受益者負担を求める観点から廃止することとしたものであります。一方、回数券の廃止については、激変を緩和する観点から新たにフリーパスを導入し取り組むこととしております。

なお、温泉利用料金についてはさまざまな意見が寄せられていることなどを踏まえ、10月からの利用状況を注視し、利用者サービスのあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

清水進議員の、日本共産党の代表質問にお答えいたします。

中部横断自動車道長坂・八千穂間について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、国土交通省が示したルート帯案についてであります。

中部横断自動車道長坂・八千穂間については、国の計画段階評価の試行の対象として平成22年度から国の社会資本整備審議会道路分科会関東地方小委員会で、継続して審議が行われております。

審議に当たっては地域コミュニケーション活動、意見交換会および11回に及ぶ地元説明会などを実施し、複数ルート案の検討の結果、現在のルート帯案が示されているものと理解しております。

次に、北杜市中部横断自動車道活用検討委員会での検討内容についてであります。

市では中部横断自動車道の早期整備促進に取り組んでおり、中部横断自動車道の整備を見据えた地域の活性化は、北杜市の将来に必要なものであると考えております。これまで関東地方小委員会に設置されたワーキンググループにおいて、清里地域へのアクセス性に優れたBルート帯が適当と附帯意見を添えて取りまとめられたところであり、実質的な決定を見たものと考えております。

次に、パブリックコメントの所掌外の意見についてであります。

活用検討委員会での中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンに対しましては、多くの意見が寄せられております。活用検討委員会での所掌外の意見とされたもので、国に対するものは国へ伝えてまいりたいと考えております。

次に、ルートに対する課題についてであります。

活用検討委員会に寄せられた市民の皆さまからの意見や委員会での審議での北杜市における課題や懸念についてはまちづくりビジョンに反映させており、今後それらの解決に向けた道路プランを策定してまいります。

次に、住民参加型の道づくりについてであります。

活用検討委員会では、これまでの審議等で出された地域の資源とその可能性、あるいは課題解決等を反映させるための具体的な道路プランの策定に当たり、市民参加型のワークショップ

方式により、取り組んでいくこととしております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

清水進君の再質問を許します。

清水進君。

○11番議員（清水進君）

それでは2点、お願いをいたします。

まず高速道路について。この地域では高齢化も進んでいて、高齢者が運転免許証の返還をしてから本当に生活が大変と言われています。買い物や病院への受診など用事のときは近所の運転ができる方を頼んで半日くらい運転をしてもらおうとか、また北杜市では今、100名を越す多くのクラフト作家が移住をしています。特別、北杜市に来て材料が安いというわけではありませんが、この自然環境に魅せられてくるという状況であります。また休日夜間など急病で救急車を頼んで、救急車はすぐ来ますが受け入れてくれる病院がなく、本当にしばらく待たされる、そういったことが多々あります。こうしたことが今、この地域にとって多くの方が本当に安心して暮らせる地域ということは高速道路の建設だけではなく、本当に市民的な合意が必要ではありませんか。今後、市が進めるこの道路について市民合意をどのように進めていくのか、改めて伺いをいたします。

次に温泉料金の問題でフリーパスがなくなりますが、ある温泉施設ではこういったチラシがありますが、市の観光・商工課の責任で作られたものでしょうか。この中で市内向けのフリーパスは最大360円で入浴することができると書いてあります。3カ月のうちに休日もあり、大体75日利用することでこれは元が取れる。360円だと言われております。しかし実際に、この券を買う人がいるのかどうか。やはり市内の市民の方、市外の方、お客さんを増やしていく対策を考えるべきではありませんか。その点について伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

清水建設部次長。

○建設部次長（清水宏君）

清水議員の再質問についてお答えします。

高速道路の取り扱いについての考え方なんですが、まず高速道路の建設について、まず高速道路が必要なのかどうかという課題の問題については、課題があるから高速道路の整備を地域は求めているという考えであります。それはあくまでも今の現状のままですべてが、医療についても生活についてもすべてのものが充足されているのであれば、高速道路をあえて造る必要はないと思います。ただ地域の課題として、さまざまな問題が挙げられております。それは暮らしにおいてもそうですし、医療についてもそうです。また産業、観光、また地域振興、それらの課題の解決として高速道路というツールが必要だということで、峡北地域の昔の時代から、こういうような形の要望で求めているものですので、それを造ることによってその課題が増えるということは逆はないと思っております。課題を解決するために高速道路の整備を求めているという考え方だと認識しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

清水議員の再質問にお答えいたします。

温泉料金の改定でございますが、施設の使用料については適正な価格をとということで、利用者の負担を考慮するということはもちろんでございますが、回数券につきましては13枚ということで、300円に対して230円ということで、だいぶ大きな割引がありましたというところで見直しをさせていただきました。いずれにしましても第2次行政財政改革に伴い庁内の検討会、ならびに温泉の運営協議会等で検討していただき、また議会のほうにおいても審議していただいたところでありますので、10月以降の利用者の動向を見極めながら、また利用者のサービスについては検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで、日本共産党の会派代表質問を終結いたします。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は6月26日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 7時00分

平成 2 6 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 6 日

平成26年第2回北杜市議会定例会（3日目）

平成26年6月26日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

諸 報 告

日程第1 一般質問

3番	齊藤功文君
2番	小野光一君
15番	中嶋 新君
4番	福井俊克君
1番	上村英司君
10番	相吉正一君
8番	岡野 淳君
21番	中村隆一君

2. 出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原 堅志	8番	岡野 淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水 進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本 静
15番	中嶋 新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(43人)

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅
地域課長	仲嶋敏光	地域課防災指導監	花輪栄一
子育て支援課長	清水永一	上水道課管理担当リーダー	小澤栄一
下水道課長	小尾民司	下水道課長補佐	浅川和也
農政課長	小澤隆二	林政課長	手塚清作
観光・商工課長	清水博樹	食と農の杜づくり課長	伴野法子
まちづくり推進課長	坂本孝典	住宅課長	早川昌三
道路河川課長	土屋裕	教育総務課長	井出良司
学校給食課長	宮川雅人		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3人)

議会事務局長 坂本吉彦
 議会書記 清水市三
 " 田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご承知を願います。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は8人の議員が市政について質問いたします。

ここで、質問順序および一般質問の割り当て時間をお知らせいたします。

最初に無会派の齊藤功文議員、15分。次に無会派の小野光一議員、15分。次に北杜クラブ、31分。次にほくと未来、34分。次に明政クラブ、25分。次に市民フォーラム、10分。最後に日本共産党、15分となります。

申し合わせにより一般質問の関連質問はできませんので、よろしくお願いいたします。

なお残り時間を掲示板に表示いたしますが、議長からその都度、残り時間を報告いたします。

それでは順次、質問を許します。

最初に3番議員、齊藤功文君。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

昨年8月、高根町郷土研究会より内田俊一戦場日記「日中戦争上海戦42日間」の小冊子を市議会議員に謹呈がありました。今から76年前、高根町東井出身の一兵士が弾丸飛び交う戦場で大学ノートに書き付けた貴重な資料を拝読するにつけ、私は涙が止まりませんでした。

長男の内田勉さんは父の残した日記を、父の伝えなかった思いを多くの人々に理解してもらい、戦争の悲惨さと命の大切さを後世に伝えたいと願い、日記の全文をパソコンで書き起こすことを思い立ったとのこと。

また近年においてはここ数年来、大泉地区遺族会の方々が地元泉小6年生を対象に平和の尊さ、戦争の悲惨さを語り伝えていくことを続けられております。また元高校教師の清水磋太夫さんは高根東小6年生を対象に昨年夏、戦争体験を伝える機会を持つことができた。児童らの真剣なまなざしを前に、若者たちへ伝えたい思いが胸に熱くなったとそうお話しくださいました。

憲法を巡る議論が続く昨今であります。改めてこれからの国の姿を考える機会にもしたいものであります。

私は今議会において、みんなが住んで誇れるまち北杜市を目指し、また皆さんの声が市政に反映すべく、以下大きく3項目を質問いたします。

第1は、災害に強いまちづくりへの取り組みについてであります。

2月の豪雪により山梨県はもとより近県においても災害救助法が適用され、多くの皆さまが被災されました。北杜市においても国・県の支援のもと、さまざまな取り組みがされておりますが一日も早い復旧が待たれるところでございます。また6月11日で東日本大震災から3年3カ月が経ちました。県内避難者の不安は残されたままですけれども、一日も早い復興が待た

れるところでございます。

1. はじめに今回の大雪災害の対応の検証はなされたのか。された内容について、お聞きします。

2. 除雪対策への新たな取り組みがあれば、お示ください。

次に防災行政無線の役割についてですけれども、防災行政無線の整備の進捗状況について伺います。

今回の大雪災害においても、また大泉町内で5月25日、早朝発生した住宅火災においても防災行政無線が聞き取れなかった地域がありました。難聴地域の解消策について、今まで取り組んできた具体的内容について伺います。

取り組んだ結果として、効果は十分発揮されたのか。検証作業の状況について伺います。

次に、公共施設の耐震化の取り組み状況についてであります。

小中高等学校、保育園、子育て支援施設、体育館等社会体育施設、公民館等生涯教育施設等の耐震整備状況とこれからの整備スケジュールについて伺います。

次に民間施設、個人住宅等への耐震化の取り組みについてですけれども、補助金を含め今まで実施してきたことと、これからの具体的支援策はどのような内容でございましょうか。

第2は、開かれた市政の実現を一層推進する取り組みについてであります。

本市においては情報公開条例、地域委員会設置条例、審議会等の会議の公開に関する要綱が制定されています。この要綱の第1条、目的では審議会等の透明かつ公正な運営を図り、もって市民の市政に対する理解を深めるとともに、開かれた市政の実現を一層推進することを目的とすると規定されています。そこで以下、質問いたします。

1. 審議会等の開催のお知らせの通知だとか議事録・会議録の公表についてですけれども、市ホームページ等で公表している基準はどのようなものでしょうか。

2. 現在、審議会委員等に公募委員として選任されている人数は。

3. 現行の市政報告会、年4回開催していますがその基本方針をお示ください。

4. これからの広聴・広報内容についてですが、広報ほくと記事の掲載基準は。ほくとケーブルテレビの加入状況の推移は。合併以降、年次別、町別に。ほくとケーブルテレビへの記事の掲載基準は。市民との意見交換会・対話集会などを開催し、市民の身近な声を聞く機会を定期的に開催するお考えは。

5. 一般質問・代表質問に対して部長等からの答弁が多く、市長の答弁が他市に比べて短いとのそんな声を聞きますが、市長からの答弁をもう少し工夫してほしいと思いますが、ご所見をお伺いいたします。

6. 市役所から発信されるさまざまな公文書があります。文書の右下すみに問い合わせ先として大部分が担当部署名と担当者名、電話番号等が記入されていますが、担当者名は氏だけでなく名も明記し、市民への責任と親密感を高めるためにも実行してほしいがご所見を伺います。

第3は、住民福祉に果たす温泉の役割についてであります。

北杜市温泉施設の設置条例では設置目的として第1条に市民の健康の増進、福祉の向上、ならびに観光振興に資するためと規定されています。

そこで、はじめに市内10カ所の温泉施設の住民福祉に果たす役割について市長のご所見を改めてお伺いいたします。

10月1日施行の温泉料金について、市民、別荘住民、観光客、業者など利用者から見直してほしい、再検討してほしいというご意見等が直接電話、手紙、市長への手紙などで市へ寄せられているが、どんな内容が多いか。また市議会へも陳情書が提出されています。以上のことを踏まえ、今後10月1日施行に向けて市はどのような取り組みを考えておられるのか、併せて伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

災害に強いまちづくりへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

2月の大雪の検証についてであります。

2月の大雪による北杜市地域防災計画の見直しに関わる検証については現在、進めている状況にあります。市地域防災計画では地震以外の一般災害編の中で雪害対策を規定しており、主なものは除雪による幹線道路の確保、堆積した雪の排除、雪崩、融雪対策、農作物の被害防止等を規定しております。

今後、県地域防災計画の見直しも踏まえ、県内各自治体とも情報交換をする中で検証課題の整理を行い、早期に市地域防災計画に反映してまいります。

次に開かれた市政の実現を一層推進する取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

市長答弁の考えについてであります。

市議会定例会における一般質問、代表質問の答弁については各種計画や事業等の内容、実施状況、進捗状況などの質問には、担当部局長が答弁させていただいているところであります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

災害に強いまちづくりへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校施設の耐震化についてであります。

市立小中学校および高等学校における校舎、屋内運動場等の学校施設においては耐震化が完了しております。昨年度、文部科学省が示した吊り天井の改善を要する要件に該当し、吊り天井の撤去が必要となった須玉小学校屋内運動場については現在、撤去工事を進めているところであります。

次に、公民館等の生涯教育施設の耐震化についてであります。

市内に20施設ある体育館等社会体育施設のうち、昭和46年建設の高根武道場のみが未整備となっております。建設から43年を経過していることから、利用状況を勘案しながら耐震化等を検討してまいります。公民館等生涯教育施設については、生涯学習センターこぶちさわの耐震補強等の改修工事が本年度に完了することで、すべての施設において耐震化が完了とな

ります。

○議長（渡邊英子君）

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

防災行政無線の進捗状況等についてであります。

平成22年度から取り組んでいる市内の防災行政無線デジタル化の総合整備については、今年度、小淵沢町の整備が完了すると市内全域で整備が完了となります。

難聴地域解消の具体策については、聞き取りにくいといった声があがった地域ではスピーカーの向きや地形、住宅の分布状況を考慮し、現地において無線放送を聞きながら音量の調整等の対応を行っております。また再調整後音が大きい、聞き取りにくいといった場合は行政区長の立ち会いをお願いし、再度、現地調査を行い音量の確認を行っております。

なお子局を設けられない場所、あるいは地形により聞き取りにくい場所もあることから、防災行政無線電話自動応答システム、北杜ほっとメール、緊急速報エリアメールなどに取り組んでおります。

次に開かれた市政の実現を一層推進する取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、審議会等の公表についてであります。

透明かつ公正な運営を図り市民が市政に対する理解を深め、開かれた市政の実現を推進するため、北杜市審議会等の会議の公開に関する要綱により審議会等は原則公開とし、会議録についても市ホームページで公表することとしております。

次に、公募委員の人数についてであります。

市の審議会等については市民の意見、専門的知見等を反映させることを目的としており、市が計画等の策定を行う際などに設置し、審議会等での意見を尊重し方針を決定しております。昨年度末現在で92の審議会等が設置されており、このうち条例等で公募の規定を設けた審議会等は5つあります。すでに各種計画案について答申を終えた審議会もあるため、現状では公募委員の数は地域委員の4人となっております。

次に、市政報告会の基本方針についてであります。

市政報告会については地域委員会設置条例に基づき、市議会定例会閉会後に年4回開催しております。各定例会で審議された議案内容等を地域委員のみならず、市民の皆さまに広く知っていただくとともに各分野で活躍をされている方の講演会も開催し、地域活性化のきっかけづくりの場としております。

次に、公文書における担当者氏名の記入についてであります。

市役所から発送する公文書等については、市民の皆さまからの問い合わせ等に迅速に対応するため、公文書等の文末に所属、担当者名、電話番号等を記載しております。

現状では担当者名の大半が姓のみを記載しておりますが、市民の皆さまから分かりづらいといったご要望はいただいております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

3番、齊藤功文議員の保育園、子育て支援施設の耐震化についてのご質問にお答えいたします。

市内の保育園15施設については、すべての施設が耐震性に問題がありません。

放課後児童クラブ等の子育て支援施設20施設のうち、耐震性を有しているものが18施設あります。残りの高根東放課後児童クラブおよび大泉町のつくしんぼルームの2施設については耐震性の確認ができておりませんので、耐震診断を含め検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

住民福祉に果たす温泉の役割について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに温泉施設の役割については、市内10カ所の市営温泉施設は合併前に計画・建設され、観光振興や住民の健康増進、福祉の向上を図ることを目的として設置されております。

次に、温泉料金の見直しについてであります。

温泉利用者からは、別荘所有者に対する料金減免や温泉施設の周遊制度を求める等のご意見をいただいております。しかし、料金については温泉施設の経営改善や適切な受益者負担を求める観点から見直しを行ったものでありますので、市としましては10月からの利用状況を注視しながら、利用者サービスについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

3番、齊藤功文議員のご質問にお答えいたします。

災害に強いまちづくりへの取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに除雪対策への新たな取り組みについては、今回の大雪による市地域防災計画の見直しに当たり、山梨県および近隣自治体と連携しながら取組等、検討してまいりたいと考えております。

次に、個人住宅等への耐震化についてであります。

北杜市耐震改修促進計画に基づき、昭和55年以前に建築された市内の個人住宅等に対して申請により耐震診断を実施し、耐震性の低い建物には補助金を交付しております。耐震化の促進は地震による被害を未然に防ぎ、市民の生命・財産を守ることから今後も県と連携し、耐震改修支援事業の周知を図ってまいります。

○議長（渡邊英子君）

丸茂政策秘書課長。

○政策秘書課長（丸茂和彦君）

3番、齊藤功文議員の広聴・広報の内容について、ご質問にお答えいたします。

広報ほくとの掲載基準についてであります。

広報は行政情報を周知する1つの方法として、全市民を対象としたイベントや事業のお知らせなどを掲載しております。毎月各部局からの情報について、広報ほくと掲載記事取扱要領に基づき広報委員会で協議決定しておりますが、前年度の事業仕分けにおいてページ数の削減などの改善が指摘されたため、市民ニーズや効果把握のためのアンケート調査を実施し、現在、集計を行っているところであります。

今後はアンケート結果を踏まえ、限られたページ数の中で掲載記事の優先順位を明確にして充実した紙面づくりを図ってまいりたいと考えております。

次に、ほくとケーブルテレビの加入状況についてであります。

高根町、大泉町、小淵沢町の一部の区域を事業エリアとした北杜市ケーブルテレビは、指定管理者により事業の運営管理を行っているところであります。合併以降の加入状況は高根町が3千から3,200軒、大泉町が1,900から2千軒、小淵沢町が800から900軒で推移しております。なお、本年3月末の加入軒数は6,025軒であります。

次に、ほくとケーブルテレビへの掲載基準についてであります。

お知らせテロップでの掲載記事については、営利を目的としたものや公の秩序に反するものなどを除き、市民生活に関連したものをテロップとして掲載しております。

優先順位としては市の主催または共催、後援事業、国や地方公共団体、商工会や観光協会などが行う公共的性格の事業、市民団体などが行う公共性のある事業としているところであります。またケーブルテレビで放送する自主放送番組については、市ケーブルテレビ情報連絡施設放送番組審議会のご意見を踏まえ、身近な話題や出来事を提供しております。

今後もアンケート結果を参考に市民の皆さまのご要望に応えられるよう努めてまいります。

次に、市民との意見交換会などについてであります。

平成18年度から平成21年度までは、市民グループ等の要望により市長と語るつどいを開催してまいりました。しかし市政報告会が地域委員会を対象としたものから、各種団体や一般市民の参加も可能としたこと、また市長への手紙や代表メールなどでも市民が自由に意見を伝えられることなどから、平成22年度から市政報告会を市民との意見交換の場として活用しているところです。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

齊藤功文君の再質問を許します。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

大項目の1点目、大雪による孤立集落、また透析患者、定期的に通院している患者さんなど病院にかかっている方への具体的な対応策を今後、地域防災計画へどのように反映していくのか、具体的に市長に伺います。

2つ目、家の中または夜中にも緊急を知らせる防災行政無線は、今までのような戸別方式に追加整備してもらえないかという、そうした多くの声が寄せられていますが、市長のご所見を改めて伺います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員さんの再質問、2点ほどいただきました。

今回の大雪の雪害の状況に応じた検証作業の中で透析患者等の対応、また避難関係の対応等々でございますけども、このへんのことも部署内で詳細な、今回の雪害の状況を踏まえて検討しております。当然このような貴重な体験をさせていただきましたので、今後地域防災計画の中にも反映して、これからの雪害に対応したいというふうに考えております。

また戸別受信機につきましては、従来からの方針でございますけども、今回、デジタル化で業務を対応しておりますので、戸別受信機については導入を考えておりません。

また防災行政無線のほかにもそれに補完する数々のメール、またはテロップ等で対応したいというふうに答弁しておりますので、そのような形で今後も継続していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

1つ目、新潟市ではボランティアで除雪した自治会などに報償金を交付する制度があります。またJR東日本では除雪車を県内の3つの駅に配置するとのこと、また富士急行も今年中に整備するとの考えを表明しています。山梨県においても6月県議会において補正予算を組み、整備すると発表されています。本市においても今回の大雪では他県から応援いただいたロータリー除雪車が力を大いに発揮いたしました。今回の大雪を想定外で終わらせてはならないと考えますが、除雪対策への市長のご所見を改めてお伺いいたします。

2つ目、もし台風など大災害が発生する恐れがある場合、戸を閉めていて部屋にいる場合とか寝ている場合などが想定されるわけですが、いち早く正確に情報を伝えることが防災行政無線の第一目的ではないでしょうか。市長のご所見を改めて、お伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員さんの再々質問でございますけども、私のほうから台風等の大災害時において室内での防災無線の聞き取りということでございますけども、そのような状況が起きた場合には当然、発生後、その経過等を随時、防災無線で報告して注意喚起を促していくということで随時周知をしまいたいと思います。また直近に再接近した場合でも、当然のことながら防災無線で随時緊急的に放送をしまいたいということで、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

齊藤功文議員の再々質問にお答えをいたします。

除雪対策ということであります。

先ほど齊藤功文議員のほうからお話がありましたように、山梨県においては除雪車を購入するというふうであります。情報によりますと県も当初3台と言っていたようでありますけれども、1台になったという情報もきております。1台が3千万円ということで大変高額なものであります。北杜市で買ってそれを維持できるのかという問題もありますし、あるいは各区内に簡易の除雪機を補助金を出して配置したほうがいいのかという問題等がございますので、部内で調整をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第2項目めの再質問をさせていただきます。

1つ目ですけれども、各部署、所管によって審議会等の開催のお知らせだとか議事録・会議録の公表がまちまちであります。まったく公表されていない部署も散見されます。この要綱では会議終了後、速やかに会議録を作成し、作成した日から7日以内に公表することになっているが、こうした現状について市長はいかがお考えでしょうか、お伺いいたします。

また年に4回の開催の市政報告会でございますけれども、せめて前回の市政報告会でも質問が大変ありましたけれども5分10分で終わってしまいました。せめてもう30分から40分ぐらいの質問の時間が取れば、参加者との意見交換もできるのではないのでしょうか。改めて市政報告会の持ち方について工夫をするお考えはないか、お伺いいたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤勝美君）

齊藤功文議員さんの再質問にお答えいたします。

審議会等の開催のお知らせ、また会議録等の公表について公表されていないものがあるとか、だいぶ経過したものがあるというご質問でございますけれども、審議会等の開催のお知らせにつきましては会議を開催する一週間前までに、また会議録につきましては速やかに作成して作成した日から一週間、7日以内にホームページ等で掲載することになっておりますけれども、審議会等については公開が遅れて、ホームページ等でまだ掲載されていないものや会議録作成に時間を費やして掲載までに日数を要するものがあります。迅速に掲載するよう部長、ならびに支所長会議を通じまして各部局に周知を図っているところでございます。今後も定期的に周知確認を行っていきたいと、かように考えております。

次に市政報告会の市民の意見というか、そういったご意見の場の時間を取るべきではないかという2番目のご質問でございますけども、市政報告会につきましては各定例会の議案内容を先ほど説明しましたけども報告して、その内容についてご質問を受けているところでございますけども、その場での質問がなければのちほど市役所、地域課への連絡をいただければ関係部署からご連絡してお答えするというのも会場で伝えております。

また地域委員会の市政報告会につきましては、先ほどもありましたけども、平成22年度から市政を広く市民の皆さまに知っていただくということで、各行政委員さん、区長さん、一般市民を対象に開催しております。そのようなことから、今後も多くの市民の皆さまに参加していただくように工夫してまいりたいということでございます。気軽に参加できるような体制づくりも、今後計画する中でより充実した市政報告会にしたいと、かように考えております。よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

市政を進めていく上でさまざまな政策上の課題が出てくるわけですが、こうしたときに議論の錯綜する中で、市民の身近な声をそれぞれの立場の意見を聞くという機会を、この要綱にもありますように開かれた市政の実現を一層推進するためにも、定期的を開催するお考えはないか、市長に再度お伺いいたします。市長からお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も市政を推進する基本的な姿勢として市民とともに、そしてまた言ってみればみんなでつくる北杜市政というようなスタンスでいるつもりであります。ですから、ある面では議会もストレートに市民の声を聞く機会でありまして、審議会と言わずいろいろあるわけでありまして。そういったものは尊重していきたいし、せっかくの機会ですから、さっき齊藤議員から市長の答弁が少ないというお話でありますけども、ある面ではみんなでつくる北杜市政という意味からすれば、部局長の答弁も結構迫力があると思います。また部局長の答弁は即、私の答弁でもあるわけでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

第3項目についての再質問をさせていただきます。

市営の温泉料金の改正条例は3月の市議会において議決され、市民に示されて3カ月が経過しております。私は3月議会、一般質問において市営温泉の役割についてだとか温泉料金改定に伴い料金改正を検討してほしいという市民の声について質問いたしましたが、今回の問題で

大事なのは設置条例の目的をまず実現するための施策だと考えます。

市は温泉を活かして市民の健康の増進と福祉の向上をどう図るのかとか、また別荘住民や観光客をどうこの地に呼び込むのかなど、温泉を活かした観光振興に資するなどの2つの観点からもこの温泉施設を考えることが必要ではないでしょうか。再度、市長にお考えを伺います。

また現在は改正条例の市民への周知期間です。この期間においても改正条例の問題点、改善すべき点が顕在化してくれば、見直すことも条例施行への1つの段階であります。平成24年度の決算書による市税のうち入湯税は1億562万4,750円となり、市税の1.5%を占めています。貴重な自主財源であります。そのうち指定管理者の10カ所の入湯税は6,129万3,300円であります。今回の料金改定においても温泉回数券を廃止して温泉フリーパスを導入しましたが、入湯税の徴収方法が複雑で適正に徴収されるのか、チェック体制についても課題があります。その点についても併せてお伺いします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再質問にお答えいたします。

条例の目的ということではありますが、条例の中にあります市民の健康の増進、福祉の向上ということと観光の振興に資するためということとで、条例の趣旨については十分理解しており、市民の憩いの場であるということも温泉施設ということでも対応しているところでございます。

その次に入湯税とのチェック体制についてというご質問でございますが、これにつきましては温泉管理者のほうで入った人数、市民については入湯税は免除になっておりますので、市外の方で利用した数において入湯税を申告していただいているという状況でございます。ご質問をいただきましたので、そのへんの指導についてはまた確認等をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

質問の中で、10月1日に施行する前に問題点があったらその改良をしていく考えはあるかということ。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

すみません。意見をいただいている中で、10月前に改正する考えがあるかというご質問だと思いますけども、現在もさまざまな意見をいただいております。意見をいただいておりますが、最初の答弁で申し上げさせていただいたとおり、当面につきましては10月以降の利用者数の動向を見ながら検討してまいりたいという考えでございますが、10月までにもまだ期間があるということで、さまざまな意見が寄せられているということも想定はされておりますので、もらった貴重な意見につきましてはその都度検討して、また最終的には10月以降も含めてですけども、意見の集約なり数等を含めまして、総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

齊藤功文君。

○3番議員（齊藤功文君）

再々質問をさせていただきます。

今、部長さんからご答弁がありましたけども、今後10月1日以降を見据えて、までのことも含めて今後、温泉施設をどう位置づけるかということと、そして一般市民、利用者、多くの一般市民の声を聞いて意見集約をすること。そして基本方針を立てること、これが一番の基本だと思います。そこで、こうした意見がございまして。改正前と同じように、どの施設でも利用できる温泉回数券と温泉と共存関係にある観光関係ですね、宿泊施設のためにも市民以外の回数券制度の継続はできないかという、こうした意見が多いんです。また発行した温泉施設ののみしか利用できない温泉フリーパス、名のごとくどの施設でもみんな使えると今、思っています。温泉フリーパスをどの施設でも使用できる仕組みにできないのかと、こんなご意見が多いです。私には、北杜市の豊かなこの10ある温泉施設を有効に活用できるよう、改善見直しを求めようとした利用者のお声に再度、市長からの答弁を求めますけれども、よろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

齊藤議員の再々質問にお答えします。

温泉施設をどう位置づけるのかというご質問でございますが、今年度から建物の白書というところで、統廃合というところの計画もございまして前の全員協議会の中でも説明させていただいているとは思いますが、平成28年度までにそのへんの方向を定めてまいりたいと考えております。

それから現在、回数券は周遊ができるということで、新しいフリーパスにはその制度がございませんというご質問でございますが、回数券を廃止する中でフリーパスというところで、新しい条例にはなっているわけでございますが、フリーパスの検討をするときに温泉運営者会議の中で、例えばここの温泉施設でそのフリーパスを買ったんですけども、それをほかの施設で利用したときにどう人数をチェックするのかということが大変難しい問題がございまして、その点で今のところは、フリーパスについては周遊ができませんということでなっておりますので、そのへんも今現在でも検討はしているんですけども、やはり周遊についてのフリーパス、利用者数のチェック、それに伴う料金の精算ですか、そのへんがちょっと今、非常にネックになっていますので、そのへんも併せて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番議員、齊藤功文君の一般質問を終わります。

次に2番議員、小野光一君。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

質問させていただきます。

21世紀に入りまして右肩上がりの経済からデフレの経済へ、そしていくらか兆しを感じてきたといっても、埋没している田舎の経済の窮地から脱却しなければならないのが合併から10年目に入っている北杜市であるべきだと考えています。

市内の事業者は商工会会議や本社所在地が他の地域で、市内に大きな生産工場を持つ事業者までさまざまです。またわが市は他の自治体と比べると際立って企業型農業の進出も高く、観光も含めこの地の天然資源のポテンシャルの高さを市民は感じていると思っています。

可能性をもっと磨き上げていけば、大切なものが見えてくるような気がいたします。この地の地域力、田舎力をどうしたらもっと盛り上げられるかを考え、以下の質問をいたします。

市内産業の振興について。

今、日本の産業構造は大きく変わってきています。まず少子高齢化で人口が減っています。数百人またそれ以上の雇用を生み出す製造業は、労働力を求めて海外に生産拠点を移しています。そういった企業を日本に戻すことは、もはや不可能と言ってもいいでしょう。むしろこれからの社会、元気な高齢化社会が日本から始まり、世界に発信していく社会構造をつくっていくことができたらとも思います。

こういった流れの中で国は農業を構造から見直し、観光立国へと日本の体質を変えようとしています。一次産業、二次産業、三次産業といった産業区分の括りも、その境界線がはっきりしなくなってきています。私は北杜市の持つ魅力は、まさにこの流れの先に存在していると思っています。

そこで現在、北杜市内、1人2人の零細事業者から数百人規模の製造業まで北杜市を支え盛り上げているそういった事業者の今、現在の事業状況、昨年対比はどうであるのか。来期はどうなのか。後継者はいるのか。今後の事業展開プランはあるのかなど、現在と今後の事業動向を市は把握する必要があると思いますが、そういった動向調査の考えはありますでしょうか。

私の今回の質問のキーワードは地域内循環経済です。いわゆる里山資本主義と言われるものです。域際収支という経済用語がございます。この研究を行っているのが山梨学院大学大学院教授の堀越芳昭先生ですが、先生による研究で域際収支とは商品やサービスを地域外に売って得た金額と逆に外から購入した金額の差を示した数字、国で言うところの貿易収支が黒字か赤字かを地域別に示すもので、これが域際収支です。

私たちが電力会社から買う電気の発電燃料は、すべて外国から輸入しています。もっと言うと太陽光発電のパネル設置代金は誰が払っているのでしょうか。国が高い金額で買い取る法律をつくり、つまり私たち、個々の消費者である全員がソーラーの費用を電気代金として肩代わりして数社の大企業に払い、そこから国は税収を上げているというような構図です。

昨日の代表質問の折、今後も予定される太陽光発電の市内の規模を聞くほどにその代償を電気代や著しい環境負荷として私たちが払っていることを改めて認識させられました。かく言う私も2年前、9.9キロワットのソーラーを屋根に設置しましたが、このことをよく考えると太陽光発電のプラスよりマイナス面のほうが見えてきました。せいぜい屋根で済ましたいと思う、そんな気持ちにもなってしまいます。

さて私たちの身のまわりにあり余るほどの森林資源を使い、もし発電し、この地域で使い余っ

た分を売電したらと考えるとどうでしょうか。今まで地域の外に出ていた資金が地域の資源で賄える。今まで外に出ていた資金は地域の中を潤し、かつ外貨を得られます。地域で発電された電気を住民や企業が安く買うことができたなら、新たな企業誘致も容易になるとも思います。大月市で今年、9月に起工される大月バイオマス発電会社のシステムはそこにあると思います。このような観点で、次の質問に移ります。

15年前、県内にもこの地域にも農産物の直売所施設はどこにもありませんでした。道の駅、JAなどの農産物直売施設の売り上げは、直近の数字でどのくらいの売り上げになっていますか。また市内の新築される一般住宅にこのごろ煙突が目立ってきています。別荘などで薪ストーブを備えている軒数を合わせると、北杜市の木質バイオ燃料を使っている軒数は人口比で県内では一番高いと推測しますが、数字として分かりづらいついとは思いますが、どのくらいの流通ボリュームがあるのでしょうか。単に立方メートルあたりの単価で計算してもかなりの産業になっているのではないかと推測されます。これら木質バイオ燃料を供給する事業者は、薪産業として成り立ち始めています。ここ数年は際立って、その量が増えているということを事業者からも聞きます。

これら農産物直売所と、まだよく見えない薪産業には大きな特徴があります。先ほど述べましたように地域内経済の循環です。お金が北杜市の外に出ない。このことは石油などの燃料を扱う事業者への影響もありますけれども、北杜市内のお金が市外に出て行かない。市外へ販売されると外貨を稼げる。北杜市をエリアとする域際収支、この経済循環は北杜市の新産業として位置づける価値があると思いますが、市のお考えを伺います。

次に市の温泉施設の条例変更に伴う新料金につきまして。

今年10月から市内温泉施設の利用料金が大きく変わります。これらの温泉施設は指定管理者が民間の視点で運営してはいるものの、市の財産として利用者料金を一律に条例化していますが、温泉施設には質にそれぞれの差があります。規模、施設内のサービス空間の有無、泉質の内容、地理的な位置などこれらを特徴的な個性とみなし、その個性を生かした運営を指定管理者が行う。指定管理者がそこで行うサービスとそれに伴う利用料金は、その管理者が自由に設定できるようにしたほうが消費者ニーズに応えられるものと思いますがいかがでしょうか。

またこれらの温泉施設のインフラ更新に対し市が負担する維持管理費は毎年、年間1億円を超える試算になっています。民間が運営するならば、これらの費用は利用料金の中に含まれ、自前で維持管理をするのが当然と考えますが、そういったことも見据えて新料金の自由化は考えられるでしょうか。

次に最後の質問です。山岳トイレの問題につきまして。

南アルプス国立公園と八ヶ岳中信高原国定公園指定50周年、また6月11日には南アルプスユネスコエコパークとして登録もされ、ちょっとした祝賀気分でございます。

さて今年4月14日、山梨県山岳連盟、自然保護委員会が主催する第12回山岳トイレ研究会が開かれました。別紙、このあとに添付いたしましたこの表はそのとき配布されたもので本年、今現在の状況を表しています。全部で49カ所のうち未整備が9カ所あります。この表の見方としまして処理方法、地下浸透と書いてあるところはいわゆる垂れ流しということです。整備年度が空欄ということは未整備ということです。市の山小屋として甲斐駒ヶ岳の七丈小屋は比較的良好なトイレの状況ですが、八ヶ岳の編笠山ですとか赤岳、金峰山の3カ所の状況はこの資料のとおり未整備となっています。トイレ設置には多くの費用がかかり、維持管理費は

より多額になることも分かっていますが、多くの山小屋管理者は管理維持費の大部分を自費で行っているのが現状です。国立公園、国定公園指定50年の境に危惧を強くするところです。この現状をどのように認識しているのか、今後の対処についてを伺います。

○議長（渡邊英子君）

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小野光一議員のご質問にお答えいたします。

市内事業者の産業の振興について、いくつかご質問をいただいております。

市内事業者の動向調査についてであります。

本年5月23日付け、内閣府発表の月例経済報告主要経済指標のうち企業収益・業況判断においては「企業収益は改善している。企業の業況判断は、このところ慎重になっているが先行きは改善がみられる」とされておりますが、市内事業者の経営はまだまだ厳しい舵取りを強いられている状況であると認識しております。

市としては事業者の経営状況等の把握を行い、適切に支援していく必要があることから本年度から緊急雇用創設事業である地域人づくり事業を活用し北杜市商工会に委託し、市内事業者に専門的知識のある企業支援員を派遣し各事業者が抱えている問題や要望、情報等を把握するとともに事業者間のマッチングや経営指導等を行うことで商工業の振興を図ってまいります。

次に、山岳トイレの問題についてであります。

八ヶ岳編笠山にある青年小屋、赤岳頂上小屋や金峰山大日小屋のトイレはいずれも山小屋に付属し、設置状況や管理状況等が異なります。市としましては、昨今の山岳環境の状況および国立公園や国定公園に指定されていることから、環境循環型への変更を図らなければならないと認識しており、国・県の補助金等を活用しながら整備を図ってまいりたいと考えております。

その他につきましては、担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

2番、小野光一議員のご質問にお答えいたします。

市内事業者の産業の振興について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、農産物直売施設の売り上げについてであります。

市が所管する道の駅が3カ所、農産物直売所が3カ所あります。昨年度の売り上げは道の駅南きよさとが1億円、道の駅こぶちさわが2億7,500万円、道の駅はくしゅうが2億8,400万円であります。また明野農村公園直売所が2,700万円、おいしい市場が6千万円、

武川農産物直売所が1億1,900万円であります。

なお、JA梨北のよってけし八ヶ岳は4,600万円と聞いております。

次に、木質バイオ燃料の流通状況についてであります。

峡北森林組合等では、薪1束6キログラム程度のものが972束と薪材26.5立方メートルを昨年度、販売していると聞いております。

なお、全体的な流通状況は民間業者の直接販売があるため、明確な数値は現在、把握しておりません。

次に、薪産業としての位置づけについてであります。

薪の利用については、北杜市バイオマスタウン構想において木質バイオマスエネルギープロジェクトの取り組みの一つとして位置づけております。薪、炭等の活用を新産業として農産物直売所で販売することは有効であると考えておりますので、今後、販売促進方法等について検討してまいります。

次に温泉施設の条例変更に伴う新料金について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、利用者ニーズへの対応についてであります。

市営温泉施設の管理は、指定管理者制度に基づき民間のノウハウを最大限に発揮して利用者サービスと運営経費のバランスを考える中で、温泉経営をお願いしているところであります。このため、それぞれの施設の特色を生かした管理者独自のサービスの実施や利用料金については条例で定めている料金を上限として、その範囲内で経営改善が図られる場合は市が承認することで、自主事業として料金割引等のサービスができることとなっております。

次に、利用料金の自由化についてであります。

現在の温泉施設は各施設の設置管理条例に基づき、指定管理者制度によって管理運営されているため、自由な料金設定や管理運営はできません。しかし今後、施設の老朽化に伴う修繕や料金も含め、施設のあり方についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

小野光一君の再質問を許します。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

まず市内産業の育成につきまして、今、産業の構造がどんどん新しく変わっておりますので、できるだけ綿密な調査をしていただきまして、北杜市の事業者の便宜をより一層図っていただきたいと思っております。そのへん期待することができるでしょうか、どうでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小野議員の再質問について、お答えいたします。

調査についてというご質問であります。いろんな職種等もありますので、北杜市としてこれから位置づけることができるということが判断できるようなものについては、できるだけ調査等、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

大きい1の2の薪産業のことでもう1つお願いしたいと思いますが、今、市ではこういった薪を使う方が増えているわけですけども、そういった新しくストーブを導入するというような方々に、別の市町村では補助金を使っているところもあるんですけども、そういったことのお考えはあるんでしょうか、伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小野議員の再質問にお答えいたします。

ストーブの導入についての補助ということではありますが、ちょっと需要と供給というところもありますので、他市等の関連も含めまして、どのような動向とか、いろんな面で調査させていただきまして、必要というか、そのへんの調査を含めた中でまた検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

小野光一君。

○2番議員（小野光一君）

次に温泉施設の、先ほどご答弁いただきました、いわゆる現在の条例の金額を上限としてという形でご答弁をいただきましたが、やはり改善というものはできるだけ早く行われ、いわゆる利用者の声を綿密に聞いていただくことによって、改善のスピードを早くしていただく。例えば1年間手付かずでいくと嫌になってしまうんですね、使っている方々は、ですから、ぜひそのへんでこの調査活動、それから利用客のお気持ちをできるだけ早く汲み取って、使っている方々は値上げしていいという声もあるんですよ。十分その声はあるんですが、ただ、その限度と言いましょうか、使い勝手が悪くなるということに対して、ですから皆さん、苦情とは違うんでしょうが、こうしてほしいという要望を出していると思います。ですから値上げについては、大きい反対を受けているということはないんですが、やはり改善をなおかつスピーディーに行っていただけるようお願いしたいと思いますが、その点の取り組みをお願いいたします。どうでしょうか。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

小野議員の再質問にお答えいたします。

改善等に対して、スピードを図ってくれというご質問だと思います。

昨今の情勢におきまして、たしかにいろんな意見を聞きまして検討している時間が1年というのは非常に長いかと思えます。そういうことも含めまして利用者の声を聞くということも行っておりませんが、市としてもそのへんの改善のスピードにつきましては、早急に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番議員、小野光一君の一般質問を終わります。

次に北杜クラブ、15番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず高根地区の小学校の統合と保育園のあり方について、お伺いいたします。

北杜市においては平成22年、小中学校適正配置の実施計画に基づいて今年度当初から説明会等を開催しているとお聞きしております。この6月においては学校関係者、また保育園も含めた中で、またPTA、そういった役員の方を中心に説明会を順次行っていると聞いております。また7月においては、広報で示されてありますとおり地域の住民を対象にさらに意見交換を進めていくと伺っております。

そこでまず私、地域でもありますけども高根地区の小学校統合計画（案）の説明と意見交換会が6月3日に開催されました。私も出席をさせていただきましたけども、ここにおいては高根西小を除く東地区の高根東小、高根北小、高根清里小の3校を統合する計画であり、開校時期を30年の4月に設定しているとのことですが、これにはそれぞれの学校関係者の理解と合意を得るには、ここで先にお話ししますけども校舎の改修、必要なこと、また通学に関する地域の調整や学校周辺の環境整備ですね、また通学路整備が重要であると考えます。またこれが絶対的な前提であると考えます。開校時には、すべての条件を整える必要があると考えております。

また統合される各地域には少人数の、今、分園になっている保育園をはじめ、それぞれに保育園があります。また清里地域においては、清泉寮内に聖ヨハネ保育園も含めて2園あります。そういった中で、市においては現在子ども・子育て会議を開催して、来年度からですか、子育て支援の一貫性と充実を目的に子ども・子育て支援事業計画を策定中と伺っております。今般の小学校の統合計画と併せて今後、保育園のあり方も十分考慮に入れた中で多くの関係者と広く協議をしながら、保育事業に反映する必要もあろうかと考えます。そこで高根地区の小学校統合（案）と保育園のあり方に関し、以下伺います。

まず1点目としまして、この統合計画（案）の説明、また意見交換会の開催状況と主な意見について伺います。

2番目としまして現在、高根東小学校の校舎を基本的に利用すると思っておりますが、この校舎の選定理由と改めて改修の内容、また今現在、考えられる周辺の環境整備と、またスクールバス等の遠距離の通学が発生すると思っておりますが、この通学に関する補助、また支援策についての基準をここで伺いたいと思っております。

3点目として、これは福祉部、子育て支援課になるかと思えますけども、子ども・子育て支援事業計画、今年度策定ということですけども、ここで明らかにする事業の内容、計画の内容についてお知らせください。

4点目としまして、現在、先ほども少し紹介しましたけども高根地区の保育園の運営、現在の実態と課題について伺います。保育園の運営については保育園充実プランを作成し、市ではそれに基づいて充実を図っている、今後保育園の改革と言いますか、そういった点からも充実を図っていると承知しておりますけども、現在、高根地区の保育園に対する実態をお聞きします。

5点目は、この小学校統合に伴い発生します放課後の学童保育の環境と、それに伴う基本的な保護者の負担等が発生するのか。またその軽減策はどのようにお考えなのか、伺います。

最後に6項目めですけども現在、国では小中一貫教育のことを検討しております。これは1つには中学校1年生のギャップですね、その環境の変化によるギャップ、また義務教育である6・3制の中で弾力的に教育を充実するという方向もあるようですが、そういった小中一貫教育への現在の見解と取り組みについて伺います。

以上、質問といたします。ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

小学校の統廃合と保育園のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

小学校の統合に伴う学童保育についてであります。

高根地区の小学校統合計画案では、高根西小学校を除く高根東小学校、高根北小学校、高根清里小学校を統合する計画案であります。計画案どおり統合された場合は、小学校に隣接した場所への放課後児童クラブの設置について保護者や地域、教育委員会などと連携して検討してまいりたいと思います。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

15番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

小学校の統合について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、説明・意見交換会の開催状況についてであります。

統合計画案の説明については、本年度中の意見集約を予定していることから5月末までに小学校のPTA総会や保育園の保護者会において説明を行うとともに、意見交換会を開催してまいりました。

また区長会、地域委員会への説明を経て今月3日に高根地区の市民の皆さまへの説明・意見交換会も開催したところであります。これまでの説明会、意見交換会で出された主な意見としましては少子化による児童数の減少から、子どもたちの学校環境を考慮すれば小学校の統合は

必要である、またはやむを得ないと考えている。学校統合により遠距離通学となることからスクールバスなど通学手段の確保と支援について。統合小学校として使用する高根東小学校および周辺整備についてなど、学校統合に前向きな意見や要望なども出ております。

また高根清里小学校は立地する位置や歴史的経過もあり、配慮がされていないのではないかと。小規模校としてのよさもある。安易に学校統合を進めるのではなく、定住促進の対策を講じていくべきではないか。スクールバス通学など子どもたちへの負担が生じる。災害時の対応も課題であるなど、学校統合に対して消極的または慎重な意見もありました。これまでの説明会や意見交換会においては高根地区小学校統合計画案について、おおむねご理解がいただけているものと考えております。

次に、校舎の選定基準についてであります。

高根東小学校、高根北小学校および高根清里小学校を組み合わせとする高根地区小学校統合計画案は基本的な考え方として、児童数の減少などから既存施設を活用した比較的早い時期の統合を目指すもので、目標年度とする平成30年度の児童数から必要となる普通教室数を有する高根東小学校を統合先として選定したところであります。

また統合先として使用する上で必要となる学校施設等の改修については、現在進めている統合計画案の意見交換会等において出された意見や要望等も踏まえて検討し、統合計画へ反映させるとともに、全庁体制により学校統合へ向けて整備の促進に取り組んでいく考えであります。

なお現在、必要と考える改修等は普通教室の改修、スクールバスや保護者の送迎等を視野に入れた進入路や駐車場整備、学校周辺道路の安全対策を考えております。

また通学支援の基準についてであります。学校統合により遠距離通学となる地域に対してはスクールバスを導入するなど必要な支援を行ってまいります。スクールバスの運行経路やバス停等については、学校統合へ向けて準備を進める組織として設置する校名等検討委員会において、保護者や学校等の意見を伺いながら検討してまいります。

次に、小中一貫教育についてであります。

国が設置する教育再生実行会議から小中一貫教育の制度化を盛り込んだ学校改革に関する提言の素案が、先ごろ報道発表されたところであります。素案によれば小中一貫教育を制度化し、自治体の判断で9年間を5・4制など弾力的に区切れるようにすることで、小学校高学年から教科担任制を導入するなど新しい環境になじめず不登校になったり、授業についていけなかったりする中1ギャップの解消などが期待できるとのことです。

文部科学省では教育再生実行会議からの提言を受けて学校教育法を改正し、平成28年度にも小中一貫教育を制度化する方向であります。

小中一貫教育制度の実現には教育財源の確保や学校施設の整備、教育課程の編成、教員免許制度の見直しなど多くの課題もあることから、国の動向などに注視してまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

15番、中嶋新議員のご質問にお答えします。

小学校の統廃合と保育園のあり方について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、子ども・子育て支援事業計画についてであります。

子ども・子育て支援法は、市町村は5カ年を一期とする教育・保育事業および地域子育て支援事業の提供体制の確保等、事業の円滑な実施に関する計画を定めることとなっております。

市では北杜市子ども・子育て会議で審議をいただき、昨年12月に未就学・就学児童の保護者を対象に教育・保育事業、地域子育て支援事業のニーズ調査を実施したところであります。この調査結果と今年度予定しているグループインタビュー等をもとに、平成27年度から平成31年度までの年度ごとの事業量の見込みを推計し、施設の整備や人材の確保等の方法・実施時期を事業計画に定めてまいりたいと考えております。

次に、高根地区の保育園運営についてであります。

高根地区の今月1日現在の定員および園児数はしらかば保育園が90人に対し89人、さくら分園が45人に対し23人、みどり保育園が120人に対し100人、わかば保育園が45人に対し16人となっております。さくら分園、わかば保育園では大幅な定員割れとなっている状況であります。

なお、平成22年12月に策定した北杜市保育園充実プランにおいて、分園の園児数が15人を割った場合、適切な保育運営ができないことから統合を検討することとしております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中嶋新君の再質問を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

今、教育長から地域の意見交換会等の説明会の内容が示されましたけども、私も6月3日、高根町の小学校の統合ですけども参加させていただきました。その中でたしかに今、答弁がありましたように小規模校のよさとか、これは広範囲でとても私には、実現はちょっと難しいと思うんですけども、今から定住促進を図って小学校の定員といいますが、児童数を増やす方策をするべきだというふうなご意見もたしかにありました。

そこで清里地区ですね、平成22年の統合計画案の時点では、たしかに清里を除く3校を統合という方向が出ていましたので、清里地区の意見とすれば清里地区の小学校を残すという案は取れないかとか、そういった意見がありました。そこで、その場ではまた地域に戻って教育委員会とすれば地域の説明会が今回、1回目だということの中でその清里地区、また希望する要望といいますが、要望のある説明会の地域においては個別でも対応するとお聞きしましたが、その点についてどのように対応なさっているのか、お聞きします。1点目ですね。

あと高根東小学校の改築、改修ですね、改修を含めて環境整備をしていくと。これは前例としまして、長坂小学校が4校統合の中で非常に教育委員会も努力なさいいただきました。たしかに長坂小については耐震の重要な課題もありまして、駆け足で統合に向かっていたと私も理解しております。その中でやはり周辺整備が非常に重要でございます。先ほどの答弁の中からも今年度に統合計画案はご理解いただいて、27年度からは検討委員会のほうで協議をして具体的に内容を決定していくという流れだと思いますけども、もう一度お聞きしますけども、27年、28年、そういったところで具体的なものを決定し着手するといったところで、全庁体制ということもお聞きしましたけども、確認しますけども、あと建設部、道路ですね、それ以外、農地、またそういった各部署との連携をしっかりとっていただきたいと。またなかなか職

員の配置の問題ですけれども、プロジェクトチームといいますか、しっかりとした方向で教育次長、また所管の職員の方は非常に大変だと思います。平行して、中学校も説明会、中学校のほうは2年間をかけて合意形成に持っていくということだと思いますけれども、非常に大変だと思います。そういった点でも職員の配置、またしっかり体制を組んでこういったことに取り組んでいただきたいと私は考えますけれども、そういった点について見解をお聞きします。

さらに先ほど福祉部長のほうからもお話がありました保育園の現状ですね、私も今回、質問させていただいているのは、高根地区の4つの保育園、地域に一番身近な保育園があるにこしたことはないと考えております。

ただし、先ほど冒頭申し上げましたように、清里地区においては今、部長から答弁があったように、ちょうど16人ですか、現在の保育園児がこういった中でたしかさくら保育園のほうは、今回しらかば保育園を親としますか、さくら保育園を分園化して事業等も一緒に取り組むような形をとっておりますけれども、清里地区の住民の方からいろんな意見もあります。たしかに市立の保育園と民間の保育園との違いがありますけれども、聖ヨハネの保育園については今回、園舎といいますか、建物の増築ですか、そういった改築に対しても助成をしているということもありますので、そういったしっかりした保育運営ができるような形の中でしっかり検討していただきたいと思いますけれども、そういった清里地区の、先ほど部長は15人未満になれば廃園も検討しなければならないといった答弁だと思いますけれども、将来的なご意見をもう一度お伺いします。

以上2点、よろしく申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

中嶋議員の再質問にお答えいたします。

大きく分けて4点ほどというふうに考えてございます。まず清里地区を除く計画ということでございます。

当初、高根の統合に関して清里地区は除くという考えでございました。その考えが変わったという経過につきましては高根の清里小学校、この児童数の減少が著しいということでございます。平成30年には56人、平成31年にはその50人を切ってしまうという状況が見受けられたということで、やはり今回、その複式学級の防止も含めて改めて対応をするという考え方で今回の計画に至ったという状況でございます。

それからまた清里地区への対応ということで、今回、先ほど議員のほうからも指摘がありましたように、住民の説明会の中でもやはり参加者のほうから清里小学校の通学区域の地域の方を対象にして意見交換会をとる希望が出されたということでございます。そうしたことから、清里地区の区長さんたちにも協力をいただいて、浅川等を含めた5地域の方々を7月に寄せて、また改めて説明会を開催するという運びになっているところであります。

また東小学校の整備が重要ということで、27年以降の対応ということでございます。

たしかに東小学校の整備についても答弁で申し上げたとおり、十分必要な状況を把握しているということでございます。長坂の小学校を例に挙げていただいたということで、長坂小学校の場合、2年の準備期間を設けていたわけですけれども、やはり2年よりはもう少しゆとりを持っ

た対応をするということが必要だということで、27年以降3年をかけて準備を進める、そういうことで皆さんの要望に応じていこうという体制でございます。

次に最後になりますけども、各部署との連携ということ、部内の体制ということであります。

今回、高根地域の小学校の統合、それから各中学校の統合というものを各地域で説明会を開催させていただいているという状況であります。

そうしたことから当然今後、高根の小学校がまず今年度中、それからほかの地域でも来年度ということで意見集約がされた段階で、当然その対応に対して今の教育委員会の単一部署だけできるということは考えておりません。そうしたことはやはり総務部ですとか、人事を司るところとも相談をしながら、やはり万全な体制を整えていきたいというふうには考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中嶋新議員の再質問にお答えいたします。

わかば保育園とさくら保育園がどうなるかというご質問でございます。

先ほども申し上げましたが、わかば保育園については定員が45人に対して16人、さくら保育園は45人に対して23人の状況でございます。

今後も増える見込みが薄いということが考えられます。これは先ほど議員もおっしゃられておりましたけども、現在、私立の清里聖ヨハネ保育園が新園舎の整備を行っております。新園舎の整備に伴いまして定員数を増やすという意向もあるようでございますので、両園の園児は今後も減少するのではないかなというようなことが予想されるわけであります。

このような状況が続けば、適正な集団規模での保育園ができなくなる恐れがありますから、今後の高根地区の小学校の統合一案を踏まえまして、両園のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

少し細かくなりますけども、これは高根地区の住民の意見もありまして、やはり年配者の大先輩たちがおっしゃっていることなんですけども、今後、高根西地区の小学校と東地区の小学校の2つになるという前提の中で、高根西小はもちろんそれぞれの北小、もちろん清里小、それぞれ伝統があります。高根地区の統合を検討した結果、2つになったと。要するに出発点では西小もゼロスタートになるのか、高根東小に北小ないし清里小を含めた中で再検討、教育長もおっしゃったようにまず校名とか校歌の検討が入ると思いますけども、そういった基本的な高根地区の考え方を一応お聞きしておきます。

それから保育園の充実の点ですけども、実は将来、今現在ある保育園はもちろん存続しますけども、充実プランの中で国の補助ないし国では地域の特色による支援というものを27年から考えていくと、小さな規模の保育園。今、運営しています保育園児のバスですね。充実プラ

ンの内容、また広報でも一部周知しているかとは思いますが、今後、保育園バスは、園児の送迎は保護者が基本的に負担という中で、今後見直すということをお聞きしていますけども、そういった点について今回、福祉部の考え方をお聞きしておきます。

またこのバスの運営ですけども、高根地区の小学校また保育園、また保育園のあり方の中でも、保護者のためには保育園バスがあればいいんでしょうけども、非常に小さな未満児も含めた中の保育園児をバス停ないし、また送って送迎するというのは非常に難しいことだと思いますけども、現在、保育園のバスを運行している地域と今後の考え方をお聞きします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

中嶋議員の再々質問にお答えしたいと思います。

たしかに西、東ということで今、計画を進めている、説明をさせていただいているという状況であります。西小学校につきましては、今の形態が変わらないということから、引き続き運営は同じ形を取っていきたいと思っています。

ただ東小学校の場合には仮に今、案の状態ではありますけども、統合をすることが決まれば当然新設の学校というふうな位置づけで考えているところであります。そうしたことからご質問のとおり校名等検討委員会等を設置するという中で、その中で校名、それから校歌、そういったものも含めて検討するということになると思います。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

茅野福祉部長。

○福祉部長（茅野臣恵君）

中嶋新議員の再々質問にお答えいたします。

保育園バスについてでございます。

現在、保育園バスは長坂保育園、日野春保育園、小泉保育園、武川保育園、白州保育園の5つの園で運行しております。現在、この保育園バスについては公平性の観点から、それから保育園児の送迎については保護者がするというところから見直しを検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで15番議員、中嶋新君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、4番議員、福井俊克君。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

通告に従いまして、3件の質問をいたします。

1番目といたしまして、南アルプスユネスコエコパーク登録による取り組みについてであります。

南アルプスユネスコエコパークは山梨、長野、静岡の3県10市町村が南アルプスの自然環境と文化を共有の財産と位置づけるとともに、優れた自然環境の永続的な保全と持続可能な利活用に共同で取り組むことを通じて地域間交流を拡大し、自然の恩恵を生かした魅力ある地域づくりを図ることを目的としております。このたびの登録につきましては、南アルプス国立公園指定50周年に加え、大きな喜びとエコパークを利用した魅力あるまちづくりに期待を膨らませているところであります。

そこで北杜市の具体的な取り組みについて、以下お伺いをいたします。

市は登録にあたり、どのような方向性で魅力あるまちづくりを進めるか、まず伺います。

2点目として過日の住民説明会において、地域連絡会の設置を計画しているということですが、その具体的な内容について伺います。

3番目として観光振興に登山道等の整備が考えられます。この地域においては甲斐駒ヶ岳、鳳凰三山、また日向山、精進ヶ滝遊歩道、それから尾白川渓谷の遊歩道等がありますが、この具体的な計画について、また自然環境の保全を図る上で有害獣の被害が深刻となっていると聞いております。その状況と対策について伺います。

4番目として、地下水の保全であります。この地域にあるサントリーでは、天然水の森づくりとして汲み上げる量の倍にあたる地下水の涵養量を目標とした森づくりに取り組んでいると聞いております。市といたしましては、地下水の保全についてどのようにお考えかお伺いをいたします。

2点目でございます。県道横手日野春停車場線の拡幅改良と交通安全対策についてであります。

県道横手日野春停車場線の市営住宅武川団地から国道までの区間におきましては幅員が狭く、歩道もなく人は道路側溝の溝蓋の上を歩く状況であります。大変危険な状況です。この区間は小中学校の通学路としても、また生活道路としても通行量も多く常に危険な状況を背にしております。一刻も早い拡幅改良を地域で望んでいる状況であります。その見直しなどについて以下お伺いをいたします。

1点目ですが県道横手日野春停車場線、市営住宅武川団地から国道20号線牧原四つ角までの間の拡幅改良についての見直しについて。

2点目として、甲斐駒センターせせらぎ周辺の交通安全対策として、県道に横断歩道の設置の見直しについてをお伺いしたいと思います。

それから3点目であります。先ほども話題になっておりますが、中学校統合計画案についてであります。

少子化に伴う児童生徒の減少が進む中で、北杜市の未来を担う子どもたちの教育環境づくりを図るため、市内の8中学を4校体制とする北杜市立中学校統合計画案が教育委員会から提案され、本年度に入り学校関係者や市民を対象に説明会と意見交換会を開催しているところであります。今後、意見を集約した中で統合計画の策定を行い、学校統合に向けては関係者の合意が得られた組み合わせの学校から優先して進めるとしてあります。

今回の統合計画には平成21年に答申された、小中学校適正規模等審議会からの3校案の答申を受けて保護者、学校関係者、地域住民、関係団体への説明会で出された意見を踏まえ、22年5月に策定された小中学校適正配置実施計画において、地域住民説明会においての要望や創設以来の歴史的経過や地域性、既存の建物等を勘案すべき等の貴重な意見や提言をもとに市内配

置を教育面、財政面、それから地域特性等を考慮しながら今後、早急に新校の位置を明確にした配置案を作成し、関係者・関係機関等に提示しながら話し合いを進めていきますとしております。その実施計画をもとに統合計画案を定めるとしてありますが、審議会からの答申を受けて開催した説明会から今回、統合計画案、これは4校案の組み合わせであります、までに出された意見等についてはどのようにこの計画に考慮、反映をしてきたか伺いたいと思います。

以上3点であります、よろしくご答弁をお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開は午後1時30分といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

南アルプスエコパーク登録による取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに、まちづくりの方向性についてであります。

昨年8月のユネスコへの申請に当たり静岡、長野、山梨の関係10市町村では総意をもって南アルプスの自然の恩恵を生かした魅力ある地域づくりを進めることとし、基本合意を締結したところであります。

南アルプスの自然を育ててきた10市町村にとって3千メートル級の日本を代表する山々、キタダケソウやライチョウなど多様性に富んだ自然環境は共有財産であり、これら自然環境の保全に取り組みながら、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進めていくこととしております。

本市のエリアとなる白州町、武川町は名水の里、桜、おいしいお米の産地などとして近年では大規模な農業生産法人等の進出も予定されている地域であります。これらの資源を活用しつつ、魅力あるまちづくりを目指してまいります。

次に、地域連絡会についてであります。

地域連絡会については10市町村の連携を図るための組織と、それぞれでまちづくりを進める2つの組織を設置する予定となっております。

本市においてはまちづくりの基本となる管理計画を策定するため、地域住民、企業や各種団体などで構成する地域連絡会を設置し、さまざまな事業に取り組んでいくことから来年度の設立を目指し、早急に準備会を設置する予定であります。

現在、市役所においても関係部局が連携する庁内検討会を組織し、地域連絡会において行う取り組みの参考となる素案をまとめたところであり、その内容は環境保全活動の一層の推進、甲斐駒ブランドの確立、文化・教育の充実、観光振興の推進となっております。

今後、地域連絡会において、この素案をもとに北杜市としての魅力あるまちづくりの検討を

重ね、自然環境の保全を図りながら農業や観光などの地域活性化を図ってまいります。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

4番、福井俊克議員の中学校統合計画案についてのご質問にお答えいたします。

市教育委員会では、平成21年3月に北杜市小中学校適正規模等審議会からの答申を受け、学校関係者や地域住民の皆さまへの説明会を行い、説明会において出された意見等を踏まえながら北杜市立小中学校適正配置実施計画を平成22年5月に策定したところであります。

適正配置実施計画の基本的事項および共通事項は、適正配置に当たっては既存の学校施設を活用すること、統廃合の場合は当該校をいずれも廃止し新設校として設置すること、通学区域は適正配置の組み合わせに現状の通学区の行政区単位で組み込むことを原則とすること、適正配置の時期は実施計画を基準とするが、社会情勢の変化や法制度の改革等により計画を変更して実施することや当該校の関係者の合意が得られた学校から優先的に実施することがあること、適正な学級数を維持すること、校舎、体育館、校庭、駐車場等が配置できる敷地面積を有すること、通学距離・通学時間を考慮したスクールバス、路線バス利用等の通学手段を確保することなどであります。

この適正配置実施計画に基づいて平成24年4月には増富小学校を須玉小学校へ、昨年4月には長坂地区の4小学校を統合し、長坂小学校を開校してまいりました。

今回の北杜市立中学校統合計画案の策定に当たっても、適正配置実施計画を基本に少子化による生徒数の推移、中学校における歴史的経過や地域性、統合後の通学距離など学校運営等への影響を考慮しながら幅広い視点に立って検討を行い、配置案としての統合計画案を示させていただいたところであり、今後、来年度までに意見の集約を行い、統合計画を策定してまいります。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

4番、福井俊克議員の県道への横断歩道の設置についてのご質問にお答えいたします。

甲斐駒センターせせらぎ周辺の横断歩道設置については、平成24年度の建設当時から関係機関からの要望があり、交通安全対策を講ずる必要性が高いと判断し、北杜警察署に設置の要望をしてきたところであります。

横断歩道の設置については、北杜警察署等が交通量や交通危険箇所等を勘案して判断することとなっておりますので引き続き北杜警察署に働きかけを行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

4番、福井俊克議員のご質問にお答えいたします。

南アルプスエコパーク登録による取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。はじめに登山道、遊歩道等の整備計画についてであります。

エコパーク内の登山道等の整備については登山客や観光客が利用しやすいよう、観光協会などのご協力をいただき、管理、補修等をお願いしているところであります。

今後は地域連絡会での策定が予定されている管理計画に基づいて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、有害獣被害の状況と対策についてであります。

有害獣による被害状況については、その生息数増加や生息域拡大等による被害が深刻化しております。

白州町、武川町の地域における管理捕獲数についてはニホンザル88頭、イノシシ51頭、ニホンジカ295頭となっており、近年ニホンジカが急増している状況であります。

環境保全の対策については猟友会の協力を得ながら、今後とも有害獣の個体数減らしを粘り強く進めてまいります。またエコパークの関係10市町村とも連携して環境保全対策を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

4番、福井俊克議員のご質問にお答えします。

南アルプスエコパーク登録における、地下水の保全についてであります。

市では地下水の自然涵養と保全に努めるとともに大量取水による地盤沈下を防止するため、井戸を新たに掘削する場合には、北杜市地下水採取の適正化に関する条例により許可制としております。

今回、南アルプスユネスコエコパークの登録を受けた白州地域には、白州町地下水保全利用対策協議会で設置した地下水の観測井戸が4カ所あり、水位の観測を1時間ごとに行っております。観測が始まった平成11年度からこれまでの観測データでは、水位の異常はないとの結果でありました。

市としましても今後も引き続き観測結果を注視していくとともに、ユネスコエコパークの理念である自然環境の保全と活用に努めてまいります。

次に、県道横手日野春停車場線の拡幅についてであります。

県道横手日野春停車場線は地域の主要道路として、また観光ルートとして重要な路線と位置づけられております。このため山梨県県土整備部において順次整備が進められており、これまで釜無川橋の架け替え工事や国道20号との牧原交差点工事などが完了したところであります。市においても朝夕の通勤・通学時および観光シーズンの渋滞発生などの状況の解消に向け、安全で安心な道路整備を県に対し、要望等行っているところであります。

今後の道路整備の実施には県の公共事業評価にかかる手続き等が必要となるため、事業の評価に当たっては、事業計画に対する地域の熟度が重要視されております。地域の皆さまのご協力をいただきながら進めてまいります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

福井俊克君の再質問を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

再質問をお願いします。

まず県道横手日野春停車場線の拡幅改良等、交通安全対策について再質問をしたいと思いません。

今お答えいただいたんですが、横手日野春停車場線の拡幅改良の見通しについては県の事業評価にあたり、熟度が重要視されるということでもあります。先般、聞くところによると県中北建設事務所の峡北支所、それから市役所の建設部、ならびに地域の住民の立会いのもとで現地の検討が行われたと聞いておりますけども、その検討結果等についてどのようなものであったか、お伺いをいたします。

また甲斐駒センターせせらぎ周辺の交通安全対策関係でありますけども、横断歩道の設置についてはせせらぎの東側の横断歩道があるわけですが、現在あるものはちょうどカーブ中にあり、小中学校から見通しが悪くてとても危険だという声が寄せられております。そんなことを含めながら、またせせらぎの西側にも1カ所あるわけでありまして、いろいろこの横断歩道はそれぞれ制約があると思いますが、もう少し具体的に、せせらぎのどこであれば移転が可能かということがお分かりであれば要望等をしていただきたいと思います。お伺いをしたいと思います。

その2点、よろしくをお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

福井俊克議員の再質問にお答えをいたします。

ご指摘にありましたように、検討会が今月の6月4日に現地で行われております。県中北建設事務所の峡北支所、あと市の道路河川課、地元の方ということで2名が参加されて行っております。

まず地元の方から4年前に道路が拡幅されたが、その後進展がないと。どういう状況かというふうなお話がありまして県のほうから現地の状況を見る限り、用地確保に問題があるということで、道路に軒が出ているような住宅が14軒ほどあります。そんなことでなかなか進まないというお話でありました。県のほうからは先ほど答弁いたしましたけども、事業評価には地域の承諾が必要だという旨の回答がありまして、代表の方が、では私が責任を持って地権者に交渉をして承諾書をもらい、市に提出をするというお話がありました。現在、要望書の提出を待っている段階であります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

4番、福井議員の再質問にお答えいたします。

横断歩道の設置位置についての具体的な位置ということで、ご質問をいただいております。現在、せせらぎ周辺の横断歩道につきましてはせせらぎを挟んで東西に2カ所ございます。

その間隔につきましては約260メートルございまして、横断歩道の間隔は原則的には200メートル以上離すということが原則になっております。ですので、せせらぎの近くに新たに横断歩道を設置するということは困難でございます。

議員ご指摘の東側の横断歩道、これにつきまして、せせらぎの方向で約50メートルの範囲内。具体的には県道から南へ行くさくら団地の進入路、あの交差点あたりになるかと思えますけども、そこに移転することは可能と考えられますので、これから具体的な方法を提示する中で機会あるごとに引き続き要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

それでは次の項目ですが、中学校の統合計画案について再度お伺いをします。

私がなぜこのような質問をしたかということですが、過日、6月10日でありましたが、開催されました武川地区の小中学校のPTAを対象とした総合計画（案）の説明意見交換会に出ささせていただきまして、その状況を伺ったところでありますけども、話を聞きますと統合については全員が理解をしております。全員というか、集まった皆さんが理解しております、早急な統合を望んでいるということですが、教育委員会の計画と保護者の間にいろいろな意見が出まして、やはり距離を感じられたということがありまして、先ほどのような質問をしたわけですが、この統合計画案の策定においては児童生徒数の推移のみが重視されて、計画がされたような感覚に取られております。やはり本来、統合による教育環境整備にあっては動かざるを得ない状況に強いられる学校、学校関係者の意見をよく聞くということを重視するということが、そこへ計画の反映ができるではないかと、このように思っております。そうでないと統合というのはなかなか進んでいかないとと思いますが、その点について再度教育長にお伺いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

福井議員の再質問にお答えをいたします。

動かざるを得ないというふうな学校の計画、そうしたものの考え方ということでございます。

中学校の統合計画案につきましては、今も説明があったとおり、今月、武川小中学校になりますけども、小中学校の保護者と意見交換会を開催したところでございます。そこには多くの保護者に参加をしていただいたというところであります。意見交換会におきましては4校統合案における不安、それから要望などを多くご意見をいただいたということでございます。しかしながら議論がその段階、その日ではまだまだ尽きるということではなかったということがございました。そうしたことから、改めてその席で意見交換会の開催の要請をいただいているという状況でございます。そうしたことから、今現在も日程調整を進めているということです。

こうしたことで、また日程調整を進めながらいくとは考えております。また7月には地域の皆さまを対象とした意見交換会も予定しているという状況です。

こうしたことから今後も保護者や地域のご意見を伺い、意見・要望については定例の教育委員会に報告をさせていただくとともに、平成27年、あと2年をかけて意見集約のほうをお願いしてまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

○4番議員（福井俊克君）

以上で終わります。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで4番議員、福井俊克君の一般質問を終わります。

次にほくと未来、1番議員、上村英司君。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

4項目について、質問させていただきます。

1項目めは、住宅地の確保について質問させていただきます。

北杜市では優れた自然環境を守り、基幹産業であります農業の基盤である大規模な優良農地を確保し、増えている住宅地の需要に対応するための優良な住宅地を整備していくことが重要であります。また人口減少社会に対応するため、そして北杜市の豊かな自然景観を残していくため計画的な土地利用が必要であり、中心地となる場所に新規の住宅地を集約していく政策が必要であります。若者が北杜市に定住できるためには、割安で購入できる住宅地の需要を満たしていかなければいけません。住宅地の需要を満たす政策を早急に実施しなければ、便利な住宅地を求めて若者の市外への流失が増えることが予想されます。

2012年に策定されました北杜市のまちづくり計画には都市機能を集約して、コンパクトなまちづくりを行うということが謳われております。今後、人口減少、公共施設の集約等を考えますとコンパクトな住宅の集積地を形成していくことは、喫緊の課題であると考えます。住宅地に対する政策について5点、質問させていただきます。

- 1．新規の住宅地に対するニーズは高まっております。病院や学校周辺に新規住宅地を求めるとニーズに対応していかなければ、特に若者が市外に流出してしまうことが予想されます。新規住宅地を求める若者のニーズに対する北杜市の対応について、お伺いさせていただきます。
- 2．新規住宅地には上下水道整備が不可欠であります。まちづくりと上下水道計画の今後の方針について、お伺いさせていただきます。
- 3．大規模な農振除外は5年に一度です。農振を除外する地域についての今後の考え方について、お伺いします。
- 4．分散的に森の中に別荘が建つことにより森林伐採や公共交通、上下水道などの課題が生じてくることが予想されます。今後の別荘地の集約、誘導の方法について伺います。
- 5．市内3カ所に子育て支援住宅建設が計画されております。子育て支援住宅の入居の前提は住宅を北杜市に建てることだと思っております。需要に応えられる住宅地が早急に北杜市で確保できる見込みができていますでしょうか、お伺いさせていただきます。

続きまして2項目め、農地の保全と担い手の確保について質問させていただきます。

平成25年12月に農地中間管理機構が農地を集約していく法律が成立いたしました。北杜市では、平成17年度において耕作放棄地の面積は山梨県の約2割にあたる745ヘクタールです。耕作放棄地の状況を把握し、農地に復元するために農地の状況の情報収集と新たに農地を担ってくれる担い手を探していくことが大変重要であります。

国では5年後10年後の農業の担い手と農地の問題を解決するため、地域と人と農地の問題について、徹底的に話し合っただけでなく地域の農業の将来像を人・農地プランとしてまとめることを提案しております。

北杜市でも農地集積基盤整備事業や青年就農給付金制度など、国の制度をうまく使いながら耕作放棄地を整備することと、担い手を見つけマッチングさせていくことが将来のこの地域の農業を考えると、大変重要だと考えます。

現在、北杜市では新規就農者や農業生産法人の問い合わせも多数あると聞きますが、全国の自治体も農業生産法人の誘致や新規就農者の支援に力を入れており、競争が激しくなることが予想されます。

以下7点について、質問いたします。

1. 現在、北杜市の耕作放棄地の総面積はどのくらいありますか。
2. 市町村で人・農地プランを作成し、担い手や農地の集積のビジョンを示すべきだと思いますが、北杜市における人・農地プランの概要はどのようなものでしょうか。
3. 農地集積基盤整備事業は本来は地元が1割負担でありますけども、現在、地元負担がなくても国や県の補助金で整備できると聞きます。各行政区や農地の所有者に情報提供がされるべきだと思いますが、見解をお伺いします。
4. 北杜市、北杜市農業振興公社、農業委員会と連携し、定期的に情報交換するなどして耕作放棄地の現状と対策を検討するべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。
5. 北杜市と県の農地中間管理機構の連携はどのようになっているのでしょうか。
6. 都会から自然栽培などを志向して野菜づくりなどを行う若者が増えております。行政では営農状況などの情報把握や情報交換ができていますでしょうか。
7. 北杜市にはワイン用ブドウづくりの適地として多くの企業が参入しております。また醸造面でもワイン特区を取得し、ワイナリーの立ち上げを6キロリットルから2キロリットルに緩和するなどの支援をしております。今後ワイン特区を活用した小規模ワイナリー立ち上げにどのように支援を行っていくのでしょうか、見解をお聞きいたします。

3項目め、学校給食について質問させていただきます。

北杜市の学校給食では地産地消へ早くから取り組んでおります。現在はJAが農家と給食センターの間に入り、給食センターに農家から野菜を集約して届けていただく役割を担っていただいております。

今後より地産地消の比率を上げていくためには、より多くの有機栽培農家や地域で味噌を作っている団体、北杜市産の原料にこだわっている麺の生産者などとも連携していく必要があると思います。また放射能や遺伝子組み換え食品に対する安全性の問題なども世間の関心が高くなっております。なるべく味噌、しょうゆなども地元で採れた大豆を原料としたものを使うなどの努力をしていかなければいけないと考えます。

また放射能検査では給食まるごと1食分の検査をしたり、自治体が独自で検査をする自治体もあります。安心・安全な学校給食を目指して以下、5点について質問させていただきます。

1. 学校給食における地産地消比率の割合の推移はどのようになっているのでしょうか。
2. 地産地消推進のために補助されている約932万円の使い道はどのように使われているのでしょうか。
3. 化学調味料や食品添加物の使用はどのようになっているのでしょうか。
4. 放射能、遺伝子組み換え食品、農薬などの検査体制はどのようになっているのでしょうか。
5. 郷土の文化を知るために郷土食を取り入れる試みは、どのように実施されているのでしょうか。

4項目め、増富地区の統合医療への取り組みについて質問させていただきます。

増富地区では、西洋医学と生体物理学と東洋医学を組み合わせた統合医療を活用したまちづくりに取り組んでおります。統合医療は西洋医学を根本とする対処療法と生体物理学と東洋医学を根本とする原因療法を統合することで、一人ひとりの患者さんに適切な医療を提供するものであります。

この先進的な医療分野の取り組みは医療を活用した観光(ウェルネスツーリズム)また北杜市の医療や介護予防に大きな効果が期待できます。

増富地区でこの取り組みを行おうとする背景には日本一のラジウム含有量がある温泉、名水百選に選ばれた清らかな水、パワースポットと言われる生体エネルギー、清らかな自然や空気が訪れる方に素晴らしい効果を与えてくれるからです。

8月23日、24日、25日、26日には統合医療の専門学会であります国際生命科学会(イスリス)が主催する第38回生命情報科学シンポジウムが須玉ふれあい館、株式会社ピンテージ、増富エリア中心に開催されます。約200人規模の統合医療に関する専門家が集うシンポジウムであります。

日本統合医療の創設者であります東京大学名誉教授 渥美和彦氏など多くの方に増富の魅力を知っていただくよい機会であります。

以下3点について、質問させていただきます。

1. 北杜市の8月のシンポジウムへの協力体制はどのようになっているのでしょうか。
2. 今後の増富地域の統合医療への取り組みに対して、行政として協力できることがございますか、見解をお伺いいたします。
3. 介護予防事業や健康増進事業に増富地区の健康ツアーやラジウム温泉を活用するお考えはございますか、お伺いさせていただきます。

以上、ご答弁をよろしくお願いたします。

○議長(渡邊英子君)

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

上村英司議員のご質問にお答えいたします。

住宅地の確保について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、若者のニーズに対する市の対応についてであります。

超少子高齢化が進む中で、若者世代の定住促進は地域活力を維持する上でも極めて重要であり、定住の促進には良好な住環境と快適な生活環境の情報提供等、さまざまな施策の展開が必要と考えているところであります。良好な住宅地の確保は定住の促進には欠かせない要件であ

り、若者の住宅地に対するニーズ調査を行う中で民間と連携するとともに本年度策定を予定している定住促進計画に反映してまいりたいと考えております。

次に、需要に応えられる住宅地の確保についてであります。

子育て支援住宅は少子化対策として、子育て世代の流出防止と市外からの移住を促進するため、さらには安心して子育てしやすい環境づくりを進めることにより、市への定住促進を図るものであります。

したがって、住宅退去後も北杜市に住み続けていただくことが重要であり、これに伴う住宅地の確保等の施策については住民意識調査を行い、定住促進計画に定めてまいりたいと考えております。

次に増富地区の統合医療への取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

シンポジウムへの協力体制についてであります。

4月初旬に国際生命情報科学会の理事と主な会場となる増富の湯支配人等からシンポジウム開催に伴う協力依頼があったところであります。地域の特色を生かしたおもしろい事業であります。増富ラジウム温泉峡を中心としたシンポジウムの開催に当たり、増富ラジウム温泉峡への誘客も視野に入れて活動を行っていく計画であることから、現在イスリスシンポジウム受入委員会に参加し、会場や宿泊先の紹介および公開講座のPR等の協力体制をとっております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

学校給食について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、学校給食における地産地消比率についてであります。

地産地消率は学校給食でよく使用する野菜、タマネギ・ジャガイモなど10品目と米を重量ベースで換算し平成22年度は42.8%、平成23年度は41.9%、平成24年度は45.4%、平成25年度が41.9%となっております。

次に、地産地消推進のための補助についてであります。

学校給食の地産地消の取り組みを行うことについては、生産者の顔が見えることで児童生徒の安全・安心にもつながっております。こうしたことから地産地消の推進を図るため、賄材料購入費に市単独予算を上乗せすることで保護者の給食費の負担軽減、地元農産物の購入促進および学校給食における地産地消率の向上に寄与しております。

次に化学調味料、食品添加物の使用についてであります。

学校給食では必要最低限の味付けとして和風だしやコンソメ、中華だし等の化学調味料を使用しております。また可能な限り煮干し、鰹節等の天然素材も使用しているところであります。

食品添加物については加工食品等に使用されていますが、食品添加物をすべてなくすことは困難なことから使用については配慮しているところであります。

次に放射能、遺伝子組み換え、農薬などの検査体制についてであります。

学校給食における給食食材の放射能に対する安全・安心を図るため、市内の学校給食で使用する一般食品のうち17都県の食品を中北保健福祉事務所に持ち込み、毎月1施設2品目の検査を行っております。検査の結果は、現在まで放射能は検出されておられません。また検査結果

は翌月の学校給食献立予定表や市ホームページに掲載し、公表しております。

遺伝子組み換え食品は、主なものとして大豆、トウモロコシ、菜種などが挙げられますが安全性が確認された農産物および、これらを主な原材料とする加工食品のうち対象食品については遺伝子組み換え食品であることの表示が義務づけられているところであります。このことから今後も表示を確認しながら対応してまいります。農薬については、学校給食で使用する米は農薬が低減されたJ A 梨北の特別栽培米を使用し、野菜等についても可能な限り北杜市産を使用しております。

次に、郷土食を取り入れる試みについてであります。

現在、山梨の伝統食ほうとうに郷土の大豆を原料とした手作り味噌を使用して給食に提供しております。

今後も栄養バランスを考えながら、地域の味として守り作られてきた郷土食を工夫して学校給食に取り入れるとともに、安全・安心な地域の農産物を取り入れて地産地消に努めてまいります。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

1番、上村英司議員の増富地域の統合医療への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

西洋医学と東洋医学を組み合わせた統合医療については、8月に国際生命情報科学会において開催されるシンポジウムの内容を踏まえ、今後、医療関係者とも協議しながら協力できることを検討してまいりたいと考えております。

次に介護予防事業や健康増進事業に、増富地区の健康ツアーや温泉を活用することについては今後、提案される事業の内容を確認した上で関係部局と協議しながら検討してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

1番、上村英司議員のまちづくりと上下水道計画についてのご質問にお答えいたします。

上水道については、平成22年度に策定した地域水道ビジョンにおいて水道事業における施設面、経営面の主要課題の1つとして小規模施設の効率的な統廃合を掲げております。このことを踏まえて、市の水道事業においては施設更新にかかる将来負担を考慮して施設の新設および増設を抑制し、既存施設の有効活用を最優先いたします。

また、既定の給水区域を山間部等に向けて拡大することは費用負担の増につながるため、慎重に検討する必要があると考えております。

下水道施設整備については下水道公共柵設置意向調査を実施したのち、下水道区域内でかつ建物が多く現存するエリアを重点的に整備してまいりました。下水道区域内であっても公共柵の設置を希望されない方が多数の場合や整備事業を実施する時期に周辺土地の形状、形質が宅地としての用を成していない場合等、または河川などの公共水域の水質に重大な影響が及ぶ恐れがないと見込まれる区域については、未整備区域となっている状況にあります。

今後、民間の宅地開発計画や市の住宅地政策との整合性を図りながら、事業の経済比較を基

本としながらも地域のニーズおよび周辺環境への影響などを踏まえ、宅地需要への対応と上下水道事業の安定した経営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

1番、上村英司議員のご質問にお答えいたします。

今後の農振除外地域についてであります。

農地は農業振興にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する一団の農地や農業基盤整備事業の対象となった優良な農地については良好な状態で維持・保全し、かつその有効利用を図っております。しかし定住促進のため住宅地の確保も重要であることから、土地の農業上の効率的な利用に支障がないことや担い手農業者等の農地利用集積に支障がないことが確認された場合は県等関係機関と協議し農振除外を行ってまいります。

次に農地の保全と担い手確保について、いくつかのご質問をいただいております。

はじめに、市の耕作放棄地の面積については935ヘクタールであります。

次に人・農地プランについてであります。

現在、地域の中心的経営体としてプランに位置づけされている農業者は個人経営体で208人、法人経営体で50法人が登載されています。プランは農業の6次産業化を推進し地域ブランド力の強化を行い、担い手の育成を図ることで地域の活性化を図ることを目的としております。

次に、農地集積基盤整備事業についてであります。

農地集積基盤整備事業は農地中間管理機構を介し、人・農地プランに登載された中心経営体に農地を集積する事業であり、受益者負担金を農地中間管理機構が支払うことも可能な制度となっておりますので、積極的にPRしてまいります。

次に、耕作放棄地対策についてであります。

市は北杜市農業委員会、北杜市農業振興公社と連携し、情報交換を行いながら共通した認識のもと耕作放棄地解消に努めておりますが、今後もなお一層綿密に連携を図ってまいります。

次に、農地中間管理機構との連携についてであります。

県においては3月に山梨県農業振興公社が農地中間管理機構として、県から指定されております。本市は農地の集積面積が大きいことから農地中間管理機構からの要請を受け、市および市農業振興公社との連携および受託内容についての協議を現在、行っているところであります。

次に、新規就農者についてであります。

新規就農者には就農希望時から面談をして営農場所や営農作物の希望を把握し、既存組織との連携や関係機関への紹介を行っております。また、就農希望者が在籍する県農業大学校との情報交換も行うなど、新規就農希望者のニーズの把握にも努めているところであります。

次に、小規模ワイナリーへの支援についてであります。

市は平成20年度にワイン特区の認定を受け、小規模ワイナリーの立ち上げも容易となっております。このことから5法人が醸造用ブドウの栽培を行っております。

今後も新規参入に際しましては、基盤整備事業や施設整備事業についての補助事業を積極的に活用し、支援してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

1番、上村英司議員の別荘地の集約、誘導方法についてのご質問にお答えいたします。

法律や条例に基づいて、別荘地を集約・誘導をしていくことには多くの課題があります。北杜市まちづくり条例においては3つのエリアを設定し、エリアごとに建築の基準を定めており、このうち別荘地として人気の高い、森林共生区域においてゆとりを持った住環境とするため、最低敷地面積等の基準の数値を最も厳しく設定しているところであります。3つのエリアで段階的に基準の数値を設定することで、既存集落周辺への誘導を図っているところであります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

上村英司君の再質問を許します。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

住宅地の確保について、2点質問させていただきます。

過去に農振を除外した地域でありながら、上下水道が整備されていないがために住宅地に整備されていない地域が見受けられます。町の中心であり、病院などが近く便利だということと農振を除外した地域であると思いますが、インフラが整備されていないために住宅地になっておりません。地域でも住宅地にしたいという要望がございます。要望に応えるために、過去に農振を外している地域を精査して計画的に上下水道を整備するべきだと考えますが、いかがお考えでしょうか。

2点目といたしまして、市内各地にある老朽化した団地を取り壊して空いた土地が出てくることが予想されます。また今後、学校の統廃合などで学校の跡地などの市有地が空いてくることが予想されます。そういうところを住宅地として活用したらいかがかなと思うわけでございますけれども、見解をお伺いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

1番、上村英司議員の再質問にお答えいたします。

宅地化される前の農地等に先行して下水道の整備が図られるかということかと思いますが、下水道の整備につきましては、先ほど答弁の中でも申し上げましたが公共柵設置の意思確認が基本となることから、周辺環境や宅地開発計画等を精査した中で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

1番、上村議員の再質問にお答えいたします。

市内にある老朽化した団地、あるいは学校の跡地等の市有地の有効活用についての考えということでご質問をいただいております。

子育て支援住宅を退去したあとも北杜市に定住していただくために、それらが最も重要でありまして、今後実施されます住民意識調査の調査結果を参考にしながら良好な住環境を提供するということが必要であると考えております。

老朽化により、取り壊した市営住宅の跡地や統廃合による小中学校の跡地などを住宅地として提供することについては、市有地の有効利用を図るという観点からも非常に有効な活用方法であると考えています。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

続きまして農地の保全と担い手の確保について3点、質問させていただきます。

農業委員会が農地基本台帳を管理していると思いますけども、農地基本台帳が現状に合っていないと北杜市農業振興公社との情報交換がうまくいかないのではないかと思います。台帳の整備状況と耕作放棄地などの現状把握と、また台帳の修正はどのように誰が行っていくのか、そのあたりを1点お聞きしたいと思います。

続きまして農業生産法人のように大規模な農地が必要でありまして、大規模に農地を担っていただくような、農地以外にも小さい耕作放棄地なんかもあると思いますので、そういうものが点在していると思いますけれども、そういう農地は今後どういう方に担っていただくのかということが大事だと思うんですけれども、そのあたりの見解をお願いしたいと思います。

3点目といたしまして、耕作放棄地を整備していくわけですが、例えばこういう部分は自然栽培を行う方が集まる一画ですとか、こういうところはワインドウ栽培を行う方が集まる一画ですとか、そういうふうな長期的で全体的なビジョンが今後必要なのではないかなと思うわけですが、そのあたりの長期のビジョンを教えてくださいたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

1番、上村英司議員の再質問にお答えいたします。

どの担い手にどういう農地を任せるかというご質問だろうと思いますけども、土地利用上の利便性を考えますと、小規模農地でありましても連反をしまして使うことが望ましいことではあります。既存の耕作者等がいることから連反が難しい状況もあります。原則としまして小規模な農地については農業委員会や農業振興公社と連携し、新規就農者や規模拡大農家を中心に斡旋しております。また人・農地プランは策定更新時において、土地利用についても地域で十分な話し合いを行っているプランでありますから、人・農地プランを活用して担い手への推進を図ってまいります。

次のご質問ですけれども、耕作放棄地を整備しての全体のビジョンの検討についてというご質問であります。

現在、耕作放棄地の基盤整備事業を実施する場合、地権者の意向を反映しながらあらかじめ参入希望者の意向等をお聞きしまして作付面積の調整を行っております。また土地利用の混在を招かないよう事業の初期段階から土地利用の集積等を計画し、事業の整備を行っております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

小石農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（小石正仁君）

1番、上村英司議員の再質問にお答えいたします。

農地基本台帳の整備状況と耕作放棄地などの現状把握と台帳の修正はどのように行っているのかというご質問ですが、はじめに農地基本台帳の整備状況についてお答えいたします。

農地基本台帳につきましては、北杜市全農家の台帳が整備されております。

次に耕作放棄地などの現状把握についてであります。農地法により毎年農地利用状況調査を行わなければならないこととされていることから、耕作等の把握を行うため北杜市におきましては10月から11月ごろにかけて農業委員と協力員が2人1組となり、農地すべての現況調査を行っております。この現地調査の結果をもとに職員がデータを作成して、このデータをもとに委託業者が図面を作成しております。

次に台帳の修正についてであります。毎年税務課が管理する登記済み通知書の農地に関する移動データをもとに農業委員会事務局職員が修正を行っております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

学校給食について、2点再質問させていただきます。

より地産地消の割合を高めていくには、地元の野菜や手作りした食品を保存しておいて給食センターで、例えば冷凍されたものを調理していくということが必要だと考えております。食材をストックしておくような冷蔵庫や冷凍庫は、十分に完備されているのでしょうか。

また食材を集約してくださるJAにも、そういう冷凍庫や冷蔵庫があると地産地消が高まっていくと思いますし、そういう設備がなければ野菜の安定供給ができないのかなと思うわけですが、そのあたりの見解をお伺いいたします。

2点目といたしまして、地産地消推進のための932万円の使い方でありまして、例えば外国の大豆に比べて北杜市産の大豆が割高なので、そういう差額を埋めるために使うということなら、大変意味がある使われ方だと思っております。また現在、既製の冷凍食品のハンバーグを使っておりますけれども、例えば地元の団体の方が手作りしたハンバーグをストックしておくとか、そういうためにこの補助が使われるなら、非常に意味があると思うわけですが、そのような使われ方になっているのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

上村議員の再質問にお答えいたします。2点、お伺いをいたしました。

まず地産地消のための食材ストックということで冷蔵庫、冷凍庫という質問だと思います。

地元産の野菜を含めた生鮮食品ということでもありますけども、こちらについては食中毒の防止ということが大前提になります。そうした観点から納入業者との契約において新鮮かつ衛生的なものであることを条件として購入を今現在もしているという状況であります。

また冷蔵庫や冷凍庫、そういったものを活用する地元食材というものについては、今のところ味噌、それからジャム、梅などそういった加工品が考えられるというところでもあります。現在、学校給食センターにおいて地元で作った味噌などの加工品を使用するよう取り組んでいるという状況であります。そういうような状況でありますけども、現在の施設で対応が可能ということから大型の冷蔵庫、冷凍庫の導入については今、検討はしていないという状況であります。

また、なお梨北農協管内の野菜等については、梨北が一手に扱っているという状況であります。農協のほうに確認をしたところ、自前でこちらのほう、保冷库がもうすでに整備されているという状況で、北杜市産の作物を扱うことに関しては十分な対応ができているという状況を伺ったところであります。

次に補助の内容ということで、ご質問をいただいたというふうに思います。

ご質問の予算については答弁にもありましたとおり給食食材、地元産の野菜やまた有機野菜などを多く取り入れるということで予算化をしているという状況であります。

こうしたことで、地元産の食材の購入促進を図っているという状況であります。また地元の加工品等については、給食食材としての適否ということもございますので、そうしたものを確認しながら、より多くの生産者から食材を購入できるように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

増富地区の統合医療の取り組みについて、再質問させていただきます。

山梨県もウェルネスツアー（健康ツアー）を推進する体制を強化しております。山梨県ともしっかり連携を取りながらウェルネスツアーの中心地として、ぜひ増富を位置づけていただきたいと考えておりますけれども、再度お考えについてお聞きしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

上村英司議員の再質問にお答えいたします。

増富地区の統合医療の取り組みです。県とも連携してぜひ導入してみたいというご質問だと思いますけども、増富地区の方、健康ツアーを開催しているということで、農閑期を使った中

での健康ツアーのことだと思いますけども、大変よい取り組みだと考えております。

今般、介護保険法も改正されます。そんな中で新しい総合事業で何か取り組めるようなことがあるかどうか、今後、国のガイドラインが示されたところで、その内容を見てできればそういうものを取り入れていきたいと考えています。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

上村英司君。

○1番議員（上村英司君）

再々質問をさせていただきます。

私が小学校のころは、増富温泉は日本一のラジウムの含有量がある温泉だということで小さいころから教わってまいりました。子どもながらに大変誇りを持ったということを感じております。現在は合併いたしました、増富という場所がどういうところが知らない市民の方も多くいらっしゃるのではないかと思いますけれども、市長がよく日本一のものを言っているんですけども、なかなかその中にラジウム温泉というのは出てこないわけでございますけども、やはり日本一というものはそうないものでありまして、ましてや増富は名水百選、そして日本百名山もある、非常に観光資源がそろっている場所でございます。ぜひ増富地区を、統合医療を含めて行政のほうでも市内外に積極的にPRしていただきたいと思うわけでございますけども、市長、ご見解と答弁をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

北杜市は日本一がたくさんあるから、全部羅列ということもないんですけども、上村議員も若いころからラジウム含有量が日本一だと誇りに思ったということですけども、ある面では世界一ではないかという説もあるわけでありまして。なにはともあれ今回、東洋医学と西洋医学の統合を図ろうという思いは、思えば小淵沢には三木稔先生がおられて東洋音楽と西洋音楽の統合というテーマでやって、大変好評を得たことがあります。似ているか、似ていないかは別にしまして同じような企画、思いもあろうかと思います。

いずれにしても、議員ご指摘のとおり大変おもしろい、地域に合ったテーマでもありますので、結果としてラジウムがさらにPRできればいいと思いますけども、まずはこの事業に対して行政としても、先ほど答えましたとおり積極的に応えていきたいと思っております。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで1番議員、上村英司君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は2時50分といたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時50分

○議長（渡邊英子君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に明政クラブ、10番議員、相吉正一君。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

通告により2項目、質問をさせていただきます。

最初に、婚活への積極的な取り組みについてであります。

最近の報道によりますと跡継ぎ等がないため、空き家の件数が山梨県は日本一とか、これから20数年後には地方から若い女性が極端に少なくなるというようなことが言われています。たしかに私たちのまわりを見ると男女とも未婚者が多く、特に男性に多く見受けられます。当然そうなると少子化、未婚化は一層進むこととなります。全国的な問題とはいえ、このまま手をこまねているわけにはいかないと思います。

市は市内の現状をどの程度、把握しているのか。また努力はしていると思いますが、結果がなかなか見えていません。原因はなんなのか、大変難しい問題ですが結果が出るよう、市民みんなで知恵を絞っていかねばならないと思います。大きな問題であります。結論としては早急にこの危機的な状況を打開していく、新たな施策が必要であると考えます。

例えば提案としては新たに専門部署を設け、市が主体となって婚活を積極的に推進できる婚活サポーター制度などを創設。例えばサポーターは8町の行政区から推薦をしていただき、各支所で適任者を数名に調整するなど、また推薦された婚活サポーターの皆さまにはただお願いするだけではなく、一定の専門的な知識および情報の共有化を図るため講師などを招き研修をする。婚活サポーターの皆さんには報酬を支払い、成立した場合には謝礼をするなど検討をしていただきたいと思います。

さらに既設の結婚相談所や他市町村、民間相談所との連携を積極的に行うとともに個人情報との関係もありますので、この制度を広く市民に周知し、理解をしていただき協力をお願いするなど婚活（出会い）の創出に積極的に取り組む考えはあるかどうか、伺います。

次に、大雪被害に対する地区公民館などへの支援についてであります。

今年2月14日から15日にかけて降った大雪による被害は、農業施設のみならず各地域に甚大な被害がありました。こうした中、各地域の公民館においても少なからず被害があったと聞いています。被害の状況について現場において確認、調査に立ち会ったところ火災保険には加入していますが、風水害保険には加入していないのが実情でありました。今回の大雪で各地域の公民館においても屋根瓦や樋などに被害が発生し、その対応に大変苦慮していることも分かりました。

一方で今年度の公民館補修予算では前年度の地区要望を精査した中での予算計上のため、緊急時の対応はできず、原則的には次年度以降での予算対応とのことでした。しかし今回のような過去に例がない大雪被害により緊急対応をせざるを得ない。特別な事情がある場合には、特例的に緊急予算対応ができないでしょうか。併せて各地域の公民館の被害状況の調査と今後、風水害保険への加入の促進などの共通した指導をされたいと思いますが、市の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

相吉正一議員のご質問にお答えいたします。

婚活への積極的な取り組みについて、いくつかご質問をいただいております。

婚活、出会いの場の創出についてであります。

本市では出会いの場を提供し未婚者の減少が図れるよう、結婚相談事業を推進しているところであります。本事業では結婚相談員45名を委嘱し、毎月4回、相談所を開設しております。また相談員個人での相談も受け付けており、昨年度は合計で延べ2,062件の相談があり、111件の見合いを行い7件の成婚実績がありました。

相談員の皆さま方には日々1組でも多く成婚に結びつくよう、ご努力いただいているところであり、感謝を申し上げます。

今後も引き続き結婚相談員を中心に婚活イベント等の事業に工夫を凝らし進めてまいります。

また民間の婚活事業と連携するとともに県も結婚支援事業に取り組んでおりますので、県とも連携する中で結婚相談事業を充実してまいりたいと考えております。

その他につきましては、教育長および担当部長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

10番、相吉正一議員の大雪被害に対する地区公民館等への支援についてのご質問にお答えいたします。

公民館地区分館の修繕については、申請があった分館に対して北杜市公民館分館建設整備補助金交付規則に基づき補助金を交付しており、補助金内容を年度当初に開催された館長・主事会議の際に紹介させていただいております。この補助金の対象となる修繕は、建築基準法に基づく主要構造物にかかるものとしており、大雪による屋根瓦や樋などの破損は主要構造物にかかる修繕に当たらないことから地域での対応をお願いしているところであります。

なお、大雪による各地域からの相談には随時応じており、主要構造物にかかる重大な破損が生じた場合は、その措置について検討してまいります。

今後は自然災害も対象となる建物災害共済への加入や積み立てなど、万々に備えた対策を講ずるようお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

10番、相吉正一議員の未婚者の状況把握についてのご質問にお答えいたします。

本市の昨年中の出生者数は224人となり、年々少子化が進み地域社会の維持そのものが困難となるような危機的状況にあります。この一因は未婚者の増加にあり、平成22年度の国勢調査では本市の30代の未婚率が38.2%、40代では19.6%となっております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

相吉正一君の再質問を許します。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

最初に婚活への積極的な取り組みについて、再質問をさせていただきます。

先ほど市の結婚相談員さん、45名が大変頑張っているという回答でございました。私も市の結婚相談員さん、大変頑張っていると思いますが相談員さんを市民を挙げて応援し、サポートするシステム、そういう形の質問をしたわけですが、新たな出会いをまた創出して応援する、昔は世話好きの方がいっぱい各地域にいました。今、ちょっとそういう面が欠けているということで、これはボランティア的な関係でありますので、ちょっと報酬とか報償もこれからの問題だと思っておりますが、今回、国が初めて新たな婚活についての補助金制度を設けました。これはもうすでにご承知だと思っておりますが2013年の補正予算、この2月、初めて婚活支援の予算として国全体で30億円を計上しています。内容は都道府県に対して4千万円、市町村に対しては800万円を上限に婚活も含め、出産育児等を支援するものであります。今回46都道府県すべてから申請があり、大変好評であると聞いています。本市でもこの事業に積極的に取り組んでいただきたい。これは単に額だけでなく子育て支援課、また健康増進課、やはり今までは、国は子育てにはすごく重い予算を取り組んできたわけですが、結婚、未婚者対策、一番大きな私は問題だと思っています。市長も絶えず少子化は人類存亡の危機、すなわち北杜存亡の危機という意味に私は理解しているわけですが、私も3回目の質問になります。やはり婚活、未婚者対策は大きな問題だと思っていますので、ぜひ先ほど言いましたように各地域に適任の方もいらっしゃると思います。結婚相談員さんをサポートする、そういう意味で質問させていただきましたので、新たな補助制度も検討する中で何かしないと昨日から人口減少社会という意味で質問がいっぱい出ていましたが、まずここを解決することが少子化を少しでも解消していく手法だと考えています。そのへんについての答弁をお願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

10番、相吉議員の再質問にお答えいたします。

婚活のサポーター制度をつくり、新たな出会いの場を創出していく考えはないかということと、あとそれに伴いまして政府で今回示した補助金を活用して、そういったことも積極的に解消していったほうがいいではないかというご質問だと思います。

まず出会いの場の提供といたしましては市の結婚相談員による婚活イベント、ならびに本市を中心といたしました民間の婚活イベントも盛んに行われているところであります。

また県も婚活支援に積極的に取り組むために本年度、インターネットを利用した出会いのサポート事業を開設するというのを聞いておりますので、それらの事業と連携して結婚の支援を継続的かつ積極的に進めていきたいと考えております。また先ほど議員もおっしゃったように少子化は人類存亡の危機ということで、日本国全体の問題でもあるかと思っております。それらの中で、今回政府として今日の新聞にも載ってございましたけども、地域少子化対策交付金ということで、そういったものの活用についてでございます。この補助金につきましては結婚、出産、子育てまでということで、切れ目のない支援を行うことを目的とした総合的な少子化対策事業であると理解しております。ただし、既存で行っている事業への財源の充当はできないという

ことがありますので、来年度以降、福祉部、市民部、企画部等々、関係する部署におきまして新たな支援事業を計画する中で、この対策交付金の有効活用も視野に入れていきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

再々質問をさせていただきます。

今、前向きなご答弁がありましたのでよろしくお願ひしたいと思いますが、平成25年の市内に住んでいる方の婚姻数が166組。参考までに出生数ですが25年中、1月から12月までが224人。国勢調査だと239人でしたけども、かなり減ってきています。本当に市長が常々言っている人類存亡の危機、やはりそこを北杜市から何とか発信する、日本のモデルケースとなるような政策をしていただきたい。北杜市は自然景観が豊かだ、北杜市に全国各地から女性が集まって北杜に住みたい、北杜にお嫁に行きたくするようなイベント企画、今回の補助金を使ってしていただきたいと思います。

もちろん7月29日にも、泉郷において婚活を企画していると思いますが、方法はいろいろあると思うんですよ。ケーブルテレビでの放送を通してそういう婚活の特集番組をつくるとか、例えばTBSで「もてもてナイナイ」のお見合い大作戦、こういうことに申し込むとか、いろいろ経費をかけなくてもあると思いますが、ぜひ検討をして少しでも少子化に歯止めがかかるような施策をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

10番、相吉議員の再々質問にお答えいたします。

議員のほうからもいろいろな提案をいただいております。私どもほかの市とは違う、北杜市独自の取り組みがあるかどうかということを含めまして、少子化に歯止めをかけるためにそれぞれの自治体でも1組でも多くの成婚が得られるよう、いろいろな取り組みをやっているかと思ひます。私どもといたしましても現在、結婚相談所に寄せられております課題、問題点等々、相談者のニーズが反映できるように今後、各種の事業についても検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私が立って答弁するまでもないわけでありまして、部長の答弁のとおりであります。ただ一言申したいのは、お互いに分かるはずであります。あまりにも人口構成が悪いから、諸施策を立てるにはどうしても人口構成と政策は重ねて考えなければならない。そのときに人口構成の悪さは諸施策に影響があることは、学校の統合の問題を含めてはかり知れなくあるわけで

あります。そしてまた今、相吉議員ご指摘のとおり国家存亡の危機、ふるさと存続の危機であることは数字的に間違いのないわけでありまして、少子化の問題は大変市民、国民の大関心事であることだけは間違いのないと思います。かといって特効薬がないこともたびたび言うとおり確かでありますけども、お互いに相当の思いでこの少子化対策を考えていきたいと思っておりますので重ねてご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

次に大雪被害に対する地区公民館等への支援について、再質問をさせていただきます。

先ほど軽微な修繕なので対象とはならないというような答弁とお聞きしていますが、この今回の大雪は端に担当部局、教育委員会だけの問題ではなく、全庁を挙げて検討すべき問題だと私は考えていますけども、そして6月10日の本会議での市長所信表明では、がんばる地域交付金8,155万円を市単事業の財源として防災対策事業に活用、生かしていくとのことでありました。この財源、修繕費として充当活用ができないでしょうか。もし、できない場合にはなんらかの特別の支援が必要と考えますが、所見を伺います。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

10番、相吉議員の再質問にお答えいたします。

大雪被害に対する、がんばる地域交付金の活用ということのご質問かと思っております。

まず今回のがんばる地域交付金、地域活性化効果実感臨時交付金というのが正式名称でございますけども、これにつきましては使い道は限られております。地方単独事業につきましては、建設地方債の対象となる事業ということで、新規事業に限定されておまして修繕事業には充当できないということになってございます。

ただし、がんばる地域交付金、この使途につきましては現在、検討を進めております行政区ならびに公共施設等に配備するために、購入を予定しております小型の除雪機の取得経費の財源として活用するというを予定しております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

今の答弁では今回の補助金は対象にならないということだと思っております。もう一度、公民館とは地域の本当に身近な社会教育施設であり、防災の拠点、またこれからの福祉社会、高齢化社会の一番の拠点であります。内容的にこの箇所を見てきたわけですが、足場代にすごく経費がかかるということでありました。そういう意味において公民館交付規則にも災害復旧工事、分館建物が災害により損壊したと認められた場合で、復旧費が10万円以上とする。事業費の

90%以内ということもありますけども、これは先ほど言ったように全庁、今回の大雪が農業施設災害については国の災害救助法が適用されて90%、そういう措置がされました。厳しい財政状況の中で大変だと思いますが、ぜひ前向きな検討をお願いしたいということによりしくお願いします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長（菊原忍君）

10番、相吉議員の再々質問にお答えいたします。

たしかに先ほどの答弁の中にもございましたように、それぞれ地区公民館等の修繕等、重大な課題だと捉えております。財源も今後、いろいろなものを精査する中で何か充当できるものはないかということにより、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで10番議員、相吉正一君の一般質問を終わります。

次に市民フォーラム、8番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

一般質問として2点、質問をさせていただきます。

まず、昨年9月に施行されたいじめ防止対策推進法に基づき、北杜市いじめ防止基本方針が策定されました。いじめ防止に関する法律が施行されたことで、いじめは社会全体の問題だという意識が高まり、いじめ防止のための大きな一歩になると思います。そういう意味では、この法律が施行されたこと自体は大変有意義なことだと思いますが、いじめの定義が非常に幅広く法律に書いてあればいじめであり、書いていないものはいじめではないということがあっては困ります。法律に書いてあろうがなかろうが相手の人としての尊厳を著しく傷つけ、通常の生活ができなくなるような行為は、すべていじめであるという認識が必要だと思います。法律はあくまでも基本的なものであり、対象となるのは人であるという観点から北杜市いじめ防止基本方針について、その内容と問題点を市長と教育長に伺います。

1つ目、そもそもいじめはなぜ起きるのかという議論がほとんどできていないと感じております。いじめが起きる原因をどう捉えているか、伺います。

2つ目、基本方針ではいじめを生まない土壌をつくと謳っていますが、具体的にどのような土壌であれば、いじめを生まないと考えているのでしょうか。

3つ目、広汎性発達障害の子どもの70%がいじめにあっているという報告があります。その一方では障害ゆえに加害者になっているケースがあるようです。広汎性発達障害といじめ被害、もしくは加害についての所見を伺います。

4つ目、いじめ防止対策推進法ではいじめる側に対するアプローチが不足しているのではないかと思います。いじめる側の心の問題や生活環境などの十分なケアをせず、処分だけを科しても、いじめによってどれほど相手が傷ついたかを理解しない限り、いじめをなくすことは困

難だと思いますが、基本方針ではその点をどのように考えているのでしょうか。

5つ目、いじめ防止対策推進法にも市の基本方針にもいじめ問題調査のための独立した第三者機関の設置を規定していません。より客観性の高い調査を行うためには、市や学校とは利害関係のない調査機関が必要だと思いますが、その考えは基本方針の中でどう位置づけるのでしょうか。

6つ目、いじめ防止対策推進法ではいじめに対する措置、これは第23条にあります。警察への通報、校長による懲戒、出席停止などの厳罰を規定していますが、市の基本方針では毅然とした態度で指導するとあるだけです。果たして、それだけで十分でしょうか。

2番目に、花き振興に関する法律について伺います。

通告書では6月5日付けとありますが、正確には衆議院での議決が5日、参議院での議決が20日、衆参両院ともに全会一致で花き振興に関する法律が成立しました。正確さを欠いており失礼しました。

国内の花きの売り上げはピーク時、約1兆2千億円といわれ、当時は2兆円産業も間近と期待されていましたが、ここ20年の間にすっかり勢いが止まり、現在は約8千億円台まで落ち込んだとも言われています。花き産業はもともと海外との競争にさらされていて、常に自らが生き残りをかけて創意工夫をして道を切り開いてきた産業です。農業が基幹産業である北杜市にあって花はさほど大きなウエイトになっていませんが、新規参入を中心に一般草花の生産者、約30名が頑張っています。

中でも北杜市内とお隣の富士見町、原村の生産者の約40人で組織している八ヶ岳グリーンネットワークは、市や県の協力を得ながら独自に消費拡大活動を展開し、徐々に成果が出始めています。また県内の20代から40代の後継者や新規参入の若手を組織した山梨花き若手会が発足し、活発な活動を始めています。この法律は都道府県だけではなく、市町村にも花き産業の振興策を講ずるように求めているものです。こうした背景のもと新法に基づく北杜市の花き産業の振興策について、市の考えを伺います。

1つ目、先ほど紹介した八ヶ岳グリーンネットワークが毎年5月末に三分一湧水館駐車場で行っているファーマーズマーケットは、5年目にして4千人余りの参加者を動員するほどのイベントに成長しました。花より団子ではなく文化として人々の生活に花が浸透し、心豊かな生活の実現と消費拡大に伴って、生産者の経営安定にも寄与するという新法の目的にも合致する生産者の活動に対し、市はどのような振興策が考えられるのか伺います。

2つ目、花き振興に関する法律では生産者の経営安定、生産性および品質の向上の促進、加工および流通の高度化のために必要な施策を講ずることを求めています。具体的にはどのようなことが考えられますか。

以上、伺います。答弁をよろしく願いいたします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

岡野淳議員の花き振興に関する法律についてのご質問にお答えいたします。

この法律は花き産業および花きの文化の振興を図り、花き生産者の経営の安定や花きの加工および流通の高度化を推進し、花き産業の健全な発展を目的としたものであります。

法律の中では都道府県が花き産業および花きの文化の振興に関する計画を定めるよう、努めなければならないとされております。

市では県が作成する振興計画に基づき生産者の経営安定や生産性の向上を図り、山紫水明、日本一の里にふさわしい花き振興発展を期してまいりたいと思っております。

その他につきましては、教育長が答弁いたします。

○議長（渡邊英子君）

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

8番、岡野淳議員のご質問にお答えいたします。

北杜市いじめ防止基本方針について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、いじめが起きる原因についてであります。

いじめは見えにくい、立場が逆転するなど、起きる原因を特定づけることは難しいものと考えております。一般的には対人関係の不得手、表面的な友人関係、思いやりの欠如などの児童生徒の問題、核家族・少子家庭の増加、親の過保護や過干渉などの家庭の問題、教師と児童生徒の交流不足などの学校の問題などが原因と背景にあると考えております。

次に、いじめを生まない土壌についてであります。

すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、児童生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安全・安心に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことがいじめを生まない土壌づくりにつながっていくものと考えております。

次に、広汎性発達障害についてであります。

いじめはどの子どもにも起こり得るという基本認識のもと、広汎性発達障害の子どもに限らず学校の教育活動全体を通じ、すべての児童生徒にいじめは決して許されないことの理解を促すとともに道徳教育の充実などに努め、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを養っていくことが重要であると捉えております。

次に、いじめ側への対応についてであります。

学校における措置として、いじめの発見・通報を受けた場合には特定の教職員で抱え込まず速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守るとともに加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として教育的配慮のもと毅然とした態度で指導することとし、これら対応について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組んでいくこととしております。

次に、第三者機関の設置についてであります。

本議会に提案させていただいております、北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例によって重大事態への対応として学校、または教育委員会による調査結果について再調査を行う場合は、利害関係等のない第三者による調査委員会を設置することとしております。

次に、いじめに対する処置についてであります。

学校および市教育委員会では、調査結果に基づいて教育上必要があると認めるときは、法律に基づき、いじめを行っている児童生徒に対し適切な懲戒を加えるとともに保護者に対し出席停止を命ずるなど、いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられるように必要な措置を講じていくこととなります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

岡野淳君の再質問を許します。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

いじめに関して再質問させていただきます。

いじめが起きる原因というところで、あるいはご答弁の中でも人間関係が不得手であるとか、いじめはどの子にも起こるといったことがありました。これは当然、分かるんですけども、3番目の発達障害のところですね、例えば人間関係が不得手というのは得てして発達障害の1つの症例でもあるわけですね。そこらへんをよく見極めて対応しないと、ついつい見落とすケースがやっぱりあると思います。ぜひこれから、特に発達障害の子がということではないにしても、やはり注意が必要な子だと思いますので、ぜひそこらへんも注意をして対応していただきたいと思いますが、そのへんの考えを1点、伺います。

それからもう1点は第三者機関の設置についてなんですけども、これはあくまでも重大な事案が発生して、それを調査して、その結果を受けて再調査したときにやっとこの第三者機関の設置が出てくるんですね。私が言いたいのはそうではなくて、いじめが発覚した段階から、もう第三者機関を設置できて調査に入れるというふうにししないと、今までの過去のいろんな報道されてきた事例を見ても、申し訳ないけども教育委員会の対応が遅いとか学校の対応が遅いとかという事例がよく見られました。そういうことではなく、即、手を打つという意味で、この第三者機関の設置を速やかに置くことができるという形にしていただけないだろうかという観点で質問をさせていただきました。そこらへんをもう一度、お考えをお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

8番、岡野議員の再質問にお答えしたいと思います。

2点、いただいたと思います。まずいじめの原因ということで、発達障害に対しての注意ということだと思います。

実際、発達障害に関する、起因するということのいじめに関しましては、やはり人と上手にコミュニケーションが取れずに誤解されるということから、いじめの対象になってしまうというケースがあるということは、報告をされているという状況であります。こうしたことから、やはり子どもたちの教育だけに限らず、要するに教師側でも発達障害、そうしたものの認識、それを正しく理解するということが必ず必要になってくるということだと思います。そうしたことから今回、設置する関係機関とも連携しながら、授業が理解しやすいような工夫、そうしたことに取り組んで、いじめの防止に努めるということが必要かと考えております。

次に第三者機関、いじめが発生した時点での設置という状況だと思います。

今回のいじめ防止基本法の中では、第三者機関というところは、先ほど答弁をさせていただいた内容という部分で、第三者の方がそこに関与するというところで設置するという考えであります。また、いじめが発生した時点ということで考えると、今回の法令の中で学校側では今回、いじめの委員会は必置、必ず置かなければいけないという部分になっておるといところ

でございます。ですので、まず学校側で水際といいますか、発生した時点での即対応できるような対応を今回は取ったということで、それに対してそちらをまず最優先して利用するということを考えておりますので、その発生した時点での第三者機関としての設置は考えていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

残り時間1分56秒です。

答弁が終わりました。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

今のいじめの件で再々質問をさせていただきます。

第三者機関の設置に関してはよく分かりますが、学校側が設定するという段階で、そこには学校側や、あるいは関係者との利害関係がない存在ということにはならないと思うんですね。ですから、あえてしつこいようですけども、第三者機関というのは利害関係がないということをお願いしたいと思います。この件については、答弁は結構です。

それから発達障害の子どもの件ですけども、被害者になると同時に加害者になるケースがあるということを申し上げました。つまり人とコミュニケーションを取る間で、言われたことをなんでも受け入れてしまうというケースがあります。その場合には善悪の判断よりも先に体が勝手に動いてしまうと言いますか、何が起きるのかを判断する前に行動に走ってしまう。それが結果的にいじめの加害につながっていくというケースがあります。そこをやっぱり、よくその子の特性とかそういうものを見極めて対応していかないと、やはり適切な指導ができなくなってくる、あるいは適切な対応ができなくなってくるというケースがあると思います。ぜひそのへんをひとつ、対応していけるようにやっていただきたいと思うんですけども、そこらへんについて、もう一言だけ何かありましたらお考えをお聞かせください。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

8番、岡野議員の再々質問にお答えいたします。

発達障害の子どもが加害者になるケースということで、ご指摘をいただいたところであります。

先ほどとかぶるような部分になると思いますが、やはりその加害者、被害者になるという部分で、やはり子どもの発達障害の原因ということ、また発達障害がどういったものなのかということをやはり先生側、また委員会でも熟知する、また学習する必要があると考えております。そうしたことでいじめる側、またいじめられる側に立つものも対処ができると考えておりますので、今後もそういった学校側、また教育委員会側も十分そういうような機会を設けながら工夫をしまいたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間 24 秒です。

○8 番議員（岡野淳君）

終わります。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで 8 番議員、岡野淳君の一般質問を終わります。

次に日本共産党、21 番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○21 番議員（中村隆一君）

質問の第 1 は愛国心、競争主義押し付けを許さない、教育委員会改悪法に反対することです。

日本共産党の志位和夫委員長は 4 月 18 日、国会内で記者会見しアピール、「安倍政権の教育委員会改悪法に反対する国民的共同を呼びかけます。侵略戦争美化の愛国心教育、異常な競争主義の教育を許さない」を発表しました。

志位氏は審議中の政府案について「教育委員会を国や首長の支配下に置く。独立性を奪い取るというのが最大の問題です」として、教育政策の大元となる大綱を決定する権利を首長に与える。教育委員長をなくし、首長が任命する教育長がトップになる。この 2 つを挙げました。その上で教育委員会制度改悪の狙いについて、第 1 に侵略戦争美化の安倍流愛国心の押し付けがあります。教科書検定制度を変えて、侵略戦争美化の教科書を押し付ける企みがある。現在は多くの教育委員会が歴史を歪める教科書を採択していません。そこで独立性を取り上げ、しまうのが狙いだと述べました。

第 2 は異常な競争主義の持ち込みです。安倍政権が全国一斉学力テストを全員調査に変えて自治体の判断で結果公表を可能にしようとしていることです。現在は多くの教育委員会は平均点の公表や競争のエスカレートには慎重です。そのための独立性を奪って、異常な競争主義を押し付けようとして狙っていますと述べました。

今回の制度改悪には立場を超えて多くの教育関係者、自治体関係者が反対しています。多くの教育関係者が大切にしてきた教育の政治的中立性は、首長などが属する政治的党派の政治的考え方によって、教育を左右してはならないという意味で大切な考え方です。多くの教育委員は政治が一番やるべきことは教育条件整備、絶対やってはならないのは教育内容への介入・支配という座標軸を持っています。

最近の安倍政権の教育委員会制度改悪の動き、改憲の動きに国民は警戒を強めています。多くの人々が教育が危ないのではという声を挙げ始めました。政治が教育を支配する時代というのは戦争に向かう時代ではないかと。戦前のような古い日本を取り戻し、再び国家のために命を捧げる国民をつくる企みに対し、今こそ明確に反対の意思表示をする必要があります。

以上の立場から以下 2 点、質問をいたします。

1. 安倍首相は教育行政に知事や首長の政治的考え方がより反映しやすくする仕組みに変えようとしています。そのことについて、どのようにお考えですか。
2. 全国の学校教育に点数がすべてという風潮を広げつつある全国学力テストは、これまで競争で教育が歪むと禁じてきた学校別の結果公表を自治体の判断で可能にしました。このことについて、どのようにお考えですか。また北杜市として、学校別の結果公表に踏み切るのですか。

質問の第2は、太陽光発電と景観保護・環境保全についてです。

最近、市内のあちこちでソーラー施設の建設が進んでおり、またソーラー設置用地として森林伐採が行われています。このままでは北杜市が誇るべき財産であり、長年にわたって築き上げてきた景観と自然環境が瞬く間に破壊されてしまうことが懸念されます。

私たちは原発に頼らない再生可能エネルギーの普及や利用拡大には賛同しますが、北杜市が誇る美しい景観や豊かな自然環境を有する地域においては、景観条例の理念に則り景観と自然保全の観点からソーラーの規制が必要であると考えます。

以下、質問し市の見解を伺います。

1. 航空写真を撮って実態を把握すべきだと考えます。
2. 小淵沢町上笹尾字篠原地内における太陽光発電所の建設のための林地開発について4月、県議と現地視察し県職員の説明を聞いてまいりました。その後、近隣住民との懇談会に参加しました。施工主、大手薬品メーカーは隣接住民との話し合いをなさいと県の指導を承諾しながら、いまだに履行せず拒み続けていると言います。北杜市として施工主と近隣住民との話し合いの場の設定の労を取れないか、伺います。
3. 大泉のJR小海線以北、標高1,200メートルに計画されている大型ソーラー施設3カ所については、景観条例の景観形成区域に入っているのではないか。景観破壊、自然破壊、水源涵養・保水力保持の観点から市は中止・撤退するよう業者に勧告すべきではないか。
4. 甲斐市では小規模なエリアでの伐採・開発に対し、適正な利用を促す林地適正利用指導要綱を制定した。要綱では1ヘクタール以下の林地開発する森林所有者に開発内容などを記す小規模林地開発計画書の提出を求め、災害を防ぐ施設を設置し周辺に悪影響が出ないよう配慮を求めるほか、地元自治体会への事前説明、被害が発生した場合は責任を負うことなど記したと言います。北杜市でも甲斐市に学び、林地適正利用指導要綱をつくる必要があると思いますが、いかがでしょうか。
5. 大型ソーラー施設の建設においては近隣住民との事前協議を義務付けることを求めます。
6. 直流から交流に変換するパワーコンディショナーから発生する高周波の電磁場への影響について、どのように考えているか。
7. 太陽光パネルモジュールには、カドミウムやヒ素などの毒性が強い物質が含まれています。今後20年後の大量廃棄時期が到来すると、土壌や地下水から植物へと汚染の連鎖が始まる恐れがあります。そのことをどう考え、その対応を考えているか。
8. 突然の気象変動、落雷、竜巻、大雪などで設置されたパネルが破損した場合、撤去するのは施工主だと思いますが、環境汚染の有無等について調べる必要があります。この場合、市の指導・関与はどのようにされるのか。
9. 環境モデル都市・長野県飯田市では、中部電力株式会社と飯田市の共同プロジェクトとして1メガワットの太陽光発電施設を天竜峡に近い里山の上に設置し、近隣の家庭約300軒分の電力を賄い、年間で400トンのCO₂削減がなされています。エネルギーの地産地消につながり環境産業の育成、環境教育を進めています。北杜市が飯田市に学ぶことはなんでしょうか。

質問の第3は、教育・福祉の市民要求についてです。

(1) 子どもの学びを支えるセーフティネット、就学援助の充実を。

子どもを小中学校に通わせる親の収入が近年減少し、貧困化してきています。親の貧困化が

子どもの教育に悪影響しないよう就学援助の充実が求められています。小中学校の学用品費や給食費等を補助する就学援助、全国では155万人が利用しています。この点について、3点質問し回答を求めます。

1. 保護者に就学援助制度の周知をどのようにしていますか。
2. 平成25年度の就学援助制度の利用数、小・中別に。それと援助の内容はどうなっていますか。
3. 学用品のほかに学習に必須なメガネ購入に補助を追加することの要望があります。

(2) 高齢者の肺炎予防接種に公的補助を。

日本における主な死因の第1位はガン、2位は心疾患、3位は肺炎です。肺炎による死亡者のうち65歳以上の割合は95%以上です。肺炎は細菌やウイルスなどが肺に入り込んで起こる肺の炎症です。肺炎予防には日常のうがい、手洗い、マスク着用などの感染予防と予防接種です。3月議会での清水進議員の答弁に前向きな回答がありました。北杜市でも公的補助に踏み切るべきときです。実施時期、補助額の予定について伺います。

以上で質問を終わります。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

藤森教育長。

○教育長（藤森顕治君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

愛国心、競争主義押しつけを許さない、教育委員会改悪法に反対することについて、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律についてであります。

この法律は、今月13日に成立いたしました。教育の政治的中立性、継続性・安全性を確保しつつ地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携の強化を図るとともに地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を趣旨として改正が行われたものであります。

来年4月1日より施行されることから、市教育委員会では文部科学省からの通達や指導のもと、県や他市とも情報交換を行いながら必要な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に全国学力・学習状況調査の公表についてであります。

文部科学省が示した今年度の実施要領では、教育委員会等において調査結果を公表する場合、公表の内容・方法等は教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断する、個々の学校名を明らかにした結果の公表を行う場合は、学校とも事前に十分相談するなどの配慮を行うこととしております。

本市においては多くの小中学校が小規模校であり、児童生徒一人の結果が学校単位の結果に大きく影響することなどから、結果の公表については県や他市とも情報交換を行いながら慎重を期す必要があると考えております。

次に教育の市民要求について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、就学援助の周知についてであります。

市教育委員会では学校を通してすべての保護者宛てに案内を通知し、制度の利用を希望する

保護者へ申請書を配布しております。また要保護児童生徒の保護者へは、申請書等を直接郵送して周知しているところであります。

次に、昨年度の就学援助の利用状況についてであります。

小学校児童189人に1,198万5千円、中学校生徒97人に957万6千円の助成を行ったところであります。支給内容は学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費などへの助成となっております。

次に、学習に必要なメガネへの助成についてであります。

就学援助制度は、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して就学にかかる経費の一部を援助するもので、国が定める基準に沿って支援内容を決めていることから学習に必要なメガネの購入については難しいものと考えております。

○議長（渡邊英子君）

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

21番、中村隆一議員の成人用肺炎球菌予防接種についてのご質問にお答えいたします。

成人用肺炎球菌予防接種については現在、国において予防接種法施行規則など関連する省令が本年7月上旬を目途に公布され、10月から定期接種化される見通しであると聞いております。またこの省令では併せて水ぼうそうも定期接種化となり、対象者は生後12カ月から36カ月の乳幼児になります。

なお、公的補助については市町村の負担となることから今後、他市町村の動向を見ながら検討してまいります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

名取生活環境部長。

○生活環境部長（名取文昭君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電と景観保護・環境保全について、いくつか質問をいただいております。

はじめに実態掌握については昨年度、設置状況調査を実施したところでありますので、航空写真による実態調査については当面予定しておりません。

次に、高周波の電磁波への影響についてであります。

北杜サイト太陽光発電所において、国の委託事業として行った実証実験における電磁波の測定結果によるとAMラジオよりも小さいレベルで、総務省の示す電波防護指針の基準値を下回っております。WHOにおいても熱作用を生じない低いレベルの電波曝露による健康への影響はないと公表されていることから、人体に及ぼす影響はないと認識しているところであります。

次に、太陽光パネルに含まれる物質についてであります。

現在、太陽光パネルに使用されている物質については密閉状態であり、溶出することはありません。廃棄処理の際には、処理業者がその責任において管理型処分場に持ち込こむことから適切な処理が行われるものと認識しております。

また将来的に予想されるパネルの廃棄については昨年、国においてリサイクル・リユース調査委員会が設置され、廃棄物の再利用など活用方法についての専門的な調査、研究が行われて

いることから、今後の動向に注視してまいりたいと考えております。

次に撤去への指導、関与についてであります。

太陽光パネルの破損に伴う撤去は気候変動に限らず、施工主がその責任のもとに適切に処理するものであります。また環境汚染対策については、県の関係部局と連携しながら法令に基づき調査、指導等を行ってまいります。

次に、市民との共同事業についてであります。

市民、事業者の皆さまが地球温暖化問題に対して自らが積極的に行動を起こすとともに共同で取り組むことは必要であります。市としましても屋根貸し事業や市民出資のファンドなど地域の実情を考慮した中で、本市においてはどのような仕組みが適しているかなどを新エネルギー推進機構において調査・研究を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えします。

太陽光発電と景観保護・環境保全について、いくつかご質問をいただいております。

はじめに、話し合いの場の設定についてであります。

小淵沢町上笹尾地内に建設予定の太陽光発電施設については林地開発協議に当たるため、県に内容を確認したところ、計画段階で施工主が行政区に説明会を実施したとのことであり、今後、施工主が隣接住民と再度、話し合いをする予定と聞いております。

次に林地適正利用指導要綱の制定については現在、メガソーラー等太陽光発電所の設置に当たっての指導要綱を制定すべく、検討を進めているところであります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

21番、中村隆一議員のご質問にお答えいたします。

太陽光発電と景観保護・環境保全について、いくつか質問をいただいております。

はじめに、大型ソーラー施設の中止・撤退勧告についてであります。

北杜市景観条例では、3つの広域農道を境に田園集落景観形成地域と山岳高原景観形成地域の2つのエリアに分かれております。大泉町のJR小海線以北については、山岳高原景観形成地域のため、土地の用途変更を目的として300平方メートル以上の木竹を伐採する場合は、届け出の必要があります。

景観条例上、現在の法律等では規制をすることができず、相談があった案件については近隣住民への説明・雨水処理・景観への配慮等を指導しております。

次に、近隣住民との事前協議についてであります。

太陽光発電施設設置者に対し、近隣住民への説明をお願いしているところでありますが、制度的な裏付けがないため、強制力がないのが実情であります。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

当局の答弁が終わりました。

中村隆一君の再質問を許します。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

小淵沢町の上笹尾字篠原、このところは最初はその行政区の人たちに話をしたということですが、その後、結構いい環境だということで別荘に住んでいる方が結構大勢いるんですけども、その人たちには説明が全然ないと。今の説明、部長の話では今後話し合いをしようと、そういう予定を聞いていると、これは確実にやっていただけるものと思いますけれども、その点はいかがかと。

2点目として大泉町のJR小海線以北は非常に環境のいいところで、水源の涵養地であるとか、景観保持が必要だということですが、そういうところを規制する手立てがないというふうな今の回答ですが、施行業者に対してその住民との話し合いを十分するように指導をし、撤退をやっぱりこれは勧告すべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお答え願いたいと思います。

そして3点目としては現在、北杜市では非常に多くのところで太陽光発電のものが出ているわけですが、

○議長（渡邊英子君）

残り時間49秒です。

○21番議員（中村隆一君）

はい。

そういうことで地産地消の観点を表に出して自然破壊をやめていくような、そういう方策を取れないものか。

以上3点、お聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

田中産業観光部長。

○産業観光部長（田中幸男君）

21番、中村議員の再質問にお答えいたします。

小淵沢町の上笹尾地区の質問でございますが、先ほど答弁させていただいたとおり、県に確認したとおりでございますので、それ以上の答弁は申し上げられません。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

JR小海線以北のメガソーラーということで再質問をいただいております。

この案件につきましては、北杜市のほうに伐採届が出ております。その段階で林地開発が必要になるということで、県と協議をしてくださいますということを担当部署で業者に伝えておまして、現在、業者が県と林地開発について協議をしていると伺っております。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

もう1点、地産地消の観点から。

答弁を求めます。

神宮司建設部長。

○建設部長（神宮司浩君）

地産地消で、自然破壊だということでやめる方策がないのかということでもありますけども、再三答弁をさせていただいておりますが、制度をつくりたいということで、その制度の中で業者に改善があれば改善、あるいはやることがあればやることをお願いするという対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（渡邊英子君）

答弁が終わりました。

残り時間29秒です。

中村隆一君。

○21番議員（中村隆一君）

さっき保健のほうから国の動向を見て、国が10月から実施するということでしたけれども、お隣の葦崎市ではもう実施をしています。4千円を補助しているという状況ですので、北杜市でもすぐに実施できないか、お聞きします。

○議長（渡邊英子君）

答弁を求めます。

平井市民部長。

○市民部長（平井光君）

中村隆一議員の再質問にお答えいたします。

北杜市におきましては、予算も持っておりません。今回、10月に実施されるという国の法律がありますので、その中で補正予算をいただきながら10月より実施していきたいと考えております。

○議長（渡邊英子君）

以上で、質疑を打ち切ります。

これで21番議員、中村隆一君の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は6月27日、午前10時に開きますので全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時02分

平成 2 6 年

第 2 回北杜市議会定例会会議録

6 月 2 7 日

1. 議事日程

諸 報 告

- 日程第1 承認第2号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第2 承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて
- 日程第3 議案第65号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第67号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第72号 市道路線の廃止について
- 日程第7 請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書
- 日程第8 請願第2号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書
- 日程第9 請願第3号 「集団的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願
- 日程第10 議案第64号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について
- 日程第11 議案第68号 平成26年度北杜市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議案第69号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 同意第7号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第14 同意第8号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第15 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について
- 日程第16 発議第3号 中部横断自動車道（長坂～八千穂）の早期整備を求める意見書の提出について
- 日程第17 議員派遣の件
- 日程第18 閉会中の継続審査の件

2.出席議員（22人）

1番	上村英司	2番	小野光一
3番	齊藤功文	4番	福井俊克
5番	輿水良照	6番	加藤紀雄
7番	原堅志	8番	岡野淳
9番	中山宏樹	10番	相吉正一
11番	清水進	12番	野中真理子
13番	篠原眞清	14番	坂本静
15番	中嶋新	16番	保坂多枝子
17番	千野秀一	18番	小尾直知
19番	渡邊英子	20番	内田俊彦
21番	中村隆一	22番	秋山俊和

3.欠席議員（なし）

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（28人）

市長	白倉政司	副市長	大芝正和
総務部長	伊藤勝美	企画部長	菊原忍
市民部長	平井光	福祉部長	茅野臣恵
生活環境部長	名取文昭	産業観光部長	田中幸男
建設部長	神宮司浩	教育長	藤森顕治
教育次長	浅川一彦	会計管理者	植松広
監査委員事務局長	長坂隆弘	農業委員会事務局長	小石正仁
明野総合支所長	五味正	須玉総合支所長	横森弘一
高根総合支所長	梶村宗弘	長坂総合支所長	武井武文
大泉総合支所長	浅川正人	小淵沢総合支所長	高橋一成
白州総合支所長	赤羽久	武川総合支所長	秋山広志
産業観光部次長	濱井和博	建設部次長	清水宏
政策秘書課長	丸茂和彦	総務課長	織田光一
企画課長	小松武彦	財政課長	斉藤毅

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (3 人)

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三
〃	田中伸

開議 午前10時00分

○議長（渡邊英子君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は22人です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

諸報告をいたします。

6月17日、総務常任委員会が所管調査を実施し、お手元に配布のとおり報告がありました。

この報告を受け昨日、公共工事施工業者に対する指導の徹底、事故等を発生させた業者への評価基準および入札資格等についての再考、市内の優良な施工業者育成について別紙のとおり市長に提言いたしました。

以上で、諸報告を終わります。

なお報道関係者から撮影の申し出があり、これを許可いたしましたのでご了承を願います。

これから、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（渡邊英子君）

日程第1 承認第2号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてから日程第9 請願第3号 「集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願までの9件を一括議題といたします。

本件につきましては各常任委員会に付託しておりますので、各常任委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

はじめに総務常任委員会から承認第2号、議案第65号、議案第66号および請願第3号について報告を求めます。

総務常任委員長、中嶋新君。

中嶋新君。

○総務常任委員長（中嶋新君）

委員長報告をさせていただきます。

北杜市議会議長 渡邊英子様

総務常任委員会委員長 中嶋新

総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、6月10日の本会議において付託されました事件および所管事務調査を6月17日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

1. 付託された事件

承認第2号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第65号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例について

請願第3号 「集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願

以上4件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず承認第2号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「肉用牛の課税の特例の対象とならない農家数は市内に何件あるのか」との質疑に対し「肉用牛の課税特例の対象となる農家は白州町と高根町にあるが、課税の特例の対象外である売却価格が1頭当たり100万円以上で、その頭数が1,500頭以上となる農家はない」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第65号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「選挙権の回復が図られ対象となる方の人数は」との質疑に対し「入退院により変動はあるがおおよそ35人を想定している」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例についてであります。

「法人税および軽自動車税等改正に伴う税収に対する影響は」との質疑に対し「法人税は平成27年から6,300万円ほどの減収となり、軽自動車税は約800万円の増額になる」との答弁がありました。

質疑終結後、「地方に住む者にとって不可欠の移動手段である軽自動車を増税することは軽自動車に乗るメリットがなくなり、消費税増税と併せて二重の負担となる。よって、原案に反対する」との討論があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第3号 「集团的自衛権に関する憲法解釈を変更することに反対する」意見書の提出を求める請願についてであります。

「集团的自衛権の憲法解釈を変更すること自体に反対するのか。解釈の内容に反対なのか」との質疑に対し「解釈を変更することに反対である」との答弁がありました。また「国民の合意を得る中で憲法解釈を変更して切迫した事態に対応することが待てない状況も起こり得ることから今、議論がなされていると思うが」との質疑に対し「首相はいくつかの事例を示し憲法解釈が変更できるという点を引き出そうとしている。解釈だけで九条を変更することに反対するものである」との答弁がありました。また「集团的自衛権の行使は、憲法改正を通じて国民の信を問うべき。請願ではそこが明確に示されていないと思うが」との質疑に対し「一内閣の意見により、憲法解釈を変更すべきではないという市民の意見を提出した」との答弁がありました。

質疑終結後、「この請願についてはさまざまな論議が行われている最中であり、現段階では判断が難しい」「政府が示す集团的自衛権の対象とする範囲が不明確であり、日々状況も変わっていることから慎重審議により決定すべきであり、継続審査とすべきである」との意見が出され、継続審査とするものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

総務常任委員長の報告が終わりました。

これから、総務常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

ないようですので、これをもって総務常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に文教厚生常任委員会から承認第3号、議案第67号および請願第2号について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、福井俊克君。

福井俊克君。

○文教厚生常任委員長（福井俊克君）

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

文教厚生常任委員会は、6月10日の本会議において付託されました事件の審査を6月18日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過ならびに結果についてご報告いたします。

付託された事件

承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて

議案第67号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
請願第2号 「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書

以上3件であります。

審査の結果を申し上げます。

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。

まず承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについてであります。

「国保税軽減対象となる世帯数は」との質疑に対し「5月末で試算したところ、5割軽減となる世帯において後期高齢者支援分は730世帯の増、介護支援分は360世帯の増となる。2割軽減となる世帯において後期高齢者支援分は177世帯の減、介護保険支援分は72世帯の減となる。2割軽減から5割軽減へ移行することが想定される」との答弁がありました。また「改正により国保会計への影響は」との質疑に対し「限度額引き上げに伴う増収は423万1,889円、軽減措置の拡大による減収は3,008万4,070円となり、全体として2,585万2,181円の減収となる。なお、減収分は保険基盤安定繰入金から補填される」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第67号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

「具体的な対象者は」との質疑に対し「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律第10条第1項の規定により、裁判所から保護命令があったものとされている」との答弁

がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第2号「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書についてであります。

「要支援者に対して、市町村独自のサービスの充実を図ることが重要では」との質疑に対し「市町村間のサービス格差が生じることが問題である」との答弁がありました。また「高額年金所得者が低所得者分まで負担を負うのは仕方がないのでは」との質疑に対し「高所得者は医療費についても2割負担となったばかりで負担が増えることになる」との答弁がありました。また「医療・介護総合法案の撤廃とあるが、低所得者の保険料軽減の拡充や医師の確保など良いと思われる法案についても撤廃を求めるといふことか」という質疑に対し「介護のことを考えると撤回しかない」との答弁がありました。

質疑終結後、「厚労委での審議ではさまざまな問題が浮き彫りになり、参考人質疑や地方公聴会でも撤回を求める声が続いた。甲府市での地方公聴会では、山梨県医師会長が拙速な推進は介護難民を作り出す。介護サービスが市町村の事業となり、市町村間に差が出ることは大きな問題であると述べている。このまま実施を迎えれば、現在よりもさらに多くの高齢者が必要な介護を受けられない深刻な事態が予想される。また、特別養護老人ホームへの入居要件が要介護3以上とされているが、要介護1・2であっても介護する者がいない高齢者や徘徊等の認知症の症状によっては、在宅生活が困難な高齢者は多数いる。特別養護老人ホームへの入居要件の厳格化は、高齢者にとっては一層深刻になる恐れがある。これからももっと国民市民の十分理解を得る中で議論し審議を深めるべきものとする。よって、原案に賛成する。また「わが国の高齢化は2025年には65歳以上の人口が3,600万人、75歳以上の人口は2,100万人を超えると推計されている。今法律案は、こうした超高齢化の中で急速に増加する医療と介護の需要に的確に対応するための体制の整備を目指すものである。効率のかつ質の高い医療提供への改革が行われている件であります。限られた医療機関の中で急性期、回復期、慢性期の医療の需要と要求の最適化と同時に関係機関の密接な連携のもと、病院での治療の継続、介護施設への移行、そして在宅医療へと高齢者の状況に応じて切れ目のない医療と介護の提供体制の整備は大変に重要であり、これから大事なものになると考える。よって、原案に反対する」との討論があり、起立採決の結果、賛成少数のため原案は不採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、文教厚生常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

ないようですので、これをもって文教厚生常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に経済環境常任委員会から議案第72号および請願第1号について、報告を求めます。

経済環境常任委員長、相吉正一君。

相吉正一君。

○経済環境常任委員長（相吉正一君）

経済環境常任委員会委員長報告書を朗読をもって報告いたします。

平成 26 年 6 月 19 日

北杜市議会議長 渡邊英子様

経済環境常任委員会委員長 相吉正一

経済環境常任委員会委員長報告書

経済環境常任委員会は、6月10日の本会議において付託されました事件の審査を6月19日に議員協議会室において慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

付託された事件

議案第72号 市道路線の廃止について

請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願

以上2件であります。

審査結果

議案の審査結果および審査過程における委員からの主な質疑、意見等について申し上げます。まず議案第72号 市道路線の廃止についてであります。

「道路の利用状況と付け替えは必要ないのか。また、用途廃止後の処分は」との質疑に対し「隣接者が利用しているだけであり、周辺土地を一体的に使用するため付け替え道路は必要なく、普通財産として払い下げる予定である」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願書についてであります。

「拡大生産者責任はどこまで及ぶか」との質疑に対して「事業者がすべての責任を負い、自治体が負担している費用を負担し、リサイクルの費用を製品価格に内部化することにより消費者にも負担してもらおう」との答弁がありました。また「製造業者だけが負担するのか。小売業者の負担は」との質疑に対して「製造者および製品を使って商品を販売している事業者が対象となる。小売業者は規模等による」との答弁がありました。また「環境省および経済産業省の審議会において自治体の負担の軽減に向けてどのような審議がされているのか」との質疑に対して「審議会の中で改正の議論はされているが、事業者の負担が大きく進んでいない」との答弁がありました。また「グリーン購入が進まない理由は」との質疑に対し「リサイクルの表示が分かりづらいこと。リサイクルするとコストが割高になること。今後意識の高揚が必要となる」との答弁がありました。また「法を改正すべき具体的な案は」との質疑に対し「事業者にリサイクル費用を負担させ、再資源化の強化とリユースをさらに推進する点を変更したい」との答弁がありました。また「循環型社会を実現するための教育に充てる費用は含まれているのか」との質疑に対し「環境教育の費用も含まれている」との答弁がありました。

質疑終結後、討論はなく全員異議なく原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（渡邊英子君）

経済環境常任委員長の報告が終わりました。

これから、経済環境常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

ないようですので、これをもって経済環境常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これから承認第2号 北杜市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、承認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は総務常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

反対討論を許します。

○11 番議員(清水進君)

承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて、反対討論を行います。

理由の第1に議会の審査を受けることなく、専決処分の承認という形で引き上げが行われました。国保税率の引き上げには国保運営協議会にかけて慎重審議を行ってきましたが、このような論議も行われておりません。こうした論議を経ることなく、議会に諮ることもなく執行部が専決で決め議会に承認を求めるだけ、仮に議会が承認しなくても改正がなされる。こうした議会を無視する承認に同意ができるものではありません。

第2に地方税法施行令が改正されたから、北杜市も改正を行うと言います。しかし賦課限度額は課税の最高限度額を地方税法で規定し、その範囲内で市町村の条例で最高限度額を規定するものです。国保税は今でも払うのが大変高額な税金となっています。それがこの改正でさらに負担が増えるもので、これに同意することはできません。

第3に国は今年4月より消費税を5%から8%に引き上げましたが、消費税が社会保障費に全額使われておりません。今年70歳になった高齢者の医療費の負担は1割から2割に引き上げられています。同じ社会保障審議会、医療部会で国民健康保険において相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきだと決めて引き上げるものであります。消費税の増税と合わせ、二重にも負担をします。低所得者対策は、市として実情に合った対応を取るべきであります。国保税の耐え難い負担増になることに対し、反対を行います。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

中嶋新君。

○15番議員（中嶋新君）

承認第3号 北杜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論をいたします。

専決処分をしたのは地方税法の改正に伴うものでございまして、加入者の保険料を軽減することが大きな目的でございます。何より先ほど委員長からの報告のとおり、今回の改正により5割軽減となる世帯が後期高齢者支援分で730世帯、また介護支援分で360世帯ということになっております。またその補填する方法も保険基盤安定繰入金から補填するということになっております。

何より国民健康保険は加入者の保険税によって賄っております。こういった経済状況、また社会保障の充実、高齢者の増加に伴う負担の軽減、特に低所得者に対する軽減措置を主にしております。こういったことを行うことで、1つの課題として国民健康保険税の納入の状況を懸念する部分もあります。こういった点から納付率の向上にも働くといったことも考えられます。

以上、地方税の改正に伴う一部改正でございます。

以上の点をもって承認第3号を賛成いたします。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから、承認第3号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、承認です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数です。

したがって、承認第3号は文教厚生常任委員長の報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第65号 北杜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、総務常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

反対討論ですね。

中村隆一君。

○21番議員(中村隆一君)

議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

多くの国民、とりわけ北杜市のような地方に住む者にとって不可欠の移動手段になっている原付、オートバイ、軽自動車などの税率を大幅に増税しています。税額上は軽自動車税に乗るメリットがなくなります。消費税増税とともに二重の負担増を押し付けるものです。

総務常任委員会の審査の中で法人税収入6,300万円減、軽自動車税800万円増との市税務当局の試算が示されました。市への収入が増えるものではありません。

今回の増税の背景はTPP問題が持ち上がった2010年10月以降、TPP推進の財界や学者、知識人がTPPに参加すればアメリカの自動車関税がゼロになり、対米自動車輸出が格段に増え、日本のGDPがアップすると盛んに宣伝していました。今回の日米合意では自動車にかかる米国の関税がTPP交渉における最も長い段階的な引き下げ期間によって撤廃され、かつ最大限にうしろ倒しされることになり、財界が主張していたTPPのメリットはその大半を失うことになりました。事前協議の中でアメリカは自分の国の車を売り込むのに障害になっている日本の軽自動車税の撤廃やハイブリット車の優遇の是正を求めてきました。今回の軽自動車税等の大幅値上げは、アメリカの是正要求に日本政府が忠実に応えたものであります。

以上を述べて反対討論を終わります。

○議長(渡邊英子君)

次に、原案に賛成の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員(千野秀一君)

議案第66号 北杜市税条例の一部を改正する条例に賛成の立場で討論いたします。

まず委員長報告では、賛成多数で原案どおり可決でありました。そもそもこの議案は法人税および軽自動車税の改正に伴う市税条例の一部改正であります。法人税の改正は地域間税源の偏在性を是正し、財政力格差を縮小するためのものであります。これによりまして本市でも6,300万円の減収になりますが、これは交付税により措置されるものであります。

また軽自動車税の改正は新規登録の車と初登録から13年以上の車が対象となり、800万円の増収となるものであります。これらの改正は税の公平性を図るものであり、議案に賛成であります。

以上です。

○議長(渡邊英子君)

ほかに討論はありませんか。

(なし)

これで討論を終結します。

これから、議案第66号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、議案第66号は総務常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第67号 北杜市ひとり親家庭医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は文教厚生常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第72号 市道路線の廃止について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は経済環境常任委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」の採択を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、請願第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、採択です。

お諮りいたします。

本案は、経済環境常任委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は経済環境常任委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

次に請願第2号「医療・介護総合法案」撤回と安心できる介護制度を国に求める意見書に関する請願書について討論を行います。

討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

中村隆一君。

○21番議員(中村隆一君)

請願第2号に対する賛成討論を行います。

社会保障を大変質させる医療・介護総合法案が18日の参議院本会議で自民・公明両党の賛成で可決を強行成立しました。日本共産党、民主、みんな、維新、結い、社民、生活の各党が反対しました。

賛成の理由、第1は介護保険料、利用料2割負担の根拠が完全に崩壊したにもかかわらず、これを撤回しないことです。政府は年金収入280万円の世帯では、平均的な消費支出をしても年間60万円が余るので2割負担は可能だということを唯一の論拠にしていました。参議院の質疑でその説明は崩壊し60万円余るといふ説明は撤回され、大臣は反省していると述べました。このような法案をこのまま採決にかけると国会の自殺行為といふべきであり、撤回すべきです。

第2は要支援者への訪問通所介護を保険給付から外し、市町村の地域支援事業に置き換えることが受給権の剥奪に、ほかならないからです。地域支援事業に移行した場合の専門的サービスは多くとも現状維持、2025年度に5割程度になるという試算が示されました。新たに要支援と認定された人には、ボランティアなどのサービスしか提供されなくなる恐れがあります。

第3に特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定することになんの道理もないからです。全国で52万人の特養待機者のうち17万8千人は要介護1、2です。この北杜市でも500人の待機者がいます。多数の方々の入所の権利を奪いながら、それに代わる施設計画は示されていません。介護難民化、老人漂流社会は一層深刻にならざるを得ません。戦争する国づくりのために憲法9条破壊を許さない戦いととも、憲法25条が定める生存権を保障させる教導を国民とともに大きくしていきたい。

以上を述べて、請願賛成の討論を終わります。

○議長(渡邊英子君)

次に、原案に反対者の発言を許します。

小尾直知君。

○18番議員(小尾直知君)

医療・介護総合法撤回に反対の討論を行います。

この法律は在宅で医療と介護のサービスが受けられる環境を整え、医療サービスの連携を促

進する医療・介護総合法が18日に成立しました。団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、地域において効率的で質の高い医療・介護の提供体制を構築するために医療法や介護保険法などの関連法を見直し、高齢者が住み慣れた地域で医療・介護・生活支援サービスを一体で受けられる地域包括ケアシステムの構築を掲げ、病気を発症してまもない時期から在宅医療、介護まで一連のサービスを地域で総合的に確保するものであり、また効率的で質の高い医療を確保するために、重症患者を受け入れる急性病床や病状が落ち着いた慢性期病床など病床の機能分化を推進し、さらに在宅医療の充実など医療提供体制の整備に向けたものであります。

一方、介護分野では17年度末までに要支援1、2のサービスを含む市町村が取り組む地域支援事業に移し、従来は行えなかった多様な支援を可能としました。また15年4月から特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上と重点化し、さらに年金収入が280万円以上ある人の介護保険の自己負担を同年8月以降の現行1割から2割に引き上げる。低所得者の保険料軽減を拡充するなど経済力に応じた負担を求めたものであり、これらは本当に素晴らしい方向にしていけるために、やっぱり私たちも手厚い在宅医療を目指していかなければならないと思います。

以上をもって、反対討論といたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで討論を終結します。

これから、請願第2号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

この請願に対する委員長の報告は、不採択です。

したがって、原案について採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は、起立願います。

（ 起 立 少 数 ）

起立少数です。

したがって、請願第2号は不採択とすることに決定いたしました。

○議長（渡邊英子君）

日程第10 議案第64号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定についてを議題といたします。

内容説明を求めます。

浅川教育次長。

○教育次長（浅川一彦君）

それでは議案第64号 北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の制定について、ご説明を申し上げます。

概要書をご覧くださいと思います。まず趣旨でございます。

いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめ問題対策連絡協議会および附属機関を設置するため、北杜市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例を制定するものであります。

次に制定の内容であります。学校の設置者である市はいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するとともに対策を実行的に行うための組織を置くことができることになったことから協議会等の設置、所掌事務、組織運営等に関し必要な事項を定めるものであります。

それでは、条例本文2ページをお願いいたします。

それではこの条例は第1章から第5章の附則、本文は25条で構成をされています。

第1章は総則について定め、第1条では条例の趣旨を、第2条では用語の定義を定めております。

次に第2章は北杜市いじめ問題対策連絡協議会について定めており、第3条では協議会の設置、第4条では所掌事務について、第5条、第6条では委員の組織および任期について定め、第7条、第8条では役員および会議について定めています。第9条では関係者の出席、第10条では庶務については教育総務課で処理する。第11条では運営について定めています。

次に第3章は北杜市いじめ問題専門委員会について定めており、第12条では専門委員会の設置、第13条では所掌事務について、第14条、第15条では委員の組織および役員について定めております。第16条では学校の設置者の下に設ける組織。第17条、第18条では権限等と委員の服務を定めています。第19条では任期、会議等の規定の準用を定めております。

第4章は北杜市いじめ問題調査委員会について定めており、第20条では調査委員会の設置。第21条では所掌事務について。第22条では委員会の組織を。第23条では庶務を政策秘書課において処理すること。第24条では任期、会議等の規定についての準用を定めております。

第5章、雑則では第25条においてこの条例のほか必要な事項は第2章、第3章の規定は教育委員会が、第4章は市長が定めることとしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行すること、および最初に開かれる会議の招集について定めております。

以上よろしくご審議の上ご議決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第64号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論を終結いたします。

これから、議案第64号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○議長(渡邊英子君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11 議案第68号 平成26年度北杜市一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

菊原企画部長。

○企画部長(菊原忍君)

議案第68号 平成26年度北杜市一般会計補正予算書(第2号)をご覧いただきたいと思
います。

1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ8億1,731万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を
302億8,619万9千円とするものでございます。

4ページをお開きいただきたいと思います。「第2表 地方債の補正」でございます。

まず追加といたしまして、過年度の農地・農業用施設災害復旧事業について災害復旧事業債
を起債することとし、限度額を40万円とするものでございます。

次に変更といたしまして合併特例事業債を5,400万円増額し、限度額を23億1,
060万円とし、発行限度額の計を34億7,230万円とするものでございます。

次に歳入歳出予算の補正内容についてご説明いたしますので、2ページ、3ページにお戻り
いただきたいと思います。

はじめに歳入でございます。

10款1項地方交付税1億9,750万5千円の増額につきましては、一般財源といたしま
して普通交付税を充当するものでございます。

14款2項国庫補助金5,829万2千円の増額は、災害等廃棄物処理事業補助金でござい
ます。

15款2項県補助金4億5,789万4千円の増額は、自立経営体確保育成促進事業補助金
4億5,694万2千円などでございます。

20款5項雑入4,922万7千円の増額は、コミュニティ助成事業として高根ふるさと太
鼓保存事業などに対する財団法人自治総合センターからの助成金280万円および雪害にかか
る建物災害共済の保険金4,638万6千円などでございます。

21款1項市債5,440万円の増額は定住促進住宅、子育て支援住宅整備事業に充当する合併特例事業債5,400万円などでございます。

次に3ページの歳出でございます。

3款民生費、2項児童福祉費243万円の増額は大雪により破損したしらかば保育園、テラス屋根の修繕を行う保育所総務管理費でございます。

4款衛生費、1項保険衛生費1億1,658万5千円の増額は雪害対策として農業用ハウス等の災害廃棄物の収集運搬処分を実施する災害等廃棄物処理事業でございます。

6款農林水産業費、1項農業費5億9,241万7千円の増額は同じく雪害対策として実施する経営体育成支援事業費補助金5億8,499万8千円および大雪により破損した大正館の屋根等の修繕を行う農業施設管理費264万円などでございます。

8款土木費、4項住宅費5,690万円の増額は旧大泉総合支所の解体工事を行う住宅建設費でございます。

10款教育費、2項小学校費225万1千円の増額は大雪により破損した須玉小学校屋内運動場の雪止め等の修繕を行う小学校施設整備費でございます。

3項中学校費2,013万8千円の増額は、同じく大雪により破損した高根中学校屋内運動場の屋根等の修繕を行う中学校施設整備費でございます。

4項社会教育費409万9千円の増額は、高根ふるさと太鼓保存会補助金250万円などでございます。

5項保健体育費2,249万8千円の増額は、大雪により破損した須玉総合体育館屋根および白州体育館屋根等の修繕を行う体育施設費でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上ご議決いただけますよう、お願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第68号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論を終結いたします。

これから、議案第68号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第12 議案第69号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

内容説明を求めます。

平井市民部長。

○市民部長(平井光君)

議案第69号 平成26年度北杜市介護保険特別会計補正予算書(第1号)について説明させていただきます。

予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,820万円を追加し、予算の総額をそれぞれ38億3,691万8千円とするものであります。

今回の補正は、国および県の補助金内示に伴う補正でございます。

2ページをお願いいたします。まず歳入でございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金5,280万円および5款県支出金、3項県補助金540万円の増額は、いずれも補助金の内示に伴います増額補正でございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出でございます。

1款総務費、6項地域介護・福祉空間整備費等補助金5,820万円の補正ですけれども、小規模多機能型居宅介護事業所、ならびに複合型サービス事業費開設に伴います施設整備費および開設準備経費の補助金になります。

以上よろしくご審議の上ご議決いただけますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第69号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、議案第69号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第13 同意第7号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を
求める件および日程第14 同意第8号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員
の選任について議会の同意を求める件の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

同意第7号 大泉恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件
につきましては委員が辞職したことに伴い、新たに財産区管理委員会委員を選任する必要があるの
で北杜市財産区管理条例第3条第1項の規定により北杜市大泉町谷戸6579番地2、保坂
正明、昭和23年7月29日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものであります。

次に同意第8号 内山の内十二山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の
同意を求める件につきましては、新たな委員としまして北杜市大泉町谷戸6579番地2、保
坂正明、昭和23年7月29日生まれの選任につきまして、議会の同意を求めるものでありま
す。

よろしくご審議の上、ご同意のほどをお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第7号および同意第8号の2件は、質疑・討論を省略し
採決したいと思いますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し採決することに決定いたしました。

これから、同意第7号および同意第8号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

同意第7号および同意第8号の2件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第7号および同意第8号の2件は原案のとおり同意することに決定いたし
ました。

○議長（渡邊英子君）

日程第15 発議第2号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります相吉正一君から、提案理由の説明を求めます。

10番議員、相吉正一君。

○10番議員（相吉正一君）

発議第2号を、朗読をもって説明いたします。

発議第2号

平成26年6月27日

北杜市議会議長 渡邊英子様

提出者

北杜市議会議員 相吉正一

賛成者

北杜市議会議員 小野光一

” 加藤紀雄

” 中山宏樹

” 清水 進

” 篠原眞清

” 秋山俊和

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

提案理由

現行の容器包装リサイクル法は自治体が費用負担の最も大きい収集、分別、圧縮、梱包等の経費を負担しており、これが自治体財政に大きな負担になっている。自治体が税金で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されておらず、容器包装を選択する事業者には真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブが働かず、ゴミを減らそうと努力している市民には負担のあり方について不公平感が高まっている。

加えて、上位法である循環型社会形成推進基本法第6条および第7条においては発生抑制、再使用、再利用の順に優先順位が定められているが、容器包装の発生抑制や再使用の意識が市民に十分浸透していないことから、これらを普及するための環境教育を充実させ、グリーン購入やリユースをさらに普及するためのさまざまな環境を整備することが一層必要となっている。

よって一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、この案を提出するものである。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書（案）

容器包装リサイクル法（「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」）はリサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反してリサイクル優先に偏っています。

このため、家庭から出されるゴミ総排出量の減量は不十分で環境によりリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装がいまだに使われているのが社会の実態です。

根本的な問題は自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにあります。このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとするインセンティブ(誘因)が働かず、ゴミを減らそうと努力している市民には、負担のあり方について不公平感が高まっています。

今日、気候変動防止の観点からも資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっています。

よって、わが国の一日も早い持続可能な社会への転換を図るため、政府および国に対し以下のとおり容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律を制定することを強く求めます。

記

1. 容器包装の拡大生産者責任を強化しリサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
2. 容器包装のリデュース(発生抑制) リユース(再使用)の2Rの環境教育を充実し、グリーン購入やリユースをさらに普及するためのさまざまな環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

提出先

衆議院議長 伊吹文明殿

参議院議長 山崎正昭殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

環境大臣 石原伸晃殿

経済産業大臣 茂木敏充殿

農林水産大臣 林 芳正殿

厚生労働大臣 田村憲久殿

財務大臣 麻生太郎殿

内閣府特命担当大臣
(消費者及び食品安全) 森 雅子殿

以上が意見書案でございます。

ご審議の上、採択をよろしくお願い申し上げます。

○議長(渡邊英子君)

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

これから、発議第2号に対する採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第16 発議第3号 中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期整備を求める意見書の提出
についてを議題といたします。

提出者であります内田俊彦君から、提案理由の説明を求めます。

20番議員、内田俊彦君。

○20番議員(内田俊彦君)

発議第3号を朗読をもって説明いたします。

発議第3号

平成26年6月27日

北杜市議会議長 渡邊英子様

提出者

北杜市議会議員 内田俊彦

賛成者

北杜市議会議員 千野秀一

” 福井俊克

” 保坂多枝子

中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期整備を求める意見書の提出について

上記議案を別紙のとおり北杜市議会会議規則第14条第1項の規定により、提出する。

提案理由

中部横断自動車道実現は新たな経済連携と文化交流等を生み出し、災害発生時における鉄道および一般国道などが機能しない状況下では「命をつなぐ道」として緊急輸送路としての機能を発揮することは本年2月の記録的な大雪、ならびに東日本大震災の教訓であり、山梨県および北杜市にとって住民の安全・安心に重要な役割を担うものであります。

計画段階評価におけるルート帯案の決定および整備区間の格上げ早期実現は、北杜市合併以前から峡北地域の願いであります。平成9年、長坂~八千穂間の基本計画から17年が経過し、平成29年にはこの区間以外はすべて開通する見込みとなっております。多くの市民の願いであり一日でも早い早期着工・早期実現を求めるものであり、この案を提出するものであります。

1枚、おめくりください。

中部横断自動車道(長坂~八千穂)の早期整備を求める意見書(案)

中部横断自動車道は国土の均衡な発展と地方と地方を結び人と物の流れを創出し、新たな経

済連携と文化交流を生み出し、災害発生時における鉄道および一般国道などが機能しない状況下では「命をつなぐ道」として緊急輸送路としての機能を発揮することは、本年2月の記録的な大雪ならびに東日本大震災の教訓であり、東海地震、富士山噴火等による重大な災害時には山梨県および北杜市にとって住民の安全・安心に重要な役割を担うものであります。

中部横断自動車道の整備は、八千穂～佐久南間が本年4月に平成29年度供用開始と公表され、北杜市を含む長坂～八千穂間以外の区間はすべて平成29年度までに開通する見込みとなっております。

一方、長坂～八千穂間においては、平成9年の基本計画策定から17年が経過した今も依然として工事着手が見えておらず、公共事業の新たな評価手法である計画段階評価が実施されているところであります。

平成22年から進められている計画段階評価での市民への取り組みや北杜市が実施している北杜市中部横断自動車道活用検討委員会において、地元意見を反映した中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンの策定結果など、また北杜市議会の多くの議員が実施した地域活動による住民意見の直接聞き取りの状況ではワーキンググループにより、とりまとめられたBルート帯案での早期整備を願う市民の声が大多数を占めています。

北杜市議会では多くの市民の願いを実現するため、一昨年3月定例会での請願第1号、昨年6月定例会での発議第1号で早期実現、早期着手を求める意見書を可決し提出したところであります。

一日でも早い事業着手と中部横断自動車道を見据えた北杜市のまちづくりに向け、引き続き市議会として、さらなる努力を払ってまいりますので、次の事項について特段のご配慮をお願い申し上げます。

記

- 1．中部横断自動車道（長坂～八千穂）において、Bルート帯案を速やかに決定し、整備計画区間に格上げすること。
- 1．計画沿線地域の豊かな自然や美しい景観に配慮し、環境や景観への負荷が少ない高速道路となるようにすること。
- 1．高速道路利用者の利便性の向上と地域の活性化や物流の効率化等のため、主要な道路とのアクセスに配慮すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月27日

山梨県北杜市議会議長 渡邊英子

提出先

衆議院議長 伊吹文明殿

参議院議長 山崎正昭殿

内閣総理大臣 安倍晋三殿

国土交通大臣 太田昭宏殿

財務大臣 麻生太郎殿

山梨県知事 横内正明殿

以上ご審議の上ご可決いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（渡邊英子君）

説明が終わりました。

これから、質疑を許します。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

清水進君。

原案に反対者として発言を許します。

○11番議員（清水進君）

発議第3号に反対の立場から討論を行います。

第1にこの高速道の計画段階での建設費は約1,700億円が予定されています。実際の建設時にはもっと多額になってしまいます。笹子トンネル事故は記憶に新しく生々しく覚えております。山梨県には175本のトンネルがあり、その中で市町村管理は33本、維持管理も大変とされています。市内大平トンネルのトンネル点検だけでも800万円の経費がかかったと報道されております。国では財政難を理由に低所得者ほど重たい負担となる消費税を引き上げております。さらに来年10月より10%にする計画をしています。インフラ整備は重要な課題であり、莫大な費用の負担をどのようにするのか。限られた財源の中で中部横断自動車道の建設のときではないと考えます。

第2に命の道だから必要と言いますが、市内の状況は道路の建設では解決できない重要課題が山積しています。高齢化の進んだ地域でお年寄りの方々が安心して病院に行く、買い物に出て行く公共交通が不便となっています。また休日夜間の急病人が安心して医療を受けられていません。受け入れる病院が市外となり、甲府市や県外にも収容されます。安心して受け入れてくれる医療機関が近くにはありません。最悪手遅れの事態も生まれております。市民の命を守る対策が早急に求められております。

第3に新ルートに対して見直しを求める観点が多々あります。それは1.自然生態系、景観などの環境を守る観点、2.湧水を守る観点、3.大規模森林伐採などによる災害、土砂崩れ防止の観点、4.農業、特に梨北米の水田を守る観点、5.冬場の融雪剤散布被害の防止、生活環境、集落や別荘居住地を守る観点、6.観光や経済的なダメージ、ストロー現象の抑制など多くの課題が取り上げられています。今、自然環境に魅了され、八ヶ岳南麓に居を構えた移住者が多くいます。武川町、大泉町、この時代にこの2町はほぼ同じ人口でありました。しかし今は大泉町が多くなっております。このことから実証されています。豊かな自然環境に魅了されて転居し、この自然環境を残してほしいと願っている方も多くおります。

このようにBルートと決めてしまうには市民的な合意ができていない、できているとは考えられません。よって、発議の提案に反対をいたします。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

千野秀一君。

○17番議員（千野秀一君）

意見書に賛成の立場で討論をいたします。

「君は太平洋を見たか 僕は日本海を見たい」、これは27年も前、中部横断自動車道の建設早期開通を願って作られた標語であります。

奇しくも中央自動車道全線開通の5年後、地元の悲願であった請願インターと言われた長坂インターチェンジの開業の年と同じ年でありました。以来、中央自動車道はこの地域の生活向上にはかり知れない効果、恩恵を運び続けています。

しかし一方でこの間、社会情勢の変化もあり、次第に多くの地域の課題が浮き彫りとなってきました。このことにより新たな物流、特に「命をつなぐ道」としての中部横断自動車道の重要性がより高まり、道はつながってこそその機能を発揮するもの。そしてこれにより本市の立地がより生かされ、併せてBルート案が地域活性化に結びつくものと多くの市民が期待をし、早期開通を求めています。本意見書はまさに市民の意見でもあり、賛成であります。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

反対の方はいらっしゃいますか。

岡野淳君。

○8番議員（岡野淳君）

意見書に反対の立場で討論させていただきます。

この高速道路、先ごろ取りまとめられたいわゆるBルート案で今、着々と進められていることは承知をしております。ただ、国交省が言うように複数のルート案を提示して、そこに市民の意見を反映させるという意味においては、このもともと合ったA、Bルート案は出発点と終着点は1本、つまり選ぶ余地はない、AかBかという余地はあっても厳密な意味での複数ルート案と言うにはちょっと無理があると思います。ほかにもいろいろな可能性のあるルート案があるはずで、そうしたことも含めて、今この道路計画に対して反対する人、それから慎重に考える人もいらっしゃいます。そういう人たちの意見も汲み取る必要があると思いますし、そういう意味で国交省はまだまだこれからやることがあるはずで、

したがって、今、この時点でこうした意見書を出すということについては、私は時期尚早と考えて反対をさせていただきます。

以上です。

○議長（渡邊英子君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。

福井俊克君。

○4番議員（福井俊克君）

中部自動車横断道（長坂～八千穂）の早期整備を求める意見書提出について、賛成の立場から討論いたします。

ご案内のとおり中部自動車横断道（長坂～八千穂間）の早期整備はもとより、先ほどからもお話が出ていますけども、北杜市民はもとより北杜市にとって防災、産業、経済、観光、文化等、あらゆる分野において活性化につながるものと確信をしております。一時も早い着手、また完成を多くの市民が待ち望んでいるところであります。意見書の提出については、このよう

な意味から私は賛成をいたし、賛成討論といたします。

以上であります。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありますか。

小尾直知君。

○18番議員（小尾直知君）

賛成討論をさせていただきます。

中部横断自動車道の早期整備を求める意見書に賛成討論をいたします。

われわれ北杜市議会議員中部横断自動車道推進の会は本年2月設立以来、これまでさまざまな機会を通じて市民の皆さまの早期着工・開通を望む声を丁寧に聞き取り、国・県へ要望・陳情を重ねてきました。この間、市では中部横断自動車道を見据えた北杜市まちづくりビジョンを練り上げ、沿線地域の将来像を明らかにし市の恵まれた地域特性を踏まえながら、地域の活性化に結びつける取り組みや方策等を地域住民自らが主体的かつ計画的に推進するための指針となるものであります。このつなく、支える、馴染む、協働、この4つが非常に素晴らしいと思います。

われわれは議員として市民として、ふるさと北杜市をどうすれば活性化することができるのか毎日がその思いであります。何もしなければ今後、ますます都市と地方の格差は拡大するばかりであり、超高齢者を迎えなければなりません。みんなで力を合わせ、一日も早い早期着工・早期完成を目指しましょう。

以上、賛成討論とします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

保坂多枝子君。

反対の方はいませんか。

賛成の討論を許します。

○16番議員（保坂多枝子君）

発議第3号について、賛成討論をさせていただきます。

中部横断自動車道の整備は八千穂、佐久南までが平成29年度供用開始と公表されています。しかし北杜市を含む長坂～八千穂間以外はこうしたことで、すべて開通になるということでございまして、その部分だけが取り残されているような形になっています。

私どもが住むこの北杜市の大きな課題として人口減少、そして高齢化があります。10年後には170人ほどしか子どもが生まれません。今、保育園、小中学校の統合問題や勤労者数が減っていくということで地域経済の悪化が懸念されています。また高齢者や障害者に対して元気で安心して暮らせる環境づくりを整備することは、高齢化率が35%、3人に1人は高齢者になるという本市において大変重要なことだと考えています。広大な面積を持ち人口が減少していく中、行政効果が望めないこの現状をなんとか打開しなければと考えています。

先日もありましたが、市のアピールポイントでもあり、北杜市の魅力でもある豊かな自然に配慮し、環境景観に負荷が少ない高速道路でなくてはならないことはもちろんであります。また国道141号線を改修することも挙げられておりますが、勾配が急なこともあり、安全に通行できる高速道路としては景観などの問題も含め大変難しいことではないかと考えています。

しかしこうしたことも含め、地元住民の方の利便性や意向を汲み取ることも大切ではございません。

以上のことを踏まえた上でも高速道路の建設はこの地域を活性化し物流の効果を図り、未来に夢を託せる北杜市のまちづくりとして、多くの市民が望んでいるところでございます。

以上の観点からも早期実現に向け、賛成討論といたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

中山宏樹君。

賛成の立場ですか。

○9番議員（中山宏樹君）

はい。賛成の立場でお願いします。

○議長（渡邊英子君）

賛成者の発言を許します。

○9番議員（中山宏樹君）

意見書に賛成の立場から討論いたします。

そもそも中部横断道は昭和62年の閣議で決定され、平成9年に基本計画が発表されました。その間、長坂～八千穂間以外は順調に進められ、平成29年には全線開通とのこと。なぜこの区間だけ遅れてしまったのでしょうか。合併以前にも旧村長さんたちはこぞって賛成し、陳情もされております。関係者の中にはもう亡くなれた方もおられ、当時の方々のご努力になんとしても報わなければなりません。「お前ら何をしている」と怒っているに違いありません。

私たちは未来の人にも責任があります。議員の推進の会を立ち上げてから、地域の皆さんの声を聞くと「なぜ今ごろそんなことを言っているのか。道なんかできるに決まっているんでしょう」とか「私の目の黒いうちに道ができないのか」とか「途中で切れている高速なんか高速ではないでしょう」とか「国で造ると決めた高速がなぜできないのか」と言われています。そんな状況とは知らなかった市民の皆さんは、ぜひ頑張ってくれと、造ってもらわなければ困ると言っています。200、300人の方に会いましたけども、誰一人、高速はいらないと言っている人はいませんでした。これが地元の声です。

また小淵沢町では、小淵沢中学校の校門の前をレインボーラインが通っております。このレインボーラインを通して日本一の高原野菜の産地の大型トラックが1日、行きに300台、往復すると600台もの車が最盛期には通ります。最近は大トラックよりもっと大きいトレーラーも時折通っております。自転車通学の子もたちのすぐ脇を大型トラックが通るといことがいかに危険なことか、ぜひ考えていただきたいと思います。またその先の交差点も信号がございません。これも危険でございます。よって一日でも早い完成を望んでおります。

よって、本意見の提出に賛成をいたします。

○議長（渡邊英子君）

ほかに討論はありませんか。

（ な し ）

これで、討論を終結します。

これから、発議第3号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

起立多数です。

したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第17 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議員派遣の件につきましては、会議規則第157条の規定により、お手元に配布したとおり議員を派遣したいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については別紙のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました議員派遣の件について、やむを得ず変更が生じた場合は議長に一任をお願いしたいと思っておりますがご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、やむを得ず変更が生ずる場合は議長に一任することに決定いたしました。

○議長(渡邊英子君)

日程第18 閉会中の継続審査の件を議題といたします。

総務常任委員会、文教厚生常任委員会、経済環境常任委員会および議会運営委員会の各委員長から会議規則第108条の規定により、お手元に配布しました申し出のとおり所管事項について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査の件は各委員長の申し出のとおりとすることに決定いたしました。

以上で、本定例会に付議されました議案審査はすべて終了いたしました。

6月10日に開会されました本定例会におきまして、執行の皆さまには丁寧な答弁をいただき、また議員各位には連日のご審議をいただき誠にありがとうございました。

以上をもちまして、平成26年第2回北杜市議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時52分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	坂本吉彦
議会書記	清水市三